

平成22年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策1 国家公務員の人事管理の推進	担当部局、課室名	人事・恩給局総務課、人事政策課、公務員高齢対策課、参事官室			
基本目標	国民の信頼を確保しつつ、質の高い行政サービスを実現していくため、公務員が能力を発揮できる環境を整備する。そのために、国家公務員制度改革を推進すると共に、人事に関する制度を適切に運営し、的確な人事管理を推進する。					
政策の概要	<p>国家公務員の人事管理の推進について、平成21年度においても各種施策を実施したが、そのうち重点事項としては、①能力・実績主義を重視した人事運用の推進、及び②適切な退職管理の推進と職員の高齢化への対応を実施した。</p> <p>また、多様な人材の確保・活用の推進に関しては、女性国家公務員の採用の拡大、国家公務員の配置転換について、具体的目標を設定するなどしてその推進に努めた。</p> <p style="text-align: right;">[予算額：265百万円]</p>					
	主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等	
	能力・実績主義を重視した人事運用の推進	人事評価制度の円滑な導入	43	人事評価担当参事官		
適切な退職管理の推進と職員の高齢化への対応	再就職情報の一元管理等の改正国家公務員法の円滑な運用	—	公務員高齢対策課	・第174回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説(平成22年1月29日)		
指標等の状況	(多様な人材の確保・活用の推進に関するもの)					
指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
国家公務員I種事務系区分(行政、法律、経済)採用者に占める女性の割合	30%	22年度	「男女共同参画基本計画」(第2次)(平成17年12月27日閣議決定)で示された政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安を踏まえ、各府省において多様な人材の確保・活用が進められているか。	25.1% (74名/ 295名中)	24.2% (71名/ 293名中)	30.6% (93名/ 304名中)
国家公務員の配置転換の人数	347人	21年度	国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画(平成18年6月30日閣議決定)の確実な実施を図る観点から、各年度に定める配置転換、採用抑制等に関する実施計画(国家公務員雇用調整本部決定)を着実に達成しているか。	783人 (内定数。 平成20年 4月1日 実施)	705人 (内定数。 平成21年 4月1日 実施)	352人 (内定数。 平成22年 4月1日 実施)
政策の実施状況とその分析及び総合的な評価	<p>【政策の実施状況】</p> <p>①については、平成19年に成立した改正国家公務員法に基づき、能力・実績主義の人事管理のための人事評価制度が平成21年度から実施されたことから、制度の定着及び円滑かつ適切な運用を推進し、評価者講座を実施した。</p> <p>②については、</p> <p>(1) 再就職情報の一元管理・公表の実施については、職員の再就職の適正の確保及びその透明化を確保するため、国家公務員の再就職情報の一元管理・公表を着実に実施した。特に公表については、年1回の公表だけでなく、四半期ごとの閣議報告に当たっても公表し、充実させた。</p> <p>(2) 行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、公務において職員が培ってきた高度の専門的な知識や経験を活用するとともに、在職期間の長期化に対応する観点から、専門スタッフ職制度の活用を推進した。また、高齢者の活用・雇用の推進等の観点から、再任用制度の活用を推進した。</p> <p>(3) 各府省庁における退職準備プログラム等の実施を促すため、各府省等人事担当者を集め、「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者等講習会」を実施した。</p>					

	<p>【政策の実施状況の分析】</p> <p>①については、人事評価は人事管理の基礎となるものであることから、人事評価制度が円滑かつ的確に行われるよう、制度の周知及び習熟を図ることが必要。そのため、評価者講座を実施したところ、講座後の参加者に対するアンケート結果においては、講座の開催に関して、「おおいに有益」又は「有益」という回答は9割以上となっており、効果があったものと考えられる。</p> <p>②については、</p> <p>(1) i) 再就職情報の一元管理・公表や ii) その他の再就職の状況に係る政府全体を通じた調査・状況把握とそれらの調査等の結果を踏まえた対応により、適切な退職管理の推進は進展している。</p> <p>(2) 専門スタッフ職については、20年度に59ポスト、21年度に75ポストが設置され、定年まで勤務できる環境の整備に向けた一定の効果が認められる。再任用制度については、再任用職員数が19年度1,261人、20年度2,307人、21年度2,970人と着実に増加しており、高齢者の活用・雇用の推進等に効果があったものと考えられる。</p> <p>(3) 各府省庁の退職準備プログラム及び生涯生活設計プログラムは、総務省が実施する「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者等講習会」などの施策を踏まえる形で実施されていることから、こうした取組の必要性が認められる。</p> <p>【総括的な評価】</p> <p>上記の重点事項についての分析や指標等の状況を踏まえると、国家公務員に関する制度の適切な運営・改善に向け、着実に前進しているものと評価できる。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>人事管理推進事業について、「更なる見直し、改善が必要（効率化）」とされたことを踏まえ、官民人事交流推進会議、公平審理研究会を廃止したほか、庁費等について、執行実績も踏まえた精査を行い、既存事業については、約3割の予算縮減を行った。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>今後も当政策の基本目標の実現に向けて、個別施策の課題などに引き続き取り組んでいく。これについては、平成22年度目標設定表において設定した当施策に係る具体的目標の達成に向けて努力をしていくことになる。</p> <p>また、人事行政部門全体としては、今後の公務員の在り方の改革、公務員の意識改革が求められていることから、関係部局との連携、政務三役の指示等を踏まえつつ、国家公務員制度改革に係る諸課題の検討・具体化を進める必要がある。</p> <p>以上を踏まえて、現時点で当政策全体の課題と取組の方向性について考えると、</p> <p>(1) 大臣の責任による人事管理機能の強化及び能力・実績主義の人事管理の徹底</p> <p>「政」と「官」の適切な役割分担と協力関係の下、内閣及び各大臣の責任による人事管理機能の強化により、適材適所の人材登用・配置を図るとともに、各行政機関において能力・実績主義の人事管理を徹底するなど適切な人事管理の推進を図る。</p> <p>(2) 官民人材交流の推進</p> <p>「官を開く」との基本方針の下、「官から民」「民から官」双方向の人材交流の積極的な推進を図る。</p> <p>(3) 退職管理の一層の適正化及び定年まで勤務できる環境の整備</p> <p>公務員制度において、退職管理の一層の適正化を図るとともに、定年まで勤務できる環境整備を進める。</p> <p>(4) ワーク・ライフ・バランスの一層の推進</p> <p>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等の改定により公務部門における一層の取組の促進が求められていることを踏まえ、国家公務員においても率先して仕事と生活の調和に取り組む。</p> <p>などが挙げられる。</p>
<p>その他関連データ</p>	<p>・女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果（平成21年8月5日） http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02jinji02_000015.html</p> <p>・平成22年度における国家公務員の配置転換の内定状況（平成21年12月25日） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koumuin/091225joukyou.pdf</p>

平成 22 年度主要な政策に係る評価書

政策所管（施策評価担当）部局課室名 人事・恩給局 総務課、人事政策課、

公務員高齢対策課、参事官室

評 価 年 月 平成 22 年 8 月

1 主要な政策の概要

（政策名）

国家公務員の人事管理の推進

（基本目標）

国民の信頼を確保しつつ、質の高い行政サービスを実現していくため、公務員が能力を發揮できる環境を整備する。そのために、国家公務員制度改革を推進するとともに、人事に関する制度を適切に運営し、的確な人事管理を推進する。

（政策の概要）

（1） 国家公務員に関する制度の適切な運営・改善及び適切な人事管理の推進

① 人事院勧告を受けて行う給与等の適切な改定については、人事院勧告制度が国家公務員の労働基本権制約の代償措置の根幹をなすものであることから、当該勧告を受けて適切に改定を行った。

また、退職手当制度の適正な運用については、官民の退職手当の水準、国家公務員の退職手当制度などの見直しを行うため、国家公務員の退職手当の支給状況や民間企業の退職金制度についての調査を行った。

② 能力・実績主義を重視した人事運用の推進については、平成 21 年度より実施された人事評価制度について、評価者講座を実施するなどにより、その定着及び円滑かつ適切な運用を推進した。

③ 多様な人材の確保・活用の推進については、各種人事交流や女性国家公務員の採用などについて、調査を実施し、状況の把握を行ったほか、国家公務員の配置転換を円滑に行うための取組を行った。

④ 適切な退職管理の推進と職員の高齢化への対応については、再就職情報の一元管理・公表の実施、専門スタッフ職、再任用制度の活用の推進、退職準備プログラム等担当者等講習会の実施などに努めた。

⑤ 職員の服務規律の確保の推進について、服務規律の確保の周知、徹底を行った。

（2） 公務能率の向上

① 労働時間短縮の推進については、「国家公務員の労働時間短縮対策について」（平成 4 年 12 月 9 日人事管理運営協議会決定）に基づき、労働時間の短縮を推進した。

② 職員の能力開発・啓発の推進については、各種啓発事業を効果的に行った。

③ 職員の福利厚生の推進については、各府省の担当者に対する健康管理、安全対策の講演会、各府省のカウンセラーに対する講習会や管理監督者に対するメンタルヘルスセミナーを行った。

④ 適切な労務管理の推進については、今後、国家公務員に協約締結権が付与された場合、労使関係が激変することが予想されること等から、各府省の労務管理担当者の意識改革

が急務となっており、各府省の末端の組織に至るまで、労務管理担当者が統一的、一体的に業務を遂行できるよう、労務管理研究会等の施策を推進した。

主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
人事院勧告を受けて行う給与等の適切な改定及び退職手当制度の適正な運用	給与法等の改正	—	給与担当参事官	公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成21年8月25日閣議決定)
	退職手当制度の適正な運用	9		
能力・実績主義を重視した人事運用の推進	人事評価制度の円滑な導入	43	人事評価担当参事官	
多様な人材の確保・活用の推進	人事交流の推進	4	交流担当参事官	<ul style="list-style-type: none"> 採用昇任等基本方針(平成21年3月3日閣議決定) 省庁間人事交流の推進について(平成6年12月22日閣議決定) 地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)等
	女性国家公務員の採用・登用の拡大、障害者雇用の推進等	5	任用担当参事官	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画基本計画(第2次)(平成17年12月27日閣議決定) 重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)
	国家公務員の配置転換の推進	30	雇用調整担当参事官	国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画(平成18年6月30日閣議決定)
適切な退職管理の推進と職員の高齢化への対応	再就職情報の一元管理等の改正国家公務員法の円滑な運用	—	公務員高齢対策課	第174回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説(平成22年1月29日)
	定年まで勤務できる環境の整備等	—	公務員高齢対策課	<ul style="list-style-type: none"> 公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成19年10月30日閣議決定) 第174回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説 国家公務員高齢者雇用推進に関する方針(平成13年

				6月27日人事管理運営協議会決定) ・国家公務員高齢者雇用推進に関する方針
	生活設計の支援の推進	12	公務員高齢対策課	
職員の服務規律の確保の推進	服務規律確保の周知、徹底	—	服務・勤務時間担当参事官	
労働時間短縮の推進	超過勤務対策の適切な実施	1	服務・勤務時間担当参事官	国家公務員の労働時間短縮対策について（平成4年12月9日人事管理運営協議会決定）
職員の能力開発・啓発の推進	啓発事業の効果的実施	16	啓発担当参事官	
職員の福利厚生への推進	職員の健康の保持増進対策の実施	4	福利厚生担当参事官	国家公務員福利厚生基本計画（平成3年3月20日内閣総理大臣決定）
適切な労務管理の推進	労務管理担当者に対する指導、啓発	6	労務管理担当参事官	

（平成21年度予算額）

265百万円

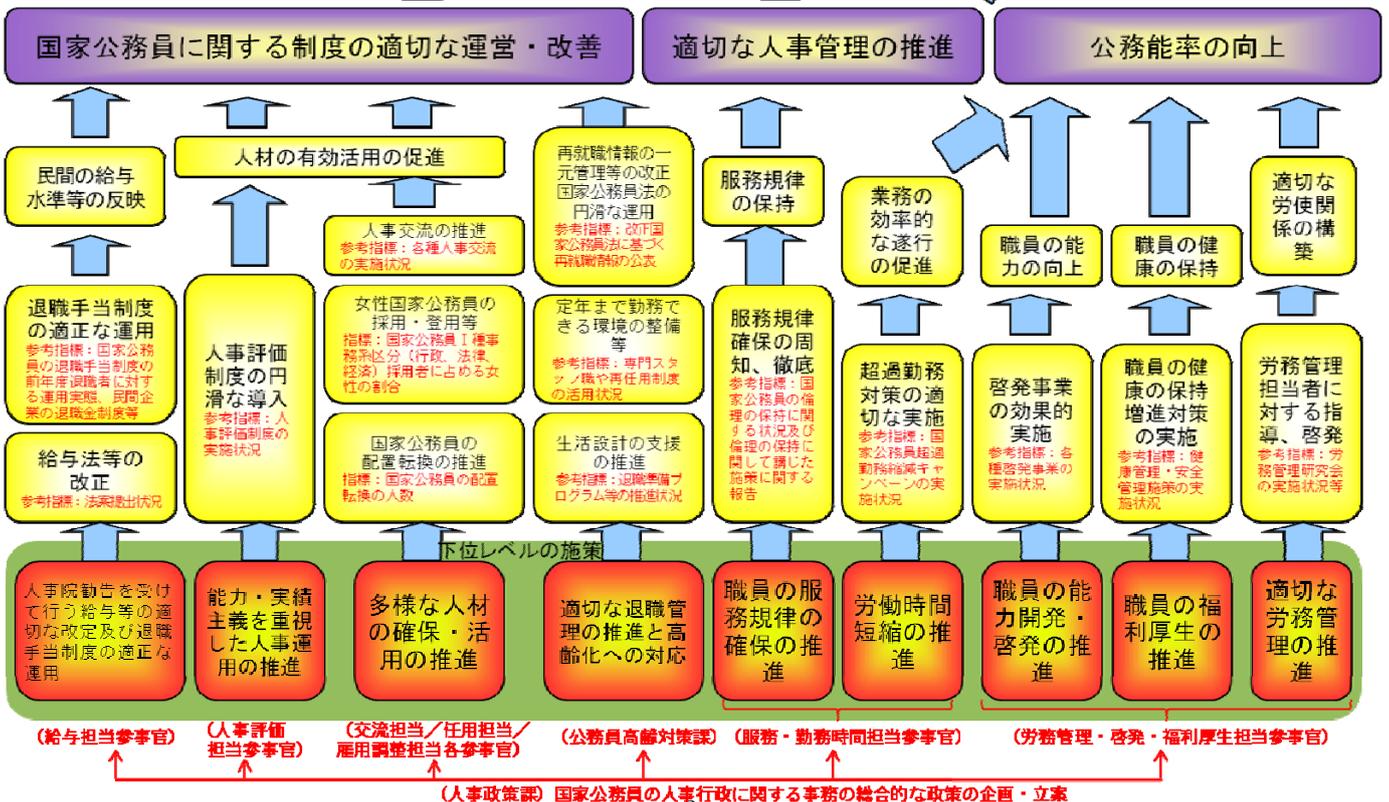
（基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」））

政策1 国家公務員の人事管理の推進

基本目標

国民の信頼を確保しつつ、質の高い行政サービスを実現していくため、公務員が能力を発揮できる環境を整備する。そのために、人事に関する制度を適切に運営し、的確な人事管理を推進する。

質の高い行政サービスの実現、行政に対する国民の信頼の確保



2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

欧米発の金融危機を端緒とした世界的な経済構造の変化、人口減少と超高齢化の同時進行等の経済社会情勢の変化の中で、我が国の行政は、旧来型の資源配分や行政手法を転換し、国民一人一人が豊かさを実感できる政策を実施していくことが求められている。

こうした中、特に公務員制度においては、公務員の天下りあっせんの根絶など、退職管理の一層の適正化を図るとともに、定年まで勤務できる環境整備を進める必要がある。また、厳しい財政状況の下、公務員人件費の抑制を進め、限られた人材・資源を有効に活用することが求められている。

公務員の活力を確保し、一人一人の職員が責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行できるようにするためには、民間等他分野での勤務など経験を多様化し、職務を通じて得た知識・経験を長く活用・還元していくという公務員の意識改革が必要である。

以上のような視点から、「政」と「官」の適切な役割分担と協力関係の下、内閣及び各大臣の責任による人事管理機能の強化により、適材適所の人材登用・配置を図るとともに、各行政機関における適切な人事管理を推進していく必要がある。

(2) 関係する内閣の重要方針（主なもの）

重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
公務員の給与改定に関する取扱いについて（閣議決定）	平成 19 年 10 月 30 日	一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、去る 8 月 8 日に人事院勧告が行われたところである。平成 19 年度の給与改定は、厳しい財政事情や現下の経済社会情勢を踏まえ、国民世論の動向をも勘案し、指定職俸給表の適用を受ける職員（以下「指定職職員」という。）の期末特別手当及び地域手当の支給割合の改定を見送ることとし、指定職職員以外の職員については勧告どおり改定を行うものとする。また、専門スタッフ職俸給表を新設するなど給与構造改革を引き続き推進するものとする。
第 174 回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	税金の無駄遣いの最大の要因である天下りあっせんに根絶することはもちろん、「裏下り」と揶揄される事実上の天下りあっせん慣行にも監視の目を光らせて国民の疑念を解消します。同時に、国家公務員の労働基本権のあり方や、定年まで勤務できる環境の整備、給与体系を含めた人件費の見直しなど、新たな国家公務員制度改革にも速やかに着手します。
鳩山内閣総理大臣記者会見	平成 22 年 3 月 26 日	「3つの柱－官を開く、国を開く、結果として未来を開くことに」 官を開くとは、例えば官、その幹部の皆さん、お役所の幹部の皆さんに、もっと民間の活力を導入する、民間

		の方々にどんどんと幹部で働いていただけるように仕立てていきたい、いわゆるリボルビングドアなどというような言い方がされておりますが、官から民、民から官、もっと自由自在に行き交うことができるような、そんな役所のあり方というものを、あるいは日本の生きざまというものをつくりかえていくことが大事ではないかと、そのように考えております。
平成21年度における人事管理運営方針（総務大臣決定）	平成21年 3月25日	※全般的に関係

3 政策の実施状況

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

➤ あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
国家公務員I種事務系区分（行政、法律、経済）採用者に占める女性の割合	30%	22年度	男女共同参画基本計画（第2次）（平成17年12月27日閣議決定）で示された政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安を踏まえ、各府省において多様な人材の確保・活用が進められているか。	25.1% (74名/295名中)	24.2% (71名/293名中)	30.6% (93名/304名中)
国家公務員の配置転換の人数	347人	21年度	国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画（平成18年6月30日閣議決定）の確実な実施を図る観点から、各年度に定める配置転換、採用抑制等に関する実施計画（国家公務員雇用調整本部決定）を着実に達成しているか。	783人 (内定数。平成20年4月1日実施)	705人 (内定数。平成21年4月1日実施)	352人 (内定数。平成22年4月1日実施)

➤

➤ 参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
人事院勧告に対する政府の取扱方針に基づく一般職給与法及び特別職給与法の改正の状況（法案提出、法案成立時期等）	国家公務員の給与改定を支障なく行うため、国政全般の観点から適正な結論を得て取扱方針を閣議決定し、必要に応じて給与法改正法案を速やかに閣議決定、国会に提出しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告 8月8日 ・政府の取扱方針決定 10月30日 ・法案の国会提出 11月2日 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告 8月11日 ・政府の取扱方針決定 11月14日 ・法案の国会提出 12月2日 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告 8月11日 ・政府の取扱方針決定 8月25日 ・総務大臣閣議発言 10月20日 ・法案の国会提出 10月27日
国家公務員の退職手当制度の前年度退職者に対する運用実態、民間企業の退職金制度等	国家公務員の退職手当の支給状況や制度の運用実態等を適切に把握しているか。	<p>毎年調査を実施し、「退職手当の支給状況」として公表を行っている。</p> <p>【平成20年度】</p> <p>「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案」を国会に提出、政府原案どおり成立、公布された。（21年4月から施行）</p>		
人事評価制度の実施状況（制度周知・習熟の取組状況等）	人事評価制度施行後、制度の周知及び習熟が着実に進んでいるか。	<p>平成21年4月の人事評価制度施行後、全国12か所において、制度説明会（参加評価者：3,151人、参加被評価者：3,151人）、評価者講座（参加者：717人）を実施。</p> <p>講座後の参加者に対するアンケート結果において、9割以上が、講座の開催に関して、「おおいに有益」又は「有益」と回答。</p>		

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度																								
各種人事交流の実施状況	国と民間、国と地方公共団体、府省等の中の人事交流が着実に実施されているか。	【実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間企業等から国への受入</td> <td>1,073人</td> <td>2,083人</td> <td>2,325人</td> </tr> <tr> <td>国から民間企業等への派遣</td> <td>22人</td> <td>30人</td> <td>29人</td> </tr> <tr> <td>国から地方公共団体</td> <td>1,604人</td> <td>1,627人</td> <td>1,617人</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体から国</td> <td>1,862人</td> <td>1,957人</td> <td>2,018人</td> </tr> <tr> <td>他府省への出向</td> <td>862人</td> <td>853人</td> <td>875人</td> </tr> </tbody> </table>				19年度	20年度	21年度	民間企業等から国への受入	1,073人	2,083人	2,325人	国から民間企業等への派遣	22人	30人	29人	国から地方公共団体	1,604人	1,627人	1,617人	地方公共団体から国	1,862人	1,957人	2,018人	他府省への出向	862人	853人	875人
	19年度	20年度	21年度																									
民間企業等から国への受入	1,073人	2,083人	2,325人																									
国から民間企業等への派遣	22人	30人	29人																									
国から地方公共団体	1,604人	1,627人	1,617人																									
地方公共団体から国	1,862人	1,957人	2,018人																									
他府省への出向	862人	853人	875人																									
		※ 他府省への出向については、幹部職員のうち、I種試験等採用者のみの人数を記載している。																										
女性国家公務員の採用の拡大状況	男女共同参画基本計画（第2次）（平成17年12月27日閣議決定）において、国家公務員I種試験の事務系の区分の目標を踏まえつつ、その他の試験についても女性の割合を高めることとされていることを受け、各府省において多様な人材の確保・活用が進められているか。	【試験等採用者に占める女性の割合】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II種試験等</td> <td>27.8%</td> <td>25.3%</td> <td>26.5%</td> </tr> <tr> <td>III種試験等</td> <td>37.2%</td> <td>35.6%</td> <td>36.1%</td> </tr> </tbody> </table>				19年度	20年度	21年度	II種試験等	27.8%	25.3%	26.5%	III種試験等	37.2%	35.6%	36.1%												
	19年度	20年度	21年度																									
II種試験等	27.8%	25.3%	26.5%																									
III種試験等	37.2%	35.6%	36.1%																									
各府省におけるチャレンジ雇用の推進状況	各府省において「チャレンジ雇用」を実施することにより、公務部門での障害者雇用の推進が図られているか。	【平成20年度】 17府省のうち11府省において実施 【平成21年度】 全府省において実施（198名） 1名の府省が15府省、複数名の府省が2府省																										

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
国家公務員中途採用者選考試験による採用状況	各府省において多様な人材の確保が進められているか。	152名の採用予定者数に対し、25,075名の申込者があり、最終的な合格者数は162名となった（倍率154.8倍）	171名の採用予定者数に対し、10,248名の申込者があり、最終的な合格者数は179名となった（倍率57.3倍）	169名の採用予定者数に対し、11,337名の申込者があり、最終的な合格者数は167名となった（倍率67.9倍）
国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画（平成18年6月30日閣議決定）の実施及び各年度に定める配置転換、採用抑制等に関する実施計画（国家公務員雇用調整本部決定）の実施状況	国家公務員の配置転換を円滑に行うための取組がなされているか。	<p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受入府省から受入可能職の提示がなされ、その後、職場訪問研修、各受入機関での面談等の取組を実施（4月下旬～平成20年3月）。 ○ 第3回国家公務員雇用調整本部を開催して「平成21年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画」を策定（平成20年2月29日）、その後、全国8か所で第3回地方推進協議会を開催（平成20年3月中旬）。 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受入府省から受入可能職の提示がなされ、その後、職場訪問研修、各受入機関での面談等の取組を実施（4月下旬～平成21年3月）。 ○ 第4回国家公務員雇用調整本部を開催して「平成22年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画」を策定（平成21年3月6日）、その後、全国8か所で第4回地方推進協議会を開催（平成21年3月中旬～下旬）。 <p>【平成21年度】</p> <p>受入府省から受入可能職の提示がなされ、その後、職場訪問研修、各受入機関での面談等の取組を実施（4月下旬～平成22年3月）。</p>		

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度												
改正国家公務員法に基づく再就職情報の公表	四半期毎に閣議報告した再就職情報の公表が着実に実施されているか。	<p>【平成20年度】</p> <p>「国家公務員法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第108号）の一部が平成20年12月31日に施行された。</p> <p>【平成21年度】</p> <p>○ 平成21年8月4日に、平成20年12月31日～平成21年6月30日分を閣議報告（755件）し、平成20年度分（平成20年12月31日～平成21年3月31日）を公表（196件）。</p> <p>○ 平成21年12月22日に、同年7月1日～9月30日分を閣議報告し、公表（455件）。</p> <p>○ 平成22年2月26日に、同年10月1日～12月31日分を閣議報告し、公表（172件）。</p>														
専門スタッフ職や再任用制度の活用状況	専門スタッフ職や再任用職員数の着実な増加等、制度が活用されているか。	<p>【専門スタッフ職措置状況】</p> <table border="1"> <tr> <td>20年度</td> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>59ポスト</td> <td>75ポスト</td> </tr> </table> <p>※ 平成20年4月1日から導入。</p> <p>【再任用職員数】</p> <table border="1"> <tr> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>1,261人</td> <td>2,307人</td> <td>2,970人</td> </tr> </table>			20年度	21年度	59ポスト	75ポスト	19年度	20年度	21年度	1,261人	2,307人	2,970人		
20年度	21年度															
59ポスト	75ポスト															
19年度	20年度	21年度														
1,261人	2,307人	2,970人														
退職準備プログラム等の推進状況	総務省が実施する「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者等講習会」等の施策を踏まえる形で、各府省において退職準備プログラム等の実施が着実に推進されているか。	<p>【各府省におけるプログラムの実施状況】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>退職準備プログラム</td> <td>27府省庁</td> <td>24府省庁</td> <td>25府省庁</td> </tr> <tr> <td>生涯生活設計プログラム</td> <td>22府省庁</td> <td>24府省庁</td> <td>25府省庁</td> </tr> </table> <p>※ 府省庁数は、自府省庁で講習会等を開催、講習会等への参加を職員に斡旋、若しくは相談員を設置している府省庁数である。なお、平成21年度に退職準備プログラム講習会を実施した府省庁数は11府省庁であり、生涯生活設計プログラム講習会を実施した府省庁数は7府省庁である。</p>				19年度	20年度	21年度	退職準備プログラム	27府省庁	24府省庁	25府省庁	生涯生活設計プログラム	22府省庁	24府省庁	25府省庁
	19年度	20年度	21年度													
退職準備プログラム	27府省庁	24府省庁	25府省庁													
生涯生活設計プログラム	22府省庁	24府省庁	25府省庁													

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告	毎年度、国会報告が着実に実施されているか。	毎年度「国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」として国会に報告		
国家公務員超過勤務縮減キャンペーンの実施状況	毎年度、着実に実施されているか。	毎年度10月に「国家公務員超過勤務縮減キャンペーン」を実施		
各種啓発事業の実施状況	毎年度、着実に実施されているか。 参加者が当該事業の意義をどのように捉えているか。	各年度において計画した事業は着実に実施。 各年度の啓発事業の終了後のアンケート結果において、参加者の約9割が啓発事業に参加して有意義であったと回答。		
健康管理及び安全管理施策の実施状況	毎年度、確実に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 計画した講習会については全て実施し、当該年度の目的はほぼ達成した。 国家公務員体育センターについては、平成20年度をもって運営を終了し、廃止に伴う措置を行った。 		
労務管理研究会の実施状況等	毎年度、確実に実施されているか。	毎年度、以下の取り組みを実施 <ul style="list-style-type: none"> 労務管理研究会（A研、C研、D研）の実施 地方労務担当者会議への講師派遣 人事管理官会議幹事会における労働情勢の説明 労働情報の作成、配布 		

<平成21年度における政策の実施状況>

平成21年度に行った各種政策については、着実に実施されている。

当該年度の重点事項として、能力・実績主義を重視した人事運用の推進については、平成19年に成立した改正国家公務員法に基づき、能力・実績主義の人事管理のための人事評価制度が平成21年度から実施されたことから、評価者講座を実施するなどにより、その定着及び円滑かつ適切な運用を推進した。

また、適切な退職管理の推進と職員の高齢化への対応については、

- (1) 再就職情報の一元管理・公表の実施については、職員の再就職の適正の確保及びその透明化を確保するため、国家公務員の再就職情報の一元管理・公表を着実に実施した。特に公表については、年1回の公表だけでなく、四半期ごとの閣議報告に当たっても公表し、充実させた。
- (2) 行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、公務において職員が培ってきた高度の専門的な知識や経験を活用するとともに、在職期間の長期化に対応する観点から、専門スタッフ職制度の活

用を推進した。また、高齢者の活用・雇用の推進等の観点から、再任用制度の活用を推進した。

(3) 各府省庁における退職準備プログラム等の実施を促すため、各府省等人事担当者を参集し、「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者等講習会」を実施した。

あらかじめ目標(値)を設定した指標については、平成21年度の国家公務員I種事務系区分採用者に占める女性の割合は30.6%(目標値30%)、国家公務員の配置転換の人数は352人(内定数。目標347人)となっている。参考となる指標を見ても、各施策について着実に実施されている。

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

(1) 政策の実施状況の分析

① 人事院勧告を受けて行う給与等の適切な改定及び退職手当制度の適正な運用

(ア) 必要性

人事院勧告制度は、国家公務員の労働基本権制約の代償措置の根幹をなすものであり、当該勧告を受けた政府がその取扱方針を決定し、必要に応じ給与法が改正されることは、現行の制度・運用上、国家公務員の給与を適正に改定、支給する唯一の手段とされていることから、必要性が認められる。

また、国家公務員の退職者数、平均退職手当額の調査及び結果の公表、並びに民間企業の退職金制度についての調査を行っており、これらの調査結果を基礎として、官民の退職手当の水準、制度比較、国家公務員の退職手当制度の見直しを行っていることから、必要性が認められる。

(イ) 効率性

国家公務員の退職手当調査については紙媒体から電子データへの移行を進め、必要最小限の所要経費で効率的に実施するように努めている。

② 能力・実績主義を重視した人事運用の推進

(ア) 必要性

平成19年に成立した改正国家公務員法に基づき、能力・実績主義の人事管理のための人事評価制度が平成21年度から実施されたことから、制度の定着及び円滑かつ適切な運用を推進する必要がある。

(イ) 有効性

人事評価は任用、給与、分限その他の人事管理の基礎となるものであることから、人事評価制度が円滑かつ的確に行われるよう、制度の周知及び習熟を図るため、評価者講座を実施したところ、講座後の参加者に対するアンケート結果においては、講座の開催に関して、「おおいに有益」又は「有益」という回答は9割以上となっており、有効性があるものと認められる。

③ 多様な人材の確保・活用の推進

(ア) 必要性

民間企業との人事交流は、人材育成、行政運営の活性化、官民の相互理解の促進などを目的とするものであり、国家公務員制度改革基本法等においてもその推進すべき旨が明記されている。今後も、「官を開く」ことにより、公務員の意識改革を進める観点から、こうした取り組み

の必要性は認められる。

(イ) 有効性

各種人事交流については、各府省に対し、各種人事交流状況の調査を実施し、「民間から国への職員の受入状況」、「国と地方公共団体との間の人事交流状況」、「府省間人事交流の実施状況」として公表している。この結果は、人事交流推進のための基礎資料として有効に活用されている。

女性国家公務員の採用の拡大状況については、平成 21 年度における国家公務員採用 I 種試験事務系区分試験（行政、法律、経済）の採用者のうち女性の割合は 30.6% となり、目標として掲げる水準に達した。また、II 種試験等、III 種試験等の採用者に占める女性の割合についても増加しており、各府省等において多様な人材確保が図られているところであり、有効性が認められる。

各府省におけるチャレンジ雇用の推進状況については、平成 21 年度には全府省等において実施したことで、公務部門における障害者雇用の着実な推進が図られている。これにより、各府省等において社会的要請も含めた多様な人材確保が図られているところであり、有効性が認められる。

国家公務員中途採用者選考試験による採用状況については、平成 21 年度の試験では 169 名の採用予定者数に対し、11,337 名の申込者があり、最終的な合格者数は 167 名（うち女性 29 名）となった。これにより、各府省等において多様な人材の確保が図られているところであり、有効性が認められる。

また、平成 22 年度配置転換（平成 22 年 4 月 1 日実施）では、目標数 347 人に対し、352 人の内定・受入れ（国の行政機関以外も含む）という成果を得ており、総人件費改革の一環である国の行政機関の定員純減に貢献していることから、有効性が認められる。

④ 適切な退職管理の推進と職員の高齢化への対応

（再就職情報の一元管理・公表の実施について）

職員の再就職の適正の確保及びその透明性を確保するため、国家公務員の再就職情報の一元管理・公表を着実に実施する必要性が認められる。

また、i) 再就職情報の一元管理・公表や ii) その他の再就職の状況に係る政府全体を通じた調査・状況把握とそれらの調査等の結果を踏まえた対応により、適切な退職管理の推進は進展している。

（専門スタッフ職、再任用制度の活用について）

行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、公務において職員が培ってきた高度の専門的な知識や経験を活用するとともに、在職期間の長期化に対応する観点から、専門スタッフ職制度の活用を推進する必要性が認められる。

また、専門スタッフ職については、制度の導入から 2 年を経過し、20 年度に 59 ポスト、21 年度に 75 ポストが設置され、各府省において専門スタッフ職の増加が確認でき、定年まで勤務できる環境の整備等に向けた一定の効果が認められる。

再任用制度については、再任用職員数が 19 年度 1,261 人、20 年度 2,307 人、21 年度 2,970 人と着実に増加しており、高齢者の活用・雇用の推進等に係る有効性が認められる。

(退職準備プログラムの各府省の実施について)

各府省庁の退職準備プログラム及び生涯生活設計プログラムは、総務省が実施する「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者等講習会」などの施策を踏まえる形で実施されていることから、こうした取組の必要性が認められる。

⑤ 職員の服務規律の確保の推進

(ア) 必要性

行政及び公務員に対する国民の信頼回復と服務規律の確保等のための推進方策（平成 19 年 10 月 30 日総務事務次官通知）等に基づき、厳正な服務規律の確保及び公務の適正かつ能率的な運営を図っているところであり、こうした取組の必要性が認められる。

⑥ 労働時間短縮の推進

(ア) 必要性

「国家公務員の労働時間短縮対策について」(平成 4 年 12 月 9 日人事管理運営協議会決定)に基づき政府全体として取り組むこととしており、総務省（人事・恩給局）の主唱の下、各府省で積極的に取り組まれる必要がある。

⑦ 職員の能力開発・啓発の推進

(ア) 必要性

政府の基本方針を理解させるとともに国家公務員としての意識を涵養し、省益にとらわれることなく国家的利益に資する観点から、使用者たる政府の人事管理の一つとして必要が認められる。

(イ) 有効性

各年度の啓発事業終了後のアンケート結果において、参加者の約 9 割が啓発事業に参加して有意義であったと回答しており、啓発事業の有効性が認められる。

⑧ 職員の福利厚生への推進

(ア) 必要性

職員の心身の健康を確保し、生きがいある充実した生活の実現を図ることは、勤務能率の増進に資するものであることから、その必要性は認められる。

(イ) 有効性

各府省の担当者に対する健康管理、安全対策の講演会、各府省のカウンセラーに対する講習会や管理監督者に対するメンタルヘルスセミナーについては、終了後、それぞれ参加者に対して実施内容等に対するアンケートを実施することにより意見等を把握した結果、参考になったとの評価が 9 割以上であったことから有効性が認められる。

(ウ) 効率性

国家公務員体育センターについては、国家公務員の健全なレクリエーション活動を育成し、公務能率の発揮及び増進を図ることを目的として運営してきたが、平成 20 年度をもって廃止することとし、平成 21 年度予算においては、同センター管理運営経費は要求せず、廃止に伴う経費を計上した。なお、平成 22 年度においては、同センター経費は、計上していない。

⑨ 適切な労務管理の推進

(ア) 必要性

労務管理研究会等は、各府省の労務管理担当者（地方支分部局を含む）に対し、最新の労働情勢や労務管理に関する統一の方針を周知徹底するとともに、各府省間の意思疎通を図りながら、担当者の資質向上と労務管理体制の充実強化を図ることを目的としている。

特に、近年、マスコミ等で大きく取り上げられた職員団体における無許可専従等に関する問題（いわゆる「ヤミ専従問題」）や公務員制度改革が進められていく中で、今後、国家公務員に協約締結権が付与された場合、労使関係が激変することが予想されること等から、各府省の労務管理担当者の意識改革が急務となっている。

これらを踏まえ、各府省の末端の組織に至るまで、労務管理担当者が統一的、一体的に業務を遂行できるよう、労務管理研究会等の施策を推進していく必要がある。

(イ) 有効性

労務管理研究会等の施策を通じて、最新の労働情報を提供するとともに、人事・恩給局が所管する重要施策等の周知・徹底を図ってきた結果、参加者や所属幹部から、「次回も参加したい。」「参加者を増員させたい。」等の要望があるほか、地方においては、「中央の動きが把握できる良い機会である。」との声が聞かれるなど有効に機能している。今後は、時代の変化に即応した実施方策等を追求し、より一層、有用な取組に発展させていく。

(2) 総括的な評価

上記の分析を踏まえると、国家公務員に関する制度の適切な運営・改善に向け、着実に前進しているものと評価できる。

また、あらかじめ目標値を設定した女性国家公務員の採用の拡大と国家公務員の配置転換の円滑かつ確実な推進については、平成 21 年度の国家公務員 I 種事務系区分採用者に占める女性の割合は 30.6%（目標値 30%）、国家公務員の配置転換の人数は 352 人（内定数。目標 347 人）と、両指標とも目標として掲げる水準に達するなど着実な成果をあげているものと評価できる。

参考となる指標を見ても、各施策について実績を上げている。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

① 人事院勧告を受けて行う給与等の適切な改定及び退職手当制度の適正な運用

(人事院勧告を受けて行う給与等の適切な改定)

		方向性の内容
予算要求	—	
制度	○	現行制度の適切な運用を進める。
実施体制	○	現行の実施体制を維持する。

(退職手当制度の適正な運用)

国家公務員退職手当制度に係る調査等については、調査内容の充実を図るとともに、各府省、及び民

間企業に対して調査に係る費用や負担を軽減できるよう、調査の継続性を保ちつつ、調査項目や、スケジュール等の見直し、より効率的な調査方法等について検討する。

	方向性の内容	
予算要求	○	継続的な予算措置を講ずる
制度	○	現行制度の適切な運用を進める。
実施体制	○	現行の実施体制を維持する。

② 能力・実績主義を重視した人事運用の推進

人事評価が的確に行われるよう、評価者講座を開催すること等により、制度の周知徹底及び運用支援を推進する。

	方向性の内容	
予算要求	○	継続的な予算措置を講ずる。
制度	○	現行制度の適切な運用を進める。
実施体制	○	現行の実施体制を維持する。

③ 多様な人材の確保・活用の推進

(国と民間、国と地方公共団体、府省等との間の人事交流等の推進)

	方向性の内容	
予算要求	○	国と民間企業との間における円滑な人事交流の実施に資するため、説明会や意見交換会の開催などに必要な予算措置を講ずる。
制度	○	国家公務員制度改革基本法を受けて、官民人事交流法等の見直しに向けた検討を行う。
実施体制	○	官民人事交流法等の見直しに伴う体制の充実を図る。

(女性国家公務員の採用・登用の拡大、障害者雇用の推進等による多様な人材の確保・活用の推進)

多様な人材の確保・活用の推進については、次の取組を実施する必要がある。

女性国家公務員採用・登用の拡大については、平成21年度において、採用について目標として掲げる水準に達したところであるが、女性国家公務員の採用・登用の拡大を推進する必要があることから、引き続き、各府省等の女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する取組状況の調査・公表などを実施する。また、女性国家公務員の採用・登用の拡大のための具体的方策の検討を行う。

障害者雇用の推進については、公的部門における障害者雇用の取組の一層の推進を図る必要があるため、引き続き、各府省の実施するチャレンジ雇用の推進・拡大を図る。

また、国家公務員中途採用者選考試験については、国家公務員制度改革基本法に基づく新たな採用試験の検討状況に応じ、対応を検討する。

	方向性の内容	
予算要求	○	女性国家公務員の採用・登用の拡大のための具体的方策の検討、公務部門における障害者雇用の推進のための所要の予算措置を講ずる。
制度	○	現行制度の適切な運用を進める。

実施体制	○	現行の実施体制を維持する。
-------------	---	---------------

(総人件費改革を踏まえた国家公務員の配置転換の円滑かつ確実な推進)

配置転換の取組は平成 22 年度で終了の予定。22 年度中は、配置転換者の円滑な定着を図るため、配置転換者向け電話・メールカウンセリング及び受入機関向け研修等各種のフォローアップ施策を引き続き実施する。

方向性の内容		
予算要求		
制度		
実施体制		

④ 適切な退職管理の推進と職員の高齢化への対応

(再就職情報の一元管理等の改正国家公務員法の円滑な運用)

再就職情報の一元管理・公表について、引き続き着実に取組を実施する必要がある。

方向性の内容		
予算要求	—	
制度	○	現行制度の適切な運用を進める。
実施体制	○	現行の実施体制を維持する。

(専門スタッフ職や再任用制度の活用等による定年まで勤務できる環境の整備等)

専門スタッフ職制度や再任用制度について、各府省における制度の活用が認められるところ。

定年まで勤務できる環境の整備等に資するため、引き続き制度の活用等を推進していく必要がある。

方向性の内容		
予算要求	—	
制度	○	現行制度の適切な運用を進める。
実施体制	○	現行の実施体制を維持する。

(職員の退職後の期間を含む生活設計の支援の推進)

職員のライフスタイルの多様化等を踏まえて、退職後の生活をも視野に入れた職員の生活設計を支援する講習会及びセミナー等について、その効果的な実施のための検討を進めるとともに、更なる施策の内容の充実を図り、かつ各府省等において、多くの職員に対し知識・情報等の提供の充実を図ることを推進する必要がある。

方向性の内容		
予算要求	○	各府省の担当者を対象とした講習会を実施し、各府省において実施する講習会に関し、知識・情報等の提供を支援し、多くの職員に退職後の期間を含めた生活設計を行うことを推進するため、引き続き必要な予算要求を行う方向で検討する。
制度	—	

実施体制	○	現行の実施体制を維持する。
-------------	---	---------------

⑤ 職員の服務規律の確保の推進

職員の服務規律の確保の推進については、毎年度「国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」を国会に報告しているところであり、引き続き取組を行う。

方向性の内容		
予算要求	—	
制度	○	現行制度の適切な運用を進める。
実施体制	○	現行の実施体制を維持する。

⑥ 労働時間短縮の推進

労働時間短縮の推進については、毎年度10月に国家公務員超過勤務縮減キャンペーン週間を実施しているところであり、幹部職員等を始めとする職員一人一人の意識向上や、啓発講演会により各府省における超過勤務縮減の取組の推進を進めている。超過勤務の縮減は、不断に取り組む必要があり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からの要請の高まりも踏まえ、さらに取り組む必要があるものであることから、引き続き取組を行う。

方向性の内容		
予算要求	○	22年度においても国家公務員超過勤務縮減キャンペーン週間に係る啓発用ポスター等の作成や、啓発講演会の開催のため、予算要求を行う方向で検討する。
制度	○	現行制度の適切な運用を進める。
実施体制	○	現行の実施体制を維持する。

⑦ 職員の能力開発・啓発の推進

各種啓発事業のアンケート結果において、参加者の約9割が啓発事業に参加して有意義であったと回答しているが、今後より良いものとしていくため、更なる効率的、効果的な研修体制等への改善に努めながら、着実な実施を行っていく。

方向性の内容		
予算要求	○	引き続き、各種啓発事業を着実に行っていきたいと考えており、必要な予算要求を行う方向で検討する。
制度	○	現行制度の適切な運用を進める。
実施体制	○	現行の実施体制を維持する。

⑧ 職員の福利厚生への推進

職員の健康の保持増進等対策について、引き続き取組を実施する必要がある。

方向性の内容		
予算要求	◎	メンタルヘルス対策（講習）について、職員が参加しやすい施策の検討を行うために必要な予算要求を行う方向で検討を行う。

制度	○	国家公務員法第73条により定められた能率増進計画（国家公務員福利厚生基本計画）の必要な見直しについての検討を行う。
実施体制	○	現行の実施体制を維持する。

⑨ 適切な労務管理の推進

適正な労使関係の構築について、更にもその徹底を図るため、労務管理担当者の更なる資質向上に努める必要があることから、労務管理実務資料（仮称）を作成するとともに、労務管理研究会の更なる充実を図っていく。

方向性の内容		
予算要求	○	継続的な予算措置を講ずる。
制度	—	
実施体制	○	現行の実施体制を維持する。

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

今後も当政策の基本目標の実現に向けて、個別施策の課題などに引き続き取り組んでいく。これについては、平成22年度目標設定表において設定した当施策に係る具体的目標の達成に向けて努力をしていくことになる。

また、人事行政部門全体としては、今後の公務員の在り方の改革、公務員の意識改革が求められていることから、関係部局との連携、政務三役の指示等を踏まえつつ、国家公務員制度改革に係る諸課題の検討・具体化を進める必要がある。

以上を踏まえて、現時点で当政策全体の課題と取組の方向性について考えると、

① 大臣の責任による人事管理機能の強化及び能力・実績主義の人事管理の徹底

「政」と「官」の適切な役割分担と協力関係の下、内閣及び各大臣の責任による人事管理機能の強化により、適材適所の人材登用・配置を図るとともに、各行政機関において能力・実績主義の人事管理を徹底するなど適切な人事管理の推進を図る。

② 官民人材交流の推進

「官を開く」との基本方針の下、「官から民」「民から官」双方向の人材交流の積極的な推進を図る。

③ 退職管理の一層の適正化及び定年まで勤務できる環境の整備

公務員制度において、退職管理の一層の適正化を図るとともに、定年まで勤務できる環境整備を進める。

④ ワーク・ライフ・バランスの一層の推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等の改定により公務部門における一層の取組の促進が求められていることを踏まえ、国家公務員においても率先して仕事と生活の調和に取り組む。

などが挙げられる。

6 学識経験を有する者の知見の活用

本評価書について、東京大学大学院法学政治学研究科森田朗教授にご意見を伺い（平成 22 年 7 月 16 日）、以下のような意見を頂いた。

- ・ 人事管理の基本は、働く職員の能力を最大限に引き出すことである。引き続き人事評価等を活用し、適切な人事管理を進めていただきたい。
- ・ 有為な人材を確保するためにも、公務の魅力や将来に向けた展望を発信すべき。
- ・ 公務員制度改革は、長期的視点に立った上での議論が必要となる。人事院や人事・恩給局などでこれまで蓄積した情報を有効に活用し、長期的な視点も含め検討を進めていただきたい。
- ・ 官民人事交流については、透明性を確保しつつも、交流の実効が上がるよう柔軟に派遣先を考えるべき。また、官と民では一口にマネジメントといってもその質には違いがあり、その点は留意した方がよい。
- ・ これまでの政策評価の結果を踏まえ、22 年度目標で数値目標を立てたことは良いことだと思う。

7 評価を行う過程において使用した資料

- 民間から国への職員の受入状況（平成 22 年 1 月 29 日 人事院・総務省）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000052234.pdf
- 国と地方公共団体との間の人事交流状況（平成 22 年 1 月 29 日）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000052239.pdf
- 府省間人事交流の実施状況（平成 21 年 8 月 5 日 内閣官房・総務省）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000033336.pdf
- 女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果（平成 21 年 8 月 5 日）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02jinji02_000015.html
- 平成 22 年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画（平成 21 年 3 月 6 日）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koumuin/090306keikaku.pdf>
- 平成 22 年度における国家公務員の配置転換の内定状況（平成 21 年 12 月 25 日）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koumuin/091225joukyou.pdf>

平成22年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策3 行政評価等による行政制度・運営の改善	担当部局、課室名	行政評価局総務課他4課室																	
基本目標	政策評価の推進、行政評価・監視の実施、行政相談の推進及び年金記録に関するあっせん等の実施により、各府省における行政制度・運営の改善を図る。特に、20～21年度の間は、重要対象分野に係る評価の実施の推進を図るとともに、年金記録に関するあっせん等の実施について、国民の立場に立って、公平な判断を示し、国民の正当な権利の実現等を図る。																			
政策の概要	<p>1 政策評価の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 総務省は、①各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価を推進、②府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）、③各府省の政策評価の客観的・厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保評価活動）を実施。</p> <p>2 行政評価・監視の実施、行政相談の推進及び年金記録に関するあっせん等の実施 各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき勧告等を行う行政評価・監視業務、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談業務により、行政の制度・運営の見直し、改善を推進。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。</p> <p>※ 平成22年度の「行政評価等プログラム」においては、政策評価の推進（従来の政策評価の推進及び客観性担保評価活動）、行政評価局調査（従来の統一性・総合性確保評価及び行政評価・監視）及び行政相談と整理している。</p> <p style="text-align: right;">[予算額：13,214百万円]</p>																			
指標等の状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">指標等</th> <th style="width: 10%;">目標値</th> <th style="width: 10%;">目標年度</th> <th style="width: 20%;">分析の視点</th> <th style="width: 10%;">19年度</th> <th style="width: 10%;">20年度</th> <th style="width: 10%;">21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金記録に関するあっせん等の実施状況</td> <td>平成20年度の年金受給者からの申立事案(35,451件)は、遅くとも平成21年中を目途に処理</td> <td>21年度</td> <td>年金制度に対する信頼を回復するよう、年金記録に関するあっせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示しているか。</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>35,427件 (H21.12.24時点) ※目標値に対して99.9%処理、申立人側の理由によるものを除き処理済みとなり、目標達成</td> </tr> </tbody> </table>						指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度	年金記録に関するあっせん等の実施状況	平成20年度の年金受給者からの申立事案(35,451件)は、遅くとも平成21年中を目途に処理	21年度	年金制度に対する信頼を回復するよう、年金記録に関するあっせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示しているか。	—	—	35,427件 (H21.12.24時点) ※目標値に対して99.9%処理、申立人側の理由によるものを除き処理済みとなり、目標達成
指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度														
年金記録に関するあっせん等の実施状況	平成20年度の年金受給者からの申立事案(35,451件)は、遅くとも平成21年中を目途に処理	21年度	年金制度に対する信頼を回復するよう、年金記録に関するあっせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示しているか。	—	—	35,427件 (H21.12.24時点) ※目標値に対して99.9%処理、申立人側の理由によるものを除き処理済みとなり、目標達成														
政策の実施状況とその分析及び総合的な評価	<p>【政策の実施状況】 行政評価局の業務運営方針である「行政評価等プログラム」に基づき、以下取組。</p> <p>① 政策評価の推進については、「地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険」及び「医師確保対策」の重要政策（重要対象分野）の評価の徹底、評価結果の予算要求等政策への反映、「世界最先端の『低公害車』社会の構築」等4テーマに係る統一性・総合性確保評価及び「評価の内容点検」等の客観性の確保のための取組を推進したほか、租税特別措置等に係る評価の義務付け及び情報公表の徹底を促進するための企画立案を実施。</p> <p>② 行政評価・監視については、「雇用保険二事業」等4テーマについて勧告等を行うとともに、新たに「食品流通対策」等8テーマについて、調査に着手。また、「アスベスト対策」等9テーマについて、その後の改善措置状況を関係府省から受領。</p> <p>③ 行政相談については、行政機関等の業務に関する国民の苦情や意見・要望を受け付け、必要に応じてあっせんするとともに、行政相談により得られる情報を元に行政の制度・運営の改善に結びつける活動のほか、全国の市町村に配置されている行政相談委員の活動の支援を実施。</p> <p>④ 年金記録に関するあっせん等の実施については、平成21年12月に、「平成20年度に年金受給者(無年金者を含む。)から申し立てられたものについては、遅くとも平成21年中を目途に処理を終える」(H21.3.31年金記録問題に関する関係閣僚会議了承)との目標を達成した。また、22年1月以降においては、当面の方針として、21年度に申し立てられた年金受給者からのものについて、優先的に処理の促進を図るとともに、20年度に申し立てられた加入者からの事案についても、早急に処理。</p> <p>【政策の実施状況の分析】</p>																			

- ① 重要対象分野に係る政策評価については、関係政策の推進に一定程度寄与。予算の効率化等国の政策に適切に反映するという目的については未達成であり、導入が予定される「政策達成目標明示制度」との関係を含め、今後の在り方について検討が必要。また、評価を実施し公表する取組は定着する一方、予算編成に資する政策評価の推進が必要。さらに、統一性・総合性確保評価の結果に基づき、関係府省において政策への反映がなされているが、処理期間をより短縮する必要。客観性担保評価活動の結果に基づき、関係府省において政策評価の改善が図られているが、予算編成に関連が深いものに基本的に点検対象を特化することによる更なる有効性の向上が必要。
- ② 行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し、改善の状況を見ると、21年度に受領した「その後の改善措置状況」において、指摘事項の92.6%は既に改善措置が講じられているほか、改善措置を講ずることが具体的に予定されているものが6.8%となっている。行政評価・監視の実施を通じ、各府省における行政制度・運営の見直し、改善が図られているが、処理期間をより短縮する必要。
- ③ 行政相談については、20年度及び21年度の年間総処理件数が約17万件、国の行政機関等に係る処理件数は約6万件、苦情あっせん解決率は90%超で、国民からの苦情等が引き続き一定量受け付けられており、行政制度・運営の見直し、改善に係る一定の役割を果たしている。一方、総処理件数に占める苦情事案の割合が小さいことなどを踏まえると、行政相談事案の分析・検討活動に課題があり、より効率性を高める必要。
- ④ 年金記録に関するあっせん等の実施については、21年度の事案処理件数約5.8万件的のうち、約2.8万件を年金記録訂正につなげるなど、国民の立場に立って、年金記録訂正に関する公正な判断を示すことにより、国民の正当な権利の実現を図っている。また、事案処理に要する期間（全国平均）を約8か月（H21.4時点）から約6か月（H22.3時点）と約2か月短縮するなど、効率性の向上が認められる。

【総括的な評価】

上記の分析を踏まえると、年金記録に関するあっせん等の実施に係る目標達成をはじめ、予算概算要求までに政策評価を実施し公表する取組の定着状況、行政評価・監視に係る勧告等に基づく改善措置状況及び苦情あっせん解決状況など、当該政策全体としては、各府省における行政制度・運営の改善、見直しのため、一定の効果を発揮していると評価できる。一方、国民に信頼される行政の実現に向けて、更なる機能発揮が必要。

行政事業レビューとの関連	行政評価等実施事業について、「更なる見直し、改善が必要（事業の見直し）」とされたところ。
今後の課題と取組の反映の方向性	<p>行政評価局の各機能については、業務実施体制の見直し・効率化を図りつつ、「行政評価等プログラム」（H22.4.13 総務大臣決定）に基づき、以下に重点を置き、機能強化に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価の推進（客観性担保評価活動を含む）は、評価過程における使用データの評価書への記載など、各府省の情報公開の徹底促進及び租税特別措置等の見直しに資する厳格な点検の実施など、真に役立つ機能への重点化を図るとともに、調査研究、統一研修等の既存業務を見直し ・行政評価局調査（統一性・総合性確保評価、行政評価・監視）は、各調査のねらいに応じた適期に勧告等を行うための進行管理の実施など、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく、調査の実施方法や体制等のマネジメントを見直しつつ、機能を拡充 ・行政相談は、国民の声・ニーズを行政制度・運営の見直し、改善につなげるため、より一層の業務の効率化を図りつつ、行政苦情救済推進会議の制度・行政運営改善提言機能の積極的活用など、情報の調査・分析を推進するとともに、行政相談委員との協働を充実 <p>また、年金記録に関するあっせん等の実施は、年金記録の訂正に関して公正な判断を示すとともに、事案処理の迅速化に取り組むほか、機能強化の具体化・実行に当たっては、今後の年金記録確認体制の在り方について厚生労働省と協議し、結論を得ることが必要。</p>
その他関連データ	行政評価局の各機能については、政務三役、有識者から成る行政評価機能強化検討会におけるオープンな議論を経て、その抜本的強化方策を盛り込んだ「行政評価等プログラム」をとりまとめた。

平成22年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政評価局総務課、行政相談課、政策評価官、
評価監視官（客観性担保評価担当）、年金記録確認中央第三者委員会事務局
評価年月 平成22年8月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策3 行政評価等による行政制度・運営の改善

（基本目標）

政策評価の推進、行政評価・監視の実施、行政相談の推進及び年金記録に関するあっせん等の実施により、各府省における行政制度・運営の改善を図る。

特に、20～21年度の間は、経済財政諮問会議との政策評価に関する連携を強化し、重要対象分野に係る評価の実施の推進を図るとともに、年金記録に関するあっせん等の実施について、国民の立場に立って、公平な判断を示し、国民の正当な権利の実現等を図る。

（政策の概要）

1 政策評価の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施

政策評価法に基づき、各府省は、所掌政策について自ら評価を実施。総務省は、①各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価を推進、②府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）、③各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保評価活動）を実施。

2 行政評価・監視の実施、行政相談の推進及び年金記録に関するあっせん等の実施

中立・公正な立場から各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき勧告等を行う行政評価・監視業務、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談業務により、行政の制度・運営の改善を推進。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。

主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
政策評価の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施	各府省が実施する政策評価の推進・向上を図るとともに、各府省のみでは評価しがたい複数府省にまたがる政策を対象とする政策評価及び各府省が行った評価の点検を実施	164	政策評価官室、評価監視官室（客観性担保評価担当）	政策評価に関する基本方針（H17.12.16閣議決定）等
行政評価・監視の実施	各府省の業務の実施状況を対象とする行政評価・監視の実施		評価監視官室	
行政相談制度の推進	国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談業務により、行政の制度・運営の改善を推進	547	行政相談課	

年金記録に関するあっせん等の実施	年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施	1 2, 3 6 4	年金記録確認中央第三者委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・第174回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説 (H22. 1. 29) ・第173回国会における鳩山内閣総理大臣所信表明演説 (H21. 10. 26) ・年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋 (H21. 3. 31、年金記録問題に関する関係閣僚会議)
------------------	--	------------	-------------------	--

(平成21年度予算額)

1 3, 2 1 4 百万円

(基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」))



2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

政治主導・国民主導の確立、税金の無駄遣いの徹底排除等に向け、従来からの行政システムの転換が求められている中、行政評価機能(行政評価局の担う機能)については、機能をより十全に発揮する必要性が指摘されている。このため、機能強化の方向性を提示した「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」(H22. 1. 12 公表)をとりまとめ、政務三役、有識者により構成される行政評価機能強化検討会における議論を経て、「行政評価

等プログラム」(H22.4.13 総務大臣決定)において、行政評価機能の抜本的強化方策が盛り込まれたところである。

政策評価推進機能については、政府内でレビュー機能を担う他の機関と連携しつつ、①各府省における政策評価の定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各府省の説明責任の向上、②事前評価の拡充や成果(アウトカム)に着目した目標設定の推進等予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化を図ることが求められている。

「行政評価局調査」機能(統一性・総合性確保評価、行政評価・監視)については、その特性をいかし、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充し、調査実施に当たっては公開度・説明度(説明責任)の徹底、国民との対話・協働の推進を図ることが求められている。

また、行政評価機能を成す各機能は相互に密接に関連することから、各機能間の連携に留意するとともに、各機能を通じ、タイムリーな情報発信に努めることとされている。

さらに、年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)は、いわゆる「年金記録問題」への対応策の一つとして、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すため、平成19年6月に総務省に設置されたものであって、第三者委員会作成のあっせん案を踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣にあっせんが行われ、厚生労働大臣はこれを尊重して記録を訂正している。平成22年6月時点において累計で約17.1万件を受け付け、約13.6万件を処理(処理率80%)しており、平成21年度における第三者委員会の事案処理件数約5.8万件のうち約2.8万件を年金記録の訂正につなげるなど、国民の立場に立って、年金記録訂正に関する公正な判断を示すことにより、国民の正当な権利の実現を図っている。

現在、厚生労働省の年金記録回復委員会において、今後の年金記録問題への対応方策を検討しており、総務省もこれに協力している。行政評価機能の抜本的強化のためにも、第三者委員会の業務について極力早期に目途をつけることが不可欠であることから、今後の年金記録確認体制の検討に向けた厚生労働省との所要の調整が必要となっている。

(2) 関係する内閣の重要方針(主なもの)

重要方針	年月日	記載事項(抜粋)
予算編成等の在り方の改革について	H21.10.23 閣議決定	4. 政策達成目標明示制度の導入 政府として最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価する「政策達成目標明示制度」を導入する。
平成22年度税制改正大綱	H21.12.22 閣議決定	第2章 新しい税制改正の仕組み 2. 「ふるい」、租特透明化法(仮称) (1) 「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し 政策評価を厳格に行うこととします。 【別紙1】租税特別措置の見直しに関する基本方針 2. 見直しの方針(「ふるい」) (2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、そ

		の適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。
第 174 回国会 における菅内 閣総理大臣所 信表明演説	H22. 6. 11	年金制度については、記録問題に全力を尽くすとともに、現在の社会に適合した制度を一刻も早く構築することが必要です。
第 174 回国会 における鳩山 内閣総理大臣 施政方針演説	H22. 1. 29	年金をより確かなものとするため、来年度から 2 年間で集中対応期間として、紙台帳とコンピューター記録との突き合わせを開始するなど、年金記録問題に「国家プロジェクト」として取り組みます。
第 173 回国会 における鳩山 内閣総理大臣 所信表明演説	H21. 10. 26	年金については、今後二年間、「国家プロジェクト」として、年金記録問題について集中的な取組を行い、一日も早く国民の信頼を取り戻せるよう、最大限の努力を行ってまいります。
年金記録問題 のこれまでの 取組と今後の 道筋	H21. 3. 31 年金記録問 題に関する 関係閣僚会 議	<p>第 4 年金記録の正確性の確保</p> <p>4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の推進</p> <p>(2) 今後の取組</p> <p>○ 年金記録確認第三者委員会においては、年金受給者（無年金者を含む。以下同じ。）からの申し立てを優先的に処理することとする。</p> <p>○ 平成 20 年度に年金受給者から申し立てられたものについては、遅くとも平成 21 年中を目途に処理を終えることとする。</p>

3 政策の実施状況

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
年金記録に関するあっせん等の実施状況	平成 20 年度に年金受給者（無年金者含む。）から申し立てられた事案（35,451 件）については、遅くとも平成 21 年中を目途に処理を終える。	21 年度	年金制度に対する信頼を回復するよう、年金記録に関するあっせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示しているか。	<p>(参考)</p> <p>申立件数 50,752 件</p> <p>処理件数 5,793 件</p> <p>うちあっせん 2,395 件</p> <p>うち訂正不要 2,937 件</p> <p>うち取下げ等 461 件</p>	<p>申立件数 49,807 件</p> <p>処理件数 53,740 件</p> <p>うちあっせん 20,367 件</p> <p>うち訂正不要 31,176 件</p> <p>うち取下げ等 2,198 件</p>	<p>[H21. 12. 24]</p> <p>35,427 件</p> <p>目標値に対して 99.9%処理、申立人側の理由によるものを除き処理済みとなり、目標達成</p> <p>申立件数 60,205 件</p> <p>処理件数 57,381 件</p> <p>うちあっせん 27,565 件</p> <p>うち訂正不要 26,957 件</p> <p>うち取下げ等 2,859 件</p>
				<p>※その他、日本年金機構での処理件数あり。</p>		

<参考となる指標その他の参考となる情報> (あらかじめ定めた参考指標)

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
重要政策(重要対象分野)の評価の実施状況	総務省が取り上げた重要政策について、関係府省は的確に評価を行ったか。		①少子化社会対策関連施策(育児休業制度, 仕事と生活の調和, 子育て支援サービス), ②若年者雇用対策	①地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険, ②医師確保対策
政策評価結果の予算要求等政策への反映の状況(各府省の政策評価による見直し・改善の状況)	評価結果は政策の見直しにどの程度つながっているのか。	実績評価(代表指標) 実施 392件(a) 見直し 178件(b) 45%(b/a)	312件 121件 38%	297件 128件 43%
政策評価の質の向上の状況(各府省の政策評価における効果の具体化の状況)	評価の客観性(実績評価における達成目標の具体化)はどの程度確保されているのか。 (注)対象期間: 暦年	実績評価(代表指標) 実施件数 318件(a) 目標具体化 226件(b) 71%(b/a)	276件 208件 75%	268件 221件 82%
総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映の状況	評価の結果が関係府省の政策に適切に反映されているか。	(1回目の回答) — (2回目の回答) —	(1回目の回答) 指摘事項数 45 改善措置済数 35 措置率 78% (2回目の回答) —	(1回目の回答) 指摘事項数 49 改善措置済数 41 措置率 84% (2回目の回答) 指摘事項数 24 改善措置済数 24 措置率 100%
		(注) 勧告に基づく回答のみ集計		
総務省が行った客観性担保評価活動の結果に基づく関係府省における政策評価の改善状況	客観性担保評価活動の一つである「評価の内容点検(認定関連活動)」の取組を通じて各府省の政策評価はどの程度改善されているのか。	47事例	50事例	39事例
国民の多様なニーズに対応した行政評価・監視の迅速かつ確かな実施の状況	国民の関心の高いテーマや早急に改善を要するテーマ等について、行政評価・監視に機動的に取り組んだか。	<ul style="list-style-type: none"> 国民の安全・安心の確保等の政府の重要行政課題などについて、重点的かつ機動的に実施。 例えば、「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査」については、原口総務大臣の指示により、物品調達に係る一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにするため、平成21年10月27日に着手し、11月30日には調査結果を全府省に通知。 		
行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況	行政評価・監視に係る勧告等の指摘事項は、実際に、関係府省において改善が図られているか。	<ul style="list-style-type: none"> 勧告等を行った日から原則として6か月後に、勧告等に対して講じた改善措置についての「回答」を関係府省から受領し、さらに、「回答」を受領した日から原則として1年後に、関係府省から「その後の改善措置状況」を受領。 指摘事項の内容により、改善措置を講ずるために要する期間は相違するが、平成20年度に受領した「その後の改善措置状況」をみると、指摘事項の75.9%は既に改善措置が講じられているほか、改善措置を講ずることが具体的に予定されているものが22.8%となっている。また、平成21年度に受領した「その後の改善措置状況」をみると、指摘事項の92.6%は既に改善措置が講じられているほか、改善措置を講ずることが具体的に予定されているものが6.8%となっている。 <p>※勧告等に基づく関係府省の具体的な見直し・改善事例については、別添3のとおり。</p>		
行政相談の処理件数とそのうちの国の行政機関等に係る処理件数	相談を受け付け、行政運営の改善の必要性を検討すること、関係機関等	処理件数 175, 306件 (うち、国の行政機関に係る処理件数)	処理件数 173, 627件 (うち、国の行政機関に係る処理件数)	処理件数 171, 430件 (うち、国の行政機関に係る処理件数)

	に対し、相談内容を通知・連絡すること、窓口となる行政機関を教示・助言すること等を通じ、行政運営等の見直し・改善に結びついていることから、各年度に国民から受付・処理した行政相談のうち、国の行政機関等に係る相談（対象内事案）の件数を把握。	61,295件	61,509件	58,249件
苦情あつせんに基づく関係府省の行政相談制度・運営の見直し・改善の状況	行政相談活動が効果的に実施されているかを把握。 行政制度・運営の見直し・改善状況の把握手段の一つとして、苦情あつせん事案解決率を把握。	95.2% (苦情あつせん案件993件中945件が解決)	95.1% (苦情あつせん案件862件中820件が解決)	96.2% (苦情あつせん案件783件中753件が解決)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>※ 当該数値は、本省及び管区行政評価局・行政評価事務所が当該年度に受け付けた苦情事案（行政相談委員から通知を受けた案件を含む。）のうち、関係機関にあつせんを行った案件を対象とした。</p> </div>				

＜平成21年度における政策の実施状況＞

行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施するため、中期的な業務運営方針を定めた「行政評価等プログラム」に基づき、以下のとおり、各業務に取り組んだ。

政策評価の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施については、平成21年度においては、各府省における行政制度・運営の改善を図るという基本目標の達成に向けて、以下に取り組んだ。

- i) 重要政策の評価の徹底に資するため、総務省が特定テーマ（重要対象分野）を取り上げ、関係府省の評価を推進した。21年度に実施された評価（①地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険、②医師確保対策）の結果については、政策評価・独立行政法人評価委員会の答申を経て、総務大臣から関係大臣に対し、課題を通知した。
- ii) 評価結果の予算要求等政策への反映を促進するため、各府省が実施した政策評価の平成22年度予算要求等への反映状況を取りまとめ公表した。
- iii) 規制の事前評価については、的確かつスムーズな政策決定のための判断材料を提供するため、平成22年4月から、公正取引委員会の協力を得て、規制による競争状況への影響分析（規制が市場の競争に及ぼす影響の分析）の施行を開始した。
- iv) また、統一性・総合性確保評価については、4テーマ（配偶者からの暴力の防止等、世界最先端の「低公害車」社会の構築、バイオマスの利活用、児童虐待の防止等）を実施した。これらのうち、「配偶者からの暴力の防止等」「世界最先端の「低公害車」社会の構築」の2テーマについては、評価の結果を取りまとめ、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表し、その他の2テーマについては、評価を実施中である（H22.3 現在）。また、平成19年度から21年度までに評価の結果を取りまとめたテーマのうち、6テーマ（上記2テーマに加え、外国人が快適に観光できる環境の整備、自然再生の推進、PFI事業、

リサイクル対策)については、勧告等をした事項それぞれに対して、法令の改正、業務の改善・見直しなど評価の結果の政策への反映が図られている。

v) 政策評価の客観性を確保するため、「評価のやり方点検(審査)」を行うとともに、特に「評価の内容点検(認定関連活動)」の充実・強化を図った。

vi) 「平成22年度税制改正大綱」(H21.12.22閣議決定)及び「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」を踏まえ、租税特別措置等に係る政策評価の義務付け及び政策評価に関する情報公表の徹底を促進するため、以下の企画立案を行い、いずれも平成22年5月28日に施行された。

- ・ 政策評価法施行令(平成13年政令第323号)の一部改正
- ・ 「政策評価に関する基本方針」(H17.12.16閣議決定)の一部変更
- ・ 「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」(H22.5.28政策評価各府省連絡会議了承)の策定
- ・ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」(H22.5.28政策評価各府省連絡会議了承)の策定

行政評価・監視については、平成21年度においては、**別添1**のとおり、雇用保険二事業等4テーマについて勧告等を行うとともに、新たに、薬物の乱用防止対策、食品流通対策等8テーマについて、調査に着手した。また、**別添2**のとおり、生活保護等5テーマについて「回答」を、国等の債権管理等、アスベスト対策等9テーマについて「その後の改善措置状況」を関係府省から受領した。

行政相談については、①全国の市町村に配置されている行政相談委員や全国的な調査網等を活用し、行政機関等の業務に関する国民の苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立な立場からあっせんするとともに、個々の相談案件への対応だけでなく、行政相談により得られる情報を元に行政の制度・運営の改善に結びつける活動を実施、②行政相談事案の約6割を受け付ける行政相談委員の活動の支援を実施した。

年金記録に関するあっせん等の実施については、平成21年度に約5.8万件事案について処理を行い、そのうち約2.8万件が年金記録の訂正につながった。また、迅速な事案処理に努めた結果、事案処理に要する期間(全国平均)を約8か月(H21.4時点)から約6か月(H22.3時点)へ約2か月短縮した。

また、平成21年3月31日の年金記録問題に関する関係閣僚会議において了承された「平成20年度に年金受給者(無年金者を含む)から申し立てられたものについては、遅くとも平成21年中を目途に処理を終えることとする。」との目標の達成に向けて鋭意取り組み、平成21年12月にこれを達成した。また、平成22年1月以降においては、当面の方針として、平成21年度に申し立てられた年金受給者からのものについて、優先的に処理の促進を図るとともに、平成20年度に申し立てられた加入者からの事案についても、早急に処理を進めることとし、積極的に取り組んだ。

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

(1) 政策の実施状況の分析

(必要性)

政府は、行政に対する国民の信頼を確保し、簡素で効率的な質の高い行政を実現する

ため、自ら不十分な点を補う努力を行い、その見直し・改善を進めていく責務がある。

政策評価は、行政課題を最も把握しやすい各府省が自ら評価を行い、企画立案に反映させるとともに、評価に関する一連の情報を公表することにより、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るものである。政策評価制度は、これを政策のマネジメントサイクルの中にシステムとして組み込み、その客観的かつ厳格な実施を確保するためのものであり、行政にとって必要不可欠の制度である。また、統一性・総合性確保評価については、各行政機関が自らの政策について評価を行う自己評価の原則の下、各行政機関に共通の政策についてその統一性を確保する横串的な評価、又は複数府省にまたがる政策について総合的な観点からの評価を行うものであり、各行政機関では担うことのできない部分を担う機能として必要不可欠である。

行政評価・監視は、政府自ら不十分な点を補う努力を行い、その見直し・改善を進めていく責務にこたえるため、各府省とは異なる立場から行政の制度・運営の改善を推進するものである。行政の施策や事業は、開始から時間が経つにつれて十分な成果を上げていないことが判明する場合や、社会経済情勢の変化によってその有効性が薄れる場合があり、これらの状況について、各府省とは異なる中立・公正な立場から行政評価・監視を行う機能は政府部内に必要不可欠なものである。

行政相談は、国の行政全般について、国民からの苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行うことにより、行政の制度・運営の改善を推進するものである。国民から国の行政全般に関する苦情等が引き続き一定量受け付けられており、急激な減少傾向は示されていない。今後とも苦情の発生が見込まれるだけでなく、顕在化していない苦情の存在も想定されることから、個々の施策の執行を直接担当しない中立・公正な立場から苦情の解決等を図るとともに、苦情等からニーズを把握し、行政にフィードバックして行政の全般的な改善を図る機能を有するものとして必要性が認められる。

年金記録に関するあっせん等の実施は、いわゆる「年金記録問題」への対応策の一つとして実施するものであり、現時点において同様の役割を果たし得る機関が他にないこと、平成 21 年度に約 6 万件の申立てを受け付けていること等に鑑みれば、必要不可欠なものである。

また、政治主導・国民主導の確立、税金の無駄遣いの徹底排除等に向け、従来からの行政システムの転換が求められている中、行政評価機能については、機能をより十全に発揮する必要性が指摘されており、行政に対する国民の信頼回復のため、機能強化を図り、政府全体のレビュー機能の質の向上に資することが必要である。

(有効性)

政策評価の推進は、重要政策についての評価の徹底、各府省における評価結果の予算要求等政策への反映、政策の統一性・総合性及び客観性の確保のための取組について、以下のとおり、それぞれ有効性があると認められる。

○ 重要政策についての評価の徹底

総務省が特定テーマ（重要対象分野）を取り上げ関係府省の評価を推進する取組については、評価結果に対して関係府省に横断的な課題を指摘することにより、関係政策の推進に一定程度寄与している。例えば、21 年度に実施された医師確保対策の評価

については、医師不足の実態がデータとしてつかめていないとの指摘を行った結果、厚生労働省は、平成22年5月から「必要医師数実態調査」を開始している。

しかし、政府全体の立場から評価テーマを選定するとともに、評価に第三者的な視点を導入することにより、全政府的な政策議論（当初は経済財政諮問会議）のための評価情報を提供し、予算の効率化等国の政策に適切に反映するという目的については、データ収集に要する予算的及び時間的制約等から十分に達成することができなかった。

この取組の今後の在り方については、上記のような実情に加え、平成23年度に導入される政策達成目標明示制度が、政府として最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価（「予算編成等の在り方の改革について」（H21.10.23閣議決定））するものとされている関係から、検討を行う必要がある。

規制の事前評価については、平成19年10月の義務付けにより、着実に実施されているものの、評価に求められる費用及び便益の金銭価値化又は定量化による分析はわずかであり（「規制の事前評価の審査結果について」（H22.3.31総務省行政評価局））、今後、定量化のためのマニュアルを作成し政府全体で共有するなど、評価の質の向上を推進する必要がある。

○ 各府省における評価結果の予算要求等政策への反映

各府省が実施した政策評価の予算要求等への反映状況の取りまとめ公表により、予算概算要求までに政策評価を実施し公表する取組は定着している（「平成21年度政策評価の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」H22.6総務省）。

平成21年度における各府省の評価結果のうち、予算要求等に反映されたものは、事前評価では81%、事後評価ではほぼ100%となっている。一方、政策の見直し・改善（休廃止を含む。）に結びついたものは、表1及び表2のとおり、事前評価では、研究開発8%、新規個別事業9%、新規施策21%、事後評価では、一般分野の政策42%、未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）9%となっている。

【表1】 評価結果の政策への反映状況（平成21年度事前評価）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	新規個別事業	新規施策	計
評価件数	183件	316件	59件	107件	88件	165件	918件
反映件数	142件 (78%)	311件 (98%)	59件 (100%)	107件 (100%)	39件 (44%)	82件 (50%)	740件 (81%)
見直し件数	14件 (8%)	—	—	—	8件 (9%)	34件 (21%)	56件 (6%)

(注) 1 「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(H22.6総務省)から作成した。

2 「反映件数」とは、評価結果を予算要求等政策に反映した数である。

3 「見直し件数」とは、当初案の一部変更・修正などにつながった評価のほか、複数の選択肢から適切な政策を選択した評価の数である。

4 ()内は、評価件数に対する割合である。

【表2】 評価結果の政策への反映状況（平成21年度事後評価）

	一般分野	未着手・未了	完了後・終了時	計

評価件数	389件	551件	787件	1,727件
反映件数	389件 (100%)	546件 (99%)	—	—
見直し件数	163件 (42%)	51件 (9%)	—	—

- (注) 1 「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(H22.6総務省)から作成した。
- 2 「一般分野」とは、研究開発、公共事業、政府開発援助、規制以外の政策を指す。
- 3 「未着手・未了」とは、事業が一定期間着手されていない又は終了していない公共事業及び政府開発援助を指す。
- 4 「完了後・終了時」とは、完了又は終了した研究開発、公共事業等を指す。
- 5 「反映件数」とは、評価結果を予算要求等政策に反映した数である。
- 6 「見直し件数」とは、対象政策の拡充、複数事業の統合等による効率化、一部又は全部の廃止・休止・中止につながった評価の数である。対象政策を構成する事務事業について見直しを行ったものを含む。
- 7 () 内は、評価件数に対する割合である。

予算書・決算書の表示科目の単位(項・事項)と対応する単位で実施され、各府省の主要政策をカバーしている実績評価について、評価結果による政策の見直し・改善件数(休廃止を含む。)の推移をみると、図1のとおり、平成16年度以降減少している。政策評価法施行3年後の見直しにより、平成18年度以降、政策評価の重点化・効率化を進めてきたが、評価による政策の見直し・改善件数の減少との間に関係があるのか、今後検証が必要である。

いずれにせよ、国民視点に立った行政のパフォーマンスやアウトカムを高めるため、今後、予算編成に資する政策評価を推進(予算編成に関連が深い政策評価への点検対象の特化、成果(アウトカム)に着目した目標設定の推進、政策評価と予算・決算との連携強化のための取組、租税特別措置に係る政策評価の推進等)することとしている。また、予算要求までに政策評価を実施し公表する取組の定着状況を踏まえ、既存の政策評価等の方法に関する調査研究の推進等を見直しを図る。

図1 実績評価の実施件数及び見直し件数(平成14年度～21年度)



- (注) 1 各年度の「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(総務省)から作成した。

2 「見直し件数」は、対象政策の拡充、複数事業の統合等による効率化、一部又は全部の廃止・休止・中止につながった評価の数である。対象政策を構成する事務事業について見直しを行ったものを含む。

○ 統一性・総合性確保評価

総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映の状況をみると、平成21年度に受理した回答のうち、「その後の政策への反映状況」に係る回答（＝2回目の回答）においては、指摘事項の100%が、法令の改正、業務の改善・見直しなど関係府省における政策の改善措置に結びついており、有効性が認められる。（「平成21年度政策評価の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」H22.6総務省）

○ 政策評価の客観性の確保

総務省では、各府省の主要政策をカバーしている実績評価について、達成目標の数値化等による具体化を推進してきた。達成目標が具体化された実績評価の件数は、政策の特性から具体化が困難なものもあるため、下図のとおり、横這いで推移している。

政策達成目標明示制度の導入に伴い、政策評価においても、改めて成果（アウトカム）に着目した目標の設定を推進するとともに、評価の判定結果を国民に分かりやすい形で論理的に示すための判定基準及び判定根拠の明示を推進する必要がある。

なお、達成目標の具体化が困難な政策については、実績評価としての機能が発揮されないことから、別途の評価方式の適用等を推進していく必要がある。

図2 実績評価のうち達成目標が数値化等により具体化されている評価



(注) 「政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－」(H22.3総務省行政評価局)から作成した。

また、各府省における政策評価の質の向上に関しては、総務省が行う客観性担保評価活動の結果に基づき、関係府省において政策評価の改善が図られている。

具体的には、各府省が実施した政策評価の妥当性に疑問が生じ、改善すべき点が見られたものについて指摘を行った結果、①公共事業評価の評価マニュアルの修正、②

政策評価のやり直し・評価書の修正、③適切な指標の設定などの改善措置が講じられるなど、各府省が実施する政策評価の質の向上に寄与しており、有効性が認められる。

【事例1】国際社会で主体的に行動することができる能力の基礎を育成するために国際理解教育を推進する体制を整備するとともに、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画に基づき、「英語が使える日本人」を育成する体制を確立する〔文部科学省実績評価〕(H20年度)

本政策の評価にあたっては、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画(H15.3)に基づき、学校教育において児童・生徒が英語を学習するための体制を整備した結果を図る指標として「生徒の英語力」を設定している。

この指標等が同行動計画策定当初より向上していることから評価結果を「A」としているが、当該指標については、同行動計画における目標水準に達していない状況にあると考えられる。

同行動計画は平成19年度が計画期間の最終年度となっているため、本政策の達成目標の達成度合いについては、指標の伸びではなく、同行動計画における目標の最終的な達成度合いに基づいて評価を行うべきではないかと指摘。

文部科学省は、行動計画における目標の達成度合いに基づいた評価を行うため、生徒の英語力を指標とし、行動計画における目標水準の達成状況を判断基準とした評価に改め、評価書を修正した。

【事例2】水道水源開発施設整備事業(サンルダム)〔厚生労働省公共事業再評価〕(H21年度)

本事業の評価にあたって、前回平成17年度の再評価時点から便益算定方法を変更しているにもかかわらず、その説明がないことから、便益算定方法を変更したことの説明を十分に行うべきと指摘。

厚生労働省から、算定方法を変更した経緯は再評価書において説明するべきであり、説明の必要性について、マニュアルの中で明記するよう改定する旨が示された。

これまでの客観性担保評価活動は、全般的な政策評価制度の定着等を目指して、「評価のやり方点検(審査)」に重点を置いて点検を行うとともに、評価の内容に踏み込んだ「評価の内容点検(認定関連活動)」を、対象を抽出するなどして充実・強化を図ってきた。今後は「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」(H22.5.28)の策定により外部検証可能性が高まることを踏まえ、政策評価制度の本旨に則り、第一義的には各府省の自律的な取組に委ねることを基本とすることとし、予算編成に真に役立つ機能の強化の観点から、予算編成に関連が深い政策評価に基本的に点検対象を特化し、効果的に公表することで、点検の有効性をさらに高める必要がある。

行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況をみると、平成20年度に受領した「その後の改善措置状況」(別添2参照)において、指摘事項の75.9%は既に改善措置が講じられているほか、改善措置を講ずることが具体的に予定されているものが22.8%となっている。同様に、平成21年度に受領した「その後の改善措置状況」(別添2参照)において、指摘事項の92.6%は既に改善措置が講じられているほか、改善措置を講ずることが具体的に予定されているものが6.8%となっている。行政評価・監視の実施を通じ、各府省における行政制度・運営の見直し・改善が図られていることから、有効性があると認められる。

行政相談については、平成 20 年度及び 21 年度の年間総処理件数が約 17 万件、そのうち、国の行政機関等に係る処理件数は約 6 万件と引き続き一定量の相談が受け付けられている。その中でも、関係機関にあっせんを行った事案についての苦情あっせん解決率は 90%を超えている。その意味で総務省が苦情と認識したものについての有効性は十分に認められる。

しかし、評価期間のみに見られる傾向ではないが、国の行政機関等に係る苦情案件や要望陳情の総処理件数に占める割合は、それぞれ、約 2%及び約 9%と小さな割合にとどまっている。これは、具体的な行政相談事案の分析・検討の際に相談内容から国の行政機関にかかる課題を見い出し、国民の苦情や要望陳情として整理する活動において、十分な成果を上げていないと考えられる余地がある。

【表 3】 行政相談処理件数の内訳 (H19~21 年度) (単位：件、%)

区分		19 年度	20 年度	21 年度
国の行政機関	苦情	4,037 (2.3)	3,376 (1.9)	3,340 (1.9)
	要望陳情	14,619 (8.3)	16,116 (9.3)	15,009 (8.8)
	照会	42,639 (24.3)	42,017 (24.2)	39,900 (23.3)
	小計	61,295 (34.9)	61,509 (35.4)	58,249 (34.0)
地方公共団体の事務等		53,935 (30.8)	54,783 (31.6)	55,907 (32.6)
民事事案		60,076 (34.3)	57,335 (33.0)	57,274 (33.4)
合計		175,306 (100.0)	173,627 (100.0)	171,430 (100.0)

(注) 1 総務省の行政相談の実績 (H17~21 年度) による。

2 ()内は、総処理件数に対する割合である。

なお、総務省では、受け付けて処理した相談事案の中から全国的にみられるものを分析し、行政苦情救済推進会議を開催する等により広く行政の制度又は運営の改善に結びつける活動も行っているところであるが、評価期間中に中央の行政苦情救済推進会議に付議した件数は 8 件で、今後もこのような活動を充実させる必要がある。

さらに、いわゆるボランティアである行政相談委員は、総務省の行政相談事案の受付において重要な役割を果たしているが、長期的には行政相談受付件数の低下傾向を示している。

【表 4】 受付窓口別行政相談受付件数の内訳 (H17~21 年度) (単位：件)

区分	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
----	-------	-------	-------	-------	-------

本省・管区局・ 事務所受	64,277 (100)	67,681 (105)	70,632 (110)	69,980 (109)	72,745 (113)
行政相談委員受	113,562 (100)	111,819 (98)	104,720 (92)	103,770 (91)	98,738 (87)
合 計	177,839 (100)	179,500 (101)	175,352 (99)	173,750 (98)	171,483 (96)

(注) 1 総務省の行政相談の実績 (H17~21 年度) による。

2 本表の件数は受付件数であるため、前表の処理件数とは一致しない。

3 ()内は、平成 17 年度の受付件数を 100 とした指数である。

年金記録に関するあっせん等の実施については、平成 21 年度の事案処理件数約 5.8 万件のうち、約 2.8 万件を年金記録訂正につなげるなど、国民の立場に立って、年金記録訂正に関する公正な判断を示すことにより、国民の正当な権利の実現を図っており有効と考える。

(効率性)

総務省が行った統一性・総合性確保評価については、平成21年度に勧告を行ったもの（2件）の処理期間（管区行政評価局による調査結果を本省行政評価局が取りまとめ、意見通知もしくは勧告に至るまでの期間）をみると、それぞれ1年2か月と1年7か月で、平成18年度（1件・1年2か月）に比べてほぼ同じか、それよりも長い期間を要している。これは、テーマにより調査内容や分析すべきデータ量等が異なることから、単純に比較はできないものの、平成19年度から年金記録問題への早急な対応が求められ、従前の体制を維持できず、人員不足により処理期間が長くなった面もあるものと考えられる。いずれにせよ、評価結果の早期の政策への反映を図るためには、個々の調査に係る処理期間の一層の短縮が必要となっている。

平成 21 年度に勧告等を行った行政評価・監視 4 件（別添 1 参照）のうち「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査」を除いた 3 件の平均処理期間（管区行政評価局等による調査結果を本省行政評価局が取りまとめ、勧告等に至るまでの期間）をみると、約 9 か月となっている。テーマにより調査内容や分析すべきデータ量等が異なることから、単純には比較できないものの、平成 19 年度平均の約 11 か月、20 年度平均の約 15 か月よりは短くなっている。しかしながら、早期の行政の制度・運営の改善を図るためには、個々の調査に係る処理期間の一層の短縮が必要となっている。

行政相談については、平成 19 年度から始まった年金記録確認問題への対応のため、本来の実施体制が制約されている状況が続いている中で、18 年度の処理件数とそん色ない処理件数を維持していることから一定程度効率的な業務運営が実施できたと言える。しかし、有効性の観点からの業務の質を高める余地があるとの課題を踏まえると、より一層効率性を高める必要がある。

年金記録に関するあっせん等の実施については、「平成 20 年度に年金受給者（無年金者を含む。）から申し立てられた事案については、遅くとも平成 21 年中を目途に処理を終える。」との目標を達成。事案処理に要する期間（全国平均）を約 8 か月（H21.4 時点）から約 6 か月（H22.3 時点）へ約 2 か月短縮するなど、効率性の向上が認められる。

(2) 総括的な評価

上記の分析を踏まえると、年金記録に関するあっせん等の実施に係る目標達成をはじめ、予算概算要求までに政策評価を実施し公表する取組の定着状況、統一性・総合性確保評価及び行政評価・監視に係る勧告等に基づく改善措置状況及び苦情あっせん解決状況など、当該政策全体としては、各府省における行政制度・運営の改善のため、一定の効果を発揮していると評価できる。

一方、今後導入される政策達成目標明示制度との関係を含め、政策評価の在り方を検討する必要があるほか、規制の事前評価における質の向上、予算編成に資する政策評価を推進するとともに、統一性・総合性確保評価及び行政評価・監視に係る処理期間や、行政相談事案の分析・検討活動の一層の効率性の向上などの課題が認められるため、国民に信頼される質の高い行政の実現に向けて、政府全体のレビュー機能の質の向上に資することが必要である。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

政策評価の推進については、予算概算要求までに政策評価を実施し公表する取組は定着しているが、未だ予算編成等に真に役立つ機能への重点化に向けた取組の途上にある。今後の具体的な課題としては、政策達成目標明示制度への対応、租税特別措置に係る政策評価の推進、点検活動の重点的实施といった取組を的確に進めるため、必要な体制整備を含め、政策評価推進機能の強化に取り組む。あわせて、既存の政策評価等の方法に関する調査研究の推進等の見直しを図る。

		方向性の内容
予算要求	○▲	・調査研究、政策評価に関する統一研修等の業務の重点化・効率化 ・新たな業務（政策達成目標明示制度への対応、租税特別措置に係る政策評価等）の効率的な実施
制度	○▲	予算編成等に役立つ機能に重点化するなど、政策評価推進機能の強化
実施体制	◎	租税特別措置に係る対応等のための体制整備

統一性・総合性確保評価及び行政評価・監視（行政評価局調査）については、関係府省の政策や行政制度・運営の見直し・改善に一定の効果を上げてきているが、個々の調査に係る処理期間の一層の短縮化という課題が認められ、政務三役を中心とした検討会において「スピーディーにいろいろな形で公表していく機動性が必要」、「具体的な議論に間に合うようにタイムリーに調査結果を提供することが必要」などの指摘がなされたため、今後は調査の実施方法や体制等のマネジメントを見直し、調査の迅速化・効率化・生産性の向上を目指す。

		方向性の内容
予算要求	○▲	マネジメント見直しによる調査の迅速化・効率化
制度	○▲	・調査の迅速化・効率化・生産性の向上を進めるためのマネジメント改革による新たな調査・評価手法等の導入 ・各テーマのねらいに応じた適期に勧告等を行うための進行管理

実施体制	◎	機動的な調査・評価の実施体制の構築
-------------	---	-------------------

行政相談については、①行政相談事案からの国民の声・ニーズの把握、②行政相談事案の分析・検討の改善、③行政相談委員による相談受付件数の長期的低下との課題が認められたため、今後は具体的事案解決の促進とともに、行政の制度・運営の改革・改善につなげることに重点を置くこととし、行政相談事案の高度な調査分析等の業務に対応する体制整備を行う。また、有効性の観点から業務の質を高める余地があるとの課題を踏まえ、行政相談の受付体制については、サービスの低下を招かないとの前提の下、より一層の効率化を図る。

○ 行政相談事案の受付・処理

方向性的内容		
予算要求	○▲	<ul style="list-style-type: none"> ・環境変化を踏まえた調査研究事業の見直し ・総合行政相談所に係る運営の見直し
制度	○	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度の継続
実施体制	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・行政相談ニーズ把握方法の改善 ・行政相談事案の調査・分析、政策課題の抽出・構成の強化 ・行政相談業務の処理の仕組みの見直し

○ 行政相談委員の活動支援

方向性的内容		
予算要求	○	<ul style="list-style-type: none"> ・行政相談委員活動の支援 ・行政相談委員制度の理解を深める活動の実施
制度	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・行政相談委員制度の在り方の検討
実施体制	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・行政相談委員、その他の関係者への働きかけの充実 ・行政相談委員との協働の活動充実

年金記録に関するあっせん等の実施については、年金記録の訂正に関し、申立内容を十分に汲み取り、審議の公正性を確保しつつ、引き続き事案処理の迅速化に取り組む。また、年金受給者からの平成 21 年度申立てについて、優先的に処理を促進する。なお、今般の行政評価局の機能強化方策の適切かつ効果的な実施に当たっては、行政評価局職員の約半数を充てている当該業務について、早期に目途を付けることが不可欠であり、今後の年金記録確認体制の在り方について厚生労働省と協議し、結論を得ることが必要である。

方向性的内容		
予算要求	▲	当該業務について、今後の年金記録確認体制の在り方についての厚生労働省との協議の動向を見ながら予算編成過程で決定していくこととなるが、現在も毎週 1,000 件程度の申立てが行われているところであり、23 年度の業務量に応じた予算要求を行う。
制度	▲	当該業務について、早期にめどを付けるべく、厚生労働省の年金記録回復委員会における年金記録問題への対応方策の検討に協力するとともに、今後の年金記録確認体制の検討に向けた厚生労働省との調整を図り、これら方策の具体化の内容に応じ、所要の措置を講ずる。

<p>実施体制</p>	<p>▲ 当該業務について、今後の年金記録確認体制の在り方について厚生労働省と協議しているところではあるが、現在も毎週約1,000件程度の申立てが行われているところであり、厚生労働省との上記の協議が具体化するまでは、23年度の業務量に応じた実施体制とする。</p>
--------------------	--

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

平成21年11月の行政刷新会議における事業仕分けにおいて、「更なる機能発揮のため、これまでの業務を自己評価し、機能強化の方向でしっかりと見直しを行うべき」との評決結果を受けて、「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」として、強化策のビジョンをとりまとめた。その後、同ビジョンに掲げられた見直しの方向性を踏まえ、国民や有識者の声を聞きながら、行政評価機能の抜本的強化方策を盛り込んだ「行政評価等プログラム」を決定した。

行政評価機能の強化に当たっては、「いのちを守る」政策の実現に向け、新たなパラダイム、ダイナミズムに適応しているかどうか、①国民視点に立った行政のパフォーマンスやアウトカム（国民に対する成果）、②公開度・説明度（説明責任）の徹底、③国民との対話・協働の点を重視し、聖域なく、行政運営を見直すこととし、以下の方向で行政評価機能の強化に取り組み、政府内でレビュー機能を担う他の機関と連携しつつ、総務省として内閣を支援する機能を強化する。

- ① 政策評価推進機能については、各府省における政策評価の定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各府省の説明責任の向上や、事前評価の拡充や成果（アウトカム）に着眼した目標設定の推進等、予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化を図る。
- ② 「行政評価局調査」機能（統一性・総合性確保評価及び行政評価・監視）については、その特性をいかし、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充する。調査実施に当たっては公開度・説明度（説明責任）の徹底、国民との対話・協働の推進を図る。
- ③ 行政評価機能を成す各機能は相互に密接に関連することから、各機能間の連携に留意するとともに、各機能を通じ、タイムリーな情報発信に努める。
- ④ 政策評価への取組が人事評価に一層円滑に反映されるような取組を推進する。

なお、機能強化方策の具体化・実行に当たっては、第三者委員会における業務の動向等の状況変化に留意して、柔軟かつ適切に対応する。

また、機能強化に向けた具体的取組と併せて、現行制度の枠組みを超えた検討が必要となる組織・体制、法制度等に係る中期的課題について、引き続き検討する。

6 学識経験を有する者の知見の活用

行政評価機能については、その改善方策の検討、推進を図るに当たって、政務三役、有識者から成る行政評価機能強化検討会におけるオープンな議論を経て、「行政評価等プログラム」を決定している。

7 その他

—

8 評価を行う過程において使用した資料

- 「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」(H22. 1. 12 総務省)
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/23513.html)
- 「行政評価等プログラム」(行政評価機能の抜本的強化方策)(H22. 4. 13 総務大臣決定)
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)
- 「行政評価機能強化検討会の開催について」(H22. 2. 17 総務大臣決定)
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/kinoukyouka/index.html)
- 【重要政策についての評価の徹底】
- 「重要政策の評価結果」(H21. 12. 16 政策評価・独立行政法人評価委員会答申)
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/22459.html)
- 「必要医師数実態調査の実施について(依頼)」(H22. 5. 28 付け医政発 0528 第1号厚生労働省医政局長から都道府県知事あて)
- 「規制の事前評価の審査結果について」(H22. 3. 31 総務省行政評価局)
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/26876_2.html)
- 【各府省における評価結果の予算要求等政策への反映】
- 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(H14 年度～21 年度の各年度。総務省)
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/nenji_houkoku.html)
- 【政策評価の客観性の確保】
- 政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－(H20. 3 公表)
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080328_7_a.html)
- 政策評価の内容点検の結果(H20. 6 公表)
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080616_4_1.pdf)
- 政策評価の内容点検の結果(H21. 1 公表)
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/pdf/090115_1_2.pdf)
- 政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－(H21. 3 公表)
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02hyoka01_000002.html)
- 政策評価の内容点検の結果(H21. 6 公表)
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000026608.pdf)
- 政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－(H22. 3 公表)
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/26876_3.html)
- 各年度の行政評価・監視結果
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html)

(別添1)

平成20年度 勧告等実績

名 称	勧告等年月日	勧告等対象機関
① 輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視	平成20.5.23 (勧告)	厚生労働省、農林水産省
② 生活保護に関する行政評価・監視－自立支援プログラムを中心として－	平成20.8.1 (勧告)	厚生労働省
③ 公共事業の需要予測等に関する調査	平成20.8.8 (勧告)	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
④ 介護保険事業等に関する行政評価・監視	平成20.9.5 (勧告)	厚生労働省、国土交通省
⑤ 行政手続等における本人確認に関する調査	平成20.9.12 (局長通知)	国家公安委員会(警察庁)、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
⑥ 契約の適正な執行に関する行政評価・監視	平成20.12.16 (勧告)	全府省
⑦ 原子力の防災業務に関する行政評価・監視(第二次)	平成21.2.13 (勧告)	文部科学省、経済産業省
⑧ 国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査	平成21.3.27 (勧告)	全府省

平成20年度 行政評価・監視の実施状況

名 称	調査着手時期
① 食品表示に関する行政評価・監視－監視業務の適正化を中心として－	平成20年8月
② 貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視	平成20年8月
③ 雇用保険二事業に関する行政評価・監視	平成20年12月
④ 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視－道路橋の保全等を中心として－	平成20年12月

平成 21 年 度 勸 告 等 実 績

名 称	勸告等年月日	勸告等対象機関
① 契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査－物品調達を中心として－	平成 21. 11. 30 (大臣通知)	全府省
② 雇用保険二事業に関する行政評価・監視	平成 22. 1. 22 (勸告)	厚生労働省
③ 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視－道路橋の保全等を中心として－	平成 22. 2. 5 (勸告)	農林水産省、国土交通省
④ 薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視－需要根絶に向けた対策を中心として－	平成 22. 3. 26 (勸告)	内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、文部科学省、厚生労働省

平成 21 年 度 行 政 評 価 ・ 監 視 の 実 施 状 況

名 称	調査着手時期
① 薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視－需要根絶に向けた対策を中心として－	平成21年 4 月
② 在外公館に関する行政評価・監視	平成21年 4 月
③ 製品の安全対策に関する行政評価・監視	平成21年 8 月
④ 気象行政評価・監視	平成21年 8 月
⑤ ホームページのバリアフリー化の推進に関する調査	平成21年 8 月
⑥ 食品流通対策に関する行政評価・監視－流通コスト縮減の取組を中心として－	平成21年12月
⑦ 職員研修施設に関する調査（概況調査）	平成21年12月

平成20年度に受領した「回答」及び「その後の改善措置状況に係る回答」

【回答】

- ① 遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査
- ② 国等の債権管理等に関する行政評価・監視
- ③ 府省共通事務に関する行政評価・監視
- ④ 原子力の防災業務に関する行政評価・監視（第一次）
- ⑤ 労働安全等に関する行政評価・監視
- ⑥ 小児医療に関する行政評価・監視
- ⑦ アスベスト対策に関する調査
- ⑧ 在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視
- ⑨ 輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視
- ⑩ 公共事業の需要予測等に関する調査
- ⑪ 介護保険事業等に関する行政評価・監視

【その後の改善措置状況に係る回答】

- ① 農業経営構造対策に関する行政評価・監視
- ② IT化推進施策に関する行政評価・監視－地域情報化を中心として－
- ③ 検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査
- ④ バリアフリーの推進に関する行政評価・監視
- ⑤ 民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視（第二次）
- ⑥ 鉄道交通の安全対策に関する行政評価・監視
- ⑦ 農業災害補償に関する行政評価・監視
- ⑧ 地方支分部局等における指導監督行政（立入検査）に関する調査
- ⑨ 都市農村交流対策に関する行政評価・監視
- ⑩ 感染症対策に関する行政評価・監視
- ⑪ 厚生年金保険に関する行政評価・監視

平成 21 年度に受領した「回答」及び「その後の改善措置状況に係る回答」

【回答】

- ① 生活保護に関する行政評価・監視
- ② 行政手続等における本人確認に関する調査
- ③ 契約の適正な執行に関する行政評価・監視
- ④ 原子力の防災業務に関する行政評価・監視（第二次）
- ⑤ 国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査

【その後の改善措置状況に係る回答】

- ① 国等の債権管理等に関する行政評価・監視
- ② 遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査
- ③ 産業廃棄物対策に関する行政評価・監視
- ④ 府省共通事務に関する行政評価・監視
- ⑤ 原子力の防災業務に関する行政評価・監視（第一次）
- ⑥ 労働安全等に関する行政評価・監視
- ⑦ 在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視
- ⑧ 小児医療に関する行政評価・監視
- ⑨ アスベスト対策に関する調査

具体的な見直し・改善事例

行政評価 ・監視名	主な勧告事項	主な改善実績
府省共通事務に関する行政評価・監視	<p>公用車の効率的な使用を図る観点から、</p> <p>① 使用が低調なもの等について、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどにより、削減又は有効活用すること。(国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)</p> <p>② 使用実績を把握の上、これに基づき、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどの検討を行い、公用車の効率化を推進すること。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p><改善状況></p> <p>専任の運転手より公用車の台数が多い、又は部局別に管理しているため非効率な公用車があると指摘した7府省28機関の改善状況は、①公用車を削減したものが13機関、②一般職員による運転を実施したものが3機関、③代替手段を導入したものが3機関、導入を検討しているものが4機関、④公用車の運行管理方法を見直したものが9機関</p> <p>(注)改善状況は、延べ数である。</p> <p>【具体的事例：総務省】</p> <p>○ 著しく使用が低調な公用車については、削減を図り、レンタカーや公共交通機関等代替手段の利用に切り替え</p> <p>また、平成20年度から職員による運転が可能となるよう関係規程を整備</p> <p>○ 業務用車両などで車両運行業務委託を行っているものについて、その必要性を厳格に見直し、業務委託の廃止、縮減を推進。平成20年度までに公用車5台を削減</p>
契約の適正な執行に関する行政評価・監視	<p>契約の競争性の向上を一層推進する観点から、</p> <p>① 競争性のない随意契約又は公募若しくは企画競争による随意契約としている案件について、随意契約とする理由を再点検し、一般競争契約等への移行を推進すること。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> <p>② 指名競争契約を行う場合は、指名競争契約とする理由を契約案件ごとに十分検討し、合理的な理由があるときにこれを行うよう徹底すること。(宮内庁、法務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)</p>	<p><改善状況></p> <p>① 指摘した事例330件(※)のうち、186件は改善済み(競争性の高い契約方式へ移行)、63件は改善予定、81件は検討中</p> <p>② 指摘した事例113件(※)のうち、61件は改善済み(一般競争契約等へ移行)、39件は改善予定、13件は検討中</p> <p>※ 平成19年度限りの契約等を除く。</p> <p>【具体的事例】</p> <p>○ 行政効率化計画を改定し、随意契約については原則一般競争契約に速やかに移行、競争性のない随意契約については契約内容、競争性のある契約方式への移行年限、移行困難な場合にはその理由等を原則公表(国土交通省)</p> <p>○ 入札・契約手続審査委員会を設置し、平成21年度から、入札・契約手続の事前審査を実施(農林水産省)</p> <p>○ 指名競争契約の金額基準を廃し、審査委員会の審議を経て決定することに変更(法務省)</p>

平成22年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策5 地域力創造	担当部局、課室名	地域力創造グループ 地域政策課ほか6 課室				
基本目標	地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援する。						
政策の概要	地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため定住自立圏構想の推進、地方公共団体の地域づくりの支援等の地域力創造施策を推進する。 [平成21年度補正後：14,742百万円]						
	主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課 室	関連する 政府方針等		
	定住自立圏構想の推進	都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。	10,067	地域自立応援課	新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日閣議決定） 新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～（平成22年6月18日閣議決定）		
過疎地域自立計画の実施	過疎法に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施できるようにするため、情報提供や助言の他、集落整備及び地域間交流施設整備に対する補助並びに調査事業を行う。	556	過疎対策室	新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日閣議決定） 新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～（平成22年6月18日閣議決定）			
指標等の状況	指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度		
	定住自立圏の取組状況	定住自立圏構想に取り組んでいる団体数が増加しているか。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市宣言団体数：52 団体 ・ 協定締結等団体数：117 団体 ・ 共生ビジョン策定団体数：18 団体 (平成22年3月31日現在) 		
	指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
	過疎地域自立促進計画進捗率	市町村及び都道府県が策定した過疎地域自立促進計画に基づいて過疎対策事業を実施することにより、過疎地域の自立促進を達成する。	21年度	過疎地域の自立を促進するための後期過疎地域自立促進計画(平成17年～21年度)に基づく事業の実施が着実に進んでいるか。	都道府県 60% 市町村 54%	都道府県 77% 市町村 69%	調査中
政策の実施状況とその分析及び総合的な評価	<p>【政策の実施状況】</p> <p>地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するという基本目標の達成に向けて、緑の分権改革推進の推進、定住自立圏構想の推進、地域人材力活性化事業における人的支援、過疎地域の自立促進等に取り組んでいる。</p> <p>① 緑の分権改革の推進については、クリーンエネルギー資源の賦存量等の調査及びクリーンエネルギー活用の具体的な事業展開のための実証調査を地方公共団体に委託する「緑の分権改革推進事業」に取り組んでいるところ。</p> <p>② 定住自立圏構想の推進に関しては、定住自立圏構想推進シンポジウム（2回）及びセミナー（5回）を開催するとともに、同構想に取り組む団体に対する支援策として、交付税等の地方財政措置や関係府省による国庫補助事業の優先採択を行った。</p>						

	<p>③ 過疎地域の定住促進や地域間交流を促進するため、過疎地域集落整備事業（10件）及び地域間交流施設整備事業（7件）に対しての補助を行い、過疎地域自立促進計画の着実な進捗を図ったほか、平成21年度末をもって過疎法が失効するにあたり、時代に対応した新たな過疎対策のあり方やソフト事業を始めとする新たな過疎対策を実施する際に重視すべき視点や配慮すべき点等について検討を行った。</p> <p>【政策の実施状況の分析】</p> <p>既存の事業について、継続的に地域の活性化・国際化、過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正に取り組むとともに、緑の分権改革の推進や定住自立圏構想の推進等、新たな施策で更なる地域の活性化に取り組み、一定の成果をあげたところである。</p> <p>① 「緑の分権改革推進事業」については地方公共団体との間で49件の委託契約を締結し、161団体において取組が進んでいるところであり、緑の分権改革に係る取組の普及、推進に向け効果があったと考えられる。</p> <p>② 定住自立圏構想に取り組む団体は、平成22年3月31日現在で中心市宣言団体数52団体、協定締結等団体数117団体、共生ビジョン策定団体数18団体となり、定住自立圏の形成が全国的に進展しているところである。</p> <p>③ 過疎対策事業に関しては、後期過疎地域自立促進計画に基づく事業の進捗率が平成20年度時点で都道府県77%、市町村69%となっており、厳しい財政状況下において着実に進捗していることから一定の有効性が認められる。</p> <p>【総括的な評価】</p> <p>これまでの取組により一定の成果をあげているが、厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、地方公共団体のニーズ等を的確に把握した上で、更なる取組を推進する必要がある。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>「緑の分権改革」の推進に要する経費、定住自立圏構想推進費について、「現行または見直し案どおり」とされたことを受け、更なる取組を進めていく。</p> <p>地域振興に必要な経費（緑の分権改革推進経費、過疎地域振興対策経費、定住自立圏構想推進費除く。）、過疎地域振興対策に要する経費については、「更なる見直し、改善が必要」とされことから、事業の見直しや効率化を検討する。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>総務省では、これまで、地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対して、情報提供や助言、財政措置等を継続して行ってきたところである。</p> <p>しかしながら、平成22年1月の施政方針演説において、新しい時代にふさわしい地域の絆の再生や成長の基盤づくりに取り組むという政府方針が示されていることから、これまで以上に、総務省では、実態やニーズを的確に把握することにより、地域の特性にあった魅力ある地域づくりをしようとする地方公共団体に対し支援を実施していくとともに、地域力創造に向けた取組を進めていく必要がある。</p> <p>具体的には、緑の分権改革に取り組む地方公共団体数を平成22年には、400団体、平成26年には800団体、平成32年には1400団体を目標とする。</p>
<p>その他関連データ</p>	<p>「定住自立圏構想」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html</p>

平成22年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 地域力創造グループ地域政策課、

国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、

地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課

評価年月 平成22年8月

1 主要な政策の概要

（政策名） 政策5 地域力創造

（政策の基本目標） 地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援する。

（政策の概要）

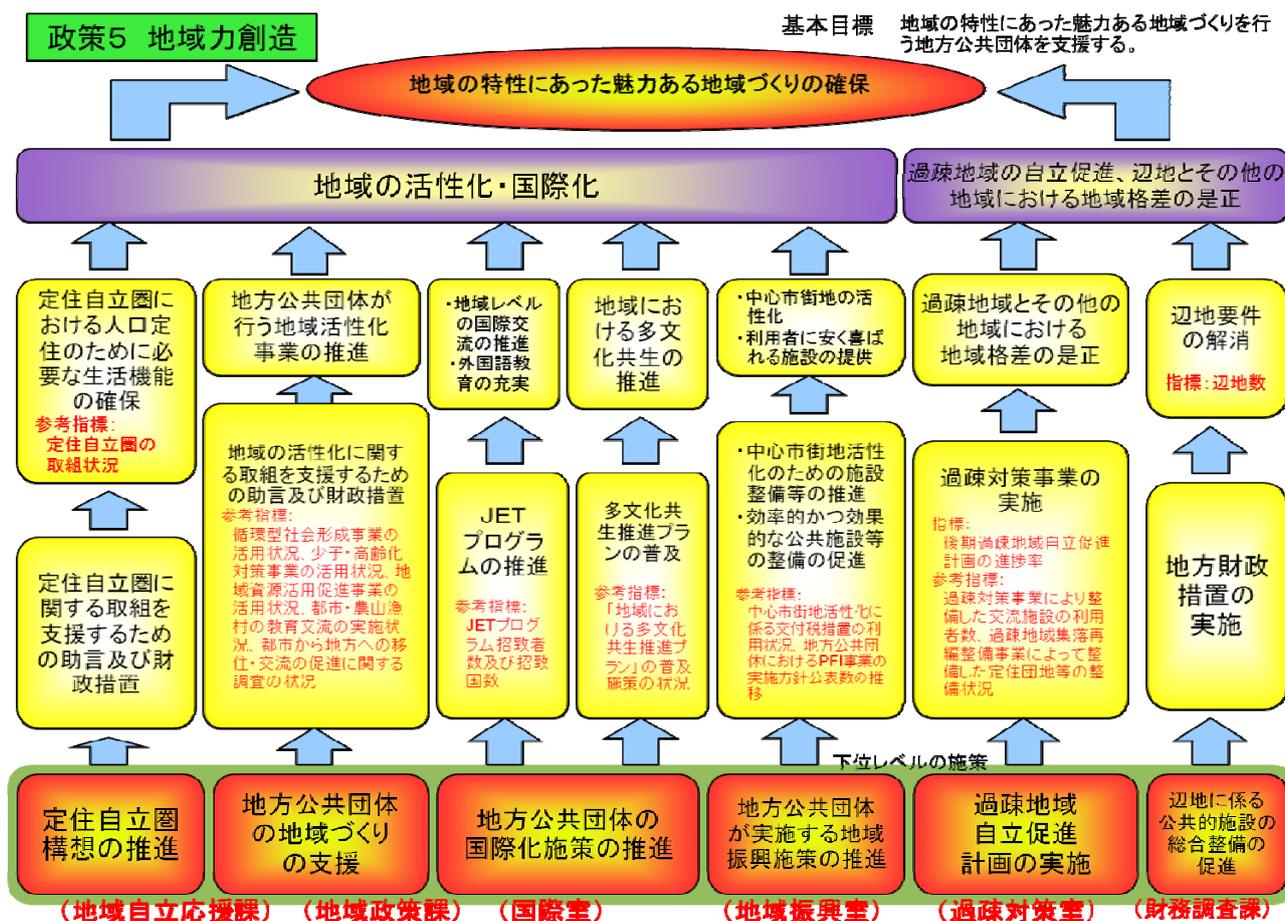
主な施策	概要	予算額	担当課	関連する政府方針等
定住自立圏構想の推進	都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進している。	10,067 百万円	地域自立応援課	新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日閣議決定） 新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～（平成22年6月18日閣議決定）
地方公共団体の地域づくりの支援	地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、循環型社会形成事業、少子・高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業について財政措置を講じている。	55 百万円 （移住・交流に関する調査：39 百万円、子ども農山漁村交流プロジェクト：16 百万円）	地域政策課・人材力活性化連携交流室	
地方公共団体の国際化施策の推進	外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進することを目的に、総務省等関係機関が協力して、地方公共団体において、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下、「JET プログラム」）を実施している。 また、近年の外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあることから、各地方公共団体が外国人住民施策を進める上での指針・計画の策定に資するよう、「地域における多文化共生推進プラン」を総務省が策定・通知し、地域国際化連絡会議を開催することなどにより普及を図っている。	6 百万円	国際室	

<p>地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI事業の支援）</p>	<p>中心市街地の再活性化の促進を通じて、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、財政措置を講じている。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づいて、総務省では、地方公共団体がPFI事業を円滑に実施できるようにするため、地域振興室を窓口として、情報提供や助言、財政措置などの支援を行っている。</p>	<p>0.6 百万円</p>	<p>地域振興室</p>	
<p>過疎地域自立計画の実施</p>	<p>人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域（過疎地域）とその他の地域との格差の是正等を図るため、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号、以下「過疎法」という。）が制定されている。 この過疎法に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施できるようにするため、総務省では、情報提供や助言の他、集落整備及び地域間交流施設整備に対する補助並びに調査事業を行っている。</p>	<p>556 百万円</p>	<p>過疎対策室</p>	<p>新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日閣議決定）</p>
<p>辺地に係る公共的施設の総合整備の促進</p>	<p>辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号、以下「辺地法」という。）が制定されている。 この辺地法に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が辺地住民の生活文化水準の向上のための辺地対策事業を総合的、計画的に実施できるようにするため、総務省では、辺地対策事業債により財政措置を行っている。</p>	<p>—</p>	<p>財務調査課</p>	

（平成21年度予算額）

14,742百万円（補正後）

(基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」))



2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

政策をとりまく最近の情勢としては、平成21年12月30日に「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～」が閣議決定され、その中で地域活性化戦略として、地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生が詠われるなど、政府全体で地域の再生に向け施策を推進している。

平成22年1月29日に行われた第174回国会における内閣総理大臣の施政方針演説においても、「緑の分権改革」を推進するとともに、情報通信技術の徹底的な利活用による「コンクリートの道」から「光の道」への発想転換を図り、新しい時代にふさわしい地域の絆の再生や成長の基盤づくりに取り組みます。」と地域活性化の方針が示されたところである。

また、平成22年6月18日に「新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～」が閣議決定されたところであるが、平成21年12月に閣議決定された「新成長戦略（基本方針）」に引き続き、地域活性化戦略として、地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生が詠われるなど、政府全体で地域の再生に向けた施策を推進しており、総務省としても一層の地域力創造のための施策の推進を図っているところである。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～	平成 22 年 6 月 18 日	それぞれの地域資源を最大限活用する仕組みを地方公共団体と住民、NPO 等の協働・連携により創り上げ、分散自立型・地産地消型としていくことにより、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の構築を図る「緑の分権改革」を推進し、地域からの成長の道筋を示すモデルを構築する。 都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。また、離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。
第 174 回国会総理施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	「緑の分権改革」を推進するとともに、情報通信技術の徹底的な利活用による「コンクリートの道」から「光の道」への発想転換を図り、新しい時代にふさわしい地域の絆の再生や成長の基盤づくりに取り組みます。
新成長戦略（基本方針）～輝きのあがる日本へ～	平成 21 年 12 月 30 日	それぞれの地域資源を最大限活用する仕組みを地方公共団体と住民、NPO 等の協働・連携により創り上げ、分散自立型・地産地消型としていくことにより、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の構築を図る「緑の分権改革」を推進し、地域からの成長の道筋を示すモデルを構築する。 都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。また、離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。

3 政策の実施状況

＜平成 21 年度目標設定表における指標等の状況＞

(1) 過疎地域自立促進計画の進捗率

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
過疎地域自立促進計画進捗率	市町村及び都道府県が策定した過疎地域自立促進計画に基づいて過疎対策事業を実施することにより、過疎地域の自立促進を達成する。	21 年度	過疎地域の自立を促進するための後期過疎地域自立促進計画（平成17年～21年度）に基づく事業の実施が着実に進んでいるか。	都道府県 60% 市町村 54%	都道府県 77% 市町村 69%	調査中

(単位:百万円、%)

		19年度	20年度	21年度	後期計画合計
都道府県	計画額	3,227,166 (1,017,781)	4,144,928 (917,762)	5,085,870 (940,942)	5,085,870
	実績額	3,072,719 (922,506)	3,929,962 (857,243)	調査中	—
	進捗率	60%	77%	調査中	—
市町村	計画額	4,023,486 (1,157,378)	5,136,854 (1,113,368)	6,268,395 (1,131,541)	6,268,395
	実績額	3,409,925 (1,021,777)	4,351,051 (941,126)	調査中	—
	進捗率	54%	69%	調査中	—

※計画額、実績額欄の上段は累計、下記()書きは単年度の額である。

(出典) 総務省「平成20年度過疎地域自立促進のために講じた施策の概要及び過疎地域自立促進計画の事業実績等調査」

(2) 辺地数

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
辺地数	辺地数の減少	21年度	地方財政措置等による辺地の公共的施設の総合整備の促進により、前年度より辺地数が減少しているか。	6,722	6,719	6,596

<参考となる指標その他の参考となる情報>

(1) 地方公共団体の地域づくりの支援

指標等	分析の視点	新規 継続	団体 区分	19年度		20年度		21年度	
				事業数	団体数	事業数	団体数	事業数	団体数
循環型社会 形成事業の 活用状況	地方公共団体による 循環型社会形成事業 の活用状況を事業数 及び団体数により把 握する。	新規	都道府県 指定都市	11	7	12	12	32	16
			市町村	96	85	80	75	104	91
		継続	都道府県 指定都市	13	11	8	5	5	5
			市町村	50	43	46	40	41	36

指標等	分析の視点	新規 継続	団体 区分	19年度		20年度		21年度	
				事業数	団体数	事業数	団体数	事業数	団体数
少子・高齢化対策事業の活用状況	地方公共団体による少子・高齢化対策事業の活用状況を事業数及び団体数により把握する。	新規	都道府県 指定都市	34	18	33	21	31	19
			市町村	56	19	63	50	57	49
		継続	都道府県 指定都市	30	21	30	20	27	20
			市町村	28	16	23	20	25	22
地域資源活用促進事業の活用状況	地方公共団体による地域資源活用促進事業の活用状況を事業数及び団体数により把握する。	新規	都道府県 指定都市	17	10	21	19	22	15
			市町村	69	63	79	69	67	61
		継続	都道府県 指定都市	12	11	10	9	13	12
			市町村	24	20	30	29	26	25

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
都市・農山漁村の教育交流の実施状況	子どもたちの生きる力を育むとともに、都市と農山漁村の交流を創出し、農山漁村に活力をもたらす施策である「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進することができたか。	—	74,438人	79,615人

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
都市から地方への移住・交流の促進に関する調査の状況	都市から地方への移住・交流を促進するための課題とその対策を明らかにできたか。	調査により、地方への移住・交流に対して多くの人が抱いている固定観念が実際とは異なることが判明し、移住・交流を希望する人々や受入れる地域の人々の意識を変えていくことが必要であること、また、移住・交流を実践した後のフォロー（地域への受け込みと移住・交流の継続支援）が必要であることが明らかになった。		

(出典) 総務省「平成21年度 都市から地方への移住・交流の促進に関する調査報告書」

(2) 定住自立圏構想の推進

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
定住自立圏の取組状況	定住自立圏構想に取り組んでいる団体が着実に増加しているか。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市宣言団体数：52 団体 ・ 協定締結等団体数：117 団体 ・ 共生ビジョン策定団体数：18 団体 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

(出典) 総務省定住自立圏構想 HP

(3) 地方公共団体の国際化施策の推進

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
JET プログラムの招致人数、招致国数	地域レベルでの国際交流の推進に資する JET プログラムの招致人数、招致国数が安定的に推移しているか。	5,119 人 41 カ国	4,682 人 38 カ国	4,436 人 36 カ国

(出典) 平成 21 年 7 月 24 日総務省報道資料「平成 21 年度 J E T プログラム」

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
「地域における多文化共生推進プラン」の普及の状況	「地域における多文化共生推進プラン」の普及が適切に行われているか。	平成 19 年度において、都道府県及び政令指定都市を対象に 7 ブロックで地域国際化連絡会議を開催し、「地域における多文化共生推進プラン」を参考としつつ、地域の実情と特性を踏まえた指針・計画の策定を要請した。		

(4) 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI事業の支援）

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
中心市街地活性化に係る交付税措置の利用状況	<p>中心市街地活性化のためのソフト事業に係る交付税措置が積極的に活用されているか。</p> <p>※中心市街地活性化施策の有効性を把握する指標としては、例年の実績が数件程度の一般事業債（ハード事業対象）では各年度の件数の有意な変化の把握が困難であり、例年800件程度の申請がある交付税措置（ソフト事業対象）を用いる方が適切であることから、平成21年度目標設定表を修正した。</p>	844件	839件	863件
地方公共団体におけるPFI事業の実施方針公表数の推移	<p>実施方針の公表数の推移を見ることにより、周知活動がどの程度浸透しているか。</p> <p>※実施方針は、地方公共団体がPFI法の手続きに入った事業を公表するものである。また、年度内に実施される公共事業数にも影響されることから、前年比の増減で判断されるものではない。</p>	31件	29件	集計中

(5) 過疎地域の自立促進

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
過疎対策事業により整備した交流施設の利用者数 (1施設あたりの平均)	交流施設が積極的に活用されているか。	39千人	32千人	52千人
過疎地域集落再編整備事業によって整備した定住団地等の整備状況	定住促進のための定住団地等が整備されているか。	7件	9件	2件

<平成21年度における政策の実施状況>

平成21年度においては、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するという基本目標の達成に向けて、緑の分権改革推進の推進、定住自立圏構想の推進、地域人材力活性化事業における人的支援等に取り組んでいる。

ア 緑の分権改革の推進

「地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地域主権型社会」の構築を目指し、緑の分権改革を推進していくため、クリーンエネルギー資源の賦存量等の調査及びクリーンエネ

ルギー活用の具体的な事業展開のための実証調査を地方公共団体に委託する「緑の分権改革推進事業」に取り組んだ。

イ 定住自立圏構想の推進

定住自立圏構想推進シンポジウム（２回）及びセミナー（５回）を開催するとともに、同構想に取り組む団体に対する支援策として、交付税等の地方財政措置や関係府省による国庫補助事業の優先採択を行った。

ウ 地方公共団体の地域づくりの支援

「都市から地方への移住・交流の促進に関する調査」を実施した。また、都市と農山漁村の交流を創出し、農山漁村に活力をもたらす施策として「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進した。なお、地域力創造有識者会議の中間とりまとめにおいて、地域力創造の基本となる人材力の強化が必要との指摘を受け、都市と地方との交流についても人材力の強化の要素と位置づけて取り組むこととした。

また、地域力の創造に取り組む上で参考となる人材及び事例に関する情報を結びつけて集積し、ワンストップでその情報を提供する「地域力創造データバンク」の整備や新たに地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで地域力を高めようとする市町村に対して、それぞれのニーズに適した民間専門家等を「地域力創造アドバイザー」として派遣し、その取組みを支援したところである。

なお、地域力創造に関する有識者会議の中間とりまとめにおいて、地域力創造の基本となる人材力の強化が必要との指摘を受け、「個々の人材力の育成・強化」、「人材力の相互交流とネットワークの強化」、「人材力を補完するためのアドバイザー招へいなどの取組への支援」、「全国各地の人材力と成功事例等の情報の提供」という４つの柱に基づき、人材力の強化に向けた取組みを推進したところである。

エ 地方公共団体の国際化施策の推進

J E Tプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）においては、新たに１，５８６人を招致し、再契約者を含めて３６か国から来日した４，４３６人の外国青年が、各地域で学校での語学指導や国際交流活動等に従事した。（平成２１年７月２４日総務省報道資料「平成２１年度J E Tプログラム」）また、地方公共団体からの要望等を踏まえ、中途退職者補充の受付期間を延長できるよう制度改正した。

多文化共生施策に関しては、地域の実情に応じた多文化共生の推進に向けた地方公共団体の取組を支援するため、有識者による意見交換会を開催し、多文化共生施策に取り組む地域の先進的な事例の整理・分析等を行った。

オ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、P F I事業の支援）

中心市街地活性化に係るイベント等のソフト事業約８６０件について交付税の算定対象とし

た。また、PFI事業を実施する地方公共団体に対する支援策として、関係団体と連携し地方公共団体職員向けの講習を実施するとともに、PFI事業に関する情報提供や地方財政措置を講じた。

カ 過疎対策事業の実施

過疎地域の定住促進や地域間交流を促進するため、過疎地域集落整備事業（10件）及び地域間交流施設整備事業（7件）に対しての補助を行い、過疎地域自立促進計画の着実な進捗を図った。

また、平成21年度末をもって、過疎法が失効するにあたり、総務省においては、過疎問題懇談会や「新たな過疎対策（ソフト対策）の推進に向けての研究会」で時代に対応した新たな過疎対策のあり方やソフト事業を始めとする新たな過疎対策を実施する際に重視すべき視点や配慮すべき点等について検討を行った。

キ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進

辺地の公共施設の着実な整備を行うため、平成21年度の地方債計画策定時に辺地対策事業債について所要の計画額を盛り込んだ。

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

（1）政策の実施状況の分析

ア 緑の分権改革の推進

「緑の分権改革推進事業」については地方公共団体との間で49件の委託契約を締結し、161団体において取組が進んでいるところであり、緑の分権改革に係る取組の普及、推進に向け効果があったと考えられる。緑の分権改革は平成21年度より始まったものであり、取組団体数の増加の余地は大きいと考えられることから、今後より一層地方公共団体の取組を推進していく必要がある。

また、緑の分権改革については、クリーンエネルギーのみならず様々な地域資源の活用に取り組むものであり、それらを対象にした取組も推進していく必要がある。

イ 定住自立圏構想の推進

三大都市圏も地方圏も人口が減少するという「過密なき過疎」の時代の到来にあって、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏から地方圏への人の流れを創出することが求められている。そのような状況下、都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成することを目的とした定住自立圏構想は益々その重要性を増しているところである。

そのため、総務省において平成21年度に定住自立圏構想推進シンポジウム（2回）及びセミナー（5回）を開催するとともに、同構想に取り組む団体に対する支援策として、交付税等

の地方財政措置や関係府省による国庫補助事業の優先採択を行うこととしている。これらにより、同構想に取り組む団体は、平成22年3月31日現在で中心市宣言団体数52団体、協定締結等団体数117団体、共生ビジョン策定団体数18団体となり、定住自立圏の形成が全国的に進展しているところである。

ウ 地方公共団体の地域づくりの支援

総務省では、地域人材力活性化事業における人的支援を通じて、地方公共団体の地域づくりの支援を行っている。平成19年度から「都市から地方への移住・交流の促進に関する調査」を実施し、今後の課題と対策を明らかにした。具体的には、地方への移住・交流に躊躇する理由には、医療や教育など地方のインフラサービス水準が著しく低いのではないかとといった実際とは異なる固定観念があることが明らかになり、移住・交流を希望する人々や受け入れる地域の人々の意識を変えていくことが必要であること、また移住・交流を実践した後のフォロー（地域への溶け込みと移住・交流の継続支援）が必要であることが明らかになった。

子どもたちの生きる力を育むとともに、都市と農山漁村の交流を創出し、農山漁村に活力をもたらす施策として、文部科学省及び農林水産省と連携して推進している「子ども農山漁村交流プロジェクト」については、平成21年度の参加児童数は79,615人（総務省の制度を活用した人数）であり、前年度（74,438人）と比べて5,177人増加している。本プロジェクトにより、子どもたちにおいては、地域の良さ、地域での生活の価値を知り、この中から将来、地域で活躍する人材につながる期待が持たれること、及び子どもが少なくなった地域においては、子どもたちを受け入れたことによる地域の活性化の機会が創出されたなどの効果が見られるところである。今後は、地方公共団体や学校関係者、保護者などにこれらの効果や本プロジェクトの意義を理解していただく取組みが必要である。

エ 地方公共団体の国際化施策の推進

地域の国際化を目的とし、地域レベルの国際交流や外国語教育の充実を図るため、関係機関と連携して、地方公共団体におけるJETプログラムの実施を推進している。また、地域における多文化共生の推進を図るため、その指針となる「地域における多文化共生推進プラン」を示している。

特に、JETプログラムについては、平成23年度以降、小学校教育における英語教育の必修化及びネイティブ・スピーカーの活用により、事業の拡大が期待され、今後もその積極的な活用が求められている。また、グローバル化や人口減少等を背景に、外国人住民は今後ますます増加していくことが予想されている中で、外国人住民も日本人住民と同じ地域社会の構成員として社会参画を促す多文化共生施策は重要性を増しており、そのためには「地域における多文化共生推進プラン」を更に普及していく必要がある。

JETプログラムの招致人数及び招致国数をみると、近年は減少傾向にあるが、これは、厳しさが続く地方財政の状況、国内における児童・生徒の減少といった事情が背景にあり、招致人数や招致国数が減少しているからといって地域レベルの国際交流や外国語教育の充実が推進されていないとは一概に言えないところがある。その一方で、JETプログラム参加者の活用事

例をみると、地域住民への語学講座、国際理解・国際交流イベントから消防職員対象の語学講座まで多岐にわたっており、この事業の実施は地域レベルの国際交流の推進や外国語教育の充実を図ったといえることから有効性があると認められる。

次に、「地域における多文化共生推進プラン」の普及については、平成21年度に都道府県及び政令指定都市を対象として7ブロックで地域国際化連絡会議を開催し、「地域における多文化共生推進プラン」を参考としつつ、地域の実情と特性を踏まえた指針・計画の策定を要請したところである。

平成18年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を通知して以来、指針・計画の策定団体数は年々増加しており、地域における多文化共生の推進にあたり、「地域における多文化共生プラン」の普及はその有効性が認められる。

オ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI事業の支援）

地域の文化、伝統と各種機能を培ってきた「地域の顔」としての中心市街地を活性化することは、地域の活性化につながるため、中心市街地活性化基本計画を策定して中心市街地の活性化に積極的に取り組む地方公共団体に対し、総務省では財政措置を行っている。

中心市街地活性化の状況について、中心市街地活性化に係る交付税措置の利用状況を見てみると、毎年、800件程度の申請があり、地方公共団体においてイベント等のソフト事業が着実に実施されていると考えられることから有効性があつたと認められる。

PFIについては、PFI法の施行より10年が経過し、地方公共団体にもPFI手法が浸透しつつあるが、その中で顕在化してきた制度上、実務上の様々な課題に対応していく必要がある。また、地域社会に不可欠な社会資本の整備や住民に対する低廉で質の高いサービスの提供に資する事業の展開も今後期待されることから、地域振興の観点からも引き続き施策を継続する必要がある。

効率的かつ効果的な公共施設等の整備等の促進の状況について、地方公共団体におけるPFI事業の実施方針公表数の推移を見てみると、平成20年度に新たに公表された事業実施方針は29件、累積件数は279件と着実な伸びを示しており、施策の有効性が認められる。

カ 過疎対策事業の実施

過疎地域においては、厳しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機などの様々な問題に直面している。その中で、総務省においては、過疎問題懇談会等で時代に対応した新たな過疎対策のあり方等を検討していたが、過疎法の改正により、法に基づく特別措置を拡充した上で、適用期限を平成27年度末に延長されることとなった。

過疎対策事業の実施状況について、後期過疎地域自立促進計画に基づく事業の進捗率を見てみると、平成20年度時点で都道府県77%、市町村69%となっており、厳しい財政状況下において着実に進捗していることから一定の有効性が認められる（総務省「平成20年度過疎地域自立促進のために講じた施策の概要及び過疎地域自立促進計画の事業実績等調査」）。

また、過疎対策事業により整備した交流施設の利用者数をみると、52千人（平成21年度）

と前年度より20千人も上昇し、さらに、過疎地域集落再編整備事業によって整備した定住団地等は、平成21年度は2件、平成20年度は9件の整備が行われている。このように、これまでの過疎対策事業が着実に実施され、過疎地域とその他の地域における地域格差の是正に一定の成果をあげてきており、施策の有効性が認められる。

キ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進

辺地法に基づき、総務省では、辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するため、地方公共団体に対して財政措置による支援を行っているところである。辺地の要件に該当する地域は、平成21年度時点で6,596箇所もあり、引き続き辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、財政措置を実施していく必要がある。

平成21年度の辺地数を見てみると、6,596箇所あり、前年度比1.8%減となっていることから、財政措置により地方公共団体の辺地に対する公共的施設の総合整備が促進され、辺地要件の解消がなされており、施策の有効性が認められる。

(2) 総括的な評価

平成21年度は既存の事業について、継続的に地域の活性化・国際化、過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正に取り組むとともに、緑の分権改革の推進や定住自立圏構想の推進等、新たな施策で更なる地域の活性化に取り組み、一定の成果をあげたところである。

厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、地方公共団体のニーズ等を的確に把握した上で、更なる取組を推進する必要がある。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>ア 緑の分権改革の推進</p> <p>【課題】</p> <p>緑の分権改革に取り組む団体数を増加していく必要がある。</p>	見直し・改善の方向性	緑の分権改革について地方公共団体における取組の端緒は開いたことから、今後はその普及及び制度的対応に係る取組を推進する。
	(予算要求)	○ 緑の分権改革に取り組む団体数を増加させていくため、その普及に必要な予算要求を行う方向で検討する。
	(制度)	◎ 緑の分権改革の推進のための課題の抽出し、必要に応じて抽出された課題に対する制度的対応などに取り組む。
	(実施体制)	○ 緑の分権改革については、今後より一層の推進が求められることから、地方公共団体への普及及び支援に係る体制の充実を検討する。

今後の課題	取組の方向性	
<p>イ 定住自立圏構想の推進</p> <p>【課題】 定住自立圏構想の推進のため、引き続き必要な予算及び地方財政措置等を確保する必要がある。</p>	見直し・改善の方向性	今後も定住自立圏構想に取り組む団体数を平成 25 年度までに 480 団体に増加させることを目標とし、着実に取り組んでいく。
	(予算要求)	○ 定住自立圏構想の推進のために必要な予算として現状維持を図る。
	(制度)	○ 現行制度の適切な運用を進める。
	(実施体制)	○ 定住自立圏構想の推進のために必要な体制として現状維持を図る。
<p>ウ 地方公共団体の地域づくりの支援</p> <p>【課題】 地方公共団体における人材力の強化に資する施策を推進するため、必要な予算の確保及び施策の周知を図る必要がある。</p>	見直し・改善の方向性	平成 22 年度に策定する「人材力活性化プログラム」の充実を図り、人材力の活性化、ネットワーク・交流の強化等を推進する。 なお、都市から地方への移住・交流に関する調査は平成 21 年度で終了。
	(予算要求)	◎ 人材力の強化に資する施策等の推進に必要な予算の拡充を検討する。
	(制度)	◎ 人材力の強化に資する新たな制度について検討する。
	(実施体制)	○ 継続
<p>エ 地方公共団体の国際化施策の推進</p> <p>【課題】 地方財政の厳しい状況、国内における児童・生徒の減少といった事情を背景に JET プログラムの招致人数は減少傾向にある。</p>	見直し・改善の方向性	平成 23 年度より小学校における英語教育が必修化されることから、今後、関係機関と連携し、地方公共団体の意見も踏まえ、更なる有効な活用方策について検討していく。
	(予算要求)	○ 継続
	(制度)	○ 継続
	(実施体制)	○ 地方公共団体向けの普及啓発の継続
<p>【課題】 外国人住民は今後ますます増加していくことが予想されている。</p>	見直し・改善の方向性	「地域における多文化共生推進プラン」の更なる普及
	(予算要求)	○ 継続
	(制度)	○ 継続
	(実施体制)	○ 地方公共団体向けの普及啓発の継続
<p>オ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、P F I 事業の支援）</p>	見直し・改善の方向性	中心市街地活性化について、交付税措置の必要性及び有効性を踏まえ、今後、新たに中心市街地活性化基本計画の策定にあたる地方公共団体に対し、当該財政措置の周知を図っていく。

今後の課題	取組の方向性	
【課題】 地方公共団体が実施する地域振興施策に対する財政措置等について、相談業務等を通じ引き続き周知を図る必要がある。	(予算要求)	— 該当なし
	(制度)	○ 中心市街地活性化、PFI 事業の支援の継続
	(実施体制)	○ 中心市街地活性化、PFI 事業の支援の継続
カ 過疎対策事業の実施 【課題】 過疎地域の自立促進を推進するため必要な予算を確保する必要がある。	見直し・改善の方向性	拡充延長された過疎法を踏まえ、過疎地域の自立・活性化を図る取組みを引き続き進める。
	(予算要求)	○ 継続
	(制度)	○ 継続
キ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進 【課題】 辺地地域の格差解消のため、引き続き地方財政措置等を充実する必要がある。	見直し・改善の方向性	辺地に係る公共的施設の総合整備の促進も、道路整備率等については、全国平均と差がある状況であり、引き続きこうした施設整備のために施策を推進していく。
	(予算要求)	— 該当なし
	(制度)	○ 辺地対策の継続
	(実施体制)	○ 辺地対策の継続

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

総務省では、これまで、地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対して、情報提供や助言、財政措置等を継続して行ってきたところである。

しかしながら、平成22年1月の施政方針演説において、新しい時代にふさわしい地域の絆の再生や成長の基盤づくりに取り組むという政府方針が示されていることから、これまで以上に、総務省では、実態やニーズを的確に把握することにより、地域の特性にあった魅力ある地域づくりをしようとする地方公共団体に対し支援を実施していくとともに、地域力創造に向けた取組を進めていく必要がある。

6 学識経験を有する者の知見の活用

- ・ 地域力創造に関する有識者会議における「中間取りまとめ」（平成21年7月28日）において、地域力創造の基本となる人材力の強化が必要との指摘を受け、政策の評価や、今後の取組の方向性の把握に活用した。
- ・ 平成22年6月に三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の高崎正有氏から、定住自立圏構想について、その推進が達成すべき成果に向けてどのように繋がっているのかという理論的な説明や、具体的な取組の説明が必要ではないか、との指摘を受け、政策の評価において活用した。

7 評価を行う過程について使用した資料

- ・「緑の分権改革」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku.html

- ・「定住自立圏構想」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html

- ・「平成21年度JETプログラム」(平成21年7月24日総務省報道資料)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02gyousei05_000006.html

- ・総務省「平成21年度 都市から地方への移住・交流の促進に関する調査報告書」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/chosa.html

- ・「過疎対策の現況」(概要版は総務省ホームページに掲載)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm

- ・総務省「平成20年度過疎地域自立促進のために講じた施策の概要及び過疎地域自立促進計画の事業実績等調査」(平成21年9月)

- ・地域力創造に関する有識者会議「中間取りまとめ」(平成21年7月28日)

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/c-sinko/090817_1.html

平成 22 年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策6 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化	担当部局、課室名	自治財政局財政課 他 4課室	
基本目標	地域主権型社会の確立に向け、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。			
政策の概要	地方財政計画等の策定により、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の円滑な施行による地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。 [予算額:64 百万円]			
	主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室
	地方財政計画等の策定	地方財政計画等の策定により、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保する。	15	財政課 交付税課 地方債課
	地方公共団体財政健全化法の円滑な施行 地方公営企業等の経営改革の推進	地方公共団体財政健全化法の円滑な施行により、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。	21 18	財務調査課 公営企業課
指標等の状況	指標等	19 年度	20 年度	21 年度
	地方財政計画の規模 (うち地方交付税)	83 兆 4,014 億円 (15 兆 4,061 億円)	82 兆 5,557 億円 (15 兆 8,202 億円)	82 兆 1,268 億円 (16 兆 8,935 億円)
	一般財源比率	68.4%	65.3%	63.0%
	地方債依存度	11.5%	14.3%	16.4%
	借入金残高	197 兆円	197 兆円	200 兆円
	地方債計画の規模	12 兆 4,776 億円	14 兆 1,844 億円	15 兆 8,976 億円
	※参考となる指標の進捗状況については、それぞれ表題の年度の次年度の内容を記載している。			
政策の実施状況とその分析及び総合的な評価	<p>【政策の実施状況】</p> <p>平成 22 年度の地方財政計画においては、地方が自由に使える財源を増やすため、地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、下記の措置を講じたところ。</p> <p>① 平成 22 年度単年度の措置として、平成 21 年度までと同様、財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんするルールを引き続き適用した。</p> <p>② これに基づき、平成 22 年度の財源不足見込額 18 兆 2,168 億円については、次により完全に補てんした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税については、平成 20 年度分の精算による 6,596 億円の減額を繰り延べるほか、「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算額 9,850 億円を含め、国の一般会計加算により 7 兆 6,291 億円を増額 ・ 平成 22 年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還 7,812 億円を後年度へ繰り延べるとともに、交付税特別会計剰余金 3,700 億円を活用 ・ 臨時財政対策債を 7 兆 7,069 億円発行 ・ 建設地方債(財源対策債)を 1 兆 700 億円増発 <p>③ 上記の結果、平成 22 年度の地方交付税については、11 年ぶりに 1.1 兆円の増額となる 16.9 兆円を確保し、臨時財政対策債をあわせた実質的な地方交付税を 24.6 兆円確保した。</p> <p>また、地方公共団体財政健全化法に基づき、平成 20 年度決算に基づく財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画(21 団体)や財政再生計画(1 団体)、地方</p>			

	<p>公営企業の経営健全化計画(42 団体・53 会計)(以下「財政健全化計画等」という。)が策定された。</p> <p>【政策の実施状況の分析】</p> <p>地方財源の確保については、平成 22 年度においては、地方税、地方譲与税、地方交付税、臨時財政対策債等をあわせた一般財源総額を、59.4 兆円(対前年度比+0.6%)確保しており、景気の低迷等により地方税や地方交付税の原資となる国税 5 税が大幅に減少する中で、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保することができたことから、政策の有効性が認められる。</p> <p>地方財政の健全化については、地方公共団体財政健全化法に基づき全ての団体が平成 20 年度決算に基づく財政指標の公表等を行い、財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画等が策定され、早期健全化に向けた取組が進展し、地方公共団体及び地方公営企業等の運営の効率化が促進されたことなどから、有効性及び効率性が認められる。</p> <p>【総括的な評価】</p> <p>地方財源の確保については、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくという基本理念に基づいて、平成 22 年度の地方財政計画を作成した結果、地方交付税を 11 年ぶりに 1.1 兆円増額し、16.9 兆円を確保するなどにより、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保することができた。</p> <p>地方財政の健全化については、地方公共団体財政健全化法に基づき、全ての団体が平成 20 年度決算に基づく財政指標の公表等を行い、財政指標が一定の水準以上の団体は、財政健全化計画等を策定することにより、早期健全化に向けた取組が進展した。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>本政策の推進に必要な経費(21 年度 64 百万円)については、行政事業レビューの対象とされ、更なる見直し、改善が必要とされた。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>地方財源の確保については、「財政運営戦略」を踏まえ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源の総額について、実質的に平成 22 年度の水準を下回らないよう確保する。</p> <p>地方財政の健全化については、「財政運営戦略」を踏まえ、地方の行財政改革に積極的に取り組むとともに、国・地方が一丸になって「新成長戦略」を推進し、「強い経済」を実現することによる税収増で、財政の健全化、「強い財政」を実現していく。あわせて、地方公共団体財政健全化法に基づく財政指標が一定水準以上の団体について、財政健全化計画等の作成を支援する等により、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。</p>
<p>その他関連データ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度地方財政の状況(地方財政白書) http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chiyou/22data/index.html ・平成22年度地方財政計画 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02zaisei02_000026.html ・地方財政関係資料 http://www.soumu.go.jp/iken/11534.html ・地方財政の借入金残高の状況 http://www.soumu.go.jp/main_content/000020157.pdf ・平成22年度地方債計画 http://www.soumu.go.jp/iken/23254_1.html

平成22年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）自治財政局財政課

評 価 年 月 平成22年8月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策6 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化

（政策の基本目標）

地域主権型社会の確立に向け、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。

（政策の概要）

地方財政計画等の策定により、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の円滑な施行による地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。

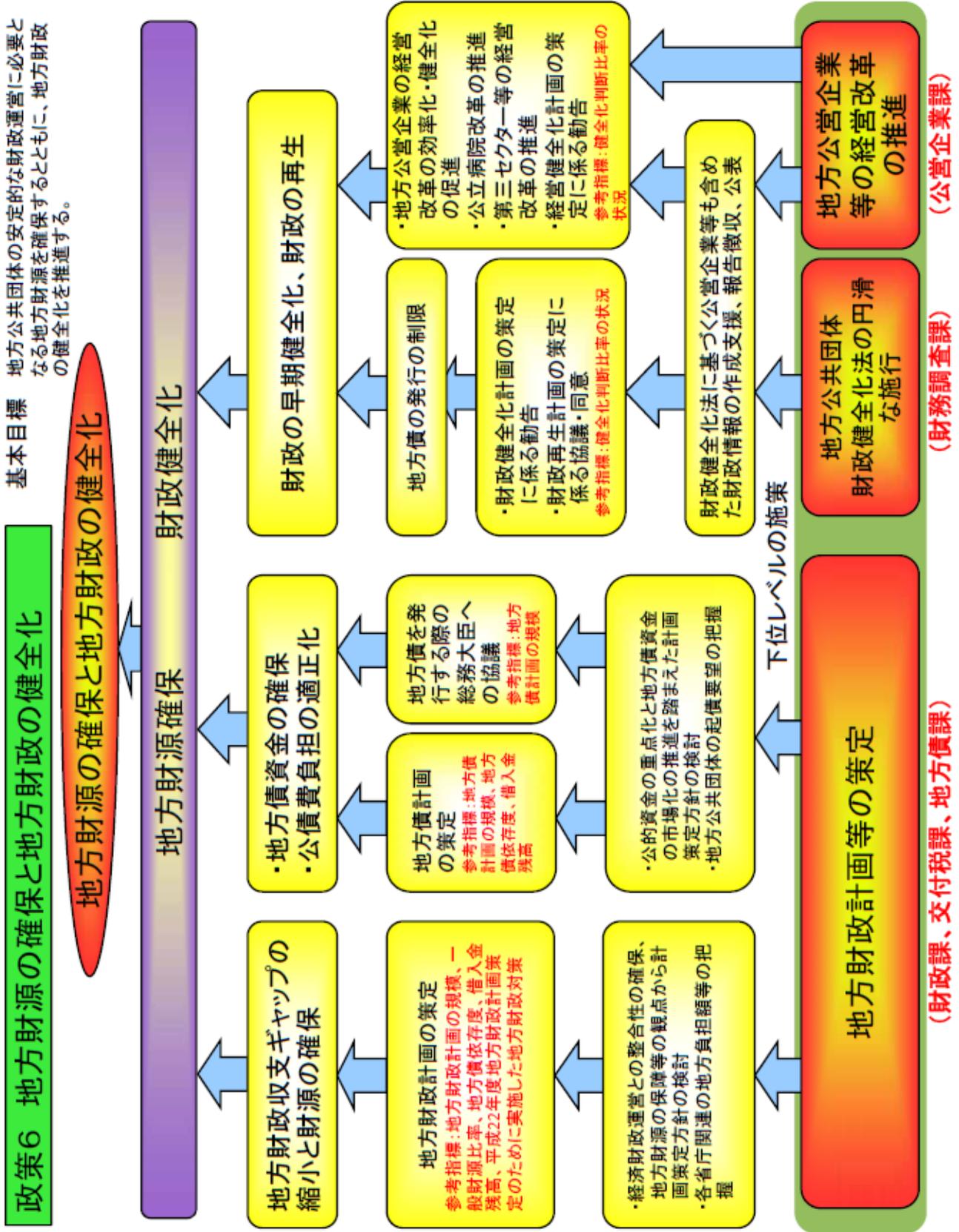
主な施策	概要 （主な事業の例）	予算額 （百万円）	担当課室	関連する 政府方針等
地方財政計画等の策定	地方財政計画等の策定により、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保する。	15	財政課 交付税課 地方債課	予算編成の基本方針
地方公共団体財政健全化法の円滑な施行	地方公共団体財政健全化法の円滑な施行により、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。	21	財務調査課	
地方公営企業等の経営改革の推進		18	公営企業課	

（平成21年度予算額）

【一般会計】

地方財政制度の整備に必要な経費:64百万円

(基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」))



2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税や地方交付税の原資となる国税5税が落ち込む一方で、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増等により、地方財政は平成22年度には18.2兆円の財源不足となり、地方財政計画の約22.2%に達する規模となっている。

(2) 関係する内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
予算編成の基本方針	平成21年12月15日	2. 予算編成の基本理念 ——既存の「官」のあり方を問い直す (4)「地域主権」 「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていく。等

3 政策の実施状況

<参考指標等の状況>

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
地方財政計画の規模（うち地方交付税）	地方公共団体が行う事務・事業の実施に必要な財源が確保されているか。	83兆4,014億円 (15兆4,061億円)	82兆5,557億円 (15兆8,202億円)	82兆1,268億円 (16兆8,935億円)
一般財源比率	安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額が確保されているか。	68.4%	65.3%	63.0%
地方債依存度	歳入総額に占める地方債の割合は適正か。	11.5%	14.3%	16.4%
借入金残高	借入金残高は適正か。	197兆円	197兆円	200兆円
地方債計画の規模	地方債計画における所要の地方債資金が確保されているか。	12兆4,776億円	14兆1,844億円	15兆8,976億円
平成22年度地方財政計画策定のために実施した地方財政対策	地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するため、地方の財源不足額について、適切な補てん措置を講じているか。	平成22年度においては、地方が自由に使える財源を増やすため地方交付税を1兆733億円増額した上で、国と地方が折半して財源不足を補てんするルールを引き続き適用して、18兆2,168億円の財源不足を補てんした。		
健全化判断比率の状況	健全化判断比率等の状況を踏まえ、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化が促進されているか。	地方公共団体財政健全化法に基づき全ての団体が平成20年度決算に基づく財政指標の公表を行い、財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画等が策定された。 【平成21年度末現在の財政健全化計画等の策定団体】 1. 財政健全化計画 21団体 2. 財政再生計画 1団体 3. 経営健全化計画 42団体（53会計）		

＜平成 21 年度における政策の実施状況＞

平成 22 年度の地方財政計画においては、地方が自由に使える財源を増やすため、地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、下記の措置を講じたところ。

- ① 平成 22 年度単年度の措置として、平成 21 年度までと同様、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんするルールを引き続き適用した。
- ② これに基づき、平成 22 年度の財源不足見込額 18 兆 2,168 億円については、次により完全に補てんした。
 - ・ 地方交付税については、平成 20 年度分の精算による 6,596 億円の減額を繰り延べるほか、「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算額 9,850 億円を含め、国の一般会計加算により 7 兆 6,291 億円を増額
 - ・ 平成 22 年度に予定されていた交付税特別会計借入金の前年度へ繰り延べるとともに、交付税特別会計剰余金 3,700 億円を活用
 - ・ 臨時財政対策債を 7 兆 7,069 億円発行
 - ・ 建設地方債（財源対策債）を 1 兆 700 億円増発
- ③ 上記の結果、平成 22 年度の地方交付税については、11 年ぶりに 1.1 兆円の増額となる 16.9 兆円を確保し、臨時財政対策債をあわせた実質的な地方交付税を 24.6 兆円確保した。

また、地方公共団体財政健全化法に基づき、平成 20 年度決算に基づく財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画（21 団体）や財政再生計画（1 団体）、地方公営企業の経営健全化計画（42 団体・53 会計）（以下「財政健全化計画等」という。）が策定された。

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

（1）政策の実施状況の分析

地方財源の確保については、平成 22 年度においては、地方税、地方譲与税、地方交付税、臨時財政対策債等をあわせた一般財源総額を、59.4 兆円（対前年度比+0.6%）確保しており、景気の低迷等により地方税や地方交付税の原資となる国税 5 税が大幅に減少する中で、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保することができたことから、政策の有効性が認められる。

地方財政の健全化については、地方公共団体財政健全化法に基づき全ての団体が平成 20 年度決算に基づく財政指標の公表等を行い、財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画等が策定され、早期健全化に向けた取組が進展し、地方公共団体及び地方公営企業等の運営の効率化が促進されたことなどから、有効性及び効率性が認められる。

（2）総括的な評価

地方財源の確保については、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくという基本理念に基づいて、平成 22 年度の地方財政計画を作成した結果、地方交付税を 11 年ぶりに 1.1 兆円増額し、16.9 兆円を確保するなどにより、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保することができた。

地方財政の健全化については、地方公共団体財政健全化法に基づき、全ての団体が平成 20 年度決算に基づく財政指標の公表等を行い、財政指標が一定の水準以上の団体は、財政健全化計画等を策定することにより、早期健全化に向けた取組が進展した。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

① 地方財源の確保

地方財源の確保については、「財政運営戦略」を踏まえ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額について、実質的に平成 22 年度の水準を下回らないよう確保するよう取り組む。

	方向性の内容	
予算要求	○	取組を継続
制度	○	地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方財源を確保するため、地方の財源不足額について、適切な補てん措置を講じる。
実施体制	○	従前のとおり

② 地方財政の健全化

地方財政の健全化については、「財政運営戦略」を踏まえ、地方の行財政改革に積極的に取り組むとともに、国・地方が一丸になって「新成長戦略」を推進し、「強い経済」を実現することによる税収増で、財政の健全化、「強い財政」を実現していく。あわせて、地方公共団体財政健全化法に基づく財政指標が一定水準以上の団体について、財政健全化計画等の作成を支援する等により、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。

	方向性の内容	
予算要求	○	取組を継続
制度	○	健全化判断比率等の状況を踏まえ、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を促進する。
実施体制	○	従前のとおり

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

「財政運営戦略」を踏まえ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額について、実質的に平成 22 年度の水準を下回らないよう確保するとともに、地方の行財政改革に積極的に取り組み、国・地方が一丸になって「新成長戦略」を推進し、「強い経済」を実現することによる税収増で、財政の健全化、「強い財政」を実現していく。

6 学識経験を有する者の知見の活用

平成 22 年度の地方財政計画の策定等に当たっては、地方財政審議会（神野直彦会長）の意見を

聞いたところである。

7 評価を行う過程において使用した資料

- ・平成22年度地方財政の状況（地方財政白書）
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/22data/index.html
- ・平成22年度地方財政計画
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02zaisei02_000026.html
- ・地方財政関係資料
<http://www.soumu.go.jp/iken/11534.html>
- ・地方財政の借入金残高の状況
http://www.soumu.go.jp/main_content/000020157.pdf
- ・平成22年度地方債計画
http://www.soumu.go.jp/iken/23254_1.html

平成22年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策7 地域主権型社会を担う地方税制度の構築	担当部局、課室名	自治税務局企画課総務室 他5課室												
基本目標	<p>分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、国と地方の税収比1：1を目指して、地方税を充実すること、 ・ 地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、等を目指す。 														
政策の概要	<p>平成22年度地方税制改正について、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除等の見直し、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととした。</p> <p style="text-align: right;">[予算額：47.5百万円]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主な施策</th> <th style="width: 25%;">概要 (主な事業の例)</th> <th style="width: 15%;">予算額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">担当課室</th> <th style="width: 25%;">関連する 政府方針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方税に関する制度の企画及び立案</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制改正に係る地方税法改正法案等の作成 ・ 税制改正に係る税制調査会における審議等への対応 ・ 地方税に関する調査、資料の作成 </td> <td style="text-align: center;">47.5</td> <td>企画課 総務室 都道府県税課 市町村税課 固定資産税課 資産評価室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制調査会の設置について（平成21年9月29日閣議決定） ・ 平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定） </td> </tr> </tbody> </table>					主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等	地方税に関する制度の企画及び立案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制改正に係る地方税法改正法案等の作成 ・ 税制改正に係る税制調査会における審議等への対応 ・ 地方税に関する調査、資料の作成 	47.5	企画課 総務室 都道府県税課 市町村税課 固定資産税課 資産評価室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制調査会の設置について（平成21年9月29日閣議決定） ・ 平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）
主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等											
地方税に関する制度の企画及び立案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制改正に係る地方税法改正法案等の作成 ・ 税制改正に係る税制調査会における審議等への対応 ・ 地方税に関する調査、資料の作成 	47.5	企画課 総務室 都道府県税課 市町村税課 固定資産税課 資産評価室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制調査会の設置について（平成21年9月29日閣議決定） ・ 平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定） 											
指標等の状況	指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度								
	国・地方の財源配分 (国：地方)	-	-	国・地方の歳出割合に見合った歳入となっているか。	(決算) 57.1： 42.9	(決算) 54.1： 45.9	調査中								
	地方税収の人口一人当たり税収額指数 (最大/最少)	-	-	偏在性の小さい地方税体系となっているか。(人口一人当たりの税収額指数が低下し、地方間の税収格差が縮小しているか。)	地方税収計 3.1倍 法人二税 6.6倍 地方消費税(清算後) 1.8倍	地方税収計 3.0倍 法人二税 6.6倍 地方消費税(清算後) 1.8倍	調査中								

<p>政策の実施状況とその分析及び総括的な評価</p>	<p>【政策の実施状況】</p> <p>個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油取引税の税率の特例措置の見直し、地方のたばこ税の税率の引き上げ、地方税における税負担の軽減措置等の摘要状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行った。</p> <p>【政策の実施状況の分析】</p> <p>平成 22 年度地方税制改正では、個人住民税における扶養控除の見直し、地方のたばこ税の税率引き上げ等の改正を行い、地財計画等における国と地方の税収比が平成 22 年度では 53.0 : 47.0 となり、平成 21 年度に比べ地方の配分比率が 2.9 ポイントの増加が見込まれている。</p> <p>【総括的な評価】</p> <p>平成 22 年度地方税制改正は、地域主権を確立するための地方税制度の構築において有効的な改正と考えられる。</p> <p>引き続き地域主権を確立するために、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源配分のあり方を見直すこと、税源の偏在性が少なく、税収が安定的となる税体系の構築、地方税負担軽減措置の整理等を進めていくことが重要である。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>本政策の推進に必要な経費については、行政事業レビューの対象とされ、更なる見直し、改善が必要とされた。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>今後、経済財政運営の方針、中長期的な財政健全化の道筋など政府全体の検討を踏まえながら、税制の抜本改革を実現していく中で、真の地域主権に向けて、地方税制は、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源配分のあり方を見直すこと、税源の偏在性が少なく、税収が安定的となる税体系の構築、地方税負担軽減措置の整理等を進めていく必要がある。</p>
<p>その他関連データ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制調査会の設置について http://www.cao.go.jp/zei-cho/pdf/0929zeicho.pdf ・ 平成22年度税制改正大綱 ～納税者主権の確立へ向けて～ http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/pdf/211222taikou.pdf ・ 平成22年度 地方税に関する参考計数資料 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h22.html

平成 22 年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治税務局企画課総務室

企画課、総務室、都道府県税課、市町村税課、固定資産税課、資産評価室

評 価 年 月 平成 22 年 8 月

1 主要な政策の概要

（政策名）

地域主権型社会を担う地方税制度の構築

（基本目標）

分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。
具体的には、

- ・ 当面、国と地方の税収比 1 : 1 を目指して、地方税を充実すること、
- ・ 地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、
等を目指す。

（政策の概要）

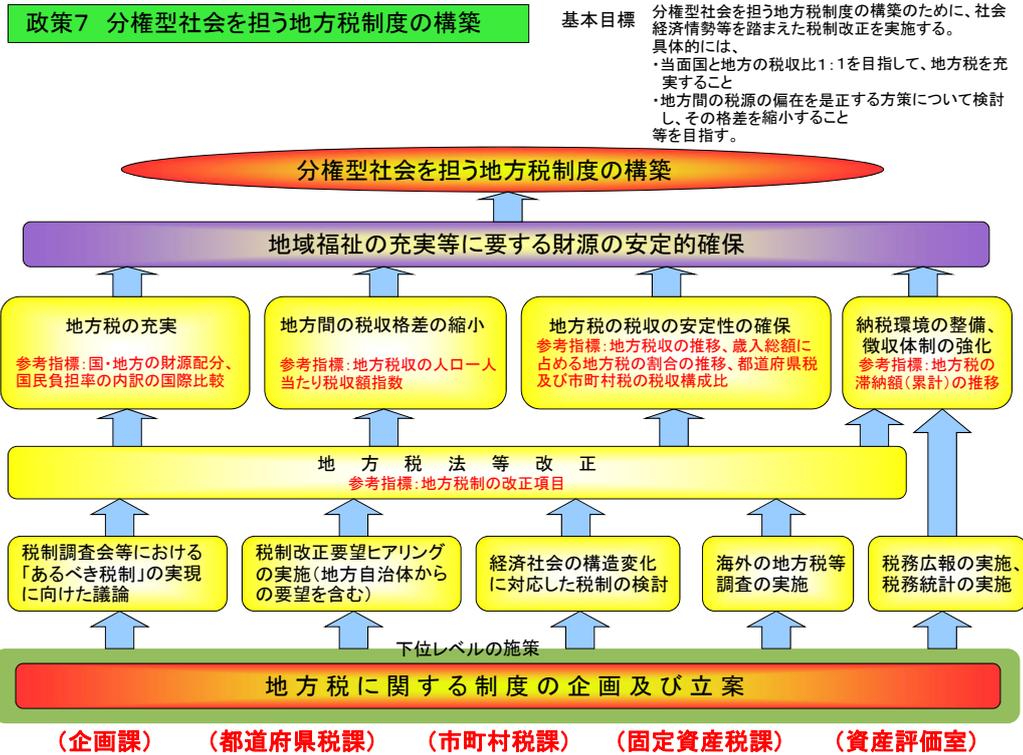
平成 22 年度地方税制改正について、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油取引税の税率の特例措置の見直し、地方のたばこ税の税率の引き上げ、地方税における税負担の軽減措置等の摘要状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととした。

主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
地方税に関する 制度の企画及び 立案	<ul style="list-style-type: none">・ 税制改正に係る地方税法改正法案等の作成・ 税制改正に係る税制調査会における審議等への対応・ 地方税に関する調査、資料の作成	47.5	企画課 総務室 都道府県税課 市町村税課 固定資産税課 資産評価室	<ul style="list-style-type: none">・ 税制調査会の設置について（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）・ 地域主権戦略の工程表（案）（原口プラン）・ 平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）

（平成 21 年度予算額）

47.5 百万円

(基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」))



2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

現行税制はシャープ勧告以来の累次の改正の中で、複雑かつ不透明となり、国民の税制に対する不信感・不公平感が高まっている。これを払拭し、時代の変化に適応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するためには、「納税者視点」を明確にし、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の原則の下、税制全般を見直さなければならなくなっている。

(2) 関係する内閣の重要方針(主なもの)

重要方針	年月日	記載事項(抜粋)
税制調査会の設置について	平成21年9月29日(閣議決定)	1 内閣総理大臣の諮問に応じ、租税(国が課する税及び地方税)に関する制度について調査審議するため、内閣府に税制調査会(以下「調査会」という。)を設置する。 略 4 調査会に、運営その他の重要な事項を審議させるため、企画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

		<p>略</p> <p>8 調査会及び委員会は、専門的事項について意見を求めるため、学識経験者の参集を求めることができる。</p>
<p>税制調査会への総理諮問</p>	<p>平成 21 年 10 月 8 日</p>	<p>貴会に下記事項を諮問します。</p> <p>記</p> <p>中略</p> <p>…、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から、…、国税・地方税を一体とした毎年度の税制改正及び税制全般の将来ビジョンについての調査審議を求める。</p>
<p>平成 22 年度税制改正大綱 ～納税者主権の確立へ向けて～</p>	<p>平成 21 年 12 月 22 日（閣議決定）</p>	<p>第 1 章 2. 税制改革の視点</p> <p>地域主権を確立するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に見合った形へと国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。</p> <p>第 3 章 9（1）国と地方の税源配分のあり方の見直し</p> <p>地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。</p> <p>社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。</p> <p>第 4 章 平成 22 年度税制改正</p> <p>9. 租特透明化法（仮称）等 〔地方税〕</p> <p>地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、統計資料等による地方税における税負担軽減措置等の適用実態の把握やその</p>

		結果の国会への報告等について定める 地方税法改正案を平成22年の通常国会 に提出します。
--	--	--

3 政策の実施状況

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

➤ 参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
国・地方の財源 配分 (国：地方)	国・地方の歳出割 合に見合った歳入 となっているか。 (当面の目標である 国・地方の税収比1：1 に近づいているか。)	(決算) 57.1：42.9	(決算) 54.1：45.9	調査中
都道府県税及 び市町村税の 税収構成比	税収が安定的な地 方税体系となっ ているか。(景気変動 等の影響を受けに くい安定した税収 が期待できる税目 のウェイトが増加 しているか。)	(道府県税：決算) 個人道府県民税 27.0% 法人二税 36.4% 地方消費税 13.8% 自動車税 9.2% 軽油引取税 5.5% その他 8.2% (市町村税：決算) 個人市町村民税 33.8% 法人市町村民税 14.0% 固定資産税 39.9%	(道府県税：決算) 個人道府県民税 28.9% 法人二税 35.0% 地方消費税 13.8% 自動車税 9.4% 軽油引取税 5.1% その他 7.9% (市町村税：決算) 個人市町村民税 34.4% 法人市町村民税 12.7% 固定資産税 40.6%	調査中

		都市計画税 5.6% その他 6.8%	都市計画税 5.7% その他 6.6%	
歳入総額に占める地方税の割合の推移	税収が安定的な地方税体系となっているか。	44.2%	42.9%	調査中
地方税収の推移	税収が安定的な地方税体系となっているか。	(決算額) 地方税計 40.3兆円 法人二税 9.8兆円 個人住民税 12.3兆円 固定資産税 8.6兆円 地方消費税 2.6兆円	(決算額) 地方税計 39.6兆円 法人二税 9.0兆円 個人住民税 12.6兆円 固定資産税 8.8兆円 地方消費税 2.5兆円	調査中
地方税収の人口一人当たり 税収額指数 (最大/最少)	偏在性の小さい地方税体系となっているか。(人口一人当たりの税収額指数が低下し、地方間の税収格差が縮小しているか。)	(決算) 地方税収計 3.1倍 個人住民税 3.0倍 法人二税 6.6倍 地方消費税(清算後) 1.8倍 固定資産税 2.2倍	(決算) 地方税収計 3.0倍 個人住民税 3.0倍 法人二税 6.6倍 地方消費税(清算後) 1.8倍 固定資産税 2.2倍	調査中
地方税の滞納額(累計)の推移	徴収体制の強化等により、滞納額(累計)が縮小しているか。	19,761億円	20,473億円	調査中

※ 例年、「参考となる指標その他の参考となる情報」で掲げていた「地方税制の改正項目」は、「政策の概要」の再掲だったため、本年度から当該項目を削除することとしました。

＜平成 21 年度における政策の実施状況＞

平成 22 年度地方税制改正では、個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油取引税の税率の特例措置の見直し、地方のたばこ税の税率の引き上げ、地方税における税負担の軽減措置等の摘要状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行った。

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

(1) 政策の実施状況の分析

地域主権確立のためには、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源配分のあり方を見直し、地方間の税源の偏在性が少なく、景気の変動にも左右されにくい安定的な地方税体系を構築することが重要であり、地方団体の基幹税である地方消費税などを充実していく必要がある。

平成 22 年度地方税制改正では、個人住民税における扶養控除の見直し、地方のたばこ税の税率引き上げ等の改正を行い、地財計画等における国と地方の税収比が平成 22 年度では 53.0 : 47.0 となり、平成 21 年度に比べ地方の配分比率が 2.9 ポイントの増加が見込まれている。

また、各府省庁から税制改正に係る要望を受けるに当たって、各府省庁の政策評価の結果の適切な活用に務めたことにより、政策評価と非課税等特別措置の連携を強化し、各府省庁からの税制改正要望ヒアリングの効率化を図った。

具体的には、税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするために、租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」について、平成 22 年度税制改正から始まる今後 4 年間で抜本的に見直すこととした。見直しの初年度となる平成 22 年度税制改正では、平成 21 年度末までに適用期限が到来する措置を中心に、各府省から拡充や見直しの要望があった項目等を含め 90 項目を見直し、47 項目（サンセットを含む）を廃止した。

(2) 総括的な評価

平成 22 年度地方税制改正は、これまでの与党の税制調査会と政府の税制調査会の機能を一元化し、政府の責任の下で税制改正の議論を行うために政治家から構成された新しい「税制調査会」の議論を踏まえ、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点から取り組み、地域主権を確立するための地方税制度の構築において有効的な改正と考えられる。

引き続き地域主権を確立するために、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源配分のあり方を見直すこと、税源の偏在性が少なく、税収が安定的となる税体系の構築、地方税負担軽減措置の整理等を進めていくことが重要である。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

地方団体が提供するサービスは、私たちの生活に身近なものであり、また、今後、地方において地域福祉等を支える社会保障関係費の大幅な増加が見込まれる中で、地域間で大きな格差が生じることや、景気の変動によって大きく左右されることは、避けなければならない。

このため、引き続き地域間の税収の偏りが小さく、景気の変動にも左右されにくい安定的な地方税体系を構築することが重要であり、地方団体の基幹税である地方消費税などを充実していく必要がある。

		方向性の内容
予算要求	○	地方税制度改正を確実に実施していくための予算要求を行っていく。
制度	◎▲	地域主権を確立するために、国・地方間の税財源配分のあり方の見直しを行うとともに、地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系の構築を目指す。
実施体制	◎	地方税制度改正を確実に実施していくための定員要求を行っていく。

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

今後、経済財政運営の方針、中長期的な財政健全化の道筋、社会保障制度改革、低炭素社会の実現に向けた取組に関する政府全体の検討を踏まえながら、税制の抜本改革を実現していく中で、真の地域主権に向けて、地方税制は、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源配分のあり方の見直すこと、税源の偏在性が小さく、税収が安定的となる税体系の構築、地方税負担軽減措置の整理等を進めていく必要がある。

6 学識経験を有する者の知見の活用

- ・ 会長を財務大臣、会長代行を総務大臣及び国家戦略担当大臣、さらに各府省の副大臣が委員となっている税制調査会の議論に基づく結論を踏まえて、平成22年度地方税制改正を行った。

税制調査会では、(社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会、日本税理士会連合会、全国知事会、全国市長会、全国町村会、神野直彦関西学院大学教授、中里実東京大学教授、翁百合日本総合研究所理事からの意見聴取も行っている。

地方税制について、国・地方間の税財源配分のあり方の見直しを行うとともに地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的となる税体系の構築の必要性について意見が出され、平成22年度税制改正大綱の基本的考え方にその必要性が示された。

- ・ 平成22年6月に三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の高崎正有氏から、評価書骨子(案)の評価の結果概要の記載方法について意見を頂き、本書において活用した。

7 評価を行う過程において使用した資料

- ・ 税制調査会の設置について

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/pdf/0929zeicho.pdf>

- ・ 税制調査会への総理諮問

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/pdf/shimon21.pdf>

- ・ 平成22年度税制改正大綱 ～納税者主権の確立へ向けて～

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/pdf/211222taikou.pdf>

- ・ 平成21年度税制調査会 会議資料一覧

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zentai21.html>

- ・ 税制改正の内容（地方税）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html

- ・ 平成22年度 地方税に関する参考計数資料

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h22.html

平成 22 年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策9 電子政府・電子自治体の推進	担当部局、課室名	大臣官房秘書課、会計課、企画課、政策評価広報課、行政管理局行政情報システム企画課、自治行政局地域情報政策室、情報流通行政局情報流通振興課					
基本目標	行政分野への IT の活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化及び透明性の向上を図り、世界一便利で効率的な電子行政の実現を目指す。							
政策の概要	① 電子政府の推進により、国民の利便性の向上、行政透明化の推進や行政効率化を図るため、「国の行政手続のオンライン利用促進」「業務・システムの刷新」等の取組を実施する。							
	② 地方公共団体が提供する行政サービスの利便性向上や無駄のない電子自治体構築のため、「自治体クラウド」「オンライン利用促進」、「公的個人認証の普及拡大」等の取組を実施する。 [予算額：13,029 百万円]							
	主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等			
	国民利便性の向上、行政透明化の推進	・国の行政手続のオンライン利用促進 ・電子政府の総合窓口を活用したサービスの推進	1,713	行政情報システム企画課	オンライン利用拡大行動計画(平成 20 年 9 月 12 日 IT 戦略本部決定) ・新たな情報通信技術戦略(平成 22 年 5 月 11 日 IT 戦略本部決定) ・新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)			
	行政効率化の推進	・業務・システムの刷新の推進 ・情報システムの戦略的な調達の推進	3,654	行政情報システム企画課	・新たな情報通信技術戦略 ・新成長戦略			
	自治体クラウド	実証実験の実施	2,000	地域情報政策室	デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～(平成 21 年 4 月 9 日 IT 戦略本部決定)			
	オンライン利用促進	オンライン手続見直し・ASP・SaaS ガイドライン検討	30	地域情報政策室	オンライン利用拡大行動計画			
公的個人認証の普及拡大	普及拡大検討会の開催等	80	地域情報政策室	重点計画・2008(平成 20 年 8 月 20 日 IT 戦略本部決定)				
指標等の状況	指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度	
	重点 71 手続のうち取組効果が早期に発現しやすいと考えられる先行 54 手続のオンライン利用率	66%	23 年度	先行 54 手続のオンライン利用率がどのくらい向上したか。	48%	56.5%	62.0%	

	地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	50%	22年度	電子自治体オンライン利用促進指針で選定した対象手続に係るオンライン利用率の向上が図られているか。	23.8%	27.6%	36.1%
政策の実施状況とその分析及び総合的な評価	<p>【政策の実施状況】 (電子政府)</p> <p>① 国民利便性の向上、行政透明化の推進については、国の行政手続のオンライン利用を促進。国民や企業による利用頻度の高い手続について、一層のオンライン利用の促進を図る一方で、オンライン利用が低調で、今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して、改善の見込みがない手続については、システムの停止等も含めた見直しを実施した。</p> <p>② 行政の効率化については、業務・システムの刷新の取組を推進。平成21年度までに各府省において策定された最適化計画（87分野）につき、計画に沿って業務・システムの刷新が進められているか定期的に報告を聴取するなどモニタリングを行った。また、更なる業務・システム刷新を積極的に推進すべく、クラウドコンピューティング等最新のICT技術を活用し、各府省別々に構築・運用している政府情報システムの統合・集約化やデータ連携の基盤となる政府共通プラットフォームの構築に向けた基本構想の検討を行った。</p> <p>(電子自治体)</p> <p>① 自治体クラウドについては、地方公共団体の情報システムをデータセンターに集約し、市町村がこれを共同利用することにより、情報システムの効率的な構築と運用を実現するための実証実験を6道府県に委託(66市町村が参加)。</p> <p>② 「地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン」を策定公表したほか、オンライン化推進及びオンライン利用促進に資するため、調査研究等を実施した。ASP・SaaSについては、「地方公共団体ASP・SaaS活用推進会議」における検討結果をもとに地方公共団体向けのASP・SaaS導入活用ガイドラインを策定、公表(平成22年4月1日)した。</p> <p>③ 公的個人認証の普及拡大については、「公的個人認証サービス普及拡大検討会」を開催し、認証用途の追加や署名検証者の拡大といった公的個人認証サービスの利便性の向上等、普及拡大のための方策を検討した。また、暗号危殆化時の緊急対応計画に関する調査研究及び海外事例調査を実施した。</p> <p>【政策の実施状況の分析】 (電子政府)</p> <p>① 国の行政手続のオンライン利用促進については、国民・企業の利用頻度の高い手続についてオンライン利用率が向上している(平成20年度:56.5%→平成21年度:62.0%)こと、行政情報の総合的な提供と申請・届出等手続の一元的受付を行う「政府のポータルサイト」として総務省行政管理局が運営する電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数が年々増加している(平成20年度:約1億8千万件→平成21年度:約2億件)こと等から、施策の有効性が確認できると考えている。</p> <p>② 業務・システムの刷新については、行政管理局のモニタリングにより、各府省における業務・システムの刷新が着実に進められたことで、当初計画において平成20年度の経費削減効果は約326億円と試算されていたところ、実際には平成20年度の経費削減効果として約367億円の発現効果が現れ、当初目標値を約40億円上回る効果が得られた。</p> <p>(電子自治体)</p> <p>① 自治体クラウドについては、開発実証事業を通じ、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用に向けた具体的な取組が進展し、無駄のない電子自治体の基盤構築に寄与するものと考えている。</p> <p>② 電子自治体のオンライン利用促進については、オンライン利用率は、平成21年度</p>						

	<p>4月1日時点で27.6%であり、50%達成の目標値には到達していないことを踏まえ、現在のオンライン利用率推計手法の問題点や手続毎の普及動向等を分析し、今後のオンライン利用推進方策の検討に有益な調査結果が得られた。今後は、「新たな情報通信技術戦略」の内容も踏まえたオンライン利用の推進に着手していく必要がある。</p> <p>③ 公的個人認証の普及拡大策については、「公的個人認証サービス普及拡大検討会」における有識者による議論等を通じて、拡大方策について一定の知見を得たほか、国において必要とされた暗号危殆化対応を検討し、安定的な運用の確保について方針を得たが、一方で、今後は、より国民が現実的な価値を実感できるような、利便性の向上に重点を置いた調査研究を行うべきではないかとの課題を認識している。</p> <p>【総括的な評価】</p> <p>上記の分析を踏まえると、一部に課題があるものの、政策全体としては一定程度の成果を上げているものと評価できるが、今後も国民の利便性向上・行政運営効率化の観点から、一層の取組の強化が不可欠である。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>(電子政府関係)</p> <p>行政事業レビュー公開プロセスにおいて、電子政府関連事業について、「事業の継続について再検討が必要」との指摘を受けたことを踏まえ、電子政府の総合窓口(e-Gov)の機能のうち、府省ホームページ検索機能等を廃止することにより、保守・運用費用の削減を検討するとともに、平成22年度中に策定される新たなオンライン利用計画の検討と併せ、e-Govにおけるオンライン申請機能を抜本的に見直す。また、システム改修等の調達にあたっては、公募等による競争性を十分に確保する。</p> <p>(総務省LAN)</p> <p>行政事業レビュー公開プロセスにおいて、入札における競争性の確保等の観点から、「更なる見直し、改善が必要」との指摘を受けたことを受け、質の確保に留意しつつ業者の参入機会を広げることでより低廉な調達が実現できるように、調達仕様の見直し、手続の透明性・公平性の確保や、情報システムの分離・分割化などに努める。また、政府共通プラットフォームの構築に向けた検討状況を踏まえつつ、次期総務省LANの構想を検討する必要がある。</p> <p>(電子自治体)</p> <p>次世代公的個人認証サービス等研究・開発事業(公的個人認証の普及拡大・オンライン利用促進が該当)について、予算を半減～1/3に縮減させたいと、調査研究については利便性に関するものに特化することとされた。そこで、平成22年度は、本年度実施予定の調査研究項目に関し、利便性向上のために早期に着手する必要がある調査研究項目を優先して実施することとし、その他の調査研究項目についてはその必要性も含め内容を再検討する。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>今後、「新たな情報通信技術戦略」及び「新たな成長戦略ビジョンー原口ビジョンII」を踏まえ、国民のニーズを的確に把握した上で、ニーズの高いサービスを重点的に提供するなど、これまで以上に費用対効果の意識を持ち、国民の利便性向上・行政運営効率化の観点から、取組を推進する。</p> <p>(電子政府)</p> <p>国の行政手続のオンライン利用促進については、これまで、国民・企業と国の行政機関との間の申請・届出等手続のほとんどがオンライン化されてきたものの、本来手続の種類、内容は様々であり、費用対効果、利用者ニーズ、代替措置の有無等は手続ごとに異なっている。今後は、「新たな情報通信技術戦略」において、「費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる。」とされていることを踏まえ、オンライン利用の進展に向けた取組を強化する。</p> <p>業務・システム刷新(最適化)については、「新たな情報通信技術戦略」及び「原口ビジョンII」に基づき、今後更なる政府全体としての業務・システム刷新(最適化)積極的に推進すべく、クラウドコンピューティング等最新のICT技術を活用し、各府省別々</p>

	<p>に構築・運用している政府情報システムの統合・集約化やデータ連携の基盤となる政府共通プラットフォームの構築の取組を推進する。</p> <p>(電子自治体)</p> <p>自治体クラウドについては、「原ロビジョンⅡ」や「新たな情報通信技術戦略」を踏まえ、実証実験、調査、体制の整備等を実施し、全国展開に向けた取組を強化する。オンライン利用拡大については、現在のオンライン利用率推計手法の問題点や手続毎の普及動向等を調査した結果を踏まえ、オンライン利用の進展に向けた取組を強化する。</p> <p>公的個人認証については、「新たな情報通信技術戦略」、公開プロセスの結果、前年度までの調査研究内容及び国民 ID、社会保障・税共通番号の動きなどを踏まえ、公的個人認証サービスの利便性向上のための具体的な改善に向けた検討及び取組を進める。</p>
<p>その他関連データ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「オンライン利用拡大行動計画」(平成 20 年 9 月 12 日、IT 戦略本部決定) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080916honbun.pdf ・「新たな情報通信技術戦略」(平成 22 年 5 月 11 日 I T 戦略本部決定) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf ・「新たな成長戦略ビジョンー原ロビジョンⅡー」(平成22年5月発表) http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/topics/s_topics100506.html

平成22年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 大臣官房秘書課、会計課、企画課、政策評価広報課
行政管理局行政情報システム企画課、自治行政局地域情報政策室、
情報流行政局情報流通振興課
評 価 年 月 平成22年8月

1 主要な政策の概要

（政策名）

電子政府・電子自治体の推進

（基本目標）

行政分野へのITの活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化及び透明性の向上を図り、世界一便利で効率的な電子行政の実現を目指す。

（政策の概要）

国民の利便性の向上、行政透明化の推進や行政効率化の推進のため、「国の行政手続のオンライン利用促進」「業務・システムの刷新（最適化）」等の取組を実施する。また、地方公共団体が提供する行政サービスの利便性向上や無駄のない電子自治体構築のため、「自治体クラウド」「オンライン利用促進」、「公的個人認証の普及拡大」等の取組を実施する。

主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
国民利便性の向上、行政透明化の推進	・国の行政手続のオンライン利用促進 ・電子政府の総合窓口を活用したサービスの推進	1,713	行政情報システム企画課	オンライン利用拡大行動計画 新たな情報通信技術戦略 新成長戦略
行政効率化の推進	・業務・システム刷新（最適化）の推進 ・情報システムの戦略的な調達への推進	3,654	行政情報システム企画課	新たな情報通信技術戦略 新成長戦略
自治体クラウド	実証実験の実施	2,000	地域情報政策室	デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～（平成21年4月9日IT戦略本部決定）ほか
オンライン利用促進	オンライン手続見直し・ASP・SaaSガイドライン検討	30	地域情報政策室	オンライン利用拡大行動計画ほか
公的個人認証の普及拡大	普及拡大検討会の開催等	80	地域情報政策室	重点計画-2008（平成20年8月20日IT戦略本部決定）ほか

(平成21年度予算額)

13,029百万円

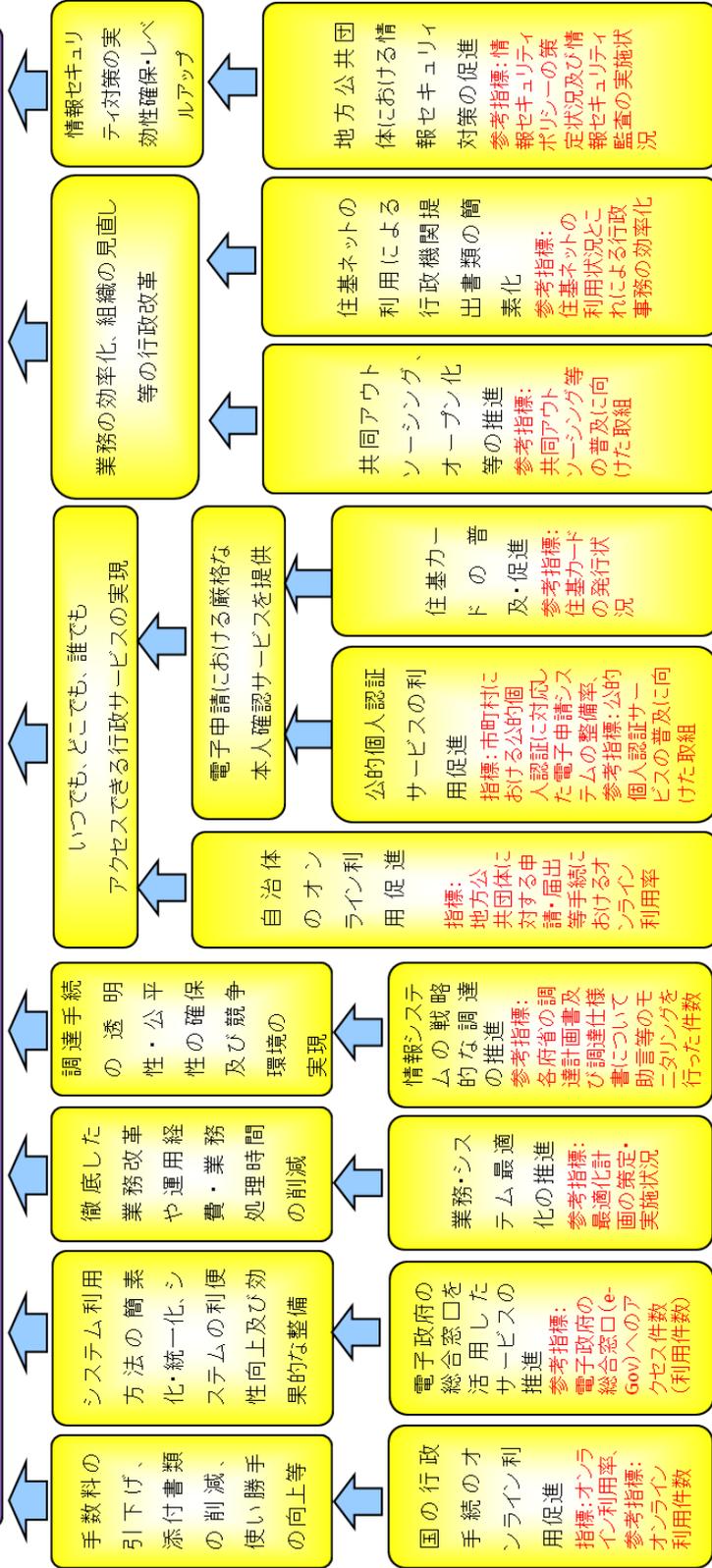
(基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」))

基本目標 行政分野へのITの活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化及び透明性の向上を図り、世界一便利で効果的な電子行政の実現を目指す。

政策9 電子政府・電子自治体の推進

世界一便利で効果的な電子行政の実現

国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化及び透明性の向上



2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

厳しい財政状況の下、行政の効率化の推進は以前にも増して重要な課題となっており、クラウドコンピューティングをはじめとする新たな情報通信技術を活用した行政の一層の効率化が求められている。同時に、費用対効果を十分に踏まえた上で、情報通信技術を活用した行政情報の提供や各種申請手続等の利便性向上を最大限進めることが求められている。

また、「重点計画-2008」（平成 20 年 8 月 20 日 IT 戦略本部決定）において、「オンライン利用率の大幅な向上に向け、電子政府推進の基礎となる認証基盤の改善・普及と併せて、オンライン利用拡大策の抜本的な改善を図るとともに、従来までの発想を大きく転換し、次世代の電子行政サービスの実現に向けた取り組みを従来にないスピード感をもって、抜本的に強化する。」とあることから、IT 活用によるすべての国民による生活の利便の向上の実感、行政運営の効率化の推進を図るため、引き続き地方公共団体の情報化の取組を進める必要がある。

(2) 関係する内閣の重要方針（主なもの）

重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
新たな情報通信技術戦略	平成 22 年 5 月 11 日 IT 戦略本部決定	○ 国民本位の電子行政の実現 ・ 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化（※） ・ オープンガバメント等の確立 （※） 行政サービスのオンライン利用について、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を 2010 年度中にとりまとめる。 地方自治体における電子行政について、利用者の負担軽減、行政効率化の観点から、クラウドコンピューティング技術を活用した情報システムの統合・集約化を進める。
新成長戦略	平成 22 年 6 月 18 日	ワンストップで利用できる電子行政を実現し、国民・企業の手間（コスト）を軽減
IT 新改革戦略	平成 18 年 1 月 19 日 IT 戦略本部決定	国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とする。
重点計画-2007	平成 19 年 7 月 26 日 IT 戦略本部決定	利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現、業務・システム最適化の推進
IT 政策ロードマップ	平成 20 年 6 月 11 日 IT 戦略本部決定	地方公共団体の手続についても、オンライン利用へのインセンティブを付与し、各種証明書等のペーパーレス化を推進するための具体的方策等を地方公共団体に対して提示し、オンライン利用の一層の促進を図る。

重点計画－2008	平成 20 年 8 月 20 日 IT 戦略本部決定	地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とする目標を達成するため、「電子自治体オンライン利用促進指針」を踏まえた取組を引き続き推進する。 公的個人認証サービスの国民の使い勝手を向上させる観点から必要な改善策を検討し、国民のニーズに対応した普及の促進に積極的に取り組む。
デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～	平成 21 年 4 月 9 日 IT 戦略本部決定	電子自治体の推進に当たっては、ASP・SaaS や共同利用型のクラウド・コンピューティングなどの技術を積極的に活用するとともに、地域情報プラットフォームに準拠して情報システムの刷新を推進する。
i-Japan 戦略 2015	平成 21 年 7 月 6 日 IT 戦略本部決定	業務改革としての業務・システム最適化の徹底、行政情報システムの全体最適化をさらに推進するため、電子政府・電子自治体クラウドの構築等により、サーバを含む行政情報システムの共同利用や統合・集約化を進める

3 政策の実施状況

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

➤ あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
オンライン利用率	50%	22 年度	オンライン利用率がどのくらい向上したか。	21.9%	34.1%	39.5%
重点 71 手続のうち取組効果が早期に発現しやすいと考えられる先行 54 手続のオンライン利用率	66%	23 年度	先行 54 手続のオンライン利用率がどのくらい向上したか。	48%	56.5%	62.0%
地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率(※)	50%	22 年度	電子政府・電子自治体の推進については、国民の利便性・サービスの向上、IT 化によ	23.8%	27.6%	36.1%

市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	22年度	る業務改革を目標として取り組まれるものであることから、当該政策に係る国民の利用環境や業務・システムの効率化の状況を示す左記指標により評価するものである。 (※)電子自治体オンライン利用促進指針で選定した対象手続に係る利用率	32.8%	33.2%	41.1%
--------------------------------	------	------	--	-------	-------	-------

➤ 参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
オンライン利用件数	オンラインを利用した申請等手続がどのくらい知られているか。	約1億6,860万件	約1億5,998万件	約1億8,067万件
電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数	どのくらいe-Govが利用されているか。	約1億5,000万件	約1億8,000万件	約1億9,668万件
最適化計画の策定	最適化対象分野について、計画が策定されているか。	84/86分野	86/86分野	87/87分野
調達指針に基づく、各府省の調達計画書・仕様書のモニタリング件数	各府省において、どの程度調達指針に基づく調達が行われているか。	26件	41件	34件
公的認証サービスの普及に向けた取組	公的認証サービスの普及に向けた取組がどの程度行政事務の効率化に貢献したか。	公的個人認証の信頼性確保及び利便性向上のための取組として、 ・公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会の論点整理公表(2007年5月22日) ・公的個人認証サービスにおける暗号化方式等の移行に関する検討会の報告書の公表(2009年1月26日) ・公的個人認証に係る広報啓発などを実施した。		

住基カードの発行状況（各年度末）	電子申請での本人確認として利用できる住基カードが、各年度末においてどの程度交付されているか。	約 234 万枚	約 340 万枚	約 445 万枚
住基ネットの利用状況とこれによる行政事務の効率化	住基ネットの利用状況がどれぐらい向上し、行政事務の効率化に貢献したか	約 9,900 万件	約 11,000 万件	約 11,500 万件
共同アウトソーシング等の普及に向けた取組	共同アウトソーシング等の普及に向けた取組がどの程度行政事務の効率化に貢献したか。	レガシー移行促進事業によるバックオフィス系業務システムの共同アウトソーシング移行の促進や、共同アウトソーシング推進協議会の設立による共同運用やシステム改修等の課題の検討などが進められた。		
情報セキュリティポリシーの策定状況及び情報セキュリティ監査の実施状況	情報セキュリティポリシーの策定及び情報セキュリティ監査の実施がどの程度進んでいるか。	ポリシー策定状況 (都道府県) 100.0% (市町村) 96.8% 監査実施状況 (都道府県) 87.2% (市町村) 28.6%	ポリシー策定状況 (都道府県) 100.0% (市町村) 97.1% 監査実施状況 (都道府県) 85.1% (市町村) 30.5%	ポリシー策定状況 (都道府県) 100.0% (市町村) 97.1% 監査実施状況 (都道府県) 85.1% (市町村) 33.0%

＜平成 21 年度における政策の実施状況＞

（電子政府）

① 国民利便性の向上、行政透明化の推進

国民利便性の向上、行政透明化の推進については、オンライン利用の促進について国民や企業による利用の頻度が高い手続につき一層のオンライン利用の促進を図る一方で、オンライン利用が低調で、今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して、改善の見込みがない手続については、システムの停止等も含めた見直しを実施している。この結果、平成 21 年度においては、会計検査院の指摘や IT 戦略本部の下に設置された電子政府評価委員会の検討結果を踏まえ、7 府省等 8 システムが停止されたところである。

② 行政の効率化

業務・システムの刷新については、平成 21 年度までに各府省において策定された最適化計画（87 分野）につき、計画に沿って業務・システムの刷新が進められているか定期的に報告を聴取するなどモニタリングを行った。また、政府全体としての業務・システム刷新（最適化）についても費用対効果を踏まえつつ、積極的に推進する必要がある。このため、クラウドコンピューティング等最新の ICT を活用し、各府省別々に構築・運用している政府情報システムの統合・集約化やデータ連携の基盤となる政府共通プラットフォームの構築に向けた基本構想の検討を行った（「政府情報システムの整備の在り方に関する研究会」を開催。全 8 回にわたる議論を行い、平成 22 年 4 月に最終報告書を公表。）。

（電子自治体）

① 自治体クラウド

自治体クラウドについては、地方公共団体の情報システムをデータセンターに集約し、市町村がこれを共同利用することにより、情報システムの効率的な構築と運用を実現するための実証実験を6道府県に委託している。今後は、このような取り組みを全国に展開することにより、情報システムにかかる経費の3割の削減を目指す。

② オンライン利用促進

電子自治体のオンライン利用促進については、オンライン利用率は、平成20年度で27.6%であり、50%達成の目標値には到達していないため、電子自治体の一層の推進のため、現在のオンライン利用率推計手法の問題点や手続毎の普及動向等を分析し、今後の「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月11日IT戦略本部決定）の実施に反映する。ASP/SaaSについては、検討成果をもとにとりまとめられた「地方公共団体向けのASP・SaaS導入活用ガイドライン」を、今後、地方公共団体が自治体クラウドを導入する際などに活用する。

③ 公的個人認証の普及拡大

公的個人認証の普及拡大策については、「公的個人認証サービス普及拡大検討会」を開催し、認証用途の追加や署名検証者の拡大といった公的個人認証サービスの利便性の向上等、普及拡大のための方策を検討した。また、暗号危殆化時の緊急対応計画に関する調査研究については「政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズムSHA-1及びRSA1024に係る移行指針」（平成20年4月22日、情報セキュリティ政策会議）等において、新たな暗号アルゴリズムへの移行が完了する以前に、SHA-1又はRSA1024の安全性の低下による影響が発生する状況に備える必要性から求められたものであり、本調査研究から安定的な運用の確保について方針を得た。また、電子証明書に関する海外での実態調査を行うことで、公的個人認証の利便性向上に資するデータを収集した。今後、制度の利便性の向上及び安定的な運用を実現するため、国としても制度面に係る普及拡大策や信頼性の向上についての課題検討を行う必要がある。

④ その他

電磁的記録式投票導入支援は、国が技術的条件への適合確認を行うことで電子投票機における信頼性向上を図るために実施している。平成21年度は適合確認は行われず、結果として予算執行はなかった。

政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等経費については、平成21年分の収支報告書から支出の明細の記載及び領収書等の写しの添付基準が拡大されたことにより、総務省及び都道府県選挙管理委員会の事務量が大幅に増加することが予想されたことから、従来のシステムを見直し、平成21年1月に最適化計画を策定。平成21年4月からシステム構築を開始し、平成22年1月から運用を開始した。

（その他）

人事関係事務システム化推進事業については、平成14年1月に人事管理事務情報システムを導入した。府省個別導入方式の人事・給与関係業務情報システムへ移行するため、平成18年3月に省内にサ

サーバ等システム機器類を設置し、人事業務のみ先行してデータ移行作業を実施し、本システムを構築した。さらに、「人事・給与等業務・システム最適化計画」（2007年（平成19年）8月24日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定（改訂版））により、人事院において給与事務を含め集中的に運用管理を行うこととなったため、当該集中管理方式に移行するまでの間、継続運用を行っている。

給与事務処理システム運用事業は、旧総務庁（旧行政管理庁）の本省及び管区行政監察局職員等を処理対象として昭和53年にホストコンピュータ上に構築されたシステムをベースに、平成10年度からの3か年計画の事業計画の下、クライアント／サーバ型システムに再構築を行い、省庁再編に併せて、旧自治省及び旧郵政省職員を処理対象に含めて運用を開始。「人事・給与等業務・システム最適化計画」（2007年（平成19年）8月24日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定（改訂版））により、更なる効率化の観点から、これまでの各府省個別導入方式を見直し、集中的に運用管理を行うこととなったため、当該集中管理方式に移行するまでの間、現行システムの継続運用を行っている。

全省庁統一参加資格審査実施事業については、22年1月に、政府の全調達機関に共通して有効な平成22・23・24年度統一参加資格の定期審査を実施した。

共済事務処理システム運用事業については、平成19年4月以降、「共済業務システム最適化計画」に基づく共済事務処理システムの運用を行ってきたが、本計画が平成21年8月に改定され、各府省が個別に導入することを前提として開発された同システムが各共済組合共同で設置、運用されることとなった。

電子入札・開札システム運用事業については、電子政府構想の一環として、平成14年10月から、各省に先駆けて運用してきたところ。21年度においては、電子入札の約千件に対し、調達情報へのアクセスが約80万件、仕様書・入札説明書のダウンロードが約1万2千件あった。

情報システム高度化等推進事業については、外部専門家や情報システムの活用を通じ、総務省における①業務・システム最適化の着実な実施、②透明性・公平性を確保した情報システムの調達、③妥当性ある予算規模の情報システムの整備・運用、④万全な情報セキュリティ対策等による電子政府の推進により、業務の効率化・合理化を推進した。

総務省LAN整備・運用事業については、平成21年6月に、統計局LAN及び総合通信局LANを総務省LANに統合し、省全体としての一元化を実現した。

インターネット利用申請・届出システム開発整備事業については、総務省の総合文書管理システムの一部機能を平成22年1月から府省共通の一元的文書管理システムに移行するとともに、職員等利用者認証基盤システムと連携している。一方、電子申請・手続機能は総務省事業仕分けでの廃止の決定を受け、平成21年度末をもって当該部分の運用を停止し、関係システムとの連携等最小限の機能を有するシステムとして運用しているところ。

総務省ホームページ運営事業については、総務省ホームページにおいて行政情報の迅速な発信や情報内容の充実を図るために、平成20年度以降、本省における情報提供サイトの集中管理（総合通信局等の情報提供サイトの本省ホームページへの集約化）による合理化を図るとともに、利用者に対して効率的な行政情報を提供するために、情報提供サイト構造の点検、見直し・改善及び行政情報（コンテンツ）の作成経費の抑制を目的としてCMS（Contents Management System）の導入等を図り、ウェブ・サーバ調達に係る国庫債務負担行為（平成20～24年度）の利用及び利用者の利便性向上（ウェブコンテンツのアクセシビリティ確保等）を実施した。

政府調達（公共事業を除く）手続きの電子化に向けたシステム開発等については、21年8月に調達業

務の業務・最適化計画を策定し、システムの設計・開発に係る調達業務を実施した。

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

(1) 政策の実施状況の分析

(電子政府)

ICT を活用した行政サービスについて、インターネットの活用を前提としつつ、国民のニーズと費用対効果を検証した上で、適切な方法で提供し国民の利便性向上に資するとともに、行政事務の効率化を図ることは、透明かつ簡素で効率的の高い行政を実現するために必要である。

ICT を活用した国民利便性の向上、行政透明化の推進については、国民・企業の利用頻度の高い手続については、オンライン利用率が向上していること、電子政府の総合窓口（e-Gov）へのアクセス件数が年々増加していること等から、施策の有効性が確認できると考えているが、行政事業レビューの公開プロセスにおいて、「事業の継続について再検討が必要」との指摘を受けたことから、事業の目的・効果をより明確にし、必要な機能に特化するなど、より効率的な方法で目的が達成できるよう、抜本の見直しの必要があると考えている。また、2010 年度に新たなオンライン利用の計画を策定する予定であるが、その際には、国民のニーズを的確に把握するとともに、費用対効果等を十分に勘案した取組とする必要があると考えている。

ICT を活用した行政の効率化については、行政管理局の審査を踏まえて、各省の業務や情報システムの最適化計画が作成され、これを実施することで、情報システムの運用経費の削減や業務処理時間の削減効果があり、実際に行政の効率化が図られている。特に、情報システムの運用経費削減においては、計画の着実な実施に向けたモニタリング等により、当初計画において平成 20 年度の経費削減効果は約 326 億円と試算されていたところ、実際には平成 20 年度の経費削減効果は約 367 億円であり、当初目標値を約 40 億円上回った。今後は、政府情報システムの統合・集約化の推進をはじめとする政府全体としての業務・システム刷新（最適化）を着実に推進するため、最新の ICT を活用した政府共通プラットフォームを構築する等、更なる効率化に向けた取組を推進する。

(電子自治体)

自治体クラウドは、複数の地方公共団体にまたがる施策として成果を出し、その成果を全国に広めていくためのパイロット事業であり、地方公共団体の情報システムにかかる経費を削減する効果があるため、行政効率化の観点から必要性が認められる。有効性の面では、開発実証の取り組みを通じ、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用に向けた具体的な検討を行うことにより、無駄のない電子自治体の基盤構築に向けた取組が進展しつつある。

地方公共団体に対する行政手続におけるオンライン利用の促進は行政サービスの利便性向上の観点から必要性が認められる。また、当該施策は政府の IT 戦略において目標が設定された国の戦略として位置づけられることから、国が行う必要がある。有効性の面では、オンライン化を実施している地方公共団体において、図書予約や施設予約・入札に関する手続等の利用率の向上が見られ、行政サービスの利便性向上等に貢献しているといえる。また、ASP・SaaS 導入活用ガイドラインは、実際に地方公共団体が ASP・SaaS を導入する際、事業者の選定、契約、導入後の運用などの各段階における課題解決のための措置などをまとめたものであり、地方公共団体が今後 ASP・SaaS を導入して行くに当たって参照す

べきものである。今後は、オンライン化率・オンライン利用率に関する動向等を踏まえつつ、効率性・利便性の観点から目標を見直し、自治体業務に係るクラウド導入等を目標として設定する予定である。

公的個人認証の利用促進は行政サービスの利便性向上の観点から必要性が認められる。公的個人認証サービスは、「電子署名にかかる地方公共団体の認証事務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）（以下「公的個人認証法」という）」に基づき実施している電子政府の基盤であり、累次の IT 戦略本部決定において、利便性向上等が強調されている。今後も、新 IT 戦略において「公的個人認証サービスの利便性向上・用途拡大のための検討を 2010 年度中に行い、検討結果に基づく改善を速やかに行う。」とされたこと等を踏まえ、制度の利便性の向上及び安定的な運用の実現に向け、制度面に係る普及拡大策や信頼性の向上についての課題検討を続けていく必要がある。また、所期の成果を達成するために、各支出先と随時連絡・調整を行うことに加え、有識者による検討会を開催し意見を聴取すること等により、一定の知見を得た。

なお、オンライン利用促進・公的個人認証の普及拡大策のいずれの調達においても、一般競争入札によって事業者を選定し、競争性の確保に努めているところであるが、行政事業レビューにおいて指摘されたとおり、今後は利便性向上のために早期に着手する必要がある調査研究項目を優先して実施することとし、その他の調査研究項目についてはその必要性も含め内容を再検討することとする。

「政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム」の構築・運用保守業務の調達にあたっては、一般競争入札を実施した結果、相当の経費削減に繋がった。

また、同システムは、平成 21 年 1 月に策定された最適化計画に基づき、保守・運用条件の見直し、データ加工作業のシステム化等の措置を講じ、保守・運用経費の削減、業務の効率化を図ったところ。

（その他）

人事関係事務システム化推進事業については、平成 17 年度に人事・給与関係業務情報システムの開発主体である人事院の指示に基づき調達仕様書を作成し、意見招請の後、一般競争入札（契約期間：契約日より 54 か月間）を実施し、システム機器等を省内に設置した。運用保守作業は、職員立会いのもとで実施している。

給与事務処理システム運用事業については、当該システムに関する専門的な技術やまたその蓄積された実績から、効率的な運用が図られており、給与関係の制度改正が行われた際には、迅速なシステム改修を行う等円滑な給与事務処理が行える体制を整えている。また、給与システムの利用者である各部局の新任給与事務担当者に対しては、システムの利用説明会等を行い、スキルの向上を目指すとともに、効率的に給与計算作業が進められるよう業務支援を充実させている。

全省庁統一参加資格審査実施事業については、政府における調達情報の一元的提供及び競争参加資格の統一化がなされており、入札を希望する事業者の利便性の向上が図れている。

共済事務処理システム運用事業については、「共済業務システム最適化計画」の改定や診療報酬明細書のオンライン化により廃止する。

電子入札・開札システム運用事業については、国内外企業の負担軽減、入札参加機会の拡大等事業者の利便性の向上及び行政事務の簡素・効率化が図れている。

情報システム高度化等推進事業については、省内情報システムの効率的な整備運用、公平性を確保した調達、情報セキュリティ対策の実施等を実現。なお総務省における平成 20 年度の業務・システム最適化の経費削減効果については、約 33 億円となっている。

総務省 LAN 整備・運用事業については、省内のすべての LAN が総務省 LAN 本体に統合され、省全体としては非常に効率的な基盤整備を実現した。

インターネット利用申請・届出システム開発整備事業については、総務省の情報システムである総務省 LAN や、府省共通の情報システムである一元的文書管理システム等との連携を効率的に実施した。

総務省ホームページは、総務省の施策、行政情報を広く国民に周知、提供するための手段として重要であるが、JIS X 8341-3 の改定予定、行政評価局が実施した「ホームページのバリアフリーの推進に関する行政評価・監視」結果に基づく勧告など、アクセシビリティに係わる動きがあり、費用対効果等を十分に勘案した上で、アクセシビリティ改修を行う必要がある。

政府調達（公共事業を除く）手続きの電子化に向けたシステム開発等については、各府省個別に構築された電子入札システムの府省共通化、契約締結に係る事務手続きの電子化・効率化のための取組を進めるものとなった。

（２）総括的な評価

上記の分析を踏まえると、一部に課題があるものの、政策全体としては一定程度の成果を上げているものと評価できるが、今後も国民の利便性向上・行政運営効率化の観点から、一層の取組の強化が不可欠である。

5 今後の課題と取組の方向性

（１）個別施策・事業の課題と取組の方向性

（電子政府）

- ① 電子政府関連事業（オンライン利用促進及び電子政府の総合窓口を活用したサービスの促進）について、「事業の継続について再検討が必要」との指摘を受けた。これを踏まえ、行政情報の総合的な提供と申請・届出等手続きの一元的受付を行う「政府のポータルサイト」として総務省行政管理局が運営する電子政府の総合窓口（e-Gov）の機能につき、以下の方向で検討を行う。

		方向性の内容
予算要求	▲	・府省ホームページ検索機能等 e-Gov の一部機能の廃止による保守・運用費用の削減を検討
制度	○▲	・22 年度中に策定される新たなオンライン利用計画の検討と併せ、e-Gov におけるオンライン申請機能の在り方を見直し ・予算執行の情報開示充実に関する指針に基づく予算執行情報の提供等を政府方針として、追加すべき機能を整備
実施体制	○	・システム改修等の調達に当たっては、公募等による競争性を十分に確保

- ② 行政の効率化の施策については、政府全体としての業務・システム刷新（最適化）を一層推進する必要があるため、平成 21 年度においては政府共通プラットフォームの構築に向けた基本構想の検討を実施。今後、「政府情報システムの整備の在り方に関する研究会」における検討結果を踏まえ、政府共通プラットフォームの要求仕様の明確化に向けた作業を進め、平成 23 年度からの設計・開発に

着手し、平成24年度からの運用開始を目指す。その際最も費用対効果が高くなる方法を検討。

		方向性の内容
予算要求	◎	平成24年度の政府共通プラットフォームの運用開始に向けて、設計・開発等に係る要求を検討。
制度	○	現行制度の適切な運用を進める。
実施体制	◎	確実な行政効率化につなげるため、政府共通プラットフォームの運用開始に向けた体制の強化を検討。

(電子自治体)

- ① 自治体クラウドについては、原口ビジョンⅡにおいて、「自治体クラウドの推進のための協定を地方三団体等と速やかに締結する等、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を推進し、住民等の利便性向上を実現」することとされていることから、全国展開に向けた取組を強化する。

		方向性の内容
予算要求	◎	実証実験事業の結果を受け、自治体クラウドの全国展開に向けた取組の強化を図り、必要に応じて予算要求を行う。
制度	◎	今後、地方公共団体のクラウド導入を促進していくため、所用の制度整備や支援措置の充実を図る。
実施体制	○	自治体クラウドの全国展開の促進に係る体制の充実を検討する。

- ② オンライン利用拡大については、「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日IT戦略本部決定)において、「行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる。」とされていることを踏まえ、オンライン利用の進展に向けた取組を強化する。

		方向性の内容
予算要求	○▲	対象サービスの範囲等に係る基準の整理等を進め、住民本位のオンライン利用の実現に向けた取組を実施。
制度	—	(該当なし)
実施体制	○	対象サービスの範囲等に係る基準の整理等を進め、住民本位のオンライン利用の実現に向けた取組を実施。

- ③ 公的個人認証については、「新たな情報通信技術戦略」において、「公的個人認証サービスの利便性向上・用途拡大のための検討を2010年度中に行い、検討結果に基づく改善を速やかに行う。」とされていることを踏まえ、具体的な改善に向けた検討及び取組を進める。

	方向性の内容	
予算要求	○▲	前年度までの調査研究内容及び国民ID、社会保障・税共通番号の動きを踏まえ、公的個人認証サービスの利便性の向上のために、何が不足し何が必要かを十分に見極め、その対応に必要な予算要求を厳選して実施する。
制度	◎	今後、公的個人認証サービスの利便性向上に関する方策を実現していくため、所要の制度整備を行う方向で検討する。
実施体制	○	公的個人認証サービスの利便性向上を実現するため、効率的な体制を維持する方向で検討する。

- ④ その他

	方向性の内容	
予算要求	▲	電磁的記録式投票導入支援経費については、電子投票を新たに開発しているとの情報も相談もないことを鑑み、当面、適合確認の回数を減らして要求額を減額することについて検討。
	○	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等経費については、平成22年1月より運用を開始したところであり、引き続きオンライン申請の利用拡大に向けた周知に努める。また、総務省及び都道府県選挙管理委員会が行う業務について、更なるシステム活用について検討を行う。
制度	—	—
実施体制	○	引き続き現状の体制で実施する。

(その他)

		方向性的内容
予算要求	▲	<p>人事関係事務システム化推進事業、給与事務処理システム運用事業については、「人事・給与等業務・システム最適化計画」(2009年(平成21年)8月28日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定(改定版))に基づき、人事院において平成22年度末までに構築することが予定されている人事・給与関係業務情報システム(集中管理方式)へ移行することを予定しており、完全に移行した後は、本事業は廃止の予定。</p> <p>共済事務処理システム運用事業については、「共済業務システム最適化計画」(2009年(平成21年)8月28日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定(改定版))や診療報酬明細書のオンライン化を受け22年度で廃止の予定。</p>
	○	<p>全省庁統一参加資格審査実施事業については、引き続き事業者の利便性の向上を図るため、円滑な業務を実施する。</p> <p>電子入札・開札システム運用事業については、2009年(平成21年)8月28日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において「調達業務の業務・システム最適化計画について」(決定)に基づき、総務省において平成22年度内に調達業務の一部業務機能(入札・開札業務を含む)について開発を行い、平成23年度末までにすべての業務について開発することが予定されている「電子調達システム」(府省共通)へ移行することを予定しており、完全に移行した後は、本事業は廃止の予定。なお、同システム的设计・開発の調達手続きは、一旦停止の状況となっている。</p> <p>総務省ホームページ運営事業については、ウェブサーバディスク容量の削減、CMS利活用の推進によるウェブコンテンツ作成の抑制、メールマガジンの廃止等の見直しの上、継続して要求する。</p> <p>政府調達(公共事業を除く)手続きの電子化に向けたシステム開発等については、引き続き調達の競争環境及び調達手続きの透明性・公平性を確保しつつ電子政府調達システムの開発に向けた取組を実施する。</p>
	○▲	<p>情報システム高度化等推進事業については、今後、政府全体の電子政府推進の取組状況を踏まえつつ、事業内容の更なる見直し等一層の業務の効率化・合理化を推進する。</p> <p>総務省LAN整備・運用事業については、行政事業レビュー公開プロセスにおいて、入札における競争性の確保等の観点から、「更なる見直し、改善が必要」との指摘を受けたことを受け、質の確保に留意しつつ業者の参入機会を広げることでより低廉な調達が実現できるように、調達仕様の見直し、手続の透明性・公平性の確保や、情報システムの分離・分割化などに努める。また、政府共通プラットフォームの構築に向けた検討状況を踏まえつつ、次期総務省LANの構想を検討する必要がある。</p> <p>インターネット利用申請・届出システム開発整備事業については、本事業は、省内外の情報システムの連携を効率的に実施する総務省共通基盤支援設備整備・運用等事業と名称を変更し、事業内容のさらなる見直し等を図り、一層の効率的な運用を行う。また、政府共通プラットフォームの構築に向けた検討状況を踏まえつつ、今後の運用を行う必要がある。</p>
制度	—	—
実施体制	○	引き続き現状の体制で実施する。

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

今後、「新たな情報通信技術戦略」及び「新たな成長戦略ビジョンー原口ビジョンⅡー」を踏まえ、国民のニーズを的確に把握した上で、ニーズの高いサービスを重点的に提供するなど、費用対効果の意識を持ち、国民の利便性向上・行政運営効率化の観点から、取組を推進する。

(電子政府)

行政サービスのオンライン利用拡大については、これまで、国民・企業と国の行政機関との間の申請・届出等手続については、そのほとんど(平成20年度末時点におけるオンライン化率:92%)がオンライン化されている。しかし、本来手続の種類、内容は様々であり、費用対効果、利用者ニーズ、代替措置の有無等は手続ごとに異なっている。今後は、「新たな情報通信技術戦略」において、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる。」とされていることを踏まえ、オンライン利用の進展に向けた取組を強化する。

また、「新たな情報通信技術戦略」及び原口ビジョンⅡに基づき、今後更なる政府全体としての業務・システム刷新(最適化)積極的に推進すべく、クラウドコンピューティング等最新のICT技術を活用し、各府省別々に構築・運用している政府情報システムの統合・集約化やデータ連携の基盤となる政府共通プラットフォームの構築の取組を推進する。

(電子自治体)

地方公共団体における行政の効率化・住民サービスの向上を図るため、行政サービスの高度化については、地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率の推移等をみると、一定の有効性が認められるものの、十分とは言えないことから、今後、本分野の政府方針等を踏まえ、地方公共団体に対する支援を一層強化することが必要である。また、行政の簡素化・効率化及び信頼性・安全性の確保については、地方公共団体においてその取組が着実に浸透してきているといえるが、今後実施する事業は、利便性向上のために早期に着手する必要がある調査研究項目を優先して実施することとし、その他の調査研究項目についてはその必要性も含め内容を再検討することとする。

今後は、政府方針や地方公共団体の現状を踏まえつつ、自治体クラウドの全国展開に向けた支援や、オンライン利用の促進策・公的個人認証サービスの普及拡大策の検討を行っていく必要がある。

6 学識経験を有する者の知見の活用

平成22年6月、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの高崎氏に、本政策の評価方法について「有効性」の欄で、例えば“利便性の向上”や“効率化”のデータ提示・言及ができないかとの御意見をいただいた。これを踏まえ、利便性の向上や費用対効果を評価するにあたり、どのように評価指標が考えられるかを検討し、次回の目標設定表や評価書等へ反映。

また、IT戦略本部(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)の決定した「重点計画-2008」(平成20年8月20日決定)、「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日決定)等を参照している。IT戦略本部は、内閣総理大臣を本部長とし、他のすべての国务大臣及び有識者で構成される内閣に設置された政策会議であり、経済人や学識経験者等、10名の有識者が参加している。

7 評価を行う過程において使用した資料

- ・「新たな情報通信技術戦略」（平成 22 年 5 月 11 日 IT 戦略本部決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf>
- ・「新たな情報通信技術戦略 工程表」（平成 22 年 6 月 22 日 IT 戦略本部決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100622.pdf>
- ・「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>
- ・「新たな成長戦略ビジョンー原口ビジョンⅡー」（平成22年5月発表）
http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/topics/s_topics100506.html
- ・「オンライン申請等手続システム評価ワーキンググループ中間報告書」（平成 21 年 12 月 21 日
オンライン申請等手続システム評価ワーキンググループ）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hyoukaworking/091222chuukan_houkoku.pdf
- ・平成 20 年度における行政手続のオンライン化等の状況（平成 21 年 8 月 7 日総務省）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000031924.pdf
- ・「政府情報システムの整備の在り方に関する研究会」の開催（計 8 回）（平成 21 年 6 月 3 日～平成 22 年 3 月 30 日総務省）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/system_seibi/index.html
- ・「オンライン利用拡大行動計画」（平成 20 年 9 月 12 日、IT 戦略本部決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080916honbun.pdf>
- ・「重点計画-2008」（平成 20 年 8 月 20 日 IT 戦略本部決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080820honbun.pdf>
- ・「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」（平成 21 年 4 月 9 日 IT 戦略本部決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/090409plan/090409honbun.pdf>
- ・「i-Japan 戦略 2015」（平成 21 年 7 月 6 日 IT 戦略本部決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/090706honbun.pdf>
- ・「新成長戦略（基本方針）」（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokkasenryaku/image/20091230_sinseichosenryaku.pdf

平成 22 年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策 10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	担当部局、 課室名	【情報通信国際戦略局】 技術政策課、研究推進室、通信規格課、宇宙通信政策課 【総合通信基盤局】 電気通信事業部 電気通信技術システム課、データ通信課 【情報流通行政局】 情報セキュリティ対策室					
基本目標	ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化を推進する。							
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。 [予算額：181 億円]							
	主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等			
	重点的研究資金制度	民間企業が実施しにくいリスクの高い大規模な研究開発等を、国が積極的に推進することにより、研究成果を社会に還元することを目的としたプロジェクト型研究資金制度	15,492	研究推進室 他	<ul style="list-style-type: none"> ・第 174 国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説 ・新たな情報通信技術戦略 ・新成長戦略 			
	戦略的情報通信研究開発推進制度	ICT 分野のイノベーションを生み出すことを目指し、総務省が定めた戦略的な重点研究開発目標を実現するための独創性・新規性に富む研究開発を支援する競争的資金制度	2,179	技術政策課				
地球温暖化対策 ICT イノベーション推進事業	国際的に喫緊の課題である地球温暖化対策に資するために、CO2 排出削減、省エネルギー化に貢献する情報通信技術 (ICT) 分野のイノベーションを創出し、研究開発を促進していくことを目的とした競争的資金制度	390	技術政策課					
指標等の状況	指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度	
	1 件以上の論文発表を行った研究開発課題の割合	90%	21 年度	実施された研究開発に基づく成果が出ているか。またその結果が第三者にPRされているか。	(98%)※	(97%)※	94%	
	専門家による評価において成果ありと評価される割合	90%	21 年度	実施された研究開発が第三者である外部専門家の目から見て有用なものであったか。	100%	99%	98%	
	ITU, IETF 等における標準提案の件数	20 件	21 年度	研究開発成果の国際標準化に向けた取組が積極的に行われているか。	90 件	71 件	86 件	
※平成 19 年度及び平成 20 年度目標設定表においては、本指標ではなく「論文数」を指標として目標値「1 課題当たり 1 件以上」に掲げて実施していた。								

<p>政策の実施状況とその分析及び総括的な評価</p>	<p>【政策の実施状況】</p> <p>平成 21 年度においては、重点的研究資金制度、戦略的情報通信研究開発推進制度及び地球温暖化対策 ICT イノベーション推進事業により、163 件の研究開発事業を実施した。</p> <p>【政策の実施状況の分析】</p> <p>社会的な動向等に応じた機動的な課題設定、重点化を行うとともに、研究開発の実施に当たっては外部の専門家等による適正かつ公平な評価を経て競争的な環境を保持しつつ、研究開発の多様性を保つよう配慮しており、適正な制度運用が行われていたと考えられる。</p> <p>また、実施された各研究開発課題は、総務省及び研究実施機関自らの工程管理に加えて、外部専門家等による助言を受けて一層の効率化を図りながら遂行されており、多くの課題において効率的に研究開発が進められているとの評価を得ている。</p> <p>【総括的な評価】</p> <p>本施策についての指標の達成状況を見ると、平成 21 年度に目標年度を迎えた全ての指標において目標を達成していることが分かり、政策の基本目標に向け着実に取組効果が表れていることが認められる。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>先般の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「各研究開発事業の終了後の目標達成度合いを適切に把握すべき」との指摘があったことを踏まえ、各研究開発事業の目標の明確化や成果の波及効果の把握の徹底等の見直しを行う。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>情報通信技術の研究開発の推進については、引き続き、我が国の国際競争力の強化及び社会問題解決に資する研究開発を効果的・重点的に推進し、研究開発の成果展開にも注力する。</p> <p>また、情報通信技術の標準化の推進についても、引き続き、技術革新のメリットのユーザーへの還元、及び我が国の国際競争力強化の観点から、「グローバルスタンダード」策定の貢献に資する施策を重点的に推進する。</p>
<p>その他関連データ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の国際競争力を強化するための ICT 研究開発・標準化戦略 ・新たな情報通信技術戦略 ・新成長戦略 ・情報通信技術の研究開発の評価に関する会合、戦略的情報通信研究開発推進制度及び地球温暖化対策 ICT イノベーション推進事業の評価に関する評価会における外部評価結果により作成した資料 他

平成22年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報通信国際戦略局技術政策課、
研究推進室、通信規格課、情報セキュリティ対策室、宇宙通信政策課
総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、電気通信事
業部データ通信課

評価年月 平成22年8月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進

（基本目標）

ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化を推進する。

（政策の概要）

我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。具体的には、国際競争力強化に資する研究開発課題への重点化を行うとともに、中長期的な戦略「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」（平成20年6月27日）に基づく取組を実施する。

平成21年度における主な施策

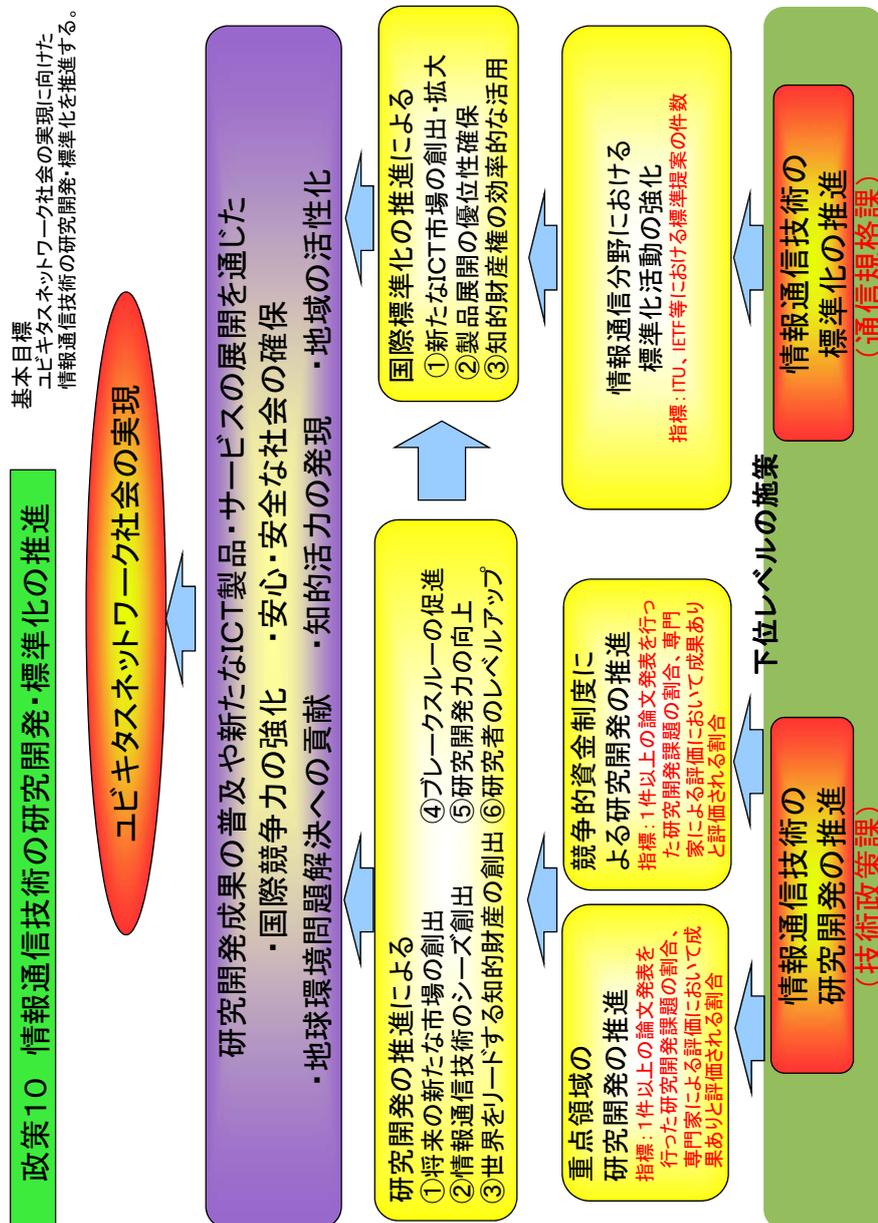
主な施策	事務事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する政府方針等
情報通信技術の研究開発の推進	次世代バックボーンに関する研究開発	1,018	電気通信技術システム課	○第174回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説（平成22年1月29日） ・日本の誇る世界最高水準の環境技術を最大限に活用した「グリーン・イノベーション」を推進します。 ・医療・介護技術の研究開発や事業創造を「ライフ・イノベーション」として促進し、利用者が求める多様なサービスを提供するなど、健康長寿社会の実現に貢献します。 ・スマートグリッドや大量輸送、高度情報通信システムを共有し、地域全体で反映を分かち合います。 ○新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日） Ⅲ. 3. 3新市場の創出と国際展開 （1）環境技術と情報通信技術の融合による低炭素社会の実現 （2）我が国が強みを持つ情報通信技術関連の研究開発等の推進
	セキュアクラウドネットワーク技術の研究開発	3,135		
	次世代ネットワーク時代の技術標準等の在り方に関する調査研究	18		
	経路ハイジャックの検知・回復・予防に関する研究開発	157	データ通信課	
	低消費電力型通信技術等の研究開発（エコインターネットの実現）	475	情報流通行政局情報セキュリティ対策室	
	情報漏えい対策技術の研究開発	902		
	スパムメールやフィッシング等サイバー攻撃の停止に向けた試行	596		
	消費エネルギー抑制ホームネットワーク技術の研究開発	725	通信規格課	
	ネットワーク統合制御システム標準化推進事業	6,897	技術政策課研究推進室	
	情報通信ネットワークの高度化に伴う相互接続検証事業	29		
	ユビキタス・プラットフォーム技術の研究開発	1,276		
	高齢者・障がい者（チャレンジド）のためのユビキタスネットワークロボット技術の研究開発	550		
	超高速光伝送システム技術の研究開発	4,906		
	眼鏡の要らない3次元映像技術の研究開発	822		
グリーンICT研究開発（グリーンネットワーク技術の研究開発）	1,081			

主な施策	事務事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する政府方針等
情報通信 技術の研究 開発の 推進	準天頂衛星システムの研究開発	1,529	宇宙通信政 策課	○新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日） 世界をリードするグリーン・イノベーション（環境 エネルギー分野革新）やライフ・イノベーション（医 療・介護分野革新）等を推 進。
	宇宙 通信技術の将来展望に関する調査研究	10		
	研究開発推進体制の整備	27	技術政策課	
	戦略的情報通信研究開発推進制度	2,179		
	地球温暖化対策 ICT イノベーション推進事業	390		
情報通信 技術の標 準化の推 進	情報通信分野における標準化活動 の強化	106	通信規格課	

（平成 21 年度予算額）

18,061 百万円

（基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」））



2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

近年、アジア諸国の急成長が顕著であり、我が国の国際競争力は大きく低下している。IMD (International Institute for Management Development : 国際経営開発研究所) の調査によると、我が国の国際競争力は1990年前後には世界でトップクラスにあったものの、2009年は17位、2010年は27位と低調である。「ICTの経済分析に関する調査」(総務省)によれば、ICT産業における成長率と我が国の経済成長率には高い相関があるとの分析があり、我が国の国際競争力の強化に当たっては、ICT産業の国際競争力を強化することが重要である。

また近年、少子高齢化社会による労働人口減少問題や地球環境問題、安心・安全な社会の構築などの様々な社会問題が生じているが、ICT産業の発展により、それらの社会問題の解決に寄与することが期待されている。

そして、それらのICT分野のグローバル展開においては国際標準化戦略が極めて重要であり、その取組を強化することで我が国の国際競争力の強化に資することが極めて重要である。

以上を踏まえると、我が国の国際競争力を強化する観点及び我が国が直面する様々な社会問題を解決する観点から、ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発の推進と、国際標準化活動の推進を強化することが必要である。

(2) 関係する内閣の重要方針(主なもの)

重要方針	年月日	記載事項(抜粋)
第174回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説	平成22年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> 日本の誇る世界最高水準の環境技術を最大限に活用した「グリーン・イノベーション」を推進します。 医療・介護技術の研究開発や事業創造を「ライフ・イノベーション」として促進し、利用者が求める多様なサービスを提供するなど、健康長寿社会の実現に貢献します。 スマートグリッドや大量輸送、高度情報通信システムを共有し、地域全体で反映を分かち合います。
新たな情報通信技術戦略	平成22年5月11日	III. 3. 3 新市場の創出と国際展開 (1) 環境技術と情報通信技術の融合による低炭素社会の実現 (2) 我が国が強みを持つ情報通信技術関連の研究開発等の推進
新成長戦略	平成22年6月18日	世界をリードするグリーン・イノベーション(環境エネルギー分野革新)やライフ・イノベーション(医療・介護分野革新)等を推進。

3 政策の実施状況

○ 情報通信技術の研究開発の推進

専門家による評価の結果、平成21年度に実施された研究開発課題の98%について「成果あり」との結果が得られており、目標(90%以上)を達成している。また、1件以上の論文発表を行った研究開発課題の割合が94%と、あらかじめ設定した目標(90%以上)を達成するなど、着実な成果が見られる。

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
1件以上の論文発表を行った研究開発課題の割合(注1)	90%	21年度	実施された研究開発に基づく成果が出ているか。また、その成果が第三者にPRされているか。	(98%) (注2)	(97%) (注2)	94%

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
専門家による評価において成果ありと評価される割合	90%	21年度	実施された研究開発が第三者である外部専門家の目から見て有用なものであったか。	100%	99%	98%

注1：論文発表は、査読付き誌上発表、その他誌上発表、口頭発表を対象としている。

注2：平成19年度及び平成20年度目標設定表においては、本指標ではなく、「論文数」を指標として目標値「1課題あたり1件以上」に掲げて実施していた（平成19年度実績1,013件/161課題、平成20年度実績1,191件/167課題）。

○ 情報通信技術の標準化の推進

「戦略的情報通信研究開発推進制度（国際技術獲得型研究開発）」などの実施によって、ITU、IETF等への標準提案が86件に上り、あらかじめ設定した目標（20件以上）を達成するなど、着実な成果が見られる。

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
ITU, IETF等における標準提案の件数	20件	21年度	研究開発成果の国際標準化に向けた取組が積極的に行われているか。	90件	71件	86件

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

(1) 政策の実施状況の分析

必要性	<p>限られた研究開発予算の中で、我が国の国際競争力強化や様々な社会問題解決等の政策的要請を勘案した科学技術の戦略的重点化が求められている。この中でも情報通信分野は、経済成長のけん引役として期待されるなど非常に重要な位置付けにあり、我が国としては継続的に研究開発に取り組む必要がある。</p> <p>特に、萌芽的な基礎研究や、民間企業が実施しにくいリスクの高い大規模な研究開発等を国が積極的に推進することにより、我が国の国際競争力の向上及び社会問題解決を図ることが一層重要となっている。また、これらの研究開発成果を基に「国際標準」を獲得することにより、我が国の国際競争力を向上させる取組が必要である。</p>
有効性	<p>平成21年度は当初予算で「高齢者・障がい者（チャレンジド）のためのユビキタスネットワークロボット技術の研究開発」等を開始するとともに、経済危機対策として補正予算で「超高速光伝送システム技術の研究開発」等が実施された。このように、社会的な動向等に応じた機動的な課題設定、重点化を行うとともに、研究開発の実施に当たっては、競争的な環境を保持しつつ、研究開発の多様性を保つよう配慮しており、外部の専門家等による適正かつ公平な評価を行っている。</p> <p>例えば、戦略的情報通信研究開発推進制度ではピアレビュー（同僚評価）と総合評価の2段階で採択に当たっての評価を行うなど、的確な制度運用が行われている。これらの取組の結果、論文に関する指標等においてあらかじめ設定した目標値を上回る研究成果が表れており、外部専門家からも成果ありとの評価がなされている。</p> <p>また、例えば、我が国に有益な国際標準を獲得していくために海外との連携を強めて行くことなどにより、情報通信に関する標準化の推進を図ることは、国民の利便性を向上し、我が国の技術水準を維持・向上するものであり、有効性がある。</p>

効率性	<p>平成 21 年度に実施された各研究開発課題は、総務省及び研究実施機関自らの工程管理に加えて、情報通信技術に精通している外部専門家等による評価・助言を受けて一層の効率化を図りながら遂行されており、多くの課題において効率的に研究開発が進められているとの評価を得ている。</p> <p>なお、戦略的情報通信研究開発推進制度では、プログラムオフィサーおよびプログラムディレクターを配置し、本制度の個々のプログラムや研究分野での研究開発課題の選定、評価、フォローアップ等を一貫して行う体制を整備して、更なる効率化に努めているところである。</p>
-----	---

(2) 総括的な評価

平成 21 年度においては、重点的研究資金制度、戦略的情報通信研究開発推進制度及び地球温暖化対策 ICT イノベーション推進事業により、163 件の研究開発事業を実施した。

3 に示すとおり、本政策についての指標に係る目標の達成状況を見ると、平成 21 年度に目標年度を迎えた全ての指標において目標を達成していることが分かり、政策の基本目標に向け着実に取組効果が表れていることが認められる。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

		方向性の内容等	
情報通信技術の研究開発の推進		引き続き、我が国の国際競争力の強化及び社会問題解決に資する研究開発を効果的・重点的に推進し、研究開発の成果展開にも注力する。 また、先般の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「各研究開発事業の終了後の目標達成度合いを適切に把握すべき」との指摘があったことを踏まえ、各研究開発事業の目標の明確化や成果の波及効果の把握の徹底等の見直しを行う。	
	予算要求	◎ ▲	我が国の国際競争力の強化及び社会問題解決に資する研究開発課題の重点化を図り、今後の予算要求においてメリハリをつける。
	制度	○	上記のとおり、研究開発評価方法の改善等の見直しを行う。また、研究開発終了後の波及効果の把握、成果展開の成功・失敗事例の集積・分析を行う追跡評価を強化する。
	実施体制	○	事務の効率化を図るため、委託研究に係るマニュアルの見直しを随時行う。
情報通信技術の標準化の推進		引き続き、技術革新のメリットのユーザへの還元、及び我が国の国際競争力強化の観点から、「グローバルスタンダード」策定の貢献に資する施策を重点的に推進する。	
	予算要求	◎	「新成長戦略（平成 22 年 6 月）」「知的財産推進計画 2010（平成 22 年 5 月）」等、標準化に関する分野の重点化に係る方針に基づき、技術革新のメリットのユーザへの還元、及び我が国の国際競争力強化の観点から、「グローバルスタンダード」策定の貢献に資する施策の拡充・重点化を図る。
	制度	—	—
	実施体制	○	現状の体制で引き続き実施する。

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

我が国の国際競争力を強化及び社会問題解決に資するため、情報通信分野の研究開発については、研究開発課題の重点化を図るとともに、外部評価結果を踏まえて、効率的・効果的な研究開発を推進する。

また、標準化については、技術革新のメリットのユーザへの還元、及び我が国の国際競争力強化の観点から、標準化に関する重点分野を絞り込み、情報通信分野における標準化活動に戦略的に取り組むこととする。

6 学識経験を有する者の知見の活用

会合等	活用内容
情報通信技術の研究開発の評価に関する会合及びその下に設けられた評価検討会 (平成 22 年 7 月開催)	当省で実施する提案公募型の委託研究の個々の研究開発事業の継続評価等を行っており、その結果を評価書記載の参考とした。
戦略的情報通信研究開発推進制度における評価委員会 (平成 22 年 7 月開催)	戦略的情報通信研究開発推進制度により実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を評価書記載の参考とした。
地球温暖化対策 ICT イノベーション推進事業における評価委員会 (平成 22 年 6 月開催)	地球温暖化対策 ICT イノベーション推進事業により実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を評価書記載の参考とした。

7 評価を行う過程において使用した資料

- 我が国の国際競争力を強化するための ICT 研究開発・標準化戦略
(平成 20 年 6 月 27 日 情報通信審議会答申)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080627_6_bs1.pdf
- 新たな情報通信技術戦略(平成 22 年 5 月 11 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf>
- 新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日 閣議決定)
<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>
- 平成 21 年度 情報通信白書
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h21/index.html>
- 情報通信における研究開発の推進に関するポータルサイト
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/index.html
- 戦略的情報通信研究開発推進制度 (SCOPE) に関するホームページ
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/index.html
- 地球温暖化対策 ICT イノベーション推進事業 (PREDICT) に関するホームページ
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/predict/index.html
- 情報通信技術の研究開発の評価に関する会合、戦略的情報通信研究開発推進制度および地球温暖化対策 ICT イノベーション推進事業の評価に関する評価会における外部評価結果により作成した資料

平成22年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策 11 情報通信技術高度利活用の推進	担当部局、 課室名	【情報流通行政局】情報流通振興課、情報流通高度化推進室、情報通信作品振興課、情報通信利用促進課、地域通信振興課、地方情報化推進室 【情報通信国際戦略局】情報通信政策課、情報通信経済室、通信規格課 【総合通信基盤局】電気通信事業部事業政策課、電気通信技術システム課、データ通信課、消費者行政課、電波部移動通信課、				
基本目標	社会・経済の ICT 化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等による ICT 利活用の促進により、ユビキタスネット社会を実現する。						
政策の概要	社会・経済の ICT 化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等により、ICT による生産性向上・国際競争力の強化、ICT による地域の活性化、誰もが安心して ICT を利用できる環境の整備、先進的社会システムの構築を図り、ICT の高度利活用を推進することで、ユビキタスネット社会を実現する。 <div style="text-align: right;">[予算額：7,914 百万円]</div>						
	主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する政府方針等		
	「ユビキタス特区」事業の推進	「ユビキタス特区」事業の推進	1,700	情報流通振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT 改革促進プログラム ・ ICT 国際競争力強化プログラム ・ 経済成長戦略 ・ 原口ビジョン及び原口ビジョンⅡ ICT 維新ビジョン 2.0 		
	情報通信ニュービジネスの振興	情報通信分野のベンチャー企業支援	166	情報流通振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済財政改革の基本方針 2009 		
	情報通信分野の人材育成	情報通信人材研修事業支援制度	110	情報通信利用促進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ i-Japan 戦略 2015 		
	ユビキタスコミュニティ構想の推進	地域 ICT 利活用モデル構築事業	1,390	地域通信振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新成長戦略 		
	ICT の高度な利活用の推進・促進	テレワーク共同利用型システムの実証実験	300	情報流通高度化推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク人口倍増アクションプラン ・ 原口ビジョンⅡ ICT 維新ビジョン 2.0 ・ 子ども・子育てビジョン ・ 新たな情報通信技術戦略 ・ 仕事と生活の調和推進のための行動指針 		
安全運転支援情報通信システム実用化のための調査及び実証		142	移動通信課	<ul style="list-style-type: none"> ・ IT 新改革戦略 ・ 世界一安全な道路交通社会 			
指標等の状況	指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
	ユビキタス特区における ICT サービスの開発・実証等の推進状況	新たな ICT サービスモデルの確立	23 年度	新しいサービスの事業・サービス規模が拡大しているか。	—	— ※開発・実証を継続中	
	ベンチャー企業に対する助成の成果（事業化率）	H18～20 年度に助成した案件の平均事業化率が 70%	22 年度	ニュービジネスが創出されているかどうか。	31%	39%	83%
	情報通信分野の研修受講者数	11,200 人（H20～23 年度までの累計）	23 年度	ICT 分野における専門的知識・技能を持つ人材の不足の解消に貢献するために必要な受講者数となっているか。	—	2,561 人	1,687 人

地域の課題解決に対する ICT の寄与状況	地域 ICT 利活用モデルの構築	21 年度	地域の幅広い分野において諸課題の解決を図る ICT 利活用モデルが構築されているかどうか。	29 件	27 件	17 件
テレワーカーが就業者人口に占める割合	2 割	22 年度	テレワークがアクションプランどおりに普及しているかどうか。	—	15.2%	15.3%
「インフラ協調による安全運転支援システム」の通信方式の検証	通信特性の把握	21 年度	様々な道路交通環境を考慮して、通信特性の把握が行われているか。	無線システムの有効性の確認	テストコースにおける数百台規模の通信特性の把握	公道における様々な道路環境を想定した通信特性の把握

政策の実施状況とその分析及び総括的な評価

	政策の実施状況	政策の実施状況の分析
ユビキタス特区における ICT サービスの開発・実証	全 54 プロジェクトの事業者が実用化を目指し、開発・実証を継続	行政事業レビューにおける「廃止を前提とした全面的な見直し」との評決を踏まえ、一定の成果のもとにすでに新規採択を廃止しており、平成 22 年度をもって事業を廃止する。
情報通信分野のベンチャー企業支援	NICT において公募を通じた選定の後、5 件の事業に対して助成を行った。また、平成 18～20 年度に助成した案件について、平成 21 年度における平均事業化率は 83%となった。	NICT において助成対象事業を決定するに当たり、早期の事業化の見込みを勘案して、助成対象事業を選定したことが平成 21 年度の実業化率の向上の一因となっていると考えている。また、平成 19 年度及び 20 年度においては、助成先事業者からの報告に基づき事業化率を算出していたが、平成 21 年度末においては、評価年度の最終年度ということもあり、NICT から助成先事業者と連絡を取り、事業化状況について聴取をしたところ、実態として 83%の企業が事業化済みであることを確認した。
情報通信人材研修事業支援制度を活用した研修	平成 20 年度、平成 21 年度で 4, 248 人が受講した。	ICT に関する専門的知識・技能の研修を実施する者に対して助成することにより、ICT 分野の人材不足の解消を図る事業であり、4, 248 人が受講しており、人材不足の解消に向け効果があったと考えられる。
地域課題の解決を図る ICT 利活用モデル	ICT 利活用モデル(約 70 プロジェクト)について、地方公共団体への委託による実証を行った。	全国に構築した 73 の ICT 利活用モデルの成果を分析・評価することでシステムの構築やその後の運営・発展における課題や解決策など多くの有用なノウハウを得ることができた。また多くのセミナー・誌面等において成果の発表がなされ、モデルの全国への展開、ひいては地域課題の ICT 利活用による解決への機運の高まりに効果があったと考えられる。また、外部有識者からなる地域情報化評価会から「構築されたモデルのほとんどの事業が自律的に継続されており、それぞれの事業からその普及に有効なデータを得ていること、また構築されたモデルが全国に普及しつつあることなどから有効性、効率性が認められる。」との評価を得ている。
テレワーク	テレワーカーの就業者人口に占める割合が平成 17 年の 10.4%が、平成 20 年に 15.2%に上昇した	テレワークは都市部や大企業を中心に導入が進んでおり、地域の小規模企業や育児や介護との両立など在宅での就業ニーズ等に対応するため、地域におけるテレワーク導入支援体制の整備が課題となっている。
インフラ協調による安全運転支援システム	無線システムの有効性をテストコース及び実環境で検証を行った。また、大都市や郊外地等の様々な道路環境を想定して通信特性を把握した。	本事業の実施により様々な道路環境での通信特性を検証した結果、システム成立性やアプリケーション有効性の確認が図られ、それに基づき情報通信審議会において安全運転支援通信システムの技術的条件の検討が開始されたこと等から、安全運転支援システムの実現に向けて効果があったと考えられる。

【総括的な評価】

ICT による生産性向上・国際競争力の強化、ICT による地域の活性化、ICT による安心・安全対策の推進、先進的社会システムの構築の実現に向け、基盤技術の確立、制度整備等を行い、上記のような成果を得た。ユビキタスネット社会の実現に向け、着実に前進しているものと評価できる。

なお、委託事業の採択や成果の評価に当たっては、第三者の有識者による評価会において厳正な審査を実施し、有効性の高い案件の採択に努めることとした。また、関係省庁とも密接に連携し、有効性の確保に努めるとともに、高等教育機関、民間企業等との産学官連携や、事業委託先への実地検査や中間検査により、効率的に政策を推進している。

行政事業レビューとの関連	<ul style="list-style-type: none"> ・「ユビキタス特区」事業の推進については、行政事業レビューにおける「廃止を前提とした全面的な見直し」との評決を踏まえ、一定の成果のもとにすでに新規採択を廃止しており、平成22年度をもって事業を廃止する。 ・「字幕番組・解説番組等の制作促進」については、行政事業レビュー公開プロセスにおける「事業の見直し（効果的・効率的な取組を検討）」という評価結果を踏まえ、普及状況を踏まえた助成率の見直しを含め、効果的・効率的に助成を実施するための仕組みを検討する。
今後の課題と取組の反映の方向性	<p>基盤技術の確立、制度整備等を目的とする実証実験をはじめ本政策に属する事業は、行政の政策的な要請に基づき実施しているものであるが、より効率的に政策を実施するために、一部の事業について、受託者に委託費の一定額を想定して負担してもらうこととして公募する等、推進体制、評価の在り方等について、見直し・改善に向けた検討を行っているところである。</p>
その他関連データ	<ul style="list-style-type: none"> ・「ユビキタス特区」事業中間報告書、実績報告書 ・モデル構築事業成果報告書 ・グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース「地球的課題検討部会」資料 ・平成 21 年度テレワーク人口実態調査（国土交通省） <p style="text-align: right;">他</p>

平成22年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報流通行政局 情報流通振興課、
情報流通高度化推進室、情報通信作品振興課、情報通信利用促進課、
地域通信振興課、地方情報化推進室、
情報通信国際戦略局 情報通信政策課、情報通信経済室、通信規格課、
総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課、電気通信技術システ
ム課、データ通信課、消費者行政課、電波部 移動通信課

評 価 年 月 平成22年8月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策11 情報通信技術高度利活用の推進

（基本目標）

社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進により、ユビキタスネット社会を実現する。

（政策の概要）

社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等により、ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、ユビキタスネット社会を実現する。

主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
「ユビキタス特区」事業の推進	「ユビキタス特区」事業の推進 (平成20～平成22年度) 地域や世界の需要に応え得るICTサービスの開発・実証を国が公募し、民間事業者からの提案を学識経験者による評価会で厳正に審査した上で採択案件を決定し、国から提案した民間事業者に委託することで、我が国初のICTサービスの開発を推進するとともに当該サービスの実用化に必要な技術仕様や制度の整備、ノウハウの確立等の公的課題を解決し、新たな市場の創出に導く。	1,700	情報流通振興課	<ul style="list-style-type: none"> 「ICT改革促進プログラム」(平成19年4月 総務省) 「ICT国際競争力強化プログラム」(平成19年5月 総務省) 「経済成長戦略」(平成20年6月10日 経済財政諮問会議とりまとめ) 原口ビジョン (平成22年12月 総務省) 原口ビジョンⅡ ICT維新ビジョン2.0 (平成22年4月 総務省)
情報通信ニュービジネスの振興	情報通信分野のベンチャー企業支援 (平成12～平成21年度) 民間ベンチャーキャピタルからの投資等を要件として、通信・放送新規事業の実施に必要な経費(試作開発費等)の一部を助成する。	166	情報流通振興課	<ul style="list-style-type: none"> 「経済財政改革の基本方針2009」(平成21年6月閣議決定)等

主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
コンテンツの 流通促進	コンテンツ取引市場形成に関する実証 実験 (平成20～平成21年度) 放送コンテンツの2次利用のための権利処理の円滑化を実現するため、放送コンテンツに係る権利者が保有する多様なデータベースの連携を図るなど、ネットワークを通じた放送コンテンツの権利処理を可能とするための検討・実証を行う。	104	情報通信 作品振興 課	<ul style="list-style-type: none"> ・「重点計画 - 2008」(平成20年8月 IT戦略本部) ・「知的財産推進計画2009」(平成21年6月24日 知的財産戦略本部) ・『「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」中間答申』(平成21年7月6日 総務省情報通信審議会) ・原口ビジョンII ICT維新ビジョン2.0(平成22年4月総務省)
	多様なネットワーク環境におけるIPTV伝送技術の実証 (平成20～平成22年度) 条件不利地域への地上デジタル放送のIP再送信サービス実用化に向けて必要となる輻輳制御技術を確認し、地上デジタル放送の円滑な移行を推進する。また、コンテンツ配信側の圧縮方式や番組情報・再生時間などのラベルデータ構造を標準化したコンテンツ配信技術の確認し、IPTVによるコンテンツの2次利用を促進する。	316	情報通信 作品振興 課	<ul style="list-style-type: none"> ・「重点計画 - 2008」(平成20年8月 IT戦略本部)
	映像資産の教育利用、地域流通支援を目的とした光ネットワーク基盤機能の整備と実証 (平成19～平成20年度)自治体の公共ネットワーク設備等を活用したPeer to Peerの配信システムを技術的・制度的に実証・検討することによって、教育用を代表とする公共利用映像の配信基盤の形成を促し、教育機関等のネットワーク整備と良質なコンテンツの公共利用を促進する。	0	データ通 信課	—
情報通信分野 の人材育成	情報通信人材研修事業支援制度 (平成13～平成21年度) 情報通信人材研修事業を実施する者を対象に、当該事業に必要な経費の一部を助成し、情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成することにより、我が国の成長力・競争力の強化を図る。	110	情報通信 利用促進 課	<ul style="list-style-type: none"> ・i-Japan戦略2015(平成21年7月 IT戦略本部)
	最先端ネットワーク技術を活用した遠隔教育システムの開発・実証 (平成21年度～) 最先端ネットワーク技術を用いた遠隔教育システムの開発・実証を行うことにより、ICT技術を必要とする幅広い分野の専門家育成のための遠隔教育システムの実用化を促進する。	280	情報通信 利用促進 課	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな情報通信技術戦略(平成22年5月 IT戦略本部) ・原口ビジョンII ICT維新ビジョン2.0(平成22年4月総務省)

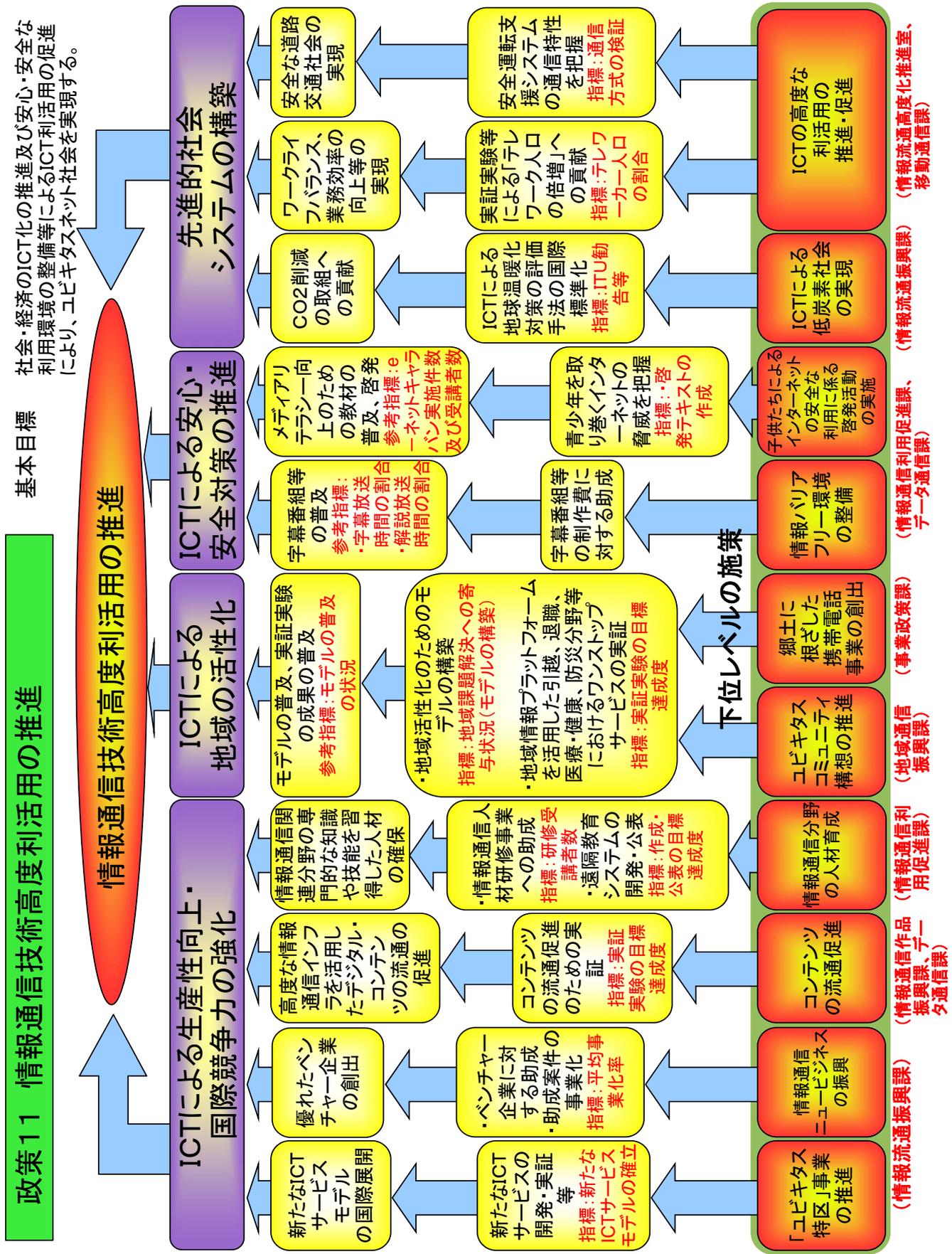
主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
ユビキタスコ ミュニティ構 想の推進	地域ICT利活用モデル構築事業 (平成19～平成21年度) 地域経済の活性化や少子高齢化への対応、地 域コミュニティの再生や安心・安全の確保 等、地域の具体的提案に基づき設定された課 題について、ICTの利活用を通じてその解決 を促進するための取組を委託事業として実 施することにより、地域のユビキタスネット 化とその成果を踏まえたICT利活用の普及促 進を図る。	1,390	地域通信 振興課	・新成長戦略(平成22年6月 18日閣議決定)
	地域情報プラットフォーム推進事業 (平成20～平成21年度) 地域の様々な公共情報システムの相互接 続・連携等を通じて地域の活力を高めるた め、次世代地域公共情報システムの標準仕様 (地域情報プラットフォーム)に準拠したシ ステムの実証実験を行い、ICT利活用による 引越・退職、医療・健康及び防災等の公共情 報サービスや次世代電子行政サービス基盤 の早期実現・普及のための課題や解決の方 策の提示を行う。	590	地域通信 振興課	・新たな情報通信技術戦略(平 成22年5月 IT戦略本部) ・原口ビジョンII ICT維新ビ ジョン 2.0(平成22年4月 総務省)
郷土(ふるさと) に根ざし た携帯電話事 業の創出	ふるさとケータイ創出推進事業 (平成20～平成22年度) 携帯電話の利活用により、地域の高齢者や子 どもの安心(医療・介護・健康・安全)をサ ポートするサービス等を行う「ふるさとケー タイ」(地域を支援するMVNO)の創出を推進 することにより、暮らしの安全・安心の確保、 地域のつながりの復活、地方の再生及びユビ キタス社会の構築を実現する。	150	事業政策 課	・「重点計画-2008」(平成20 年8月 IT戦略本部)
情報バリアフ リー環境の整 備	字幕番組・解説番組等の制作促進 (平成9年～) 字幕番組、解説番組等の制作費に対する助成 を通じて、視聴覚障害者向け放送の充実を図 ることにより、放送を通じた情報アクセス機 会の均等化を実現する。	424	情報通信 利用促進 課	・新たな情報通信技術戦略(平 成22年5月 IT戦略本部) ・新成長戦略(平成22年6月 18日閣議決定)
子供たちによ るインターネ ットの安全な 利用に係る啓 発活動の実施	子供たちによるインターネットの安全 な利用に係る啓発活動の地域展開 (平成21年度～) インターネットの問題事例を調査し、保護者 や教職員向けの啓発講座用のテキストを 作成する。	13	データ通 信課	—
ICTによる低 炭素社会の実 現	低炭素社会実現ICT推進事業 (平成21年度～) ICT利活用によるCO2削減効果の評価手法の 確立及びその国際標準化に重点を置き、我が 国による世界的なCO2削減への取組に貢献 し、2050年にCO2排出を半減する「低炭素社 会」の実現に寄与する。	90	情報流通 振興課	・「重点計画-2008」(平成20 年8月 IT戦略本部) ・「原口ビジョン ICT維新ビ ジョン」(平成21年12月 総 務省)

主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
ICTの高度な利活用の推進・促進	<p>テレワーク共同利用型システムの実証実験 (平成19～平成22年度)</p> <p>誰もが安心、安全、容易に利用できるテレワークシステムの実証・提示により、少子高齢化対策、地域活性化、再チャレンジ機会の創出等に資するテレワークの飛躍的拡大を図るとともに、我が国の世界最高水準のネットワーク環境を最大限に活用して、より強固なセキュリティが確保され、より就労環境に適した次世代高度テレワークシステムの構築に向けた実証実験を行う。</p>	300	情報流通高度化推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク人口倍増アクションプラン（平成19年5月） ・原口ビジョンII ICT 維新ビジョン 2.0（平成22年4月総務省） ・子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定） ・新たな情報通信技術戦略（平成22年5月 IT戦略本部） ・仕事と生活の調和推進のための行動指針（平成22年6月）
	<p>安全運転支援情報通信システム実用化のための調査及び実証 (平成19～平成21年度)</p> <p>世界一安全な道路交通社会の実現に向け、安全運転を支援する路車間・車車間通信技術等の情報通信システムについて実証実験を行い、全国への展開を円滑かつ確実に実施するための検証を行う。</p>	142	移動通信課	<ul style="list-style-type: none"> ・IT新改革戦略（平成18年1月 IT戦略本部） ・世界一安全な道路交通社会

(平成21年度予算額)

7,914百万円

(基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」))



2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

ICTは社会・経済活動の基盤であり、コミュニケーションを豊かにし、生産性を向上させることにより、あらゆる分野に変革をもたらすポテンシャルを持つものである。また、人間中心のICT政策実現のため、世界最先端のブロードバンド基盤を活かしつつ、行政、教育、医療など国民生活のあらゆる分野においてICTの利活用の促進等を図ることが必要である。

そこで、総務省において、「原口ビジョン」、「原口ビジョンⅡ」を策定・推進するとともに、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において、政府一体となって「新たな情報通信技術戦略」等を策定・推進しているところであり、社会・経済のICTの高度利活用を着実に推進する必要がある。

(2) 関係する内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等の名称	年月日	記載事項（抜粋）
第174回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説	平成22年 1月29日	「緑の分権改革」を推進するとともに、情報通信技術の徹底的な利活用による「コンクリートの道」から「光の道」への発想転換を図り、新しい時代にふさわしい地域の絆の再生や成長の基盤づくりに取り組みます。
新たな情報通信技術戦略	平成22年 5月11日	「国民主権」の観点から、まず政府内で情報通信技術革命を徹底し国民本位の電子行政を実現する。加えて情報通信技術の徹底的な利活用により地域の絆を再生し、さらに新市場の創出と国際展開を図る。

3 政策の実施状況

ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、ICTによる安心・安全対策の推進、先進的社会システムの構築の実現に向け、以下のとおり、着実に成果をあげている。

○「ユビキタス特区」事業の推進

ユビキタス特区におけるICTサービスの開発・実証について、全54プロジェクトの事業者が実用化を目指し、開発・実証を継続している。

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標（値）を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
ユビキタス特区におけるICTサービスの開発・実証等の推進	新たなICTサービスモデルの確立	23年度	新しいサービスの事業・サービス規模が拡大しているか。	—	—	—
新たなICTサービスの実用化・展開がなされたプロジェクト数	実証を実施した全54件の新たなICTサービスの実用化・展開		ニュービジネスが創出されているかどうか。			

※ 指標「新たなICTサービスの実用化・展開がなされたプロジェクト数」は、平成21年度目標設定表には記載されていないが、平成22年度目標設定表で設定されていることを踏まえ、本評価書において活用している。

○情報通信ニュービジネスの振興

情報通信分野のベンチャー企業支援について、NICT において公募を通じた選定の後、5 件の事業に対して助成を行った。また、平成 18～20 年度に助成した案件について、平成 21 年度における平均事業化率は 83%となった。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標（値）を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
ベンチャー企業に対する助成の成果(事業化率)	18～20 年度に助成した案件の平均事業化率が 70%	22 年度	ニュービジネスが創出されているかどうか。	31%	39%	83%

○コンテンツの流通促進

コンテンツの流通促進に関する実証実験について、IPTV 伝送技術に関する実証実験等を実施し、標準技術仕様を策定した。

公共利用等の映像配信に関する実証実験では、通信事業者、配信事業者、コンテンツホルダ等の参加の下、大容量コンテンツの効率的な配信を実証した。その結果を踏まえ、ガイドライン及び同ガイドラインの解説書を策定するとともに、適宜改訂を行った。さらに、ガイドラインに準拠しているサービス及びソフトウェアである旨を表示するガイドライン準拠マークを制定した。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標（値）を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
コンテンツの流通促進に関する実証実験の目標達成度	実証実験等の実施	21 年度	コンテンツの流通の促進に資するためのシステムの実証及びその結果を活用した技術仕様の策定が進んでいるか。	情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において具体的な検討を進めた。 通信事業者、配信事業者、コンテンツホルダ等の参加のもと、効率的に配信を行うための複数の実証実験及び普及啓発活動を実施し、課題を抽出。	IP再送信に関する実証実験やコンテンツの権利処理の円滑化に向けた調査研究を実施し、必要な機能等の検証、課題の抽出等を行った。	平成20年度の成果を基に、多様なネットワークを活用したIPTVサービス技術の実証実験を行い、技術仕様の標準化を実施し、IPTVサービス市場の拡大を達成した。 また、平成20年度の成果を基に、コンテンツの権利処理の円滑化に向けた調査研究を実施し、平成20年度から、調査研究への参加協力を拡大し、更に権利処理プロセスを進めた段階において必要な機能等の検証、課題の抽出等を行った。
IPTV に係る技術の標準化状況	放送連携サービスに係るテレビ受信機の標準技術仕様の策定及び一般公開 コンテンツ加工標準技術の策定及び一般公開	24 年度				

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
公共利用等の映像配信に関する実証実験の目標達成度	実証実験等の実施	21年度	公共目的等の大容量コンテンツ等を効率的に配信するための実証実験及び利用促進のための普及・啓発活動が実施されているか。	効率的に配信を行うための実証実験を実施し、その結果を踏まえガイドラインを策定。 また、シンポジウム等の普及・啓発活動を実施。	平成19年度の結果を踏まえ、効率的に配信を行うための実証実験を引き続き実施し、前年度策定のガイドラインを改訂するとともにその解説書を策定。 また、前年度に引き続き、シンポジウム等の普及・啓発を実施。	ガイドラインに準拠したサービス及びソフトウェアの更なる普及のため、ガイドライン及びその解説書を改訂するとともに、サービス及びソフトウェアがガイドラインに準拠している旨を表示するガイドライン準拠マークを制定。 また、前年度に引き続き、シンポジウム等の普及・啓発を実施。 なお、ガイドラインは、22年3月末時点で累計約6,000回ダウンロードされている。

※ 指標「IPTVに係る技術の標準化状況」は、平成21年度目標設定表には記載されていないが、平成22年度目標設定表で設定されていることを踏まえ、本評価書において活用している。

○情報通信分野の人材育成

情報通信人材研修事業支援制度を活用した研修を平成20年度及び平成21年度累計で4,248人が受講した。

また、最先端ネットワーク技術を活用した遠隔教育システムの基礎的な機能について仕様を策定した。

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標（値）を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
情報通信分野の研修受講者数	11,200人（平成20年度～平成23年度までの累計）	23年度	ICT分野における専門的知識・技能を持つ人材の不足の解消に貢献するために必要な受講者数となっているか。	—	2,561	1,687
最先端ネットワーク技術を活用した遠隔教育システム（遠隔でのシステム開発演習環境の設定・管理等）の標準仕様の作成・公表についての目標達成度	標準仕様の作成・公表 高度 ICT 人材育成クラウドシステムの標準仕様の作成・公表 2 大学を中核とする地域で標準仕様に基づくクラウドシステムの共同利用開始	22年度 23年度	地域間で格差なく ICT 分野における専門的知識・技能を持つ人材が育成できる環境を整備することによって貢献しているかどうか。	—	—	— ※基礎的な機能について、仕様を策定した。引き続き、開発・実証を継続中。

※ 指標「最先端ネットワーク技術を活用した遠隔教育システム（遠隔でのシステム開発演習環境の設定・管理等）の標準仕様の作成・公表についての目標達成度」の目標値「高度 ICT 人材育成クラウドシステムの標準仕様の作成・公表」及び「2 大学を中核とする地域で標準仕様に基づくクラウドシステムの共同利用開始」は、平成21年度目標設定表には記載されていないが、平成22年度目標設定表で設定されていることを踏まえ、本評価書において活用している。

○ユビキタスコミュニティ構想の推進

地域課題の解決を図る ICT 利活用モデル（約 70 プロジェクト）について、地方公共団体への委託による実証を行った。

また、障がい者福祉分野における地方公共団体間等のバックオフィス連携によるサービス等のモデルについて検討・実証し、サービスの実現に向けた運用面・制度面における課題の洗い出しと対応案の提示、実用仕様案の作成等を行った。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標（値）を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
地域の課題解決に対する ICT の寄与状況	地域 ICT 利活用モデルの構築	21 年度	地域の幅広い分野において諸課題の解決を図る ICT 利活用モデルが構築されているかどうか。	29 件	27 件	17 件
実証実験の目標達成度	地域情報プラットフォームの実証	21 年度	対象分野におけるシステム間連携によるサービスのモデルの提示、実現に向けた課題の洗い出しと対応案の提示、実用仕様案の作成等が行われているか。	—	引越ワンストップサービス等を対象に実証実験を実施し、実用仕様案の作成等を行った。	障がい者福祉等を対象に実証実験を実施し、実用仕様案の作成等を行った。

参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
地域 ICT 利活用モデル普及の状況	構築した ICT 利活用モデルが普及しているかどうか。	—※	15	53

※ 本指標は地域 ICT 利活用モデル構築事業において構築したモデルの普及数を示すものである。同事業では、3 カ年で全国に ICT 利活用モデルを構築し、その後普及・展開を図っていくこととしている。そのため事業開始年度である平成 19 年度については本指標は該当なしとした。

○郷土（ふるさと）に根ざした携帯電話事業の創出

郷土（ふるさと）に根ざした携帯電話事業の創出について、7 箇所のふるさとケータイ事業の構築を行った。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標（値）を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
地域の課題解決に対する ICT の寄与状況	ふるさとケータイモデルの構築	23 年度	地域の幅広い分野において諸課題の解決を図る ICT 利活用モデルが構築されているかどうか。	—	—	7 箇所 ※H22年度 2 件構築予定
	ふるさとケータイ事業の構築（9 箇所）					
	MVNO 加入契約数を 1.5 倍増					

※ 指標「地域の課題解決に対する ICT の寄与状況」の目標値「ふるさとケータイ事業の構築（9 箇所）」及び「MVNO 加入契約数を 1.5 倍増」は、平成 21 年度目標設定表には記載されていないが、平成 22 年度目標設定表で設定されていることを踏まえ、本評価書において活用している。

○情報バリアフリー環境の整備

参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
情報バリアフリー環境の整備 (目標年度：平成29年度)	聴覚チャレンジドの放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現する上で必要な字幕放送の普及が進んでいるか。(字幕付与可能な放送時間(※1)に占める字幕放送時間の割合)	【NHK(総合)】 100%(※2) 【在京キー5局】 89.0%(※2)	【NHK(総合)】 52.8%(※3) 【在京キー5局】 87.3%(※3)	集計中

※1 複数人が同時に会話を行う生放送番組など技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く7時から24時までのすべての放送番組。

※2 平成19年度までを目標とした行政指針における、字幕付与可能な放送時間(ニュース・スポーツ中継等の生放送番組など技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く7時から24時までの新たに放送するすべての放送番組の放送時間)に占める字幕放送時間の割合。

※3 平成29年度までを目標とした行政指針における、字幕付与可能な放送時間(複数人が同時に会話を行う生放送番組など技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く7時から24時までのすべての放送番組の放送時間)に占める字幕放送時間の割合(平成20年度から字幕付与可能な放送番組の定義を拡大したことから、平成19年度までの実績値との連続性はない)。

○子供たちによるインターネットの安全な利用に係る啓発活動の実施

青少年を取り巻くインターネットの脅威等の把握について、調査研究を実施し、保護者・教職員等に対する、インターネットの脅威等についての啓発講座用テキストを作成した。

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
青少年を取り巻くインターネットの脅威を把握	保護者・教職員等に対する、インターネットの脅威等についての啓発講座用テキストを作成	21年度	保護者・教職員等に対する、インターネットの脅威等についての啓発講座用テキストを作成しているかどうか。	—	—	保護者・教職員等に対する、インターネットの脅威等についての啓発講座用テキストを作成し、インターネットで公開するとともに、文部科学省と連携し、全国の教育機関への普及を推進した(平成22年6月現在において、約5,000部を配布済み)。

参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
e-ネットキャラバン実施件数及び受講者数	e-ネットキャラバン実施件数及び受講者数の推移 ※「子供たちによるインターネットの安全な利用に係る啓発活動の実施」において作成したテキストを使用	1,089件 約120,000人	1,208件 約130,000人	624件 約65,000人

○ICTによる低炭素社会の実現

ITU-T 今期研究会期(21~24年度)において、ICTによる地球温暖化対策に関して、我が国から8件の寄書提案を行った。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標（値）を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
ICT による地球温暖化対策に関する ITU - T の今期 (21 年度～24 年度) 標準化活動における勧告等	ITU - T 今期研究会期 (21 年度～24 年度) の標準化活動において行われる勧告等に我が国の提案を反映させる。	25 年度	ICT による地球温暖化対策に関して、ITU - T の活動に積極的に関与・貢献しているかどうか。	—	—	8 件 ※寄書提案数
ICT による地球温暖化対策に関する ITU - T の今期研究会期 (21～24 年度) 標準化活動における我が国からの寄書提案数	ITU - T 今期研究会期 (21～24 年度) 中に、我が国からの寄書提案を 20 件以上提出する。					

※ 指標「ICT による地球温暖化対策に関する ITU - T の今期研究会期 (21～24 年度) 標準化活動における我が国からの寄書提案数」は平成 21 年度目標設定表には記載されていないが、平成 22 年度目標設定表で設定されていることを踏まえ、本評価書において活用している。

○ICT の高度な利活用の推進・促進

テレワークについて、総務省職員によるテレワークの本格開始や産学官一体による「テレワーク推進フォーラム」と連携した普及啓発施策等の実施など普及に直結する実践的な取組により、社会的認知の向上やテレワークに関する情報共有の機会が増加しており、テレワーカーの就業人口に占める割合が平成 17 年の 10.4%が、平成 20 年に 15.2%に上昇した。

また、「インフラ協調による安全運転支援システム」について、無線システムの有効性をテストコース及び実環境で検証を行った。また、大都市や郊外地等の様々な道路環境を想定して通信特性を把握した。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標（値）を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
テレワーカーが就業者人口に占める割合	2 割	22 年度	テレワークがアクションプランどおりに普及しているかどうか。	—	15.2%	15.3%
「インフラ協調による安全運転支援システム」の通信方式の検証	通信特性の把握	21 年度	様々な道路交通環境を考慮して、通信特性の把握が行われているか。	無線システムの有効性の確認	テストコースにおける数百台規模の通信特性の把握	公道における様々な道路環境を想定した通信特性の把握

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

(1) 政策の実施状況の分析

主な施策	分析内容
「ユビキタス特区」事業の推進	ユビキタス特区で実施中の全 54 プロジェクトの実用化を実施状況の目標としているが、行政事業レビューにおいて「廃止を前提に全面的に見直し」との評決があった。一定の成果のもとにすでに新規採択を廃止しているが、平成 22 年度をもって事業を廃止する。
情報通信ニュービジネスの振興	<p>情報通信分野のベンチャー企業支援については、NICT において助成対象事業を決定するに当たり、早期の事業化の見込みを勘案して、助成対象事業を選定したことが平成 21 年度の事業化率の向上の一因となっていると考えている。</p> <p>また、平成 19 年度及び 20 年度においては、助成先事業者からの報告に基づき事業化率を算出していたが、平成 21 年度末においては、評価年度の最終年度ということもあり、NICT から助成先事業者と連絡を取り、事業化状況について聴取をしたところ、実態として 83% の企業が事業化済であることを確認した。</p>
コンテンツの流通促進	<p>コンテンツの流通促進に関する実証実験は、「重点計画 2008」、「知的財産推進計画 2009」等に基づき、デジタルコンテンツのマルチユース市場の拡大を実現するため必要な施策である。多様なネットワークを活用した IPTV サービス技術の実証実験事業により、IPTV 技術の標準化を推進したところ、同標準化技術を活用した IPTV サービスとして、アクトビラの接続台数が 200 万人、ひかり TV 加入者が 100 万人を突破など、IPTV 市場の急速な拡大に寄与した。</p> <p>またコンテンツ取引市場形成に関する実証実験では、コンテンツの取引に関係する権利者団体、番組製作事業者、放送事業者、コンテンツの二次流通事業者、コンテンツを専門とする学識経験者、著作権ビジネスに関する有識者等による協議会を計 3 回開催し、意見及び情報を交換するなどしながら、コンテンツの取引市場の環境構築を行った。実証実験では、コンテンツホルダー 2 社（番組製作事業者、放送事業者）、二次利用者 5 社（インターネット配信事業者 3 社、海外番組販売事業者 1 社、ビデオグラム製作事業者 1 社）が参画し、登録コンテンツ数は 1,019 本に至り、放送コンテンツの取引市場の構築に向け効果的な結果が得られたと考えられる。</p> <p>公共利用等の映像配信に関する実証実験の結果を踏まえ策定したガイドライン及び同ガイドラインの解説書に関して、展示会やシンポジウム（計 7 回開催）等での普及啓発を行っており、同ガイドラインは、平成 22 年 3 月末時点で累計約 6,000 回ダウンロードされている。これらにかんがみ、公共利用等の映像配信の効率化に向けて一定の効果があったと考えられる。</p>
情報通信分野の人材育成	<p>情報通信人材研修事業支援制度は、ICT に関する専門的知識・技能の研修を実施する者に対して助成することにより、ICT 分野の人材不足の解消を図る事業であり、4,248 人が受講しており、人材不足の解消に向け効果があったと考えられる。</p> <p>最先端ネットワーク技術を活用した遠隔教育システムの開発・実証については、実証実験に参加した学生・指導者等から高い評価を得ており、高等教育機関等における情報通信分野の人材育成に有効であると考えられる。</p>
ユビキタスコミュニティ構想の推進	<p>いつでもどこでも誰でも ICT の恩恵を実感できるユビキタスコミュニティの実現を目指す地域 ICT 利活用モデル構築事業においては、全国に構築した 73 の ICT 利活用モデルの成果を分析・評価することでシステムの構築やその後の運営・発展における課題や解決策など多くの有用なノウハウを得ることができた。また多くのセミナー・誌面等において成果の発表がなされ、モデルの全国への展開、ひいては地域課題の ICT 利活用による解決への機運の高まりに効果があったと考えられる。また、外部有識者からなる地域情報化評価会から「構築されたモデルのほとんどの事業が自律的に継続されており、それぞれの事業からその普及に有効なデータを得ていること、また構築されたモデルが全国に普及しつつあることなどから有効性、効率性が認められる。」との評価を得ている。</p> <p>地域情報プラットフォーム推進事業は、地方公共団体等の協力を得て、引越分野、障がい者福祉分野等を対象に、地方公共団体間等におけるバックオフィス連携と業務プロセス改革を実現するために必要なサービスのモデルの検討・実証、実現に向けた課題の洗い出しと対応案の提示、実用仕様案の作成等を行っており、今後、実用仕様案をもとに標準仕様が策定され、地方公共団体に普及することにより、国民本位の電子行政サービスの実現につながる効果が見込まれる。</p>
郷土（ふるさと）に根ざした携帯電話事業の創出	郷土（ふるさと）に根ざした携帯電話事業は、全国で 7 箇所のふるさとケータイ事業を構築し、構築したふるさとケータイ事業の成果を分析・評価することでシステムの構築やその後の運営・発展における課題や解決策など有用なノウハウを得ることができた。
子供たちによるインターネットの安全な利用に係る啓発活動の実施	子供たちによるインターネットの安全な利用に係る啓発活動の実施については、インターネットの脅威等を把握するための調査により、啓発活動用テキスト「インターネットトラブル事例集」等を作成し、総務省ホームページでの公開及び地方公共団体への提供等を実施したところ、平成 22 年 6 月現在において、約 5,000 部を配布済みであり、各種講座において教材として使用される等活用事例が多く見られたことから、青少年のインターネットの安心・安全な利用に向けて一定の効果があったと考えられる。

主な施策	分析内容
ICT による低炭素社会の実現	ICT による低炭素社会の実現については、平成 21 年度から本格化した国際電気通信連合 (ITU) の ICT の利活用による CO2 排出削減効果の評価手法等の国際標準化の取組に積極的に貢献し、国際的な環境負荷軽減の取組に寄与するものであり、ITU の標準化作業の初年度となる平成 21 年度に我が国から 8 件の寄与文書の提出を行っており、ITU の取組に着実に貢献できたと考えられる。
ICT の高度な利活用の推進・促進	<p>テレワークは、仕事と生活の調和を図りつつ、業務効率・生産性の向上等を実現するものであり、政府では、テレワーカーを就業者人口の 2 割とするアクションプランを策定し、関係省庁連携の下テレワークの推進を図っている。</p> <p>総務省では、平成 19 年度から、テレワーク利用機会の提供やテレワーク適用モデルの提示を通じ、テレワークによる効果の実証やテレワークに対する理解の向上等に取り組んでいるほか、平成 21 年度からは多様な業務形態でのテレワーク適用拡大を目指し、安心・安全に誰もが利用できるテレワークシステムの確立を進めている。</p> <p>また、産学官連携による「テレワーク推進フォーラム」を通じた普及啓発も実施しており、平成 21 年におけるテレワーカーの就業人口に占める割合は、平成 17 年の 10.4%から 15.3%に上昇した。</p> <p>しかしながら、テレワークは都市部や大企業を中心に導入が進んでおり、地域の小規模企業や育児や介護との両立など在宅での就業ニーズ等に対応するため、地域におけるテレワーク導入支援体制の整備が課題となっている。</p> <p>「インフラ協調による安全運転支援システム」の検証は、IT 新改革戦略に基づき交通事故を削減し、安心・安全な社会を実現するため必要な施策である。本事業の実施により様々な道路環境での通信特性を検証した結果、システム成立性やアプリケーション有効性の確認が図られ、それに基づき情報通信審議会において安全運転支援通信システムの技術的条件の検討が開始されたこと等から、安全運転支援システムの実現に向けて効果があったと考えられる。</p>

(2) 総括的な評価

ICT による生産性向上・国際競争力の強化、ICT による地域の活性化、ICT による安心・安全対策の推進、先進的社会システムの構築の実現に向け、基盤技術の確立、制度整備等を行い、上記のような成果を得た。ユビキタスネット社会の実現に向け、着実に前進しているものと評価できる。

なお、委託事業の採択や成果の評価に当たっては、第三者の有識者による評価会において厳正な審査を実施し、有効性の高い案件の採択に努めることとした。また、関係省庁とも密接に連携し、有効性の確保に努めるとともに、高等教育機関、民間企業等との産学官連携や、事業委託先への実地検査や中間検査により、効率的に政策を推進している。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

	方向性の内容等		
「ユビキタス特区」事業の推進	行政事業レビュー公開プロセスにおける「廃止を前提とした全面的な見直し」という評決結果を踏まえ、事業化による成果の数値化、「見える化」できる限り行う。		
	予算要求	—	行政事業レビュー公開プロセスにおける「廃止を前提とした全面的な見直し」との評決を踏まえ、一定の成果のもとにすでに新規採択を廃止しており、平成 22 年度をもって事業を廃止する。
	制度	○▲	これまでの国が包括的なテーマを提示するものから、大臣のタスクフォースの方向性を踏まえ、国が解決すべき課題分野を総務省から提示するよう変更。
	実施体制	○▲	「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」から政策に関する報告等を踏まえ、国が解決すべき課題を決定するよう改善。

方向性の内容等		
情報通信ニュービジネスの振興	平成 21 年 11 月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおける「廃止」との評決を受けて、平成 21 年度をもって本事業を廃止した。 なお、既助成先事業者からの企業化報告書の提出等、附帯業務については、NICT において継続実施する。	
	予算要求	— 平成 21 年 11 月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおける「廃止」との評決を受けて、平成 21 年度をもって本事業を廃止した。
	制度	○ 平成 21 年度をもって NICT からの助成金の交付を廃止したが、助成年度終了後 5 年間は、既助成先事業者からの企業化報告書の提出等、附帯業務が継続する。
	実施体制	○ 平成 21 年度をもって本事業を廃止したが、助成年度終了後 5 年間は、既助成先事業者からの企業化報告書の提出等、附帯業務が継続することから、NICT における実施体制を継続する。
コンテンツの流通促進	業種横断の民間企業との連携協力の下で実証実験を実施し、IPTV に関する利用者の利便性や機器コストの低減に繋がる仕様の標準化に向けた新たな試金石となり得る基盤が整備されつつあり、3 カ年計画最終年度である平成 22 年度もこれを推進する。3 カ年計画の予算施策のため、当初の計画どおり、平成 23 年度予算要求は行わない方向で検討を進める。	
	予算要求	— 当初の 3 カ年計画に基づき、過去 2 年間の成果を継承しながら、最終年度に予定されている輻輳制御技術や CP 連携技術等の技術検証を的確に実施する。
	制度	—
	実施体制	○ 一般公募により、国内外における IPTV 技術の標準化動向や、これまでの 2 カ年の実証実験の成果を踏まえた実証実験提案や実施体制を選定し、実証実験を実施する。
情報通信分野の人材育成	情報通信分野の人材については、依然として不足している状況が続いていることから、より多くの高等教育機関等が ICT 人材の育成に取り組み、自律的に人材が輩出される環境を整える必要がある。なお、情報通信人材研修事業支援制度については、平成 21 年 11 月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおける「廃止」との評決を受けて、平成 21 年度をもって廃止した。	
	予算要求	○ 情報通信人材研修事業支援制度については、平成 21 年 11 月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおける「廃止」との評決を受けて、平成 21 年度をもって廃止した。「最先端ネットワーク技術を活用した遠隔教育システムの開発・実証」については、遠隔教育システムの普及、活用を促進を図るために必要な予算を要求していく。
	制度	—
	実施体制	○ 引き続き、産学官の連携により、取り組みを進める。
ユビキタスコミュニティ構想の推進	地域 ICT 利活用モデル構築事業については、3 カ年で 73 の ICT 利活用モデルを構築し、モデルを構築するための事業としては、一定の役割を終えたことから、平成 22 年度予算要求は行っていない。今後は、モデル構築の成果を全国に広く周知・提供しモデルの普及をはかる取組へ移行するとともに、効果的・効率的な ICT 利活用の導入を図るための取組を推進する。	
	予算要求	○▲ 今後、効果的・効率的な ICT 利活用の導入ができるように、広域連携を前提とした地域 ICT 人材育成・活用手法及び ICT システム標準仕様の策定を行うため、必要な予算要求を行う。
	制度	—
	実施体制	○▲ モデルの構築から普及に向けた取り組みへ移行するとともに、広域連携を前提とした ICT 利活用の推進に係る体制の充実を検討する。
地域情報プラットフォームに関する取組については、「新たな情報通信技術戦略」（平成 22 年 5 月 11 日）で定められた「地方自治体相互間における標準仕様を活用したバックオフィス連携と業務プロセスの改革等」の実現に向け、推進事業で対象とされた分野以外の幅広い分野を対象に、地方公共団体間等におけるバックオフィス連携と業務プロセス改革の検討・実証を行い、業務改革方針及び地域情報プラットフォームを活用したシステム改革のためのガイドラインを定める。さらに、バックオフィス連携によるサービスの実現に向けた諸課題の解決、サービス提供機関の取組促進、モデル地域における実サービスを伴う実証に取り組む。		

方向性の内容等			
ユビキタス コミュニティ 構想の推 進	予算要求	◎	「地方自治体相互間における標準仕様を活用したバックオフィス連携と業務プロセスの改革等」の実現につなげるため、バックオフィス連携によるサービスの実証実験（活用推進事業）、さらに、モデル地域におけるモデルシステム開発と実サービスを伴う実証等に必要予算要求を行う方向で検討する。
	制度	○▲	今後、地方公共団体間等におけるバックオフィス連携と業務プロセス改革によるサービスの実現に向けて必要な制度改正（例：添付書類削減に係る制度）等について検討し、内閣官房をはじめ関係府省と連携し、その実現を目指す。
	実施体制	○	今後、地方公共団体間等におけるバックオフィス連携と業務プロセス改革によるサービスの実現に向け、省内関係部局、内閣官房をはじめとする関係府省と連携して取り組む。
郷土（ふるさと）に根ざした携帯電話事業の創出	郷土（ふるさと）に根ざした携帯電話事業については、平成 20 年度より 3 年計画の予算施策であり、また、平成 22 年度において、ふるさとケータイ事業の構築が目標値の 9 カ所に達成する見込みであることから、平成 23 年度予算要求は行わない方向で検討を進める。 なお、今後は、ふるさとケータイ事業の構築の成果を全国に広く周知・提供し、ふるさとケータイ事業の普及を図る取組へ移行するとともに、効果的・効率的な ICT 利活用の導入を図るための取組を推進する。		
	予算要求	▲	平成 20 年度より 3 年計画で実施し、平成 22 年度は最終年度となるため、平成 23 年度予算要求は廃止の方向で検討を進める。
	制度	—	
子供たちによるインターネットの安全な利用に係る啓発活動の実施	子どものインターネット利用によるトラブルが後を絶たない現状を踏まえ、子どもたちが安心・安全にインターネットを利用することができるよう、引き続き必要な対策を実施する。また、今後は地域に根ざした啓発活動を進める等、必要に応じて実施体制を見直すこととする。		
	予算要求	○	子どもたちを取り巻くインターネットの脅威等を把握できるよう、必要な予算要求を行う方向で検討する。
	制度	○	現行制度での適切な運用を進める。
ICT による低炭素社会の実現	ICT の利活用による CO2 排出削減効果は、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース地球課題検討部会『環境問題対応 WG』」の試算結果によっても効果的であることが明らかであるが、この効果の評価手法は国際的にも確立されておらず、ITU 等の国際標準化機関でその評価手法等の標準化作業が進められており、ITU では平成 24 年度までに評価手法等の第 1 次勧告が予定されている。今後より活発化する ITU 等の標準化作業に確実に貢献し、国際的な環境負荷軽減の取組に寄与するために、引き続き寄与文書の提出を進めて行くこととする。		
	予算要求	◎	ITU 等の国際標準化機関への寄与文書の作成に必要な、客観的なデータを収集するための実証実験等を実施する経費を要求する。
	制度	—	
ICT の高度な利活用の推進・促進	テレワークは着実に普及拡大しているものの、地方自治体をはじめ、各地域においてその導入は十分に進んでいるとは言えず、今後、育児・介護期の女性、高齢者、チャレンジドなど地域の多様な人材の就業機会の創出・拡大、育児や介護と仕事の両立を早期に実現するため、テレワークの活用が有効と見込まれる業務の整理、最適なシステム機能の検証、テレワーカー等への人的支援を合わせた総合的な検討が課題となっている。		
	予算要求	○▲	地方自治体を中心にテレワークの活用が有効と考えられる業務について、地域の多様な人材を活用したテレワークの導入・定着を図るため、必要な予算要求を行う方向で検討する。
	制度	—	
ICT の高度な利活用の推進・促進	実施体制	○	テレワークの推進に当たっては、引き続き関係省庁や産学官一体の普及啓発を行う「テレワーク推進フォーラム」との連携の下、施策を実施する。

方向性の内容等			
ICTの高度な利活用の推進・促進	「インフラ協調による安全運転支援システム」について、本事業を通してシステムの成立性等が確認され、それに基づき、安全運転支援通信システムの技術的条件に関する審議が情報通信審議会において開始されていることから、引き続き、同審議会における検討を進め、答申後すみやかに技術基準の策定を行う。		
	予算要求	—	平成19年度より3か年計画で実施し、当初予定通り、平成21年度で事業を終了している。
	制度	◎	現在、情報通信審議会の中で安全運転支援通信システムの技術的条件の検討を進めており、これらの結果を踏まえ、必要な制度整備を行う予定。
	実施体制	○	現在の官民一体となった体制を継続して維持する。

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

基盤技術の確立、制度整備等を目的とする実証実験はじめ本施策に属する事業は、行政の政策的な要請に基づき実施しているものであるが、より効率的に政策を実施するために、一部の事業について、受託者に委託費の一定額を想定して負担してもらうこととして公募する等、推進体制、評価の在り方等について、見直し・改善に向けた検討を行っているところである。

6 学識経験を有する者の知見の活用

平成22年6月、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの高崎氏より、平成22年度主要な政策に係る評価書骨子(案)について、指摘があり、それを踏まえ、「4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価」において、出来る限りアウトカム指標について分析する等して、各施策の評価に反映させた。

7 評価を行う過程において使用した資料

- モデル構築事業成果報告書
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/080118_1.html ※
 ※ 現在公開されているものは平成20年度の成果報告書のみ。評価にあたっては平成21年度のものも使用しており、平成21年度分については近日中に公開予定。
- グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース「地球的課題検討部会」(第5回)(平成22年5月11日(火))
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/global_ict/27876_2.html
- 「2020年におけるICTによるCO2削減効果」(平成22年3月 グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース地球的課題検討部会「環境問題対応サーキンググループ」)
- 電気通信サービスの加入契約数等の状況(平成22年3月末)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000067710.pdf
- 国土交通省「平成21年度テレワーク人口実態調査」
<http://www.mlit.go.jp/crd/daisei/telework/index.html>

平成 22 年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策 13 情報通信技術利用環境の整備	担当部局、 課室名	【総合通信基盤局】データ通信課、事業政策課、料金サービス課、電気通信技術システム課、番号企画室、消費者行政課、電波環境課 【情報流通行政局】情報セキュリティ対策室																							
基本目標	電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現を推進するほか、ネットワークセキュリティの高度化等を推進する。																									
政策の概要	<p>電気通信事業における公正競争ルールの整備により一層の競争促進及び利用者利益を確保し、IPv6 対応に向けた実証実験等を実施することで ICT 利用者の利便性向上を促進するほか、電子メール利用についての良好な環境の整備やネットワークセキュリティの高度化等の推進により安心・安全なインターネット環境の整備を図り、情報通信技術に係る利用環境整備を推進する。</p> <p style="text-align: right;">[予算額：1,305 百万円]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">主な施策</th> <th style="width: 25%;">主な事業</th> <th style="width: 10%;">予算額 (百万円)</th> <th style="width: 10%;">担当課室</th> <th style="width: 35%;">関連する 政府方針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターネットの高度化</td> <td>IPv6 インターネットの運用技術習得のためのテストベッド整備</td> <td style="text-align: center;">360</td> <td>データ通信課</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>電気通信分野の消費者行政の推進</td> <td>特定電子メール等送信適正化業務委託</td> <td style="text-align: center;">179</td> <td>消費者行政課</td> <td>セキュアジャパン 2009、犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008</td> </tr> <tr> <td>情報セキュリティの強化</td> <td>マルウェア配布等危害サイト回避システムの実証実験</td> <td style="text-align: center;">240</td> <td>情報セキュリティ対策室</td> <td>セキュアジャパン 2009、国民を守る情報セキュリティ戦略等</td> </tr> </tbody> </table>						主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等	インターネットの高度化	IPv6 インターネットの運用技術習得のためのテストベッド整備	360	データ通信課	—	電気通信分野の消費者行政の推進	特定電子メール等送信適正化業務委託	179	消費者行政課	セキュアジャパン 2009、犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008	情報セキュリティの強化	マルウェア配布等危害サイト回避システムの実証実験	240	情報セキュリティ対策室	セキュアジャパン 2009、国民を守る情報セキュリティ戦略等
主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等																						
インターネットの高度化	IPv6 インターネットの運用技術習得のためのテストベッド整備	360	データ通信課	—																						
電気通信分野の消費者行政の推進	特定電子メール等送信適正化業務委託	179	消費者行政課	セキュアジャパン 2009、犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008																						
情報セキュリティの強化	マルウェア配布等危害サイト回避システムの実証実験	240	情報セキュリティ対策室	セキュアジャパン 2009、国民を守る情報セキュリティ戦略等																						
指標等の状況	指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度																			
	IPv6 の普及促進の実施状況	平成 18 年度と比較した我が国の IPv6 アドレスブロック割振数等の増加	21 年度	IPv6 の普及促進の実施状況を評価するため、「我が国への IPv6 アドレス割振数」が年々増加していることを確認する。	104	123	150																			
	改正特定電子メール法の適切な執行	法律の施行状況の検討及びその結果に基づく必要な措置の実施	21 年度	警告メールの発出が適切に行われているか。 特定電子メール法第 28 条第 1 項に基づく、報告徴収が適切に行われているか。 特定電子メール法第 7 条に基づく、措置命令が適切に行われているか。	759 通 6 件 1 件	3,743 通 5 件 1 件	5,987 通 19 件 6 件																			
	マルウェア配布等危害サイト回避システムの構築を目的とした実証実験の進捗度	実証実験の実施	23 年度	偏りのない幅広い結果が得られるよう、複数の ISP と協力を得た上で実証実験が実施されているか。	-	-	ISP 3 社と連携し、危害サイトリストの作成及びその信ぴょう性評価等を行い、今後の実証実験に向けての指針を得た。																			

<p>政策の実施状況とその分析及び総括的な評価</p>	<p>【政策の実施状況】</p> <p>① インターネットの高度化については、IPv6 利用促進を図るため、複雑かつ大規模なインターネットを IPv6 で構築し、運用できるエンジニアの育成を目的とした IPv6 インターネットの運用技術習得のためのテストベッドを全国 2 箇所に構築した。その上で、IPv6 に対応するための手順についてのシナリオを作成し、検証を繰り返した後、事業者が IPv6 対応を実施するために必要となる参照モデルを作成した。</p> <p>② 電気通信分野の消費者行政の推進については、迷惑メールの最新の実態等の把握・分析や受信者である国民への対応を強化するため、情報収集・分析のためのシステム開発を実施した。</p> <p>③ 情報セキュリティの強化については、新たな情報セキュリティ脅威への対策手法の確立に資するため、平成 21 年度からユーザが危害サイトに直接アクセスすることを回避するシステムの実証実験を実施した。</p> <p>【政策の実施状況の分析】</p> <p>① IPv6 対応に向けた実証実験については、IPv6 ネットワークを構築し、運用できる人材の育成を図ることにより、インターネットの高度化に貢献している。その結果、我が国への IPv6 アドレス割振数は増加（平成 19 年度 104→平成 21 年度 150）しており、既存の設備やネットワーク回線等を活用することにより、実験環境の構築を効率的に実施している。</p> <p>② 迷惑メール対策については、法執行の強化を行うだけでなく、迷惑メール送信の技術動向等の把握、対策技術開発等について公表し、対策の実効性の強化と国民への周知に貢献するとともに、相談窓口等を通じた情報収集・分析を行い、その結果に基づく適切な行政指導を実施することで効率的に運営されている。また、通報分析システムの開発を実施し、情報収集の効率化を図っている。</p> <p>③ マルウェア配布等危害サイト回避システムの実証実験については、複数の ISP と連携し、実際のインターネット環境における当該システムの有効性が確認できた。</p> <p>【総括的な評価】</p> <p>上記の分析を踏まえると、当該政策全体として成果をあげており、情報通信技術利用環境の整備に向け、着実に前進しているものと評価できる。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>IPv6 インターネットの運用技術習得のためのテストベッド整備については、より多くの IPv6 関連技術者を育成するため、多くの技術者がテストベッドを活用することができるよう、請負者や IPv4 アドレス枯渇対応タスクフォース等の団体を通じて、本施策の周知を図ることとしている。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>今後も情報通信技術利用環境の整備に当たっては、電気通信事業における公正競争ルールに関して、必要に応じ制度改正を実施するための検討を行っていくほか、インターネットトラヒックのひっ迫対策等のインターネットの高度化を図ることにより、利用者の利便性の向上を図る。</p> <p>また、社会・経済の ICT 化によって生じる安心・安全なインターネットの利用を確保するため、迷惑メール対策をはじめとする電気通信分野の消費者保護について継続的な予算要求を行うとともに、「第 2 次情報セキュリティ基本計画」及び「国民を守る情報セキュリティ戦略」に則り、情報セキュリティの強化について実施体制を維持していく。</p>
<p>その他関連データ</p>	<p>平成 22 年 6 月、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング高崎氏から施策の有効性、必要性等についてご意見をいただき、評価書に反映した。</p>

平成22年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 総合通信基盤局データ通信課、
事業政策課、料金サービス課、電気通信技術システム課、番号企画室、
消費者行政課、電波環境課、情報流通行政局情報セキュリティ対策室

評 価 年 月 平成22年8月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策13 情報通信技術利用環境の整備

（基本目標）

電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現を推進するほか、ネットワークセキュリティの高度化等を推進する。

（政策の概要）

電気通信事業における公正競争ルールの整備により一層の競争促進及び利用者利益を確保し、IPv6 対応に向けた実証実験等を実施することで ICT 利用者の利便性向上を促進するほか、電子メール利用についての良好な環境の整備やネットワークセキュリティの高度化等の推進により安心・安全なインターネット環境の整備を図り、情報通信技術に係る利用環境整備を推進する。

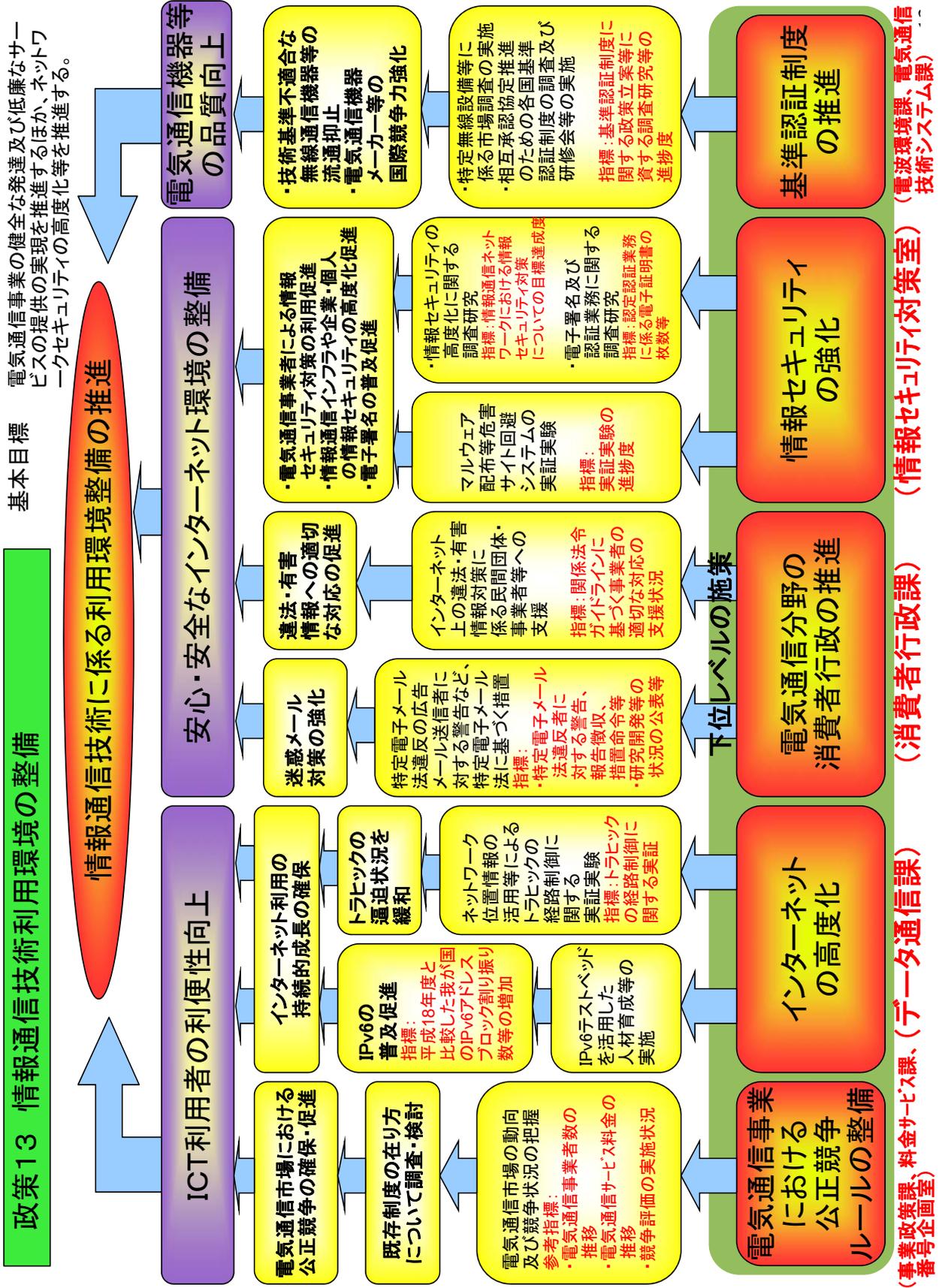
主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
電気通信事業における公正競争ルールの整備	電気通信事業における公正競争ルール整備に関する調査研究	44	事業政策課	—
	電気通信番号に関する調査研究	21	番号企画室	—
	電気通信事業における料金政策等に関する調査研究	50	料金サービス課	—
インターネットの高度化	インターネットに関する総合的な調査研究	39	データ通信課	—
	ネットワーク位置情報の活用等によるトラヒックの経路制御に関する実証実験	77	データ通信課	—
	IPv6 インターネットの運用技術習得のためのテストベッド整備	360	データ通信課	—
電気通信分野の消費者行政の推進	電気通信消費者保護に関する調査研究（本省）	33	消費者行政課	・青少年インターネット環境整備基本計画
	特定電子メール等送信適正化業務委託	179	消費者行政課	・セキュアジャパン 2009 ・犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008
	インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等の請負	39	消費者行政課	・知的財産推進計画 2010 ・青少年インターネット環境整備基本計画 ・犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008 等
	ネット有害環境から青少年を守る緊急対策事業	89	消費者行政課	・青少年インターネット環境整備基本計画

主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
情報セキュリティの強化	電子署名及び認証業務に関する調査研究	53	情報セキュリティ対策室	・セキュアジャパン 2009 ・国民を守る情報セキュリティ戦略等
	情報セキュリティの高度化に関する調査研究	54	情報セキュリティ対策室	・セキュアジャパン 2009 ・犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008 ・国民を守る情報セキュリティ戦略等
	マルウェア配布等危害サイト回避システムの実証実験	240	情報セキュリティ対策室	・セキュアジャパン 2009 ・国民を守る情報セキュリティ戦略等
基準認証制度の整備	特定無線設備等に係る市場調査の実施	14	電波環境課、 電気通信技術システム課	
	相互承認協定（MRA）推進のための各国基準認証制度調査及び研修会	11	電波環境課、 電気通信技術システム課	

（平成 21 年度予算額）

1,305 百万円

(基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」))



2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

昭和 60 年の競争原理の導入以降、我が国の電気通信市場は、累次の公正競争促進策の実施や事後規制への転換（平成 16 年）等により、着実に拡大し国民・利用者に低廉で多様・高度なサービスが提供されてきたところ。しかしながら、昨今は IP 化、ブロードバンド化、モバイル化が進展し、ネットワーク構造も大きく変化してきており、この新たなネットワーク構造に適切に対応した公正な競争ルールの整備についての検討が必要である。

さらに、インターネットの高度化への対応や、社会・経済の ICT 化が進むことによって生じる違法・有害情報や迷惑メール等の様々な問題・課題に適切に対処し、安心・安全な ICT 利活用を促進するため、電気通信分野の消費者保護や情報セキュリティの強化を図りつつ、ICT の利用環境を整備する必要がある。

(2) 関係する内閣の重要方針（主なもの）

重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
第 164 回国会 内閣総理大臣施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	我が国は、この 4 年半で、高速インターネットの加入者数が 85 万から 2,200 万人へ、インターネットを使った株式取引の割合が 6 パーセントから 29 パーセントへ、それぞれ急成長し、世界で最も低い料金で素早く多くの情報に接することができる「世界最先端の IT 国家」となりました。

3 政策の実施状況

○電気通信事業における公正競争ルールの整備

IP 化・ブロードバンド化・モバイル化・ユビキタス化を背景とした電気通信市場の競争状況の変化を正確に把握するための調査研究を行うとともに、一層の競争促進及び利用者利益の確保に必要な料金政策、番号政策に関する調査研究を実施した。

なお、平成 21 年度目標設定表において本施策に係る「あらかじめ目標（値）を設定した指標」を設定していないが、平成 22 年度目標設定表では当該指標が設定されていることを踏まえ、次のとおり、その指標の状況についても把握した。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

○あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
電気通信市場における公正競争の確保・促進	固定通信・移動体通信・インターネット接続等を対象とした「電気通信事業分野における競争状況の評価」のとりまとめ、公表の実施	23 年度	電気通信事業分野の競争状況を的確に把握しているか。	定点観測的な分析・評価に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響、隣接市場間の相互関係、携帯電話番号ポータビリティ制度導入による競争状況の変化について分析・評価し、公表	定点観測的な分析・評価に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析を深化させ、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響について分析・評価し、公表	定点観測的な分析・評価に加え、バンドルサービス及び FMC 型サービスの市場競争への影響について分析・評価し、公表
	国内外の電気通信市場の動向及び既存の料金制度の在り方など、電気通信事業における料金算定等に関する調査研究の実施	22 年度	電気通信市場における一層の競争促進を図るために必要な省令改正等の具体的な政策検討に資するために必要な調査研究が実施されているか。	必要な調査研究を行い、固定電話網の接続料における算定方法等について制度改正を実施	必要な調査研究を行い、ユニバーサルサービス制度における算定方法等について制度改正を実施	必要な調査研究を行い、固定電話網の接続料における算定方法等について制度改正を実施
	諸外国の電気通信番号の管理動向及び国内の管理制度の在り方など、電気通信番号の管理の在り方について調査研究を実施	22 年度	電気通信番号の有効活用の促進に資するために必要な調査研究が実施されているか。	必要な調査研究を行い、FMC サービスに対応した制度改正を実施	必要な調査研究を行い、次世代通信サービスに対応した制度改正を実施	必要な調査研究を行い、115 番による電報類似サービス受付に対応した制度改正を実施

※ 指標「電気通信市場における公正競争の確保・促進」の目標値「固定通信・移動体通信・インターネット接続等を対象とした「電気通信事業分野における競争状況の評価」のとりまとめ、公表の実施」については、平成 21 年度目標設定表には参考となる指標として記載されていたが、平成 22 年度目標設定表では「あらかじめ目標(値)を設定した指標」として設定されていることを踏まえ、参考情報として把握した。

※ 指標「電気通信市場における公正競争の確保・促進」の目標値「国内外の電気通信市場の動向及び既存の料金制度の在り方など、電気通信事業における料金算定等に関する調査研究の実施」及び「諸外国の電気通信番号の管理動向及び国内の管理制度の在り方など、電気通信番号の管理の在り方について調査研究を実施」については、平成 21 年度目標設定表には記載されていないが、平成 22 年度目標設定表では「あらかじめ目標(値)を設定した指標」として設定されていることを踏まえ、参考情報として把握した。

○参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
電気通信事業者数の推移	電気通信事業者数の推移の把握	(別紙1参照)		
ブロードバンド契約者数の推移	ブロードバンド契約者数の推移の把握	(別紙2参照)		
電気通信サービスの料金の推移	電気通信サービスの料金の推移の把握	(別紙3参照)		

※ 「競争評価の実施状況」については、前述の「あらかじめ目標(値)を設定した指標」中、「固定通信・移動体通信・インターネット接続等を対象とした『電気通信事業分野における競争状況の評価』のとりまとめ、公表の実施」のとおりであるため、ここでは記載を省略している。

○電気通信分野の消費者行政の推進

インターネット上の違法・有害情報問題に関する専門家の不足等により、対応の判断が困難なことが多い中小のプロバイダ等による違法・有害情報の削除等を促進するため、電話及びメールによる相談を受け付けるとともに、啓発・研修業務を実施した。また、迷惑メール対策については、迷惑メールの最新の実態等の把握・分析や受信者である国民への対応を強化するため、情報収集・分析のためのシステム開発を実施した。

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

○あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
改正特定電子メール法の適切な執行	法律の施行状況の検討及びその結果に基づく必要な措置の実施	21年度	警告メールの発出が適切に行われているか。	759通	3,743通	5,987通
			特定電子メール法第28条第1項に基づく、報告徴収が適切に行われているか。	6件 この他、法律に基づかない任意聴取も随時実施	5件 この他、法律に基づかない任意聴取も随時実施	19件 この他、法律に基づかない任意聴取も随時実施
			特定電子メール法第7条に基づく、措置命令が適切に行われているか。	1件	1件	6件
	研究開発等の状況の公表等	21年度	毎年度公表を実施	1回	1回	1回
事業者によるインターネット上の違法・有害情報への適切な対応の促進	関係法令・ガイドラインに基づく事業者の適切な対応の支援	21年度	違法・有害情報に対処するための法令・ガイドラインは既に整備されているところ、これらに基づき具体的な措置を講じる場面での支援を行うことにより、事業者による適切な対応が促進されているか確認する。	—	—	中小プロバイダ等からの相談業務を通じ、違法・有害情報対策に対する民間の自主的な取組が促進された。また、相談内容の分析をもとに政策提言を受けた。

○インターネットの高度化

社会インフラであるインターネットの安定的な利用を可能とするため、ネットワーク内の位置情報の利用や地域 IX の活用等によるトラヒックの経路制御に関する実証実験を実施し、地域へのユーザトラヒックの閉じ込めによるトラヒック削減効果の確認や調査研究等によりインターネットトラヒックの急増によるネットワークの混雑が緩和されるよう取り組んだ。また、IPv6 利用促進を図るため、複雑かつ大規模なインターネットを IPv6 で構築し、運用できるエンジニアの育成を目的とした IPv6 インターネットの運用技術習得のためのテストベッドを全国 2 箇所 に構築した。その上で、IPv6 対応するための手順についてのシナリオを作成し、検証を繰り返した後、事業者が IPv6 対応を実施するために必要となる参照モデルを作成した。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

○あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
IPv6 の普及促進の実施状況	平成 18 年度と比較した我が国の IPv6 アドレスブロック割振数等の増加	21 年度	IPv6 の普及促進の実施状況を評価するため、「我が国への IPv6 アドレス割振数」が年々増加していることを確認する。	104	123	150
実ネットワークと同等の環境を持つ IPv6 テストベッドの整備による人材 (IPv6 ネットワーク技術者) の育成	1,000 人	22 年度	複雑かつ大規模な IPv6 インターネットを構築し、運用できる人材を何人育成できたか。	—	—	約 310 名
ネットワーク位置情報の活用等によるトラヒックの経路制御に関する実証実験の進捗度	実証実験の実施	23 年度	実証実験の実施状況の指標により本施策の進行管理を行う。	—	—	ネットワーク位置情報システムの仕様を策定のうえ、地域に限定した実証実験を実施し、今後の全国規模での実証実験に向けての課題を抽出。

※ 指標「実ネットワークと同等の環境を持つ IPv6 テストベッドの整備による人材 (IPv6 ネットワーク技術者) の育成」は、平成 21 年度目標設定表には記載されていないが、平成 22 年度目標設定表では「あらかじめ目標 (値) を設定した指標」として設定されていることを踏まえ、参考情報として把握した。

※ 指標「ネットワーク位置情報の活用等によるトラヒックの経路制御に関する実証」については、平成 22 年度目標設定表では「トラヒックの集中回避のためのネットワーク制御に関する実証実験の進捗度」と改め、目標を「ネットワーク位置情報を利用する P2P や地域 ISP に設置したキャッシュを活用することにより、東京一極集中型のトラヒックを地方に分散させネットワークの混雑を緩和することの実証を実施」を目標 (値) として記載している。

○参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
IPv6 利用状況	我が国の、IPv6 による DNS クエリー（DNS サーバーへの問い合わせ）の IPv4 による DNS クエリーに対する比率の推移 注）これまで、「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」（総務省）における数値を参考指標としていたが、実際の利用率を示す DNS クエリーの比率がより有効であると判断し、指標を変更した。	—	0.76%	1.24%* 注）* 21年度のデータは、平成22年1月末のもの

※ 指標「IPv6 テストベッドを活用した人材育成等の実施状況」については、前述の「あらかじめ目標(値)を設定した指標」中、「実ネットワークと同等の環境を持つ IPv6 テストベッドの整備による人材（IPv6 ネットワーク技術者）の育成」とおりであるため、ここでは記載を省略している。

○情報セキュリティの強化

平成 21 年度からユーザが危害サイトに直接アクセスすることを回避するシステムの実証実験を行い、新たな情報セキュリティ脅威への対策手法の確立に資する一方、「電子署名及び認証業務に関する法律」に基づく認定制度の円滑な実施・運用に資する調査研究や普及啓発活動を通して電子署名を利用できる環境を整備し、ネットワークを利用した社会経済活動を促進した。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

○あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施状況 ・サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急体制の強化	緊急対応体制の強化	21年度	電気通信事業者の緊急対応体制を評価するためには、演習等による機能検証、サイバー攻撃に対する組織のマネジメントの確立等が求められる。 そこで、電気通信事業者の緊急対応体制の強化のため、「電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習の実施」並びに「電気通信事業における情報マネジメントの強化」に向けた施策等を実施。	平成 18 年度に引き続き、様々な攻撃を対象にした演習を実施し、緊急対応体制構築に向け更なる課題抽出を行うとともに、体制強化に向けた方策を検討した。 また、我が国において検討した電気通信事業における情報セキュリティマネジメントについて国際規格化を行い、国内普及に向けた方策について調査研究を行った。	平成 19 年度に引き続き、様々な攻撃を対象にした高度な演習を実施し、緊急対応体制構築に向け更なる課題抽出を行い、体制強化に向けた方策を検討するとともに、演習を普遍化するためのマニュアルとして、演習フレームワークを策定した。 我が国において検討した電気通信事業者における情報セキュリティマネジメントについて 19 年度に引き続き国際規格化を行い、国内普及に向けた方策について調査研究を行った。	平成 21 年度以降に民間が主体となり、演習を実施するための母体となる検討の場が、平成 21 年 5 月に設置されたところであり、これまでの成果を踏まえ、平成 21 年度においても演習が実施された。 また、我が国において検討した電気通信事業者における情報セキュリティマネジメントに関する普及促進に向けて、民間における検討の場を設置した。

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
電子署名及び認証業務の普及状況	認定認証業務に係る電子証明書の枚数(30万枚以上)	22年度	<p>特定認証業務の認定制度を円滑に実施し、電子署名法の目的(電子署名の円滑な利用を確保し、情報流通・情報処理の促進及びこれによる国民生活の向上等に寄与すること)が達成されているか。</p> <p>ある時点における、電子署名の円滑な利用が確保されているかどうかの評価指標として、発行累計総数から、既に失効された電子証明書の枚数を除いた「有効枚数」を用いる。</p>	約 25.7 万枚	約 27.3 万枚	約 28.6 万枚
	国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施回数(講演活動の実施4回以上)	21年度	<p>国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。</p> <p>普及啓発活動は十分に実施されているかどうかの評価指標として、電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発を目的とした講演活動の実施回数を用いる。</p>	5回	5回	5回

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
電子署名法に基づく認定制度の円滑な実施	認定基準に係る暗号技術等の動向や各国の電子署名に関する状況の調査を実施	22年度	電子署名法に基づく認定制度の円滑な運用のために必要な告示改正等の具体的な検討に資するため、認定基準に関する技術動向や各国の電子署名法に関する調査研究が実施されているか。			電子署名法に係る暗号技術の移行等、継続して取り組むべき課題の整理や、暗号技術の移行に向けた技術動向調査等を実施し、告示の改正等を行った。
マルウェア配布等危害サイト回避システムの構築を目的とした実証実験の進捗度	ユーザが危害サイトに意図せずアクセスすることを、ネットワーク側で回避する技術の実証を実験	23年度	偏りのない幅広い結果が得られるよう、複数のISPと協力を得た上で実証実験が実施されているか。	-	-	ISP3社と連携し、危害サイトリストの作成及びその信ぴょう性評価等を行い、今後の実証実験に向けての指針を得た。

※ 指標「電子署名法に基づく認定制度の円滑な実施」は、平成21年度目標設定表には記載されていないが、平成22年度目標設定表では「あらかじめ目標（値）を設定した指標」として設定されていることを踏まえ、参考情報として把握した。

※ 指標「マルウェア配布等危害サイト回避システムの構築を目的とした実証実験の進捗度」の目標（値）については、平成22年度目標設定表では、「ユーザが危害サイトに意図せずアクセスすることを、ネットワーク側で回避する技術の実証を実験」に改めている。

○参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
電子署名及び認証業務に関する調査研究	国民に対し認証業務の信頼性の判断目安を提供する特定認証業務の認定制度につき、認定基準等は実態に即したものに維持できているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・認証業務に関する信頼性の目安を適正なものに保つため、及び電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるため、各種の調査研究を継続して実施している。 ・平成19年度は「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会」を実施し、現行の電子署名法に関する課題の検討を行った。平成20年度は同検討会報告書で指摘されている暗号移行等について検討し、認定基準を規定している電子署名法の告示に対して所要の改正を行うこととした。 		
電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定制度の運用	業務の用に供する設備及び業務の実施の方法に関する一定の基準を満たす特定認証業務に対し認定を行うことにより、国民に対し認証業務の信頼性の目安を提供できているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は1業務、平成20年度は1業務を認定認証業務として新規認定しており（平成18年度は新規認定なし）、平成21年3月31日現在、認定認証事業者数及び認定認証業務数は、18事業者18業務となっている。 ・また、認定認証業務の認定の更新に関しては、平成18年度は18業務、平成19年度は18業務、平成20年度は18業務に対してなされており、認定認証業務の変更の認定に関しては、平成18年度は9業務、平成19年度は18業務、平成20年度は13業務に対してなされている。 		

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動	国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。	電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動として、電子署名及び認証業務並びにその関連技術の利用促進を目的としたセミナーの開催、電子署名及び認証業務に関するリーフレットの作成等を通じて、国民の理解の醸成に努めている。		
実験に参加しているISP数	より多くのISPの参加を得た上で、マルウェア配布等危害サイト回避システムの有効性について十分な検証ができてきているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・4社のセキュリティ関連企業を含む各方面から危害サイトの候補を入手し、それらを元に危害サイトリストのデータベースの構築を行った。 ・H21年度の実証実験に3社のISPに参加してもらい、各社から3回に渡り危害サイトへのユーザのアクセスと照らし合わせ、危害サイトリストの有効性を検証した。 		

○基準認証制度の推進

電波法、電気通信事業法又は特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（MRA法）に基づき、技術基準への適合性の認証等を受けた無線通信機器等について、事後的に技術基準への適合性を確認することにより、無線通信機器等に係る基準認証制度を適正・健全に維持するとともに、各国の基準認証制度の調査及び研修会を実施し、MRAの適確な実施を確保した。

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

○あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
基準認証制度に関する政策立案等に資する調査研究等の進捗度	特定無線設備等に係る市場調査の実施	21年度	特定無線設備等について、技術基準への適合性等を確認するため、市場調査が実施されているか否か。	71台の機器を選定し市場調査を実施。	60台の機器を選定し市場調査を実施。	80台の機器を選定し市場調査を実施。
	各国基準認証制度の調査の実施	21年度	MRAの円滑な実施及び一層の推進のため、各国基準認証制度に関する調査研究等が実施されているか。	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。 (※)	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。 (※)	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。 (※)
	相互承認協定(MRA)の実施に伴う研修会等の開催	21年度	国内外の認証機関の能力向上のため、研修会が開催されているか。	-	MRA国際研修会を開催。	MRA国際研修会を開催。

※ 本指標については、平成22年度目標設定表では「基準認証制度の円滑な実施」と改め、その目標(値)を「我が国の基準に適合しない特定無線設備等に係る市場調査の実施」及び「各国基準認証制度の動向調査及びMRA(相互承認協定)国際研修会の実施」としている。

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

(1) 政策の実施状況の分析

主な施策	分析内容
電気通信事業における公正競争ルールの整備	<p>電気通信市場の動向や競争状況を定期的に調査・評価することにより、現在の我が国の電気通信市場が置かれた状況を把握し、その結果を踏まえ、既存制度の在り方について検討することが必要である。毎年度、公表している「競争評価」は情報通信審議会や各種研究会等の議論において行政や事業者により活用され、実施にあつては、定点的な評価に加え特定のテーマに焦点を当てた評価を行うため、調査項目については時宜にかなったものとしている。「料金算定等の在り方」については、一層の競争促進及び利用者利益の確保を図るために必要な省令等の改正を行うための検討への活用など有効性があると認められるとともに、電気通信市場の環境変化に対応した調査項目となるよう適時適切に見直しを行うなど効率的な実施をしている。また、「電気通信番号」については、115 番受付による電報類似サービスに対応した制度改正を行うなど利用者利便の向上に貢献しているものであり、調査項目についても次世代ネットワークへの移行に焦点を絞るなど、時宜にかなったものとしている。</p>
電気通信分野の消費者行政の推進	<p>電気通信分野の消費者行政の推進における迷惑メール対策については、流量が増加傾向にあり、手段も悪質・巧妙化し、世界的な連携が必要な問題ともなっている。本事業は法執行の強化を行うだけでなく、迷惑メール送信の技術動向等の把握、対策技術開発等について公表し、対策の実効性の強化と国民への周知に貢献するとともに、相談窓口等を通じた情報収集・分析を行い、その結果に基づく適切な行政指導を実施することで効率的に運営されている。また、通報分析システムの開発を実施し、情報収集の効率化を図っている。違法・有害情報対策では、民間の自主的取組を推進するため、自らの判断で必要な措置を行えるような支援策が必要である。このため、国の責務において実施していくことが不可欠であり、相談業務によって対応の判断に苦慮している中小プロバイダの対応が着実に促進されており、施策の有効性が認められる。また、専門知識を有する弁護士へ対応方法の相談を行い、相談業務への第三者的立場からの評価を実施することで、本施策の効率的・効果的な実施に努めている。</p>
インターネットの高度化	<p>インターネット利用の持続的成長や高度利用を確保するため、IPv6 対応やトラヒック対策等のインターネットの高度化を図る必要がある。IPv6 対応に向けた実証実験については、IPv6 ネットワークを構築し、運用できる人材の育成を図ることにより、インターネットの高度化に貢献している。その結果、我が国への IPv6 アドレス割り振り数は増加（平成 19 年度 104→平成 21 年度 150）しており、既存の設備やネットワーク回線等を活用することにより、実験環境の構築を効率的に実施している。</p>
情報セキュリティの強化	<p>最近情報セキュリティ上のリスクが多様化・高度化・複雑化しており、従来の取組では情報セキュリティの確保が困難な状況が発生している。こうした情報セキュリティをめぐる環境の変化に的確に対応するため、情報セキュリティ政策会議において、政府の情報セキュリティ戦略である「第 2 次情報セキュリティ基本計画」の実施プログラムである「セキュアジャパン 2009」で、本施策の実施が求められている。その中で、電気通信事業分野におけるサイバー攻撃への対応強化、企業における電子署名利活用の普及促進、マルウェア配布等危害サイト回避システムの実証実験を重点政策と定めている。それらを取り組む事により、サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急対応性の強化や、認定認証業務に係る電子証明書枚数の増加等有効性が認められる。また平成 21 年度から新たな情報セキュリティ脅威に対するため、マルウェア配布等危害サイト回避システムの実証実験を開始し、本実証実験において参加 ISP を確保し、構築した危害サイトのデータベースとアクセスを比較する事で危害サイトのリストの有効性が確認できた。実証実験の実施に際しては、様々な専門的知見を有する有識者からの指導・助言を実施内容に反映させることにより、施策の目的を効果的・効率的に達成することができるよう努めている。一方、利用者のセキュリティ水準向上に向けた取組は、これまで情報発信によるものが中心であったが、更なる水準向上のため、より効果的な取組が求められている。</p>

主な施策	分析内容
基準認証制度の推進	平成 22 年度も継続して実施することにより、技術基準不適合機器による混信や妨害による被害や電気通信回線設備の損傷の拡大を防止する必要がある。市場調査を実施することにより、警察・消防等の重要無線通信等への混信や妨害による被害や電気通信回線設備の損傷を未然に抑止し、消費者・利用者保護や製造業者等の基準認証制度に係る遵法意識の向上による市場の規律維持などの効果が期待できる。MRA は各国の電気通信機器を規制する政府間の協定により行われるものであり、協定で政府に課せられた国際約束の誠実な履行の観点から、国の責任において実施することが必要である。相互承認協定で我が国政府に課せられている自国の認証機関を相手国の法令に従って指定・監督する義務の履行、日米協定の国際約束の履行及び衆参両院の附帯決議に対応することにより、国際的に信頼される認証機関を育成し、利用者の利便性の向上につながる。

(2) 総括的な評価

公正競争ルールの整備、インターネットの高度化、電気通信分野の消費者行政の推進、情報セキュリティの強化をはじめ、以下のとおり着実に成果をあげている。

公正競争ルールの整備については、「競争評価」や電気通信サービスに係る内外格差の状況の公表、料金算定等及び電気通信番号利用等に係る必要な省令等の改正を実施している。

インターネットの高度化に関して、IPv6 対応については、実証実験を実施し、IPv6 で構築・運用できる人材育成を図っている。

迷惑メール対策については、昨年度以上の件数の行政指導や行政処分などを実施し、より一層の法の実効性を強化するとともに、国際連携について一層の強化を図っている。また、違法・有害情報対策では、対応の判断に苦慮している中小プロバイダ等からの相談業務を着実に実施している。この結果、安心・安全なインターネット利用環境の整備に向けた効果的な取組が行われていると認められる。

情報セキュリティの強化については、認定認証業務に係る電子証明書の枚数は順調に増加し、安心・安全な電子商取引環境の整備に貢献している。また平成 21 年度から危害サイトを通じてマルウェア感染対策に関する実証実験を開始し、技術の有効性を確認することで、新たな情報セキュリティ脅威への取組は着実に進展している。この結果、安心・安全なインターネット利用環境の整備に向けた効果的な取組が行われていると認められる。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

	方向性の内容等	
電気通信事業における公正競争ルールの整備	「競争評価」を着実に実施するとともに、一層の競争促進及び利用者利益の確保を図るために、料金算定、電気通信番号の有効利用等について必要な省令等の改正に資する検討を引き続き実施する。また、調査研究における調査項目については、今後の市場の競争状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。	
	予算要求	○ 今後、一層の競争促進及び利用者利益の確保に資するため、国内外の電気通信市場の動向や競争状況を定期的に調査・評価することにより、現在の我が国の電気通信市場が置かれた状況を把握し、その結果を踏まえ、既存制度の在り方について検討することが必要であることから、そのために必要な予算要求を行う方向で検討する。
	制度	◎ 今後、一層の競争促進及び利用者利益の確保を図るため、電気通信事業における公正競争ルールに関する既存制度の在り方について必要な省令等の改正に資する検討を実施する。

		方向性的内容等	
電気通信事業における公正競争ルールの整備	実施体制	○	電気通信事業における公正競争ルールの整備にあたっては、『競争政策』『料金政策』『番号政策』の3つの観点に分類し、それぞれの観点から適切な政策検討を実施する体制において、必要な調査研究を実施する。
	電気通信分野の消費者行政の推進	迷惑メール対策として、情報収集とそれに基づく法執行、海外における迷惑メールの実態及びその対策に関する調査、迷惑メール防止技術の研究開発及び導入の状況に関する調査を引き続き継続して実施する。違法有害情報対策では、平成21年度に新たなガイドラインの策定と既存のガイドラインの見直しがあったことから、対応に苦慮する中小プロバイダ等を対象とする相談業務を引き続き実施する。	
	予算要求	○	迷惑メール対策では、効果的・効率的な対策を講ずるため、調査研究や相談窓口等を通じた情報収集・分析、技術動向の把握、通報・分析システムの運用等を継続して行う必要があるため、来年度も予算要求を行う方向で検討。 また、違法・有害情報対策においても、対応の判断に苦慮している中小プロバイダ等からの相談業務を継続して実施するには、相談センターの運用を行うことが効率的かつ効果的であるため、来年度もこれに必要な予算要求を実施する。
	制度	○	迷惑メール対策では、特定電子メール法の適正な執行を継続しつつ、今後、国際動向も踏まえた制度見直しを必要に応じて実施する。 また、違法・有害情報対策では、対応の判断に苦慮している中小プロバイダ等からの相談業務を継続して実施し、相談内容の分析を通じ、必要に応じて制度見直しを行う。
	実施体制	○	迷惑メール対策及び違法・有害情報対策では、予算執行の効率性を図るため、一般競争入札における適合基準等の見直しを図り、より多くの者が入札可能となるよう努める。
インターネットの高度化	インターネットのトラフィックは直近の3年間（平成18年11月～平成21年11月）で約2.1倍と急増しているため、引き続き、ネットワークの混雑を緩和し、社会インフラであるインターネットの安定的な利用を可能とし、持続的な成長を確保するための対策を実施する。		
	予算要求	○	IPv6 技術習得を目的とした実証実験については、一定の成果が見込まれることから事業の廃止を検討する。また、インターネットの高度化に関する施策について、継続して必要な要求を行う方向で検討する。
	制度	○	現行制度での適切な運用を進める。
	実施体制	○	現行体制での適切な運用を進める。
情報セキュリティの強化	情報セキュリティに対する脅威は、年々高度化・複雑化しているため、引き続き、マルウェア対策、情報セキュリティ及び電子署名の普及啓発等のセキュリティ対策等を実施する。 また、情報セキュリティを効果的に強化するため、平成22年度より、利用者から情報セキュリティに関する相談等を受け付ける情報セキュリティ・サポーターの育成等、利用者の情報セキュリティ水準向上に向けた取組を実施している。		
	予算要求	◎	情報セキュリティ上のリスクが多様化・高度化・複雑化している事的確に対応するため、「第2次情報セキュリティ基本計画」及び「国民を守る情報セキュリティ戦略」に基づき、必要な予算要求を行う方向で検討する。
	制度	○	今後も電子署名法に基づく認定制度を円滑に運用するため、必要な調査研究を実施する。
	実施体制	○	現状の体制で引き続き実施する。
基準認証制度の実施	調査を実施することにより、無線通信機器等に係る基準認証制度の適正・健全な維持及びMRAの適確な実施を確保するとともに、MRA 国際研修会を開催し、日米協定の国際約束の履行及び衆参両院の附帯決議に対応することにより、国際的に信頼される認証機関を育成し、利用者利便の向上を図る。		
	予算要求	◎	携帯電話端末等について、警察機関等への緊急通報を発信する機能を要件化することなどから、市場調査における対象機器を増やすため、予算の拡充を行う方向で検討する。
	制度	○	現行制度での適切な運用を進める。
	実施体制	○	現行制度での適切な運用を進める。

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

今後も情報通信技術利用環境の整備に当たっては、電気通信事業における公正競争ルールに関して、必要に応じ制度改正を実施するための検討を行っていくほか、インターネットのトラヒックのひっ迫対策等のインターネットの高度化を図ることにより、利用者の利便性の向上を図る。また、社会・経済の ICT 化によって生じる安心・安全なインターネットの利用を確保するため、迷惑メール対策をはじめとする電気通信分野の消費者保護について継続的な予算要求を行うとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」及び「国民を守る情報セキュリティ戦略」に則り、情報セキュリティの強化について実施体制を維持していく。

6 学識経験を有する者の知見の活用

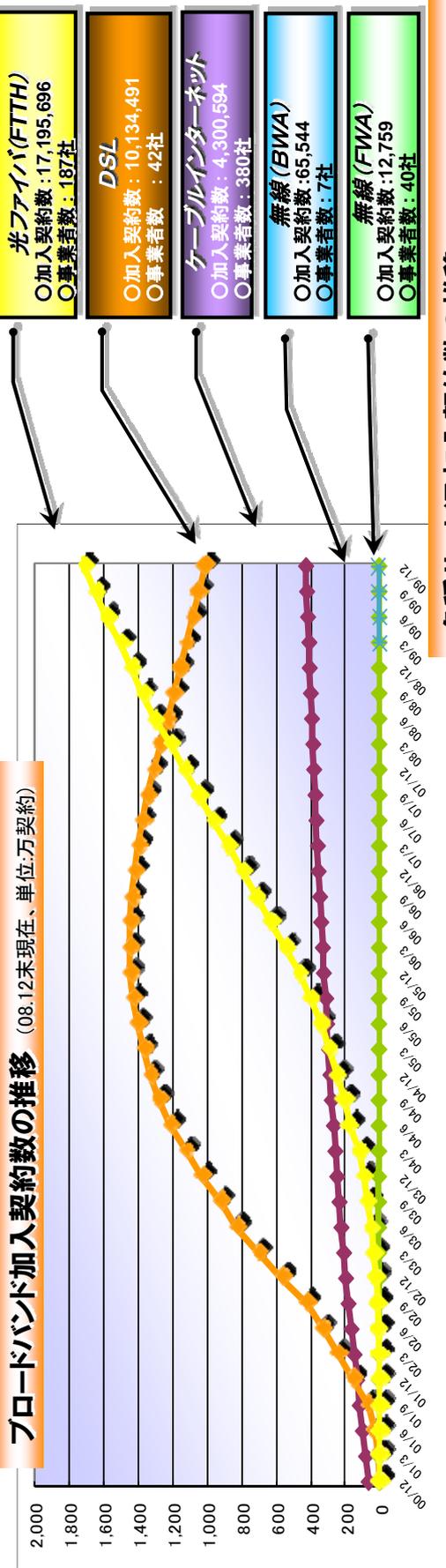
- 平成 22 年 6 月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング高崎氏から施策の有効性、必要性等について御意見をいただき、評価書に反映した。
- 平成 22 年 7 月、株式会社東芝研究開発センター技監土井氏から目標値の設定等について御意見をいただき、評価書に反映した。

7 評価を行う過程において使用した資料

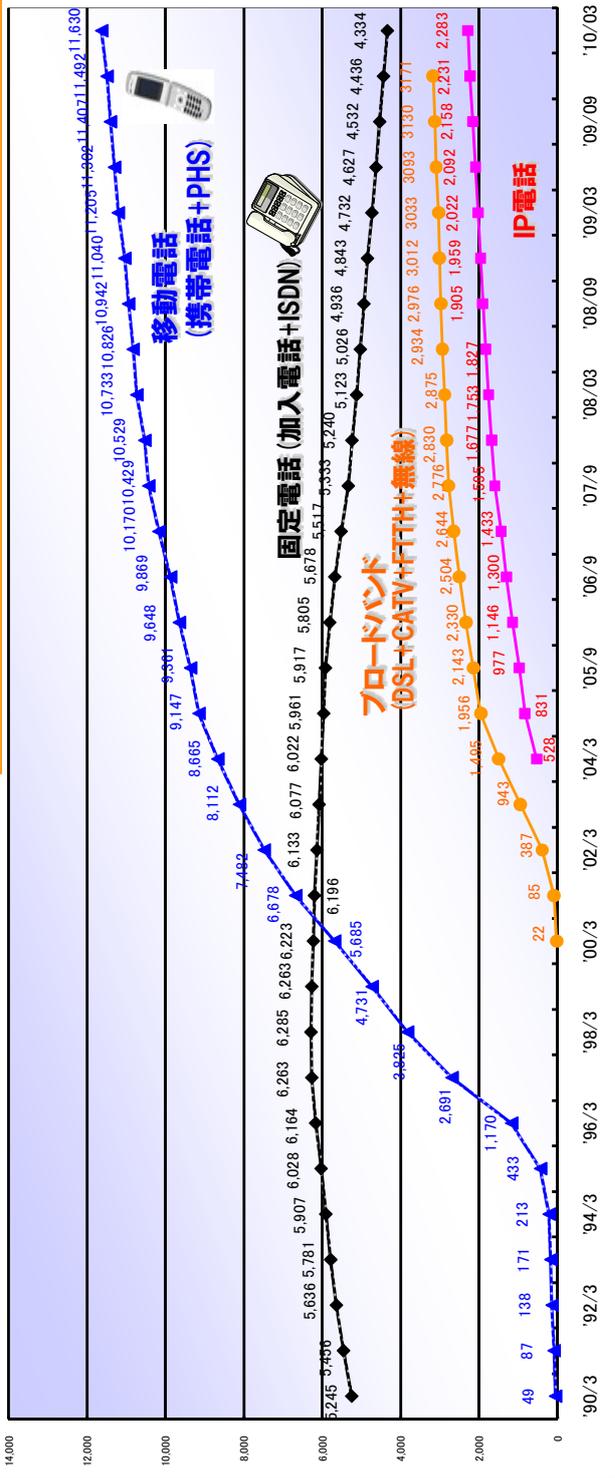
- 「電気通信事業分野における競争状況の評価 2008」の公表及び電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表（平成 21 年度第 1 四半期（6 月末））（平成 21 年 10 月 2 日 総務省）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban02_000024.html
- 電気通信サービスに係る内外価格差調査（平成 21 年 8 月 11 日 総務省）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban03_000015.html

ブロードバンド化の進展状況

別紙2



各種サービス加入契約数の推移 (10.03未現在、単位:万契約)



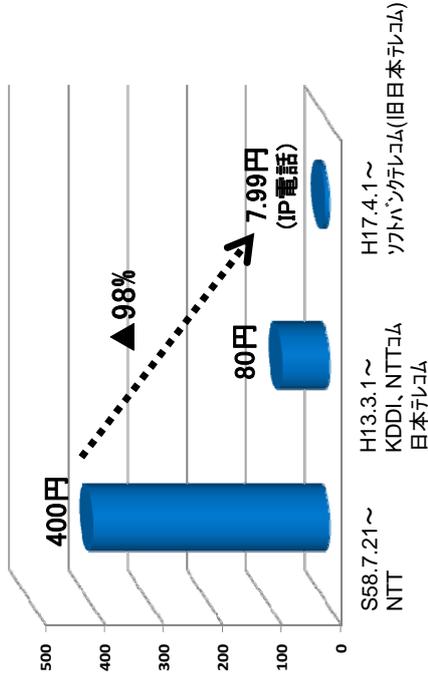
注:平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

電気通信サービス料金等の低廉化 (2010.4.1現在)

別紙3

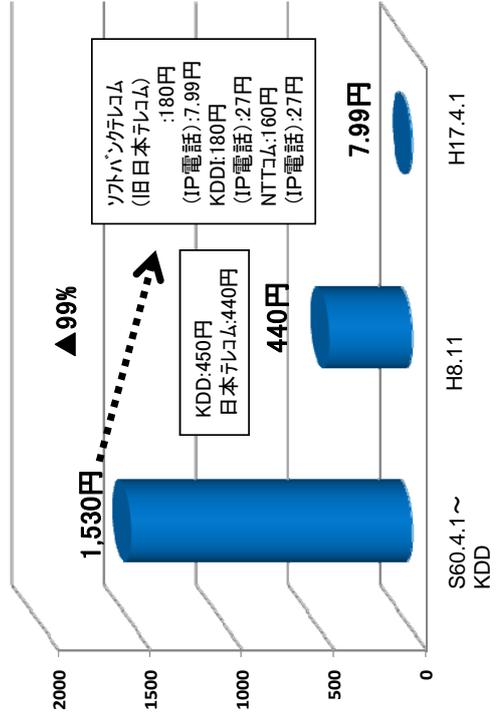
①市外通話(東京—大阪間)

(平日昼間3分間、税抜き額)



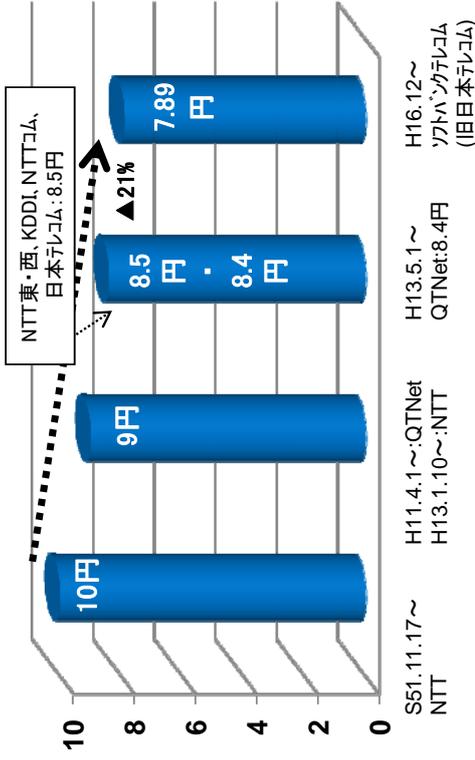
③国際通話(日米間)

(平日昼間3分間)



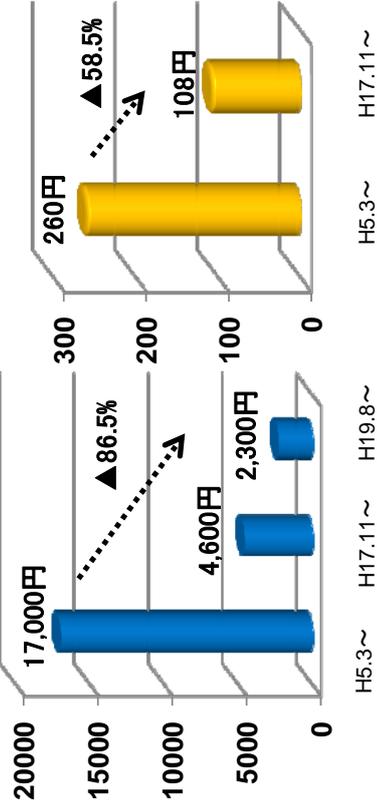
②市内通話

(平日昼間3分間、税抜き額)



④携帯電話(800MHzデジタル方式)(NTTドコモ(タイプS)の場合)

【基本料】※ 【通話料】(平日昼間3分間、税抜き額)



※H17.11の基本料4,600円には無料通話2,000円分を含む
 H19.8の基本料は「ひとりでも割引50」適用(基本料50%OFF)。また、無料通話2,000円分を含む。

平成22年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策 15 ICT 分野における国際戦略の推進	担当部局、課室名	【情報通信国際戦略局】 国際政策課、国際経済課 多国間経済室 国際協力課、情報通信政策課				
基本目標	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献を目標とする。						
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT 分野における国際的な課題解決、連携強化等を図る。また、多様な手段を用いた我が国 ICT に関する情報発信及び国際動向の調査を実施することにより、国際的な互惠関係の構築及び我が国 ICT 企業の海外展開支援を図る。 <div style="text-align: right;">[予算額：6,463 百万円]</div>						
	主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等		
	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献	二国間の政策協議及び国際機関等の多国間の枠組みによる会議への参画・意見交換の実施、国際機関等への貢献、途上国との協力関係の構築、人材育成セミナーの実施等	1,319	国際政策課 国際経済課 国際協力課	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT 成長力強化プラン ・IT 政策ロードマップ ・重点計画 2008 ・ICT 国際競争力強化プログラム 2009 ・新たな情報通信技術戦略 ・新成長戦略 		
ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進	海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣、ICT 先進事業国際展開プロジェクトの実施等	5,144	国際政策課 国際経済課 国際協力課 情報通信政策課 放送技術課				
指標等の状況	指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
	二国間での政策協議、国際機関等における会議及び意見交換の実施状況	国際会議への参画及び意見交換の実施	21 年度 (単年度)	国際会議等での協議・交渉を通じて基本目標の達成を図ることができたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ APT 事務局長に我が国の擁立候補が当選 ・ ITU 研究委員会の議長に我が国の擁立候補が当選 ・ APEC、OECD の ICT 関係会合への出席や EU、英、豪、加等との政策協議等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ OECD、APEC、ASEAN の枠組みにおける ICT 関係会合に総務省関係者が参加 ・ ITU 「ICT と気候変動に関するシンポジウム」、WISA 等への参加 ・ APT 事務局長に我が国の擁立候補が再選等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日 ASEAN 情報通信大臣会合に総務大臣参加 ・ 第一回 ISDB-T インタナショナルフォーラムへ総務大臣が参加しリマ宣言を採択 ・ ITU 世界テレコム 2009 への参加、APEC、OECD の ICT 関係会合への出席や英、仏、フィンランド等との政策協議等
	ICT 分野に関する途上国との協力関係構築状況	7 カ国以上	21 年度 (単年度)	ICT 分野の人材育成等を通じ、国際的なデジタルデバイス解消といった課題解決を推進していくために、諸外国との協力関係が構築できたか。	—	—	21 カ国
	ICT 分野に関する人材育成セミナー等の受講者数	200 人以上	21 年度		—	—	296 人

海外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、ミッション団派遣等の実施状況	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施	21年度 (単年度)	我が国 ICT 産業の国際展開支援として、効果的にセミナー・シンポジウム等が実施されたか。	・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、チリ、アルゼンチン、ペルー、フィリピン、ベトナム、マレーシア等に総務大臣等が採用・普及の働きかけを実施	・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、チリ、アルゼンチン、ペルー、フィリピン、ベトナム、マレーシア等に採用・普及の働きかけを実施	・我が国 ICT 重点3分野の国際普及に向けて、チリ、アルゼンチン、ペルー、エクアドル、ベネズエラ、フィリピン、南アフリカ等に採用・普及の働きかけを実施 ・平成 21 年度中に南米 5 カ国において日本方式採用が決定された。
ICT 先進事業国際展開プロジェクトの実施状況	実証実験等の実施	22年度	ICT 産業の国際競争力強化や ICT による成長力強化を図るため、ICT 先進事業国際展開プロジェクトの実証実験等が実施されたか。	—	—	・ユビキタス・アライアンス・プロジェクトについて 15 件、ICT 先進実証実験事業について 5 件、サイバー特区事業について 11 件、国際標準化活動の強化について 16 件の実証実験を行ったほか、セミナー開催・海外要人招聘・関連調査等 21 件の海外普及支援活動を実施

※平成 19 年度及び平成 20 年度と平成 21 年度の指標等が異なる欄は記載していない。

政策の実施状況とその分析及び総合的な評価	【政策の実施状況】					
	平成 21 年度においては、二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献という基本目標の達成に向けて、二国間での政策協議及び国際機関等における会議への参画及び意見交換、ICT 分野に関する途上国との協力関係構築、ICT 分野に関する人材育成セミナー等の開催、海外におけるセミナー・シンポジウムの開催及びミッション団派遣等、ICT 先進事業国際展開プロジェクトの実施に取り組んだ。					
	【政策の実施状況の分析】					
必要性	<p>二国間・多国間の政策協議については、我が国 ICT の発展を図る上で、円滑な国際関係の構築を進めるための手段として必要不可欠である。また、国際電気通信連合、アジア太平洋電気通信共同体などの国際機関において、ICT 分野における課題解決に向けた取組が進められていることから、国際機関等における会議への参画及び意見交換も必要性がある。</p> <p>また、日本の ICT 産業が国際市場に進出するための環境の整備を行うためには、政府が相手国の政策・規制当局に対して日本の優れた技術が採用されるように戦略的に働きかけることが必要である。このため、我が国が一定のアドバンテージを有すると認められる領域について海外普及支援等の一層の推進や国際標準化に向けた取組支援を行う必要性がある。</p>					
有効性	<p>二国間・多国間の政策協議、国際機関等会議への参画及び意見交換を実施することにより、円滑な国際関係の構築につながるとともに、我が国のプレゼンス向上が実現する。</p> <p>また、各種国際協力施策を進めることで、ICT 分野の国際展開支援につながっている。途上国の社会・経済に対応したモデルシステムを構築し、当該国の政府機関等に対して、その「見える化」を実現することは、我が国システムの導入促進に有効である。</p>					
効率性	<p>ICT 分野における国際的な協力の推進及び課題解決については、二国間・多国間の政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施のみならず、人材育成研修を実施することにより、二国間・多国間の良好な関係構築の実現を図っている。ICT 国際展開支援の推進については、リソースを集中するために重点分野を定めるとともに、実施に際しては、ミッション団派遣、セミナー・シンポジウムを官民で連携することで、民間が個別に蓄積しているノウハウも活用して、より効率的な施策推進を図っている。</p> <p>また、ICT 先進事業国際展開プロジェクトは、我が国の ICT 技術が国際競争力を有する重点 3 分野を中心に途上国の社会・経済ニーズに対応して行われている。</p>					

	<p>【総括的な評価】</p> <p>上記の分析を踏まえると、海外への情報発信、セミナー・シンポジウムの開催及び ICT 先進事業国際展開プロジェクトの実施を戦略的に取り進めること等により、重点 3 分野（地上デジタル放送方式、次世代 IP ネットワーク及びワイヤレス分野）における我が国 ICT 産業の海外展開支援を効率的に推進している。</p> <p>また、二国間及び多国間協議等への積極的な参画を行うことにより、平成 21 年度中に ICT 先進国である米国や韓国等と連携を強化するとともに、成長著しいインド、中国、南米諸国、ASEAN 諸国等と協力を推進する枠組みに合意すること等により、ICT 分野における国際的な課題解決、連携強化への貢献を果たしているものと評価できる。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>ICT 先進事業国際展開プロジェクトについては、行政事業レビュー公開プロセスにおいて、平成 21 年度の事業として一定の成果が認められていること、今後の施策展開のために今回の事業の効果の適切な検証をすることが求められること、国際展開のものと国内のものが混在しているが重点化すべき等の指摘があったことを踏まえ、国際展開に資するものに重点化することとする。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>国際機関等を通じた多国間関係における取組については、引き続き積極的な参画を行い、国際的な課題解決のための強調及び貢献に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>今後の実施に当たっては、我が国 ICT 産業国際展開を戦略的に取り進めるためのセミナー・シンポジウム開催との関連も考慮した上で、より効率性を高める観点から、協議相手国を改めて検討すべきである。</p> <p>したがって、二国間の協力については、我が国 ICT 企業の国際展開支援活動との関連も考慮し実施するとともに、引き続き多国間枠組みにおける国際会議等への参画、貢献を行っていく。</p> <p>また、ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進については、ICT 重点 3 分野（地上デジタル放送方式、次世代 IP ネットワーク及びワイヤレス分野）における重点的な取組を行うなど、成果が上がっているところ、引き続き更なる成果を上げるため、複数の施策による総合的な展開の必要がある。</p> <p>したがって、海外に対する情報発信を強化するとともに、国際展開支援のために戦略的な重点地域を指定した活動や途上国向けのモデル事業推進等、施策を展開していく方向性で見直しを行う。</p>
<p>その他関連データ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな情報通信技術戦略 ・スマートクラウド研究会報告書 ・グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース国際競争力強化検討部会中間取りまとめ ・新成長戦略 ・新たな情報通信技術戦略 工程表 他

平成22年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報通信国際戦略局 国際政策課

国際経済課 多国間経済室 国際協力課、情報通信政策課

評 価 年 月 平成 22 年 8 月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策 15 ICT分野における国際戦略の推進

（基本目標）

二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献を目標とする。

（政策の概要）

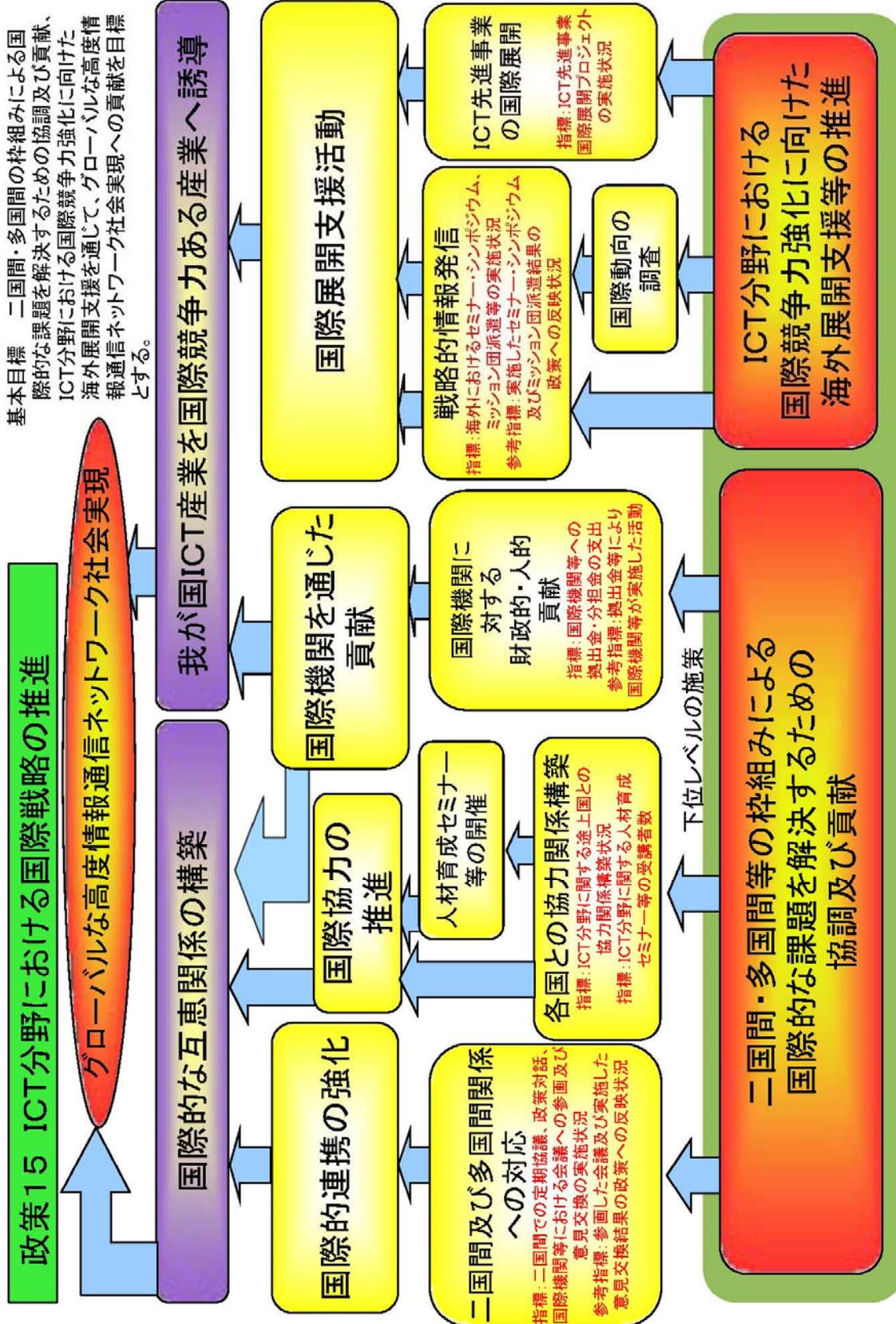
政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT 分野における国際的な課題解決、連携強化等を図る。また、多様な手段を用いた我が国 ICT に関する情報発信及び国際動向の調査を実施することにより、国際的な互惠関係の構築及び我が国 ICT 企業の海外展開支援を図る。

主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献	二国間の政策協議及び国際機関等の多国間の枠組みによる会議への参画・意見交換の実施、国際機関等への貢献、途上国との協力関係の構築、人材育成セミナーの実施等を通じて、国際的な課題解決するための協調及び貢献を推進するもの。	1,319	国際政策課 国際経済課 国際協力課	・ICT 成長力強化プラン ・IT 政策ロードマップ ・重点計画-2008 ・ICT 国際競争力強化プログラム 2009 ・新たな情報通信技術戦略 ・新成長戦略
ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進	海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣、ICT 先進事業国際展開プロジェクトの実施等を通じて、ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援を推進するもの。	5,144	国際政策課 国際経済課 国際協力課 情報通信政策課 放送技術課	

(平成 21 年度予算額)

6,463 百万円

(基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」))



(国際関係3課2室(※)) (情報通信政策課)

※国際政策課、国際機関室、国際経済課、多国間経済室、国際協力課

2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

ICTは我が国の経済成長、雇用創出及び生活の質の向上等の社会経済発展を支える基盤であるとともに、国際的な相互依存関係の深まりを支える不可欠な基盤である。我が国は、世界で最も早くて安いブロードバンド環境、第三代携帯電話の世界に先駆けた普及を達成するなど、世界最高水準の技術・サービスを有しているものの、世界市場における我が国ICT産業のシェアは必ずしも高くない現状にある。我が国が人口減少社会を迎え市場が成熟する中であって、経済成長への寄与率の高いICT産業の発展の重要性が高まっており、そのためにも、海外展開支援や国際貢献・協調による国際的互惠関係の構築により、我が国ICT産業の国際競争力強化を図ることがますます必要となっている。

(2) 関係する内閣の重要方針（主なもの）

重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	「ICT 成長力強化プラン」に基づき、官民連携の下、地上デジタル放送等の情報通信基盤の整備及びその徹底活用を進め、2011 年までに経済社会・地域と ICT の融合を目指す。
IT 政策ロードマップ (IT 戦略本部)	平成 20 年 6 月 11 日	Ⅲ 3 「つながり力」発揮による経済成長の実現
重点計画一 2008 (IT 戦略本部)	平成 20 年 8 月 20 日	3. 3. 1 国際競争社会における日本のプレゼンスの向上 3. 3. 2 課題解決モデルの提供による国際貢献
経済財政改革の基本方針 2009	平成 21 年 6 月 23 日	1. 成長戦略の推進 (3) 魅力発揮 2. アジア・世界の持続的成長への貢献 ① アジア経済倍増へ向けた成長構想等 ④ 経済連携、新興国・資源国との関係強化 等
i-Japan 戦略 2015 (IT 戦略本部)	平成 21 年 7 月 6 日	II 4. グローバル展開・連携の推進 (方策) II 6. アジアへの展開・連携の推進及びデジタルグローバルビジョン (仮称) の策定
新成長戦略	平成 22 年 6 月 18 日	第 3 章 強みを活かす成長分野 (3) アジア経済戦略 成長を支えるプラットフォーム (5) 科学・技術・情報通信立国戦略
新たな情報通信技術戦略 (IT 戦略本部)	平成 22 年 5 月 11 日	II. 3つの柱と目標 3. 新市場の創出と国際展開
新たな情報通信技術戦略 工程表 (IT 戦略本部)	平成 22 年 6 月 22 日	3. 新市場の創出と国際展開 (1) 環境技術と情報通信技術の融合による低炭素社会の実現 研究開発等の推進 (5) オールジャパンの体制整備による国際標準の獲得・展開及び輸出・投資の促進

3 政策の実施状況

○二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献

二国間での政策協議及び国際機関等における会議への参画及び意見交換に関しては、総務大臣と地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T) 採用国の閣僚等との間での ISDB-T 導入及び普及に向けての協働を確認したリマ宣言の採択、日 ASEAN 情報通信大臣会合に総務大臣が参加し協力施策についての合意、総務大臣と中国の工業・情報化部長の間での協力強化の合意文書の署名、総務大臣とインド電気通信規制庁 (TRAI) 委員長との間での電気通信政策の協力強化の合意文書の署名、韓国放送通信委員会 (KCC)

委員長との間での ICT 協力強化に関する合意文書の署名及びクラウドサービスに係る政策対話の開始の合意、米国連邦通信委員会 (FCC) との間にタスクフォースを設けて ICT 分野の国際的課題についての意見交換、英・仏・フィンランド等との政策協議の開催等を実施した。また、ITU 世界テレコム 2009 への参加、ITU と共催による「安心・安全なインターネット環境整備に関する戦略対話」及び「ワイヤレスブロードバンド会議」の開催、APEC・OECD 等における関係会合への出席等を実施した。

また、ICT 分野に関する途上国との協力関係構築に関しては、ラオス、中国、インドネシア、ベトナム、インド、韓国、アルゼンチン、ブラジル、チリ、ペルー、ベネズエラ、エクアドル等の政府要人と総務大臣、総務副大臣等が会談を実施した。

さらに、ICT 分野に関する人材育成セミナー等の開催に関しては、地上デジタル放送日本方式に関する研修等、国際的なデジタルディバイドの解消に資するセミナー等を開催し、200 名以上の参加があった。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

○「あらかじめ目標（値）を設定した指標」

指標等	二国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況		
分析の視点	国際会議等での協議・交渉を通じて基本目標の達成を図ることができたか。		
目標値	国際会議への参画及び意見交換の実施	目標年度	21 年度(単年度)
	19 年度	20 年度	21 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・経済成長著しいアジア・太平洋地域でのプレゼンス向上を目的とし、ICT分野における地域標準化活動に関するイニシアティブを獲得すべく、APT事務局長に我が国の擁立候補が当選 ・今後ITUにおいて標準化活動の本格化が見込まれる次世代移動通信システムについて、研究委員会の議長に我が国の擁立候補が当選 ・APEC、OECDのICT関係会合への出席やEU、英、豪、加等との政策協議を通じて、ICT分野の国際的課題について意見交換。さらに、気候変動等の地球規模での問題等に対するICTの貢献について各国と課題を共有 ・米・中・EUとの経済協議を通じて貿易問題の深刻化を事前に解決 ・インターネットガバナンスフォーラムに参加し、我が国の政策を世界に発信等 	<ul style="list-style-type: none"> ・10年ぶりに開催された、OECD・ICCP (情報・コンピュータ・通信政策委員会) 閣僚会合に総務大臣が出席し、ソウル宣言を採択 ・ASEAN情報通信閣僚会合に総務大臣が出席 ・APEC電気通信情報産業担当大臣会合に総務副大臣が出席 ・ITU「ICTと気候変動に関するシンポジウム」、テレコムアジア、WISA等への参加 ・経済成長著しいアジア・太平洋地域でのプレゼンス向上を目的とし、ICT分野における地域標準化活動に関するイニシアティブを獲得すべく、APT事務局長に我が国の擁立候補が再選 ・米・EUとの経済協議を通じて貿易問題の深刻化を事前に解決 ・インターネットガバナンスフォーラムに参加し、我が国の政策を世界に発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T) の採択国等の政府要人が参加する第一回ISDB-T インタナショナルフォーラムへ総務大臣が放送事業者・メーカー幹部等とともに出席し、リマ宣言を採択 ・南部アフリカ開発共同体 (SADC) 関連会合に出席しISDB-Tを紹介 ・情報通信分野における協力関係の強化を図るため日ASEAN情報通信大臣会合に総務大臣が参加し、協力施策について合意 ・総務大臣と中国の工業・情報化部長との間でICT分野における協力強化に関する合意文書に署名し、これに基づき日中ICT競争政策・規制制度セミナーを開催 ・総務省とインド通信・IT省との共催により「日印ICTセミナー」を開催し、日印間のICT協力強化に向け、官民合同による意見交換等を実施 ・総務大臣とインド電気通信規制庁長官との間で合意文書に署名。日印ICT成長戦略委員会を設け企業や有識者と意見交換を実施 ・総務大臣と韓国KCC委員長との間で、ICT協力強化に関する合意文書に署名。クラウドサービスについて政策対話を開始することで合意 ・米国FCCとの間のタスクフォースを設けてICT分野の国際的課題について意見交換、英・仏・フィンランド等と政策協議を実施 ・ITU「世界テレコム2009」への参加、ITUと共催により「安心・安全なインターネット環境整備に関する戦略対話」及び「ワイヤレスブロードバンド会議」を開催、APEC・OECDの関連会合へ出席 ・インターネットガバナンスフォーラムに参加し、我が国の政策を世界に発信 	

指標等	ICT分野に関する途上国との協力関係構築状況		
分析の視点	ICT分野の人材育成等を通じ、国際的なデジタルディバイド解消といった課題解決を推進していくために、諸外国との協力関係が構築できたか。		
目標値	7カ国以上	目標年度	21年度(単年度)
	19年度	20年度	21年度
	—	—	21カ国 (インドネシア、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、シンガポール、フィリピン、インド、中国、韓国、アルゼンチン、ブラジル、チリ、ペルー、ベネズエラ、エクアドル、ボリビア、パラグアイ、ボツワナ、南アフリカと協力関係を推進)

※平成19年度及び平成20年度と平成21年度とは、指標等が異なるため記載していない。

指標等	ICT分野に関する人材育成セミナー等の受講者数		
分析の視点	ICT分野の人材育成等を通じ、国際的なデジタルディバイド解消といった課題解決を推進していくために、諸外国との協力関係が構築できたか。		
目標値	200人以上	目標年度	21年度
	19年度	20年度	21年度
	—	—	296人 ・地上デジタル放送日本方式の採用検討国及び採用国を中心に地上デジタル放送に関する研修を実施。 ・アジア太平洋地域を中心に次世代ネットワーク、モバイル通信等に関する研修を実施。

※平成19年度及び平成20年度と平成21年度とは、指標等が異なるため記載していない。

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
参画した会議及び実施した意見交換結果の政策への反映状況	国際会議及び意見交換の結果が政策に適切に反映されているか。	・政策協議、国際会議等において共有した各国の情報通信分野における制度等の現状や通信・放送の融合等の政策課題への取組、気候変動等の地球規模の諸問題に対するICTの貢献等について国内政策の企画・立案に反映。	・引き続き、政策協議、国際会議等において共有した各国の情報通信分野における制度等の現状や通信・放送の融合等の政策課題への取組、気候変動等の地球規模の諸問題に対するICTの貢献等について国内政策の企画・立案に反映。	・政策協議、国際会議等において共有した各国の情報通信分野における制度等の現状や通信・放送の融合等の政策課題への取組に対するICTの貢献等について国内政策の企画・立案に反映。 ・米国FCC等へ積極的に我が国の情報通信政策に関する情報提供を行い、米国「国家ブロードバンド計画」等の政策策定プロセスに貢献。
国際機関に対する拠出金等により国際機関が実施した活動	我が国からの拠出金により、国際機関においてどのような活動が可能となったか。	—	・アジア・太平洋地域及びアラブ地域の標準化政策に携わる政府関係者等を対象とした総務省ITU標準化格差是正に関する研修を実施 ・アジア・太平洋地域におけるICTの発展に対応できる人材の不足を解消するための研修を14件、研究者・技術者交流プロジェクトを7件、また、デジタル・ディバイド解消のためのパイロットプロジェクトを4件実施。	・アジア・太平洋地域におけるICTの発展に対応できる人材の不足を解消するための研修を13件、研究者・技術者交流プロジェクトを7件、また、デジタル・ディバイド解消のためのパイロットプロジェクトを3件実施。

○ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進

海外におけるセミナー・シンポジウム及びミッション団派遣等に関しては、我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、チリ、アルゼンチン、ペルー、エクアドル、ベネズエラ、フィリピン等に採用・普及の働きかけを実施し、ISDB-T国際ナショナルフォーラム等のフォーラムやICTセミナーの開催を行った。

また、ICT 先進事業国際展開プロジェクトの実施については、ユビキタス・アライアンス・プロジェクトについて 15 件、ICT 先進実証実験事業について 5 件、サイバー特区事業について 11 件、国際標準化活動の強化について 16 件の実証実験を行ったほか、セミナー開催・海外要人招聘・関連調査等 21 件の海外普及支援活動を実施した。

なお、行政事業レビュー公開プロセスにおいて、平成 21 年度の事業として一定の成果が認められていること、今後の施策展開のために今回の事業の効果の適切な検証をすることが求められること、実証実験について国際展開のものと国内でのものが混在しているが明確にすべき等の指摘があった。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣等の実施状況		
分析の視点	我が国 ICT 産業の国際展開支援として、効果的にセミナー・シンポジウム等が実施されたか。		
目標値	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施	目標年度	21 年度(単年度)
	19 年度	20 年度	21 年度
	<p>・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、地上デジタル放送方式についてはチリ、アルゼンチン、フィリピン等、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野についてはベトナム、マレーシア等に総務大臣等が採用・普及の働きかけを実施。</p>	<p>・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、地上デジタル放送方式についてはチリ、アルゼンチン、ペルー、フィリピン等、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野についてはベトナム、マレーシア等に採用・普及の働きかけを実施。</p>	<p>・我が国 ICT 重点3分野の国際普及に向けて、地上デジタル放送方式についてはチリ、アルゼンチン、ペルー、エクアドル、ベネズエラ、フィリピン、南アフリカを含む南部アフリカ開発共同体(SADC) 等、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野についてはベトナム、インドネシア、ブラジル、アルゼンチン等に採用・普及の働きかけを実施</p> <p>・セミナー、シンポジウムの実施、ミッション団の派遣、下記の ICT 先進事業国際展開プロジェクトの実施等を効果的に組み合わせて働きかけを実施し、平成21年度中にペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドルにおいて地上デジタル放送日本方式採用が決定された。</p>

指標等	ICT 先進事業国際展開プロジェクトの実施状況		
分析の視点	ICT 産業の国際競争力強化や ICT による成長力強化を図るため、ICT 先進事業国際展開プロジェクトの実証実験等が実施されたか。		
目標値	実証実験等の実施	目標年度	22 年度
	19 年度	20 年度	21 年度
	—	—	<p>・ユビキタス・アライアンス・プロジェクトについて 15 件、ICT 先進実証実験事業について 5 件、サイバー特区事業について 11 件、国際標準化活動の強化について 16 件の実証実験を行ったほか、セミナー開催・海外要人招聘・関連調査等 21 件の海外普及支援活動を実施。</p>

※平成 19 年度及び平成 20 年度と平成 21 年度とは、指標等が異なるため記載していない。

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

(1) 政策の実施状況の分析

必要性	<p>二国間・多国間の政策協議については、我が国 ICT の発展を図る上で、円滑な国際関係の構築を進めるための手段として必要不可欠である。また、国際電気通信連合、アジア太平洋電気通信共同体などの国際機関において、ICT 分野における課題解決に向けた取組が進められていることから、国際機関等における会議への参画及び意見交換も必要性がある。</p> <p>また、ICT 産業の国際競争力の強化の主役は民間企業であるが、日本企業が国際市場に進出するための環境の整備を行うためには、政府が相手国の政策・規制当局に対して日本の優れた技術が採用されるように戦略的に働きかけることが必要である。このため、我が国が一定のアドバンテージを有すると認められる領域について海外普及支援等の一層の推進や国際標準化に向けた取組支援を行う必要性がある。具体的には、相手国の友好協力関係の構築、参入障壁となるような規制・制度面等に関する政府間対話、日本の優れた技術を紹介し採用を政府レベルで働きかけ等を組み合わせて実施することが必要である。</p>
-----	---

有効性	<p>二国間・多国間の政策協議、国際機関等会議への参画及び意見交換を実施することにより、円滑な国際関係の構築につながるるとともに、我が国のプレゼンス向上が実現。各種国際協力施策を進めることで、ICT分野の国際展開支援につながっている。途上国の社会・経済に対応したモデルシステムを構築し、当該国の政府機関等に対して、その「見える化」を実現することは、我が国システムの導入促進に有効である。平成21年度は地上デジタル放送日本方式の採用決定に向けて、セミナー・シンポジウム等の開催、ICT先進事業国際展開プロジェクトの実施、相手国政府内におけるキーパーソンへの働きかけ等を効果的に組み合わせて実施することにより、平成21年度中にペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドルにおいて地上デジタル放送日本方式採用が決定されており、我が国システムの導入促進に有効性が認められる。また、中国においてモデルシステムを構築したIPv6センサーネットワークを利用した環境マネジメントに関し、日中両国共同で国際標準化機関へ申請が実施しており、今後の同システムの国際展開に向けた有効性が認められる。</p>
効率性	<p>ICT分野における国際的な協力の推進及び課題解決については、二国間・多国間の政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施のみならず、人材育成研修を実施することにより、二国間・多国間の良好な関係構築の実現を図っている。ICT国際展開支援の推進については、リソースを集中するために重点分野を定めるとともに、実施に際しては、ミッション団派遣、セミナー・シンポジウムを官民で連携することで、民間が個別に蓄積しているノウハウも活用して、より効率的な施策推進を図っている。また、ICT先進事業国際展開プロジェクトは、我が国のICTにおいて国際競争力を有する重点3分野を中心に途上国の社会・経済ニーズに対応して行われている。</p>

(2) 総括的な評価

上記の分析を踏まえると、海外への情報発信、セミナー・シンポジウムの開催及びICT先進事業国際展開プロジェクトの実施を戦略的に取り進めること等により、重点3分野(地上デジタル放送方式、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野)における我が国ICT産業の海外展開支援を効率的に推進している。

また、二国間及び多国間協議等への積極的な参画を行うことにより、平成21年度中にICT先進国である米国や韓国等と連携を強化するとともに、成長著しいインド、中国、南米諸国、ASEAN諸国等と協力を推進する枠組みに合意すること等により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化への貢献を果たしているものと評価できる。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

	方向性の内容等	
二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献	<p>国際機関等を通じた多国間関係における取組については、引き続き積極的な参画を行い、国際的な課題解決のための強調及び貢献に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>今後の実施に当たっては、我が国ICT産業国際展開を戦略的に執り進めるためのセミナー・シンポジウム開催との関連も考慮した上で、より効率性を高める観点から、協議相手国を改めて検討すべき。</p>	
予算要求	○	我が国と諸外国及び国際機関とのICT分野に関する課題解決に向けた協調及び貢献が推進できるように、国際会議等への参画等に必要な予算を確保する。
制度	—	
実施体制	◎	特に二国間協議について、中南米地域、アジア各国及びアフリカなどを中心に拡充が必要となるところ、現在の事務体制では実施が困難であるところ、体制の拡充を図っていく。

		方向性の内容等
ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進	ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進については、ICT 重点3分野(地上デジタル放送方式、次世代 IP ネットワーク及びワイヤレス分野)における重点的な取組を行うなど、成果が上がっているところ、引き続き更なる成果を上げるため、複数の施策による総合的な展開の必要がある。	
	予算要求	◎ 「原ロビジョン2.0～ICT 維新ビジョン2.0～」,「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」及び「新たな情報通信技術戦略」などを踏まえ、引き続き、我が国 ICT 産業の国際競争力強化に向けて、国際的に我が国が強みを発揮し得る重要通信インフラ(地上デジタル放送方式、次世代 IP ネットワーク及びワイヤレス分野)の効率的な国際展開支援を進めるとともに、新たに ICT を組み込んだ次世代インフラシステム等の支援に係る予算要求を行う。
	制度	—
	実施体制	◎ 国際展開支援については、中南米地域、アジア各国及びアフリカなどの重点地域を中心に、より一層の国際展開支援活動推進が必要なところ、現在の実施体制では業務の遂行が困難であるため、体制の拡充を図っていく。

なお、ICT 先進事業国際展開プロジェクトについては、行政事業レビュー公開プロセスにおいて、平成 21 年度の事業として一定の成果が認められていること、今後の施策展開のために今回の事業の効果の適切な検証をすることが求められること、国際展開のものと国内のものが混在しているが重点化すべき等の指摘があったことを踏まえ、国際展開に資するものに重点化することとする。

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

二国間の協力について我が国 ICT 企業の国際展開支援活動との関連も考慮し実施するとともに、引き続き多国間枠組みにおける国際会議等への参画、貢献を行っていく。

ICT 国際展開に向けて、中南米地域、アジア各国及びアフリカなどの国について戦略的な重点対象とし、今後も引き続き、我が国 ICT 産業の国際競争力強化に向けて、地上デジタル放送、ワイヤレス、次世代 IP ネットワーク等の国際的に我が国が強みを発揮し得る重要通信インフラや課題解決型 ICT の効率的な展開支援を進めるとともに、新たに ICT を組み込んだ次世代インフラシステムの国際展開を図るためのプロジェクトの実施等の支援を進め、着実な成果の実現を図る。

6 学識経験を有する者の知見の活用

会合等	活用内容
ICT 先進事業国際展開プロジェクト評価会 (平成 21 年 4 月 6 日)	平成 21 年度の ICT 先進事業国際展開プロジェクトの実施テーマ決定に際しご意見を頂いた。
ICT 国際競争力会議 (平成 21 年 6 月 15 日)	「ICT 国際競争力強化プログラム」(平成 20 年 7 月に「ICT 国際競争力強化プログラム ver2.0」として改定)の進捗を評価するとともに、国際競争力強化のため今後 3 年程度を展望した行動計画として「ICT 国際競争力強化プログラム 2009」を検討
スマート・クラウド研究会 (平成 22 年 5 月 13 日)	クラウド技術の発達を踏まえた様々な課題について平成 21 年 7 月より包括的に検討を行い、平成 22 年 5 月に「スマート・クラウド研究会」報告書を取りまとめ
グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース(国際競争力強化検討部会) (平成 22 年 5 月 18 日)	グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォースにおいて、国際競争力強化に向けた議論が平成 21 年 10 月から開始され、平成 22 年 5 月 17 日には「中間とりまとめ」を実施

7 評価を行う過程において使用した資料

- ICT 改革促進プログラム(平成 19 年 4 月 20 日)
http://www.soumu.go.jp/pdf/070420_1.pdf
- 経済財政改革の基本方針 2008(平成 20 年 6 月 27 日)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizai/kakugi/080627kettei.pdf>

- IT 政策ロードマップ（平成 20 年 6 月 11 日）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080611honbun.pdf>
- 重点計画—2008（平成 20 年 8 月 20 日）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080820honbun.pdf>
- 経済財政改革の基本方針 2009（平成 21 年 6 月 23 日）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizai/kakugi/090623kettei.pdf>
- 「ICT 先進事業国際展開プロジェクト」の実施テーマの決定（平成 21 年 4 月 21 日）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin01_000011.html
- ICT 国際競争力強化プログラム 2009（平成 21 年 6 月 17 日）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin01_000018.html
- i-Japan 戦略 2015（平成 21 年 7 月 6 日）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/090706honbun.pdf>
- 新たな情報通信技術戦略（平成 22 年 5 月 11 日）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf>
- スマートクラウド研究会報告書（平成 22 年 5 月 17 日）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu02_000034.html
- グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース国際競争力強化検討部会
中間取りまとめ（平成 22 年 5 月 18 日）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000066361.pdf
- 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日）
<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>
- 新たな情報通信技術戦略 工程表（平成 22 年 6 月 22 日）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100622.pdf>

平成22年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策 16 郵政行政の推進	担当部局、 課室名	【情報流通行政局】郵政行政部企画課、検査監理室、郵便課、国際企画室、貯金保険課、信書便事業課																						
基本目標	<p>郵政民営化の確実かつ円滑な実施を図るとともに、信書の送達の事業への民間参入の推進により利用者の利便の向上の実現を目指す。</p> <p>また、国際分野においては、利用者利便の向上を図る観点から、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進する。</p>																								
政策の概要	<p>郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督業務（命令、報告等）を行うとともに、郵政民営化や諸外国の郵便制度改革など郵便及び信書便分野における新たな展開を踏まえ、郵便・信書便制度全般について包括的・抜本的に見直すための検討を実施する。信書便事業については、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。</p> <p>さらに、国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、万国郵便連合（UPU）等の議論に我が国政策を反映させていくために人的貢献や財政的貢献を継続的に行う。特に、UPU 大会議（4年に1度開催）、アジア＝太平洋郵便連合（APPU）大会議（4年に1度開催）においては、各種議案の審議に積極的に参画しつつ我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなどし、相互の理解を深める。</p> <p style="text-align: right;">[予算額：439百万円]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主な施策</th> <th style="width: 25%;">主な事業</th> <th style="width: 10%;">予算額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">担当課室</th> <th style="width: 30%;">関連する 政府方針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保による国民生活の向上及び国民経済の健全な発展</td> <td>郵政行政における適切な監督</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td>企画課 検査監理室 郵便課 貯金保険課 信書便事業課</td> <td>・郵政改革の基本方針</td> </tr> <tr> <td>国際郵便及び国際送金分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上</td> <td>国際政策の推進</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td>国際企画室 貯金保険課</td> <td>・UPU 憲章等</td> </tr> <tr> <td>信書の送達の事業への民間参入の推進による利用者の利便の向上</td> <td>郵便・信書便事業におけるユニバーサルサービス確保と競争環境整備</td> <td style="text-align: center;">31</td> <td>郵便課 国際企画室 信書便事業課</td> <td>・「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」報告書</td> </tr> </tbody> </table>					主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等	郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保による国民生活の向上及び国民経済の健全な発展	郵政行政における適切な監督	23	企画課 検査監理室 郵便課 貯金保険課 信書便事業課	・郵政改革の基本方針	国際郵便及び国際送金分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上	国際政策の推進	51	国際企画室 貯金保険課	・UPU 憲章等	信書の送達の事業への民間参入の推進による利用者の利便の向上	郵便・信書便事業におけるユニバーサルサービス確保と競争環境整備	31	郵便課 国際企画室 信書便事業課	・「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」報告書
主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等																					
郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保による国民生活の向上及び国民経済の健全な発展	郵政行政における適切な監督	23	企画課 検査監理室 郵便課 貯金保険課 信書便事業課	・郵政改革の基本方針																					
国際郵便及び国際送金分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上	国際政策の推進	51	国際企画室 貯金保険課	・UPU 憲章等																					
信書の送達の事業への民間参入の推進による利用者の利便の向上	郵便・信書便事業におけるユニバーサルサービス確保と競争環境整備	31	郵便課 国際企画室 信書便事業課	・「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」報告書																					

指標等の状況	指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
	日本郵政グループ各社等の監督	郵政事業の確実かつ適正な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対して適切な監督を行っているか。	郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持等、郵政事業の確実かつ適正な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対して、命令・報告徴求等、必要な措置を講じた。		
UPU 活動への人的貢献 (職員の派遣)	我が国の政策を反映させるための対 UPU 活動が円滑に進んでいるか。		1名	1名	1名
UPU 活動への財政的貢献 (分担金)			191百万円 (1,968千スイフアン)	198百万円 (2,000千スイフアン)	189百万円 (2,146千スイフアン)
信書便事業者数	信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会の拡大が図られているか。		253	283	317
		1号役務 (90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)	206	235	263
		2号役務 (3時間以内の送達の役務)	96	103	113
		3号役務 (1,000円超の料金の役務)	124	141	164
政策の実施状況とその分析及び総合的な評価	【政策の実施状況】				
	<p>① 郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保による国民生活の向上及び国民経済の健全な発展については、「かんぽの宿」等の譲渡に係る問題や心身障害者用低料第三種郵便制度の不適正利用事案など、日本郵政グループのガバナンス上の問題について、個別事案ごとに監督上の命令や報告徴求等の行政措置を講じることにより、監督業務を実施してきた。</p> <p>また、今後、日本郵政グループが負う責務を適切に遂行していく体制整備の検討に資することを目的として、総務省顧問、学識経験者、弁護士及び公認会計士から構成される「日本郵政ガバナンス検証委員会」を発足させ、過去に問題となった事案の検証を通じて、日本郵政グループのガバナンス上の問題の洗い出しを行った。</p> <p>② これらのほかにも、国際郵便等に関する政策協調推進のための UPU に対する人的・財政的貢献や、信書便に関する利用者の認知度の向上を図るための周知・広報活動を推進した。</p>				
政策の実施状況とその分析及び総合的な評価	【政策の実施状況の分析】				
	<p>① 現在の郵政民営化以降は、日本郵政グループ等のガバナンス上の問題等が発生した場合には、個別事案ごとに命令・報告徴求等の行政措置を講じることにより、監督業務を実施してきたところである。さらに、公益性・公共性の高い日本郵政グループが適切に責務を遂行していくために必要となるガバナンス体制の在り方についての検討を行うため、平成 22 年 1 月、「日本郵政ガバナンス検証委員会」を発足させ、不動産取引、宅配便統合、クレジットカード業者・グループ広告責任代理店等の選定などの過去に問題となった事案の個別事案の検証を行い、その結果を公表するとともに、現経営陣にガバナンス体制の検討を求めたところである。</p> <p>② 国際郵便等の分野については、第 24 回 UPU 大会議において採択された連合の文書が国会における承認を経て平成 22 年 1 月より施行され、円滑な国際郵便事業の運営が確保された。また、信書便分野については、平成 22 年 3 月に特定信書便事業者であることを示す「特定信書便マーク」を制定するなど、制度の周知・広報活動を推進した。</p>				

	<p>【総括的な評価】</p> <p>郵政改革は、平成 21 年 10 月に閣議決定された「郵政改革の基本方針」に基づき、進められているところであり、第 173 回国会では郵政株式処分凍結法が成立し、第 174 回国会では郵政改革関連法案が提出されたが、参議院において審議未了廃案となった。今後、現在の郵政民営化における問題点の解消等を目的とする郵政改革を着実に推進するために、適切に郵政行政を推進していくことが求められる。</p> <p>他方、民営化後の日本郵政グループのガバナンスを巡る諸問題が多発したが、「日本郵政ガバナンス検証委員会」の個別検証により、具体的な問題を明らかにするとともに、当該検証結果を踏まえ、今後の日本郵政グループのあるべきガバナンスについて、現経営陣による検討が開始している。</p> <p>また、国際郵便等の分野や信書便分野についても、制度整備や周知・広報活動といった必要な措置を講じた。</p> <p>このように、基本目標の達成に向け、着実に前進しているものと評価できる。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>制度の企画立案に係る各種調査研究については、行政事業レビューの結果を踏まえ、一般競争入札における仕様内容等を見直し、今後はより多くの入札者の参加を募る必要がある。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>郵政民営化の実施後、2 年が経過しているが、現行民営化制度の多くの問題が明らかになっている。今後は、当該問題を解消することにより、国民共有の財産である郵便局ネットワークを維持するとともに、郵便・貯金・保険を郵便局を通じて一体的に提供できるよう、郵政改革関連法案の成立及び関係政省令の整備等、制度整備を図ることとしている。</p> <p>また、「日本郵政ガバナンス検証委員会」の個別事案の検証により、日本郵政グループのガバナンス上の問題点も明確になっている。公共性・公益性が高い日本郵政グループが適切にその責務を遂行していくためには、適切なガバナンス体制による事業運営が必要であるが、当部としては、監督業務を適切に果たすこと等により、日本郵政グループがその責務を適切に遂行できるよう体制の整備を進めていく。</p> <p>また、国際分野においては、利用者利便の向上を図る観点から、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応の推進を図る。</p>
<p>その他関連データ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本郵政ガバナンス検証委員会」の発足 ・「特定信書便マーク」の制定

平成22年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報流通行政局郵政行政部企画課

検査監理室、郵便課、国際企画室、貯金保険課、信書便事業課

評価年月 平成22年8月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策16 郵政行政の推進

（基本目標）

郵政民営化の確実かつ円滑な実施を図るとともに、信書の送達の事業への民間参入の推進により利用者の利便の向上の実現を目指す。

また、国際分野においては、利用者利便の向上を図る観点から、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進する。

（政策の概要）

郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督業務（命令、報告等）を行うとともに、郵政民営化や諸外国の郵便制度改革など郵便及び信書便分野における新たな展開を踏まえ、郵便・信書便制度全般について包括的・抜本的に見直すための検討を実施する。信書便事業については、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。

さらに、国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、万国郵便連合（UPU）等の議論に我が国政策を反映させていくために人的貢献や財政的貢献を継続的に行う。特に、UPU 大会議（4年に1度開催）、アジア＝太平洋郵便連合（APPU）大会議（4年に1度開催）においては、各種議案の審議に積極的に参画しつつ我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなどし、相互の理解を深める。

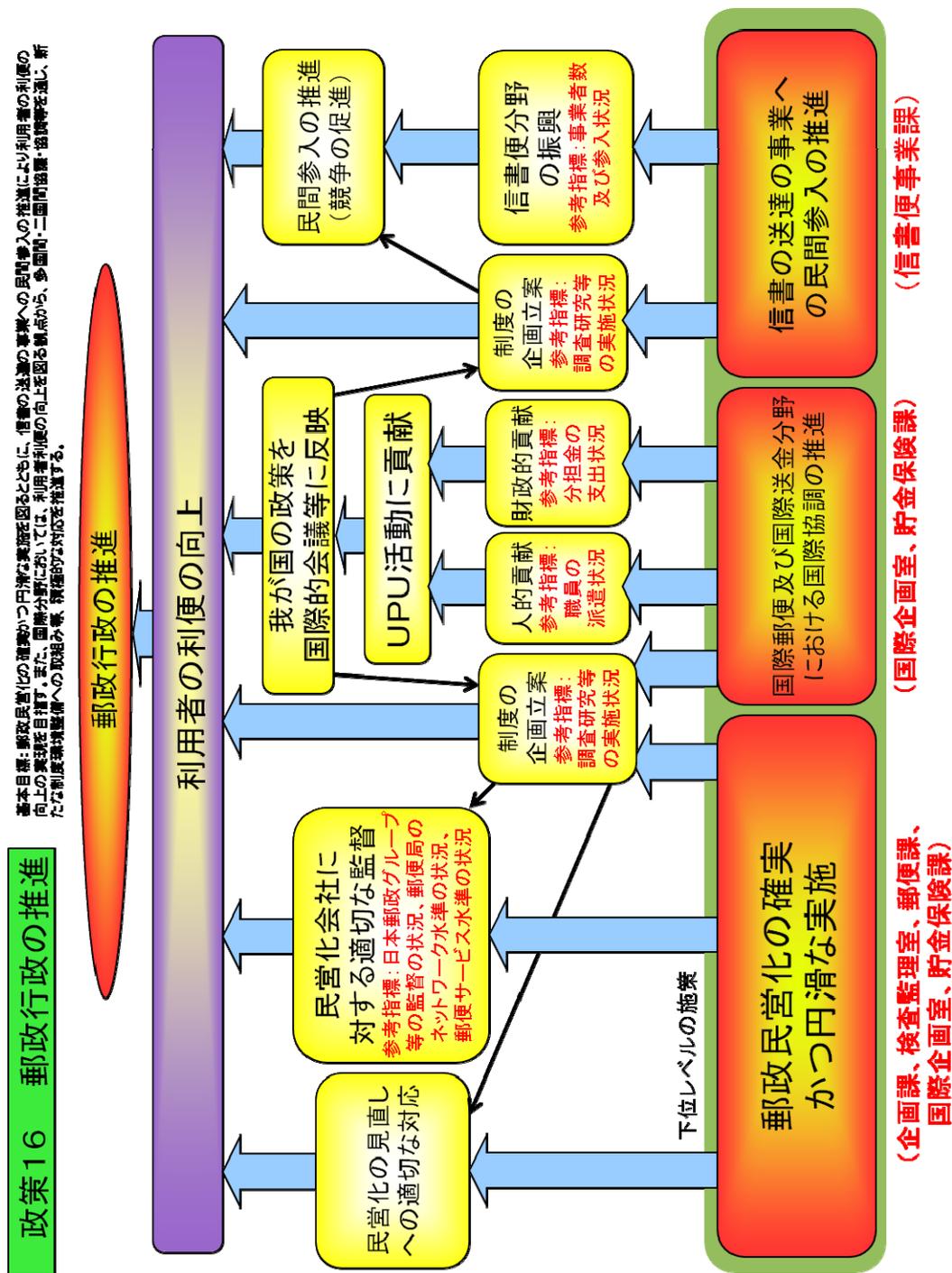
平成21年度における主な施策

主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保による国民生活の向上及び国民経済の健全な発展	<u>郵政行政における適切な監督</u> 日本郵政グループ各社等及び民間事業者による信書の送達について、業務の適正な運営を確保する観点から、必要な監督及び検査等を行う。	23	企画課 検査監理室 郵便課 貯金保険課 信書便事業課	郵政改革の基本方針（平成21年10月20日閣議決定）
国際郵便及び国際送金分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上	<u>国際政策の推進</u> 郵政行政に係る国際関係事務の円滑な推進のため、諸外国事情の情報収集・調査、関連する国際会議等への出席等を行う。	51	国際企画室 貯金保険課	UPU 憲章等
信書の送達の事業への民間参入の推進による利用者の利便の向上	<u>郵便・信書便事業におけるユニバーサルサービス確保と競争環境整備</u> 郵便・信書便事業分野におけるユニバーサルサービスの確保、信書便事業の活性化等についての検討等を行うことにより、ユニバーサルサービスを確保しつつ健全な競争環境を整備し、同事業分野の健全な発展を図る。	31	郵便課 国際企画室 信書便事業課	「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」報告書（平成20年7月2日）

(平成 21 年度予算額)

439 百万円

(基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」))



2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

郵政民営化により郵政事業の実施主体が日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に分割されるとと

もに、日本郵政株式会社がその保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分するものとされた結果、郵政事業の経営基盤が脆弱となり、その役務を郵便局で一体的に利用することが困難となるとともにあまねく全国において公平に利用できることについての懸念が生じている。

このため、政府は、郵政事業の経営形態の見直し、郵政事業に係る基本的な役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保するため、「郵政改革の基本方針（平成 21 年 10 月 20 日）」を閣議決定し、郵政事業の抜本的な見直しに取り組むこととなった。

（２）関係する内閣の重要方針（主なもの）

重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
郵政改革の基本方針（閣議決定）	平成 21 年 10 月 20 日	郵政事業の抜本的見直し（郵政改革）については、国民生活の確保及び地域社会の活性化等のため、日本郵政グループ各社等のサービスと経営の実態を精査するほか、以下によるものとして検討を進め、その具体的な内容をまとめた「郵政改革法案」（仮称）を次期通常国会に提出し、その確実な成立を図るものとする。 （以下略）
第 173 回国会（臨時会）本会議における総理大臣所信表明	平成 21 年 10 月 26 日	生活の利便性を確保し、地域社会を活性化するため、郵便局ネットワークを地域の拠点として位置付けるなど、郵政事業の抜本的な見直しに向けて取り組んでまいります。
第 174 回国会（常会）本会議における総理大臣施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	地域の住民の生活を支える郵便局の基本的なサービスが、地域を問わず一体的に利用できるようユニバーサルサービスを法的に担保するとともに、現在の持株会社・四分社化体制の経営形態を再編するなど、郵政事業の抜本的な見直しを行ってまいります。
第 174 回国会（常会）総務委員会における総務大臣所信表明	（衆議院） 平成 22 年 2 月 18 日 （参議院） 平成 22 年 3 月 9 日	郵政事業に関する国民の権利を保障することが重要です。昨年は「郵政改革の基本方針」を閣議決定いたしました。 郵便局ネットワークが、国民生活の確保や地域社会の活性化等に貢献できるよう、亀井大臣と連携して具体的な経営形態等の検討を行い、今国会において、郵政改革のための法案の成立を目指します。

3 政策の実施状況

- 郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保による国民生活の向上及び国民経済の健全な発展

「かんぽの宿」等の譲渡に係る問題や心身障害者用低料第三種郵便制度の不適正利用事案など、日本郵政グループのガバナンス上の問題について、個別事案ごとに監督上の命令や報告徴求等の行政措置を講じることにより、監督業務を実施してきた。

また、今後、日本郵政グループが負う責務を適切に遂行していく体制整備の検討に資すことを目的として、総務省顧問、学識経験者、弁護士及び公認会計士から構成される「日本郵政ガバナンス検証委員会」を発足させ、過去に問題となった事案の検証を通じて、日本郵政グループのガバナンス上の問題の洗い出しを行った。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

参考となる指標その他参考となる情報

指標等	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
日本郵政グループ各社等の監督の状況(命令、報告徴求等)	郵政事業の確実かつ適正な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対して適切な監督を行っているか。	<p>郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持等、郵政事業の確実かつ適正な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対して、以下のとおり命令・報告徴求等の必要な措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本郵政株式会社に対しては、「かんぽの宿」等のオリックス不動産株式会社への譲渡に関して、平成 21 年 4 月、不動産売却等についての改善・是正に必要な措置を講じるよう命令等を行った。また、同年 7 月、平成 21 年度事業計画の変更之际、「かんぽの宿」等に係る運用又は管理の状況について、報告を行うよう条件を付した。 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社に対しては、郵便認証司でない社員による内容証明及び特別送達の郵便物に係る不適正な認証事務について、郵便事業株式会社に平成 20 年 5 月、郵便局株式会社に同年 9 月、それぞれ報告徴求を行った。 郵便事業株式会社に対しては、平成 20 年 11 月に発覚したねんきん特別便等の郵便物残留事故について、同年 12 月に適正な業務運行体制の確立などの体制整備の早急な実施や適正な業務運行のための必要な措置を講ずるよう命令を行った。また、平成 21 年 3 月にゆうパック残留事故が再発したことから、同年 3 月、平成 20 年 12 月の命令の再徹底を含む新たな命令を行った。 さらに、新聞報道等により明らかになった心身障害者用低料第三種郵便制度の不適正利用について、平成 20 年 12 月に当該制度の適正運営のための必要な措置を講ずるよう命令を行った。また、平成 21 年 3 月に報告があった再発防止策について、追加的な対策の必要性を再検証するため、同年 6 月に新たな命令を行った。 郵便局株式会社に対しては、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険との間で締結している受託契約に基づく業務において、平成 21 年 4 月以降に発覚した高額な横領犯罪を受け、同年 8 月に過去の横領事件の内容等について報告徴求を行った。また、同社から報告された内容から、役職者に対する内部牽制体制等が不十分であることや研修・検査の形骸化等が明らかになったため、同年 12 月に再発防止の徹底を目的とする改善策の再検討及び着実な実施について命令を行った。 株式会社かんぽ生命保険及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対しては、保険金等の過不足払いについて金融庁が実施した検査結果に係る改善策の実施状況について、平成 21 年 6 月に報告徴求を行った。 また、郵政公社時代の簡易生命保険の顧客情報が流出していることが平成 21 年 10 月に判明したことから、同年 10 月、事実関係、顧客対応策、再発防止策等について報告徴求を行った。 さらに、今後の日本郵政グループの健全な業務運営、事業展開の在り方の検討に資すべく、平成 22 年 1 月、「日本郵政ガバナンス検証委員会」を発足させ、日本郵政グループのガバナンスの在り方について第三者による検討を行った。その結果、総務省に対し、事業計画への記載等を通して郵政事業をめぐるリスクを早期に把握して対応することが求められた。 		

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度																																				
郵便局のネットワーク水準の状況	利用者の利便を維持するためのネットワーク水準が維持されているか。	<p>郵便局株式会社の事業計画において、「郵便局の設置に関する計画」の届出を受けており、郵便局株式会社法施行規則第2条に定める基準により郵便局が設置されている。</p> <p><参考：郵便局数の推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直営局</td> <td>20,243局</td> <td>20,246局</td> <td>20,236局</td> </tr> <tr> <td>簡易局</td> <td>4,297局</td> <td>4,293局</td> <td>4,295局</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,540局</td> <td>24,539局</td> <td>24,531局</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、簡易郵便局の一時閉鎖対策として、同社において移動郵便局や出張サービス等の取組が行われている。</p> <p><参考：一時閉鎖中の簡易郵便局数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時閉鎖</td> <td>438局</td> <td>354局</td> <td>242局</td> </tr> </tbody> </table> <p><参考：一時閉鎖対策実施箇所></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動郵便局サービス（車両数）</td> <td>2箇所（1台）</td> <td>5箇所（2台）</td> <td>5箇所（2台）</td> </tr> <tr> <td>出張サービス</td> <td>68箇所</td> <td>121箇所</td> <td>90箇所</td> </tr> </tbody> </table>				19年度	20年度	21年度	直営局	20,243局	20,246局	20,236局	簡易局	4,297局	4,293局	4,295局	合計	24,540局	24,539局	24,531局		19年度	20年度	21年度	一時閉鎖	438局	354局	242局		19年度	20年度	21年度	移動郵便局サービス（車両数）	2箇所（1台）	5箇所（2台）	5箇所（2台）	出張サービス	68箇所	121箇所	90箇所
	19年度	20年度	21年度																																					
直営局	20,243局	20,246局	20,236局																																					
簡易局	4,297局	4,293局	4,295局																																					
合計	24,540局	24,539局	24,531局																																					
	19年度	20年度	21年度																																					
一時閉鎖	438局	354局	242局																																					
	19年度	20年度	21年度																																					
移動郵便局サービス（車両数）	2箇所（1台）	5箇所（2台）	5箇所（2台）																																					
出張サービス	68箇所	121箇所	90箇所																																					
郵便サービス水準の状況	利用者の利便を維持するためのサービス水準が維持されているか。	<p>郵便事業株式会社の事業計画において、「郵便のサービス水準の維持」との方針が示されており、また、同社において、郵便送達日数調査を実施することにより、郵便サービス水準の維持に努めている。</p>																																						
郵政事業に係る制度の企画立案の状況	制度の企画立案に資するための調査研究等が実施されているか。	<p>郵政事業に係る制度の企画立案に資するため、諸外国の郵便等に関する調査研究等を実施。</p>																																						

- 国際郵便及び国際送金分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上
国際郵便等に関する政策協調推進のためのUPUに対する人的財政的貢献を行った。

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

参考となる指標その他参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
UPU 活動への人的貢献（職員の派遣）	我が国の政策を反映させるための対UPU活動が円滑化しているか。	1名	1名	1名
UPU 活動への財政的貢献（分担金）	我が国の政策を反映させるための対UPU活動が円滑に進んでいるか。	191百万円 (2,031千スイスフラン)	198百万円 (2,000千スイスフラン)	189百万円 (2,146千スイスフラン)

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
UPU 等に係る制度の企画・立案の状況	円滑な国際郵便事業の運営が確保されているか。	<p>UPU の各種会合に積極的に参画し、条約類の改正等に係る審議において我が国の政策・考え方が反映されるよう努めた。</p> <p>特に平成 20 年 7 月～8 月に開催された第 24 回 UPU 大会議においては、UPU 加盟国全体として環境問題への取組みを促す勧告案等 3 件の本邦提案がすべて採択されたほか、郵便業務理事会理事国選挙では第 1 位（40 カ国中）で当選した。</p> <p>第 24 回 UPU 大会議において採択された国際郵便のルール等を定めた連合の文書（万国郵便連合憲章第八追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書、万国郵便条約及び郵便送金業務に関する約定）については、平成 21 年 11 月、第 173 回国会において承認され、平成 22 年 1 月に施行された。</p>		

○ 信書の送達の事業への民間参入の推進による利用者の利便の向上

信書便に関する利用者の認知度の向上を図るための周知・広報活動を推進した。

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度	
信書便事業者数	信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会の拡大が図られているか。	253 者	283 者	317 者	
＜参考：役務別 信書便事業者数＞					
		役務	19 年度	20 年度	21 年度
		1 号役務（90 cm 超又は 4 kg 超の信書便物の送達の役務）	206 者	235 者	263 者
		2 号役務（3 時間以内の送達の役務）	96 者	103 者	113 者
		3 号役務（1,000 円超の料金の役務）	124 者	141 者	164 者
信書便事業者の参入状況	信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会の拡大が図られているか。	42 者	36 者	37 者	
＜参考：役務別 信書便事業者数＞					
		役務	19 年度	20 年度	20 年度
		1 号役務（90 cm 超又は 4 kg 超の信書便物の送達の役務）	31 者	32 者	30 者
		2 号役務（3 時間以内の送達の役務）	19 者	9 者	9 者
		3 号役務（1,000 円超の料金の役務）	22 者	19 者	25 者
信書の送達の事業における一層の競争の促進のための制度の企画立案の状況	ユニバーサルサービスが確保され、競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度が適切に検討されているか。	<p>平成 19 年 2 月から始まった「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、同年 6 月に郵便・信書便制度の見直しに関する論点整理を行った後、11 月に中間報告を、また、平成 20 年 7 月にユニバーサルサービスを確保しつつ郵便・信書便分野の競争を促進させ利用者利便の向上に資するためのあるべき制度の方向性を提示した最終報告をとりまとめた。</p>			

※ 信書便事業者数及び信書便事業者の参入状況について、一の事業者が提供するサービスが複数の役務区分にまたがることもあるため、役務区分別事業者数の合計は事業者総数と必ずしも一致しない。

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

(1) 政策の実施状況の分析

現在の郵政民営化以降は、日本郵政グループ等のガバナンス上の問題等が発生した場合には、個別事案ごとに命令・報告徴求等の行政措置を講じることにより、監督業務を実施してきたところである。さらに、公益性・公共性の高い日本郵政グループが適切に責務を遂行していくために必要となるガバナンス体制の在り方についての検討を行うため、平成 22 年 1 月、「日本郵政ガバナンス検証委員会」を発足させ、不動産取引、宅配便統合、クレジットカード業者・グループ広告責任代理店等の選定などの過去に問題となった事案の個別事案の検証を行い、その結果を公表するとともに、現経営陣にガバナンス体制の検討を求めたところである。

国際郵便等の分野については、第 24 回 UPU 大会議において採択された連合の文書が国会における承認を経て平成 22 年 1 月より施行され、円滑な国際郵便事業の運営が確保された。また、信書便分野については、平成 22 年 3 月に特定信書便事業者であることを示す「特定信書便マーク」を制定するなど、制度の周知・広報活動を推進した。

(2) 総括的な評価

郵政改革は、平成 21 年 10 月に閣議決定された「郵政改革の基本方針」に基づき進められているところであり、第 173 回国会では郵政株式会社処凍結法が成立し、第 174 回国会では郵政改革関連法案が提出されたが、参議院において審議未了廃案となった。今後、現在の郵政民営化における問題点の解消等を目的とする郵政改革を着実に推進するために、適切に郵政行政を推進していくことが求められる。

他方、民営化後の日本郵政グループのガバナンスを巡る諸問題が多発したが、「日本郵政ガバナンス検証委員会」の個別検証により、具体的な問題を明らかにするとともに、当該検証結果を踏まえ、今後の日本郵政グループのあるべきガバナンスについて、現経営陣による検討が開始している。

また、国際郵便等の分野や信書便分野についても、制度整備や周知・広報活動といった必要な措置を講じた。

このように、基本目標の達成に向け、着実に前進しているものと評価できる。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

	方向性の内容等	
郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保による国民生活の向上及び国民経済の健全な発展	日本郵政グループ等の監督に当たっては、郵政事業の確実かつ適正な実施によって郵政事業に係る国民の権利が保障されるよう、命令・報告徴求等の監督上の措置を講じる。	
	予算要求	◎
	制度	◎
	実施体制	○
国際郵便及び国際送金分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上	国際郵便等の分野については、職員派遣や分担金拠出のほか、UPU における環境対策の強化や条約の法的安定性の確保等、UPU の諸活動に対し人的・財政的に貢献する。	
	予算要求	○
	制度	○
	実施体制	○

		方向性の内容等	
信書の送達の事業への民間参入の推進による利用者の利便の向上	制度の一層の周知や信書便事業の更なる活性化を図るとともに、必要な制度改善等に向けた検討を行う。		
	予算要求	○	信書便制度の企画・立案に資する予算要求を適時適切に検討する。
	制度	○	必要に応じて適時適切に必要な見直しを行う。
	実施体制	○	

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

郵政民営化の実施後、2年が経過しているが、現行民営化制度の多くの問題が明らかになっている。今後は、当該問題を解消することにより、国民共有の財産である郵便局ネットワークを維持するとともに、郵便・貯金・保険を郵便局を通じて一体的に提供できるよう、郵政改革関連法案の成立及び関係政省令の整備等制度整備を図ることとしている。

また、「日本郵政ガバナンス検証委員会」の個別事案の検証により、日本郵政グループのガバナンス上の問題点も明確になっている。公共性・公益性が高い日本郵政グループが適切にその責務を遂行していくためには、適切なガバナンス体制による事業運営が必要であるが、当部としては、監督業務を適切に果たすこと等により、日本郵政グループがその責務を適切に遂行できるよう体制の整備を進めていく。

また、国際分野においては、利用者利便の向上を図る観点から、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応の推進を図る。

なお、制度の企画立案に係る各種調査研究については、平成22年度総務省行政事業レビューの結果を踏まえ、一般競争入札における仕様内容等を見直し、今後はより多くの入札者の参加を募る必要がある。

6 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 情報通信行政・郵政行政審議会

平成20年9月29日に第一回を開催して以来、郵政行政分科会において郵便約款の変更の認可や、特定信書便事業の許可等について諮問。

(2) 政策評価の有識者からの意見

平成22年6月17日、三菱UFJリサーチ&コンサルティング高崎氏から、本政策については「現在、郵政改革の実行中であり、現時点において評価を行うことは難しい。将来、郵政改革の結果を踏まえた上で、評価をすべき。」とのコメントをいただいた。

7 評価を行う過程において使用した資料

(1) 郵政民営化の確実かつ円滑な実施

- 日本郵政ガバナンス検証委員会の発足
http://www.soumu.go.jp/main_content/000050035.pdf
- 日本郵政ガバナンス検証委員会／日本郵政ガバナンス問題調査専門委員会
<http://www.soumu.go.jp/yusei/governance/index.html>
- 日本郵政株式会社の平成21年事業年度事業計画の変更の認可
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu14_000018.html

(2) 国際郵便及び郵便送金分野における国際協調の推進

- 万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書、万国郵便条約及び郵便送金業務に関する約定（平成21年11月30日承認、平成22年1月1日施行）

(3) 信書の送達の事業への民間参入の推進

- 信書便事業者一覧

http://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html

- 「特定信書便マーク」の制定

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu17_000011.html

平成 22 年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策20 消防防災体制の充実強化	担当部局、課室名	消防庁総務課 他 14課室				
基本目標	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は、大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。						
政策の概要	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。 [予算額:57,841百万円]						
	主な施策	概要 (主な事業の例)	H21 予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等		
	消防団の入団促進・活動支援	消防団の新戦力の確保	100	防災課	自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン		
	緊急消防援助隊の充実強化	緊急消防援助隊の装備の充実強化	9,750	応急対策室 参事官	平成 21 年度予算編成の基本方針 等		
	小規模施設における防火安全対策の推進	防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備	3,566	予防課	小規模施設に対応した防火安全対策に関する検討会報告書		
	救急業務実施体制の充実	救急隊員の教育・訓練資機材の配備	1,458	救急企画室	第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説		
指標等の状況	指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年	20 年	21 年
	消防団員数	対前年増	21 年度	地域防災の中核的存在であり、かつ、地域防災力の向上に必要な消防団員は増えているか。	892,893	888,900	885,394
	緊急消防援助隊の隊数	概ね 4,500 隊	25 年度	災害に迅速かつ効果的に対応するため、全国的見地から整備されている緊急消防援助隊の増強は進んでいるか。	3,751	3,960	4,165
	住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)	平成 17 年の半減(610 人)	23 年度	火災予防施策により住宅火災による人命被害が軽減されているか。	1,148	1,123	1,023
	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの)	実施率の向上	23 年度	住民に対する応急手当の普及啓発活動等により、心肺機能停止傷病者への応急手当実施率が着実に上昇しているか。	39.2 (19 年中)	40.7 (20 年中)	調査中
政策の実施状況とその分析及び総合的な評価	【政策の実施状況とその分析】 ・消防団を核とした住民等による地域防災力の強化 地域防災力の中核的存在である消防団の団員数は平成 21 年4月現在で 885,394 人と前年同時期と比べ 3,506 人の減少となっているが、その減少幅は年々小さくなっており、580 団体では増加している。また、女性消防団員は 17,879 人と前年同時期から 1,180 人増加している。これらのことから消防団員の確保対策に有効性が認められるものの、今後においても消防団の強化のため団員数が増加に転じるような方策を引き続き検討する。 また、事業所が勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、消防団への協力により事業所の社会貢献が認められる消防団協力事業所表示制度を導入している市町村数については平成 21 年 10 月 1 日現在で 601 市町村であり、平成 20 年 10 月 1 日現在の 409 市町村と比べ、確実に増加しており施策の有効性が認められる。						

	<p>・緊急消防援助隊の充実強化 大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊は、平成 25 年度末の登録部隊数の目標、4,500 隊に向け、平成 22 年4月 1 日現在で 4,264 隊(対前年比 99 隊増)と順調に進捗していることから、施策の有効性が認められる。</p> <p>・国民保護訓練の実施 国民保護訓練の実施により、化学剤、生物剤、爆発物等を用いた様々な国民保護事案への対応能力の向上を図ることができるが、平成 20 年度は 66 回、平成 21 年度は 78 回と着実に国民保護訓練が実施された。</p> <p>・住環境における火災による被害の低減 住宅火災による死者数は平成 15 年以降連続して 1,000 人を超えるなど高水準が続いている。こうした状況を踏まえ、平成 16 年6月に、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法改正(新築住宅については、平成 18 年6月1日から、既存住宅については、平成 23 年6月までの各市町村条例で定める日から適用。)を行いシンポジウムの開催や各種関係機関・報道機関に情報提供するなどの取組を行った結果、住宅火災による死者数は平成 17 年の 1,220 人から平成 19 年の 1,148 人、平成 20 年 1,123 人、平成 21 年 1,023 人と着実に減少しており、施策の有効性が認められる。</p> <p>・応急手当実施率の向上 平成 20 年における応急手当実施率は、40.7%であり、平成 18 年は 35.3%、平成 19 年は 39.2%と確実に増加しており、施策の有効性が認められる。</p> <p>・救命率の向上 平成 20 年中に救急搬送された心肺機能停止傷病者搬送人員のうち、心原性かつ一般市民により目撃のあった症例の1カ月後生存率は、10.4%(前年比 0.2 ポイント増)であり、1カ月後の社会復帰率についても、6.2%(前年比 0.1 ポイント増)となっており、施策の有効性が認められる。</p> <p>・救急業務実施体制の充実 平成 21 年 4 月 1 日現在、救急自動車に占める高規格救急自動車の割合は、79.6%である。平成 19 年 4 月現在 74.7%から H20 年 4 月現在へ 1.6 ポイント増加しているのに比較し、平成 20 年 4 月現在 76.3%から 3.3 ポイントと増加率が上昇している。また、救急隊数に対する高規格救急自動車数は、平成 20 年度から 4.1 ポイント増加して 96.5%となっており、施策の有効性が認められる。</p> <p>【総括的な評価】 本政策について、指標の達成状況をみると、「緊急消防援助隊の隊数」や「住宅火災による死者数(放火自殺者を除く。)」など目標年度に向けて着実に実施しており、「国民保護訓練の実施件数」や「消防団協力事業所表示制度導入市町村数」など平成 21 年度に目標年度を迎えた指標については概ね半数の指標において目標を達成していることから、政策の基本目標に向け取組の効果が現れていることが認められるが、目標を達成できていない指標については、今後の対応について検討する。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>・市民の救急相談に応じる窓口の設置(救急安心センターモデル事業)について、廃止の評決を受けたところ。評決を踏まえ、今後の施策のあり方を再検討する。</p> <p>・消防防災体制等の整備に係る技術研究開発に必要な経費について、「更なる見直し、改善が必要」と所見を受け、事業内容を重要性、緊急性の高いものに絞り込み、事業の重点化を図る。</p> <p>・国民保護訓練負担金に必要な経費について「更なる見直し、改善が必要」と所見を受け、訓練内容等の見直しを行う。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>・地域における総合的な防災力の強化のためには、消防団や自主防災組織、婦人(女性)防火クラブ等の地域に密着した団体の活動支援、連携強化とともに、民間企業とも協働し、住民と行政が一体となった地域防災力を向上させることが課題である。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進(目標値:平成 25 年度に防災拠点となる公共施設等の耐震率 85%)</p>

など災害に負けない施設等の整備も課題となっている。

- ・全国各地で自然災害による被害が発生していることや、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震の発生が切迫性が指摘されていることもあり、今後とも緊急消防援助隊の部隊・資機材の増強(目標値:緊急消防援助隊の隊数を平成 25 年度に概ね 4,500 隊)を進めるとともに、様々な災害を想定した訓練の実施、関係機関との連携を積極的に推進すること及び、消防の広域化の推進、消防救急無線のデジタル化推進などにより国内の消防防災体制の一層の充実を図ることが課題である。また、地方公共団体における国民保護の取り組みについて、国民保護計画等の検証や職員の対処能力の向上及び国等関係機関との連携強化を図るために、地方公共団体それぞれにおける国民保護への取組状況を勘案しながら、新たな事態の想定など訓練内容を充実させるとともに繰り返し国民保護共同訓練を実施していくことが課題となっている。さらに、北朝鮮のミサイル発射事案や海外での大地震などの国際情勢に対応し、国民保護体制の強化や海外への支援体制の強化も重要な課題となっている。
- ・年間1千人を超える住宅火災による死者を半減させるため(目標値:平成 23 年度に平成 17 年の 1,220 人からの半減)、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の一層の推進が課題となっており、特に、住宅用火災警報器については平成 23 年 6 月までには全国で義務化されることから、普及促進の取組を推進している。また、近年発生した小規模な認知症高齢者グループホーム及びカラオケボックス店等における火災を踏まえ、火災の検証や研究を行うとともにその対応策を検討するなど建築物における防火安全対策が重要な課題となっている。また、危険物施設における事故対策についても重要な課題となっている。
- ・昨年施行された改正消防法を踏まえ、消防機関と医療機関の連携を一層強化させるとともに、医療技術の進歩や、救急救命士が実施できる処置範囲の拡大に伴い、救急業務の高度化を引き続き推進することが重要な課題となっている。また、現場における一般市民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、応急手当の普及促進(目標値:平成 23 年度に心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの)の向上)についても課題となっている。

これらの課題に対し消防庁では、引き続き効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、国民への普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。

その他関連データ

- ・全国消防長会の新井会長より、指標のうち緊急消防援助隊の隊数や消防団員数について、「数だけでなく質の向上についても重要である」とご意見をいただき、評価書とりまとめの参考にした。
- ・消防審議会の委員である東京経済大学の吉井教授より、消防防災体制に関する広報の充実、意見の反映、国民の参加促進も重要であるとのご意見をいただき、来年度以降の政策評価に反映できるよう検討することとした。
- ・平成 21 年版消防白書(平成 21 年 11 月 27 日閣議報告 消防庁)
<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h21/index.html>
- ・平成 21 年版救急・救助の現況(平成 21 年 12 月 3 日報道発表 消防庁)
<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2112/211203-1houdou.pdf>
- ・救急蘇生統計(2008 年)(平成 21 年 12 月 15 日報道発表 消防庁)
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2112/01_houdoushiryou.pdf
- ・平成 21 年中の危険物に係る事故の概要の公表(平成 22 年 5 月 28 日報道発表 消防庁)
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2205/220528_1houdou/01_houdoushiryou.pdf
- ・平成 21 年(1 月～12 月)における火災の状況(確定値)(平成 22 年 6 月 4 日報道発表 消防庁)
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2206/220604_1houdou/03_houdoushiryou.pdf
- ・災害時要援護者の避難支援対策の調査結果(平成 22 年 6 月 30 日 消防庁)
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2206/220630_1houdou/02_houdoushiryou.pdf

平成22年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 消防庁 総務課、消防・救急課、
救急企画室、予防課、消防技術政策室、危険物保安室、特殊災害室、
防災課、国民保護室、国民保護運用室、応急対策室、防災情報室、
参事官、消防大学校、消防研究センター
評価年月 平成22年8月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策20 消防防災体制の充実強化

（基本目標）

大規模地震・大規模災害に対する備えの強化や消防防災・危機管理体制の強化、火災予防対策や消防防災科学技術の向上、地域防災力の強化、救急救命の充実と高度化など、総合的な消防防災対策を積極的に展開することにより、自然災害や大規模事故・テロなどに揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を確保する。

（政策の概要）

我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。

主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
消防団の入団促進・ 活動支援	消防団の新戦力の 確保	100	防災課	自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン
緊急消防援助隊の 充実強化	緊急消防援助隊の 装備の充実強化	9,750	応急対策室 参事官	平成21年度予算編成の 基本方針 等
小規模施設における 防火安全対策の推進	防火安全教育・指導 のための住宅用火災 警報器の配備	3,566	予防課	小規模施設に対応した 防火安全対策に関する 検討会報告書
救急業務実施体制の 充実	救急隊員の教育・訓 練資機材の配備	1,458	救急企画室	第169回国会における福 田内閣総理大臣施政方 針演説

（平成21年度予算額）

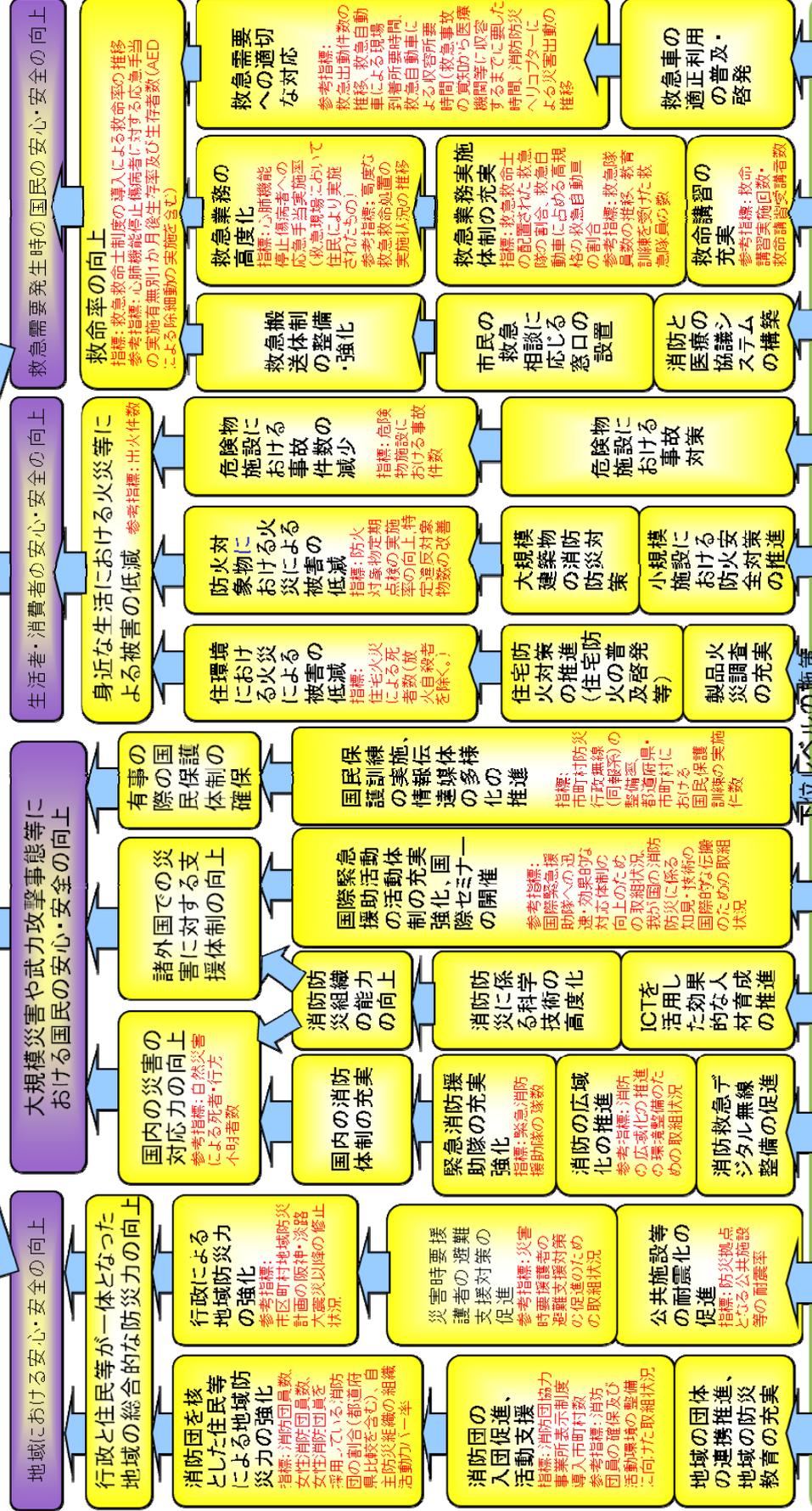
57,841百万円

政策20 消防防災体制の充実強化

基本目標

社会経済情勢の顕化とともに、我が国社会の顕化による災害の規模の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は、大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の下、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。

国民の安心・安全の向上



消防と医療の連携による救急救命体制の充実

身近な生活における安心・安全の確保

危機管理体制の充実

地域における総合的な防災力の強化

(救急企画室、応急対策室) (消防課、消防技術政策課、危険物係長) (消防課、消防技術政策課、危険物係長) (応急対策室、消防・救急課、国民保護課、消防技術政策課、消防センター) (防災課)

2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

ア 地域における総合的な防災力の強化

大規模な災害に対処するためには、消防機関が広域的な体制を整備することも大切であるが、同時に発災直後の速やかな対応を図るためにも、自助・共助の精神に基づいた住民による地域ぐるみの防災体制を確立することが重要である。また、大規模災害に限らず、平常時における火災等の各種災害を低減させるためにも、予防活動や防災意識の普及啓発が有効である。地域の防災を支える担い手として、消防機関だけでなく、自主防災組織や婦人（女性）防火クラブ等の地域に密着した防災組織や、民間企業、一般の住民等が連携して活動することが大切であり、行政と住民等が一体となった地域における総合的な防災力の強化が求められている。

イ 危機管理体制の充実

近年、集中豪雨や台風等の自然災害や火災、事故等により、各地に大きな被害が発生しており、その態様も複雑多様化・大規模化している。また、北朝鮮のミサイルの発射事案や核実験などで国民の安全保障に対する意識が一層の高まりをみせている。さらに、海外への国際消防救助隊の派遣による活躍などで、我が国の消防に対する国際的な期待も高まりをみせている。こうした事態に対応するために、危機管理体制の充実強化が求められている。

ウ 身近な生活における安心・安全の確保

住宅火災による死者数は、平成 15 年以降連続して年間 1,000 人を超えるかつてない高い水準で推移している。また、近年発生した小規模社会福祉施設及び新たな形態の建築物や施設等における火災や、身近な製品が発火源となる火災等の防止を推進し、身近な生活における安心・安全の確保を図ることが求められている。

エ 消防と医療の連携による救急救命体制の充実

現在、少子高齢化社会の進展や住民意識の変化及び核家族化等に伴って救急需要が拡大しており、平成 20 年中の救急出場件数は約 510 万件で、平成 16 年から連続して 500 万件を超えている。また、全国各地で救急搬送時の受入医療機関の選定に困難を来す事案が起り、社会問題に発展している。こうしたことから、救急需要の増大に対する適切な対応、消防機関と医療機関の一層の連携が求められている。

(2) 関係する内閣の重要方針（主なもの）

重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
第 174 回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	消防と医療の連携などにより、救急救命体制を充実させます。（中略） 地震、台風、津波などの自然災害は、アジアの人々が直面している最大の脅威の一つです。過去の教訓を正しく伝え、次の災害に備える防災文化を日本は培ってきました。これをアジア全体に普及させるため、日本の経験や知識を活用した人材育成に力を入れてまいります。

重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
第 173 回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説	平成 21 年 10 月 26 日	最近でも、スマトラ沖の地震災害において、日本の国際緊急援助隊が諸外国の先陣を切って被災地に到着し、救助や医療に貢献いたしました。世界最先端レベルと言われる日本の防災技術や救援・復興についての知識・経験、さらには非常に活発な防災・災害対策ボランティアのネットワークをこの地域全体に役立てることが今後、より必要とされてくると思っております。
第 171 回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	救急医療も、消防と医療の連携などにより、患者を確実に受け入れられるようにします。
第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	<p>今、医療現場は様々な問題に直面していますが、国民の皆様が安心できるように、患者本位の医療体制を構築します。勤務医の過重な労働環境や、産婦人科・小児科の医師不足の問題に対応し、診療報酬の改定や大学の医学部の定員増を実施するとともに、医療事故の原因究明制度の検討を進め、事故の再発防止と併せ、医師が安心して医療に取り組めるようにします。ITを活用して救急情報を関係機関と共有するなど、救急医療の体制を整備します。</p> <p>（中略）</p> <p>自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。</p>
経済財政改革の基本方針 2008（閣議決定）	平成 20 年 6 月 27 日	<p>3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等</p> <p>・地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を着実に実施する。</p> <p>・ 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。消防等地域防災力の向上を図る。</p>
経済財政改革の基本方針 2007（閣議決定）	平成 19 年 6 月 19 日	国民の安全と安心の確保は安定した経済成長の基盤である。政府は、治安再生、防災・減災対策、エネルギー政策等を戦略的に推進し、世界の模範となる安全・安心な国づくりを実現する。

重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>【改革のポイント】 集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。</p> <p>【具体的手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G 8 北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。（一部略） ・ 有事に備えた国民保護施策を推進する。（一部略） ・ 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。 ・ 災害情報共有システム等の治安・防災等に資する科学技術の研究開発・利活用を図る。（一部略）
<p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（閣議決定）</p>	<p>平成 18 年 7 月 7 日</p>	<p>我が国は地震等の自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を有しており、近年では台風や集中豪雨の頻発、大雪等により各地で被害が発生しているほか、住宅火災による死者数も増加傾向にある。他方、都市化の進行や高齢化の進展に伴い災害対応力が低下している。（中略）</p> <p>国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。（中略）</p> <p>このため、国民、地域、企業、NPO、ボランティア等と協力しつつ、災害への備えを実践する国民運動を広く展開しながら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際には、国際的な協調・連携を図る。（中略）</p> <p>（災害対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化を進める。また、従来より取組を進めてきた大規模地震対策の着実な進捗を図るとともに、特に、首都直下地震について、「首都直下地震対策大綱」及び「首都直下地震の地震防災戦略」等に基づき、中枢機能の継続性の確保及び定量的な減災目標の着実な達成に向けた取組等を推進する。（一部略）

重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する。 ・防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、消防団の充実強化を図る。（一部略） ・救出救助、救急医療等に関し、ヘリコプターの活用を含め全国的見地からの体制整備を図る。
平成 21 年度予算編成の基本方針（閣議決定）	平成 20 年 12 月 3 日	<p>3 地方の底力の発揮</p> <p>地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模な地震や水害・土砂災害等に備え、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際、学校や住宅等の耐震化の一層の加速、公共施設の震災対策の実施、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域防災力の向上を図る。</p>
平成 20 年度予算編成の基本方針（閣議決定）	平成 19 年 12 月 4 日	<p>（生活における安全・安心の確保）</p> <p>北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。（中略）</p> <p>地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模な地震や水害・土砂災害等に備え、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際、防災拠点の耐震化等の機能強化や宇宙関連技術等を活用した災害情報の迅速な提供等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。</p>
平成 19 年度予算編成の基本方針（閣議決定）	平成 18 年 12 月 1 日	<p>国民の安全と安心の確保は、政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤であるとの認識の下、以下の施策に取り組む。</p> <p>災害への備えを実践する国民運動を展開しながら、公共施設の耐震化、首都直下地震対策等大規模地震対策、大規模水害・土砂災害対策等の防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。さらに、迅速・的確な防災情報の提供や災害応急体制の整備、消防等の災害対策を強化する。（一部略）</p>

重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
<p>規制改革推進のための3カ年計画（閣議決定）</p>	<p>平成19年6月22日</p>	<p>10 医療関係 ク その他（医療計画、救急医療、小児医療、医療事故対策等） ③救急医療の再構築（厚生労働省、総務省、国土交通省、警察庁）（一部略） d 救急搬送に関する各組織が効果的に連携して業務を行えるよう、諸外国の状況も参考に、その連携の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。 ④救急搬送業務の民間委託、民間委譲推進（総務省） 福祉等で扱う分野の搬送、病院を中心としたいくつかの搬送、長距離の患者搬送、救急警護・警備、催時待機、企業活動に伴う一定の搬送等については、民間を活用することが有効かつ有益である場合が多いと考えられるが、救急搬送業務を行う民間への緊急通行権の付与等、様々な課題が想定されるため、救急搬送業務の民間開放を容易にするための環境整備を図る必要がある。 したがって、救急搬送業務における民間の活用について、課題の洗い出しやその解決のための関係機関による検討・協議の場を設け、その結論を踏まえ、上記に示したような救急搬送業務について民間委託、民間委譲を推進する。</p>
<p>自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン（中央防災会議了承）</p>	<p>平成20年4月23日</p>	<p>国民一人ひとりが、日頃から、自らの周りの災害リスクを知り、また、防災訓練への参加等を通じて、災害に対して十分な準備を講じ、災害に強い地域づくりの推進を図ることは、「避けられたはずの犠牲者の数」を少しでも減らしていくために肝要である。 このため、「津波被害の体験が可能な被害シミュレータ」や「津波・高潮の動くハザードマップ」、「動く浸水想定区域図」、「火山リアルタイムハザードマップ」等の技術開発や防災情報を共有するためのプラットフォームの構築等により、自然災害の怖さをより実感できるよう、災害リスクの見える化を進める。併せて、避難対策促進ガイドラインや洪水・津波・高潮・火山・土砂災害等のハザードマップの作成、自主防災組織・消防団の充実強化を通じた地域防災力の向上、避難訓練の実施等を進め、自然災害からの避難・減災対策を推進する。</p>

3 政策の実施状況

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

○「あらかじめ目標（値）を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
消防団員数	消防団員数の増加（対前年度比）	21年度	地域防災の中核的存在であり、かつ、地域防災力の向上に必要な不可欠な消防団員は増えているか。	892,893人（19年4月1日現在）	888,900人（20年4月1日現在）	885,394人（21年4月1日現在）
女性消防団員数	18,000人	21年度	女性消防団員数は増えているか。	15,502人（19年4月1日現在）	16,699人（20年4月1日現在）	17,879人（21年4月1日現在）
女性消防団員を採用している消防団の割合（都道府県比較含む）	50%	21年度	女性消防団員を採用している消防団は増えているか。	43%（19年4月1日現在）	46%（20年4月1日現在）	49%（21年4月1日現在）
消防団協力事業所表示制度導入市町村数	500市町村	21年度	入団促進等に協力している企業を賞揚する消防団協力事業所表示制度を導入している市町村は増えているか。	107市町村（19年10月1日現在）	409市町村（20年10月1日現在）	601市町村（21年10月1日現在）
自主防災組織の活動カバー率	75%	21年度	地域において共助の中核をなす組織である自主防災組織の活動カバー率は進んでいるか。	69.9%（19年4月1日現在）	71.7%（20年4月1日現在）	73.5%（21年4月1日現在）
防災拠点となる公共施設等の耐震率	85%	25年度	災害応急対策の拠点となる公共・公用施設の安全性の確保が目標に沿って着実に進められているか。	62.5%（19年度末）	65.8%（20年度末）	調査中
緊急消防援助隊の隊数	概ね4,500隊	25年度	災害に迅速かつ効果的に対応するため、全国的見地から整備されている緊急消防援助隊の増強は進んでいるか。	3,751隊（19年4月1日現在）	3,960隊（20年4月1日現在）	4,165隊（21年4月1日現在）
市町村防災行政無線（同報系）の整備率	整備率の向上	23年度	災害時の情報伝達手段として有効な市町村防災行政無線（同報系）の整備率は上昇しているか。	75.5%（20年3月31日）	75.7%（21年3月31日）	調査中

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数	実施件数の増加 (対前年度比)	21年度	国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進できているか。	国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が15件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が57件のあわせて72件	国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が18件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が48件のあわせて66件	国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が14件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が64件のあわせて78件
住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）	50%減（平成17年の1,220人から）	23年度	火災予防施策により住宅火災による人命被害が軽減されているか。	1,148人（19年）	1,123人（20年）	1,023人（21年）
防火対象物定期点検の実施率の向上	70%	23年度	防火対象物定期点検の実施率が向上しているか。	49.0%（19年度当初）	48.5%（20年度当初）	50.0%（21年度当初）
特定違反対象物数の改善	特定違反対象物数の減少 (対前年度比)	21年度	特定違反対象物数が減少しているか。	168件（19年度当初）	134件（20年度当初）	225件（21年度当初）
危険物施設における事故件数	事故件数の低減 (対前年比)	21年度	危険物施設における火災・流出事故防止対策が効果的であるか。	603件（19年中）	560件（20年中）	522件（21年中）
救急救命士制度の導入による救命率の推移	救急搬送における救命率の向上	23年度	高度な救急救命処置の実施が可能な救急救命士の配備促進により、救命率は上昇しているか。	10.2%（19年中）	10.4%（20年中）	調査中
救急救命士の配置された救急隊の割合	全救急隊の90%の隊に救急救命士を1人以上配置	23年度	救命率向上への貢献が期待される救急救命士の救急隊への配置が着実に進められているか。	86.3%（19年4月）	88.5%（20年4月）	91.0%（21年4月）
救急自動車に占める高規格救急自動車の割合	全救急隊の95%の隊に高規格救急自動車を配備	23年度	拡大された応急処置等を行うために必要な高規格救急自動車の配備が着実に進められているか。	74.7%（19年4月）	76.3%（20年4月）	79.6%（21年4月）

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
心肺機能停止傷病者への応急手当実施率 (救急現場において住民により実施されたもの)	実施率の向上	23年度	住民に対する応急手当の普及啓発活動等により、心肺機能停止傷病者への応急手当実施率が着実に上昇しているか。	39.2% (19年中)	40.7% (20年中)	調査中

※平成21年度目標設定時は「防災拠点となる公共施設等のうち耐震化されていない施設の割合」としていたが、耐震改修の一層の促進のため目標値を「防災拠点となる公共施設等の耐震率85%」と引き上げたため、これに伴い、指標及び目標値を変更。

※指標「新型インフルエンザ感染防御資機材配備消防本部数」については平成20年度に目標を達成したため削除。

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた取組状況	消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた様々な取組が、成果を上げているか。	広報活動や、機能別分団・団員制度の導入に加え、平成18年度には、消防団に協力的な事業所を賞揚する「消防団協力事業所表示制度」を創設・導入し、消防団員の活動環境の整備を図るとともに、平成19年度には、「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を構築し、地方公共団体と連携し、団員確保に努めている。		
市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた地域防災計画の見直しが行われているか。	82.2% (19年4月1日現在)	87.0% (20年4月1日現在)	90.7% (21年4月1日現在)
災害時要援護者の避難支援対策の促進のための取組状況	市町村において要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などが策定されているか。	13.2% (20年3月31日現在)	32.0% (21年3月31日現在)	63.1% (22年3月31日現在)
自然災害による死者・行方不明者数	自然災害による被害者数はどのように推移しているか。	死者：37名 行方不明者：4名 (19年中)	死者：88名 行方不明者：13名 (20年中)	調査中
消防の広域化の推進の環境整備のための取組状況	消防の広域化を推進するための検討が各地方公共団体において進められているか。	消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）により改正された消防組織法第33条に基づき、各都道府県で広域化推進計画の策定が進められた。（平成22年3月31日現在、44都道府県で策定済み。）		
国際緊急援助隊への迅速・効果的な対応体制の向上のための取組状況	外務省はじめ関係各省庁・機関との協調・連携、当庁が組織する国際消防救助隊（IRT-JF）独自の研修・訓練の実施等により、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる用意が図られているか。	外務省、警察庁、海上保安庁、JICAの各関係省庁・機関との情報交換、機能向上のための討議、実技訓練等の諸機会に経常的に参加するほか、当庁独自に、国際緊急援助隊の主力たる国際消防救助隊（IRT-JF）員研修・訓練を、各消防本部の同隊登録隊員を対象に毎年度実施。		

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
我が国の消防防災に係る知見・技術の国際的な伝搬のための取組状況	アジア地域における消防防災分野の先進国として、その知見・技術の伝播・共有を進めることで、域内の防災能力の向上や防災のための広域的なネットワークの構築に貢献しているか。また、JICA・地方消防本部との連携・協力による開発途上国からの研修員受け入れ、専門家の現地派遣等の協力を進めているか。	ベトナム・ハノイにおいて「日本・ベトナム消防フォーラム」を開催し、我が国の消防防災制度等を概括的に紹介。また、東京、大阪、北九州の各消防本部等において発展途上国からの研修員を迎え消防技術研修を実施。そのほか発展途上国からの随時の要請に応じ我が国消防行政等について、研修等を通じて知見を提供。	トルコ・アンカラにおいて「日本・トルコ消防フォーラム」を開催し、我が国の国・地方における消防防災施策拡充の取組、消防法の概要等を紹介。また、東京、大阪、北九州の各消防本部等において発展途上国からの研修員を迎え消防技術研修を実施。そのほか発展途上国からの随時の要請に応じ我が国消防行政等について、研修等を通じて知見を提供。	タイ国バンコク市において「日本・タイ消防フォーラム」を開催し、我が国の国・地方における消防防災施策拡充の取組、消防法の概要等を紹介。また、東京、大阪、北九州の各消防本部等において発展途上国からの研修員を迎え、消防技術研修を実施。そのほか発展途上国からの随時の要請に応じ、我が国消防行政等について、研修等を通じて知見を提供。
出火件数	出火件数はどのように推移しているか。	54,582件 (19年)	52,394件 (20年)	51,139件 (21年)
放火及び放火の疑いの件数	放火及び放火の疑いの件数はどのように推移しているか。	11,142件 (19年)	10,776件 (20年)	11,205件 (21年)
救助活動件数	救助活動件数はどのように推移しているか。	52,183件 (19年中)	53,295件 (20年中)	調査中
高度な救急救命処置の実施状況の推移	救急救命士が心肺機能停止状態の傷病者の蘇生のために行う高度な応急処置①気道確保(気管挿管、ラリングアルマスク)、②静脈路確保、③薬剤投与の実施状況はどのように推移しているか。	①47,034人 ②20,786人 ③3,940人 (19年中)	①48,940人 ②24,028人 ③6,634人 (20年中)	調査中
救急隊員数の推移	救急業務に対応する人員数はどのように推移しているか。	59,216人 (19年4月)	59,222人 (20年4月)	59,010人 (21年4月)
教育訓練を受けた救急隊員の数	救急隊員の資格状況について、①旧救急I過程、②旧救急II過程、③救急科(旧救急標準課程修了者を含む)、④救急救命士の内訳はどのように推移しているか。	①4.6% ②32.7% ③32.4% ④30.3% (19年4月)	①3.6% ②29.8% ③34.1% ④32.5% (20年4月)	①3.0% ②27.0% ③36.1% ④34.0% (21年4月)

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別1か月後生存率及び生存者数（AEDによる除細動の実施を含む）	①家族等により応急手当が実施された傷病者の1か月後生存率及び生存者、②家族等による応急手当が実施されない傷病者それぞれの1か月後生存率及び生存者の比較、心原性でかつ心肺機能停止の時点が一般市民により目撃された症例のうち③一般市民による除細動が実施された場合の1か月後生存率及び生存者数、④一般市民による除細動が実施されなかった場合の1か月後生存率及び生存者数の比較により、救命率への効果を示す。	①5.6% (2,393人) ②4.9% (3,254人) ③42.5% (122人) ④9.7% (1,891人) (19年中)	①6.0% (2,770人) ②4.8% (3,264人) ③43.8% (188人) ④9.8% (1,978人) (20年中)	調査中
救命講習実施回数・救命講習受講者数	消防機関が住民に対する普及啓発として実施する①救命講習実施回数（普通・上級計）、②救命講習受講人員（普通・上級計）はそれぞれ増加しているか。	①79,053回 ②1,572,328人 (19年中)	①77,887回 ②1,619,119人 (20年中)	調査中
救急出場件数の推移	救急出動件数はどのように推移しているか。	5,293,403件 (19年中)	5,100,370件 (20年中)	調査中
救急自動車による現場到着所要時間	救急隊の現場到着所要時間はどのように推移しているか。	7.0分 (19年中)	7.7分 (20年中)	調査中
救急自動車による収容所用時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）	救急自動車による収容所用時間はどのように推移しているか。	33.4分 (19年中)	35.0分 (20年中)	調査中
消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移	消防防災ヘリコプターによる災害出動状況（うち救急による出動を含む）は増加しているか。	6,349件 (救急3,167件を含む) (19年中)	6,496件 (救急3,276件を含む) (20年中)	調査中

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

(1) 政策の実施状況の分析

(A) 地域における総合的な防災力の強化

(a) 消防団の入団促進、活動支援

(必要性)

消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動をはじめ多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしていることから、災害の複雑多様化、大規模化に的確に対応するために消防団のより一層の充実強化と活性化を図る必要がある。

(有効性)

平成 21 年 4 月 1 日現在の団員数は 885,394 人と平成 20 年 4 月 1 日現在の団員数 888,900 人から 3,506 人の減少となっており、昨年の評価時に引き続き減少している。

こうした、消防団員の減少傾向を踏まえ、消防庁では平成 18 年度から事業所が勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、消防団への協力により事業所の社会貢献が認められる消防団協力事業所表示制度を開始した。平成 21 年 10 月 1 日現在で 601 市町村がこの制度を導入しており、平成 20 年 10 月 1 日現在の 409 市町村と比べて 192 市町村の増加となっている。また、消防団協力事業所表示制度の他にも、機能別団員・分団制度、休団制度の活用等の推進、消防団員確保アドバイザーの派遣、消防団員入団促進キャンペーンの実施等の施策を講じているところである。

これらの事業により、平成 19 年 4 月 1 日現在から平成 20 年 4 月 1 日現在の減少数である 3,993 人に比べ、平成 20 年 4 月 1 日現在から平成 21 年 4 月 1 日現在の減少数は 3,506 人で対前年比 487 人と、その減少幅が小さくなっている。依然として、新任団員（6 万人程度）を上回る退職団員数をカバーするには至っていないが、消防団員数の減少に歯止めがかかってきている。

一方で女性消防団員数は、平成 21 年 4 月 1 日現在で 17,879 人と平成 20 年 4 月 1 日現在と比較して 1,180 人増加しており、また女性消防団員を採用している消防団の割合も平成 21 年 4 月 1 日現在で 49%と平成 20 年 4 月 1 日現在と比較して 3 ポイント向上している。

また、平成 21 年度補正予算（第 1 号）において消防団員の技術の向上のため、消火機材や救助資機材を搭載した車両や救助資機材を全額国費により調達し消防団に配備したところ。

上記のことから消防団員の確保や消防団の充実強化対策に有効性が認められる。

女性消防団員を採用している消防団の割合の都道府県比較
(平成21年4月1日現在)

都道府県	消防団数(A)	うち女性を採用している消防団数(B)	女性を採用している消防団の割合(B/A)
北海道	208	131	63.0%
青森県	47	19	40.4%
岩手県	39	30	76.9%
宮城県	49	25	51.0%
秋田県	32	14	43.8%
山形県	35	22	62.9%
福島県	59	16	27.1%
茨城県	48	22	45.8%
栃木県	36	10	27.8%
群馬県	40	7	17.5%
埼玉県	71	34	47.9%
千葉県	50	22	44.0%
東京都	98	69	70.4%
神奈川県	64	31	48.4%
新潟県	36	25	69.4%
富山県	15	11	73.3%
石川県	23	15	65.2%
福井県	18	8	44.4%
山梨県	28	4	14.3%
長野県	80	51	63.8%
岐阜県	46	18	39.1%
静岡県	37	19	51.4%
愛知県	342	123	36.0%
三重県	39	22	56.4%
滋賀県	26	15	57.7%
京都府	55	22	40.0%
大阪府	43	15	34.9%
兵庫県	62	25	40.3%
奈良県	39	12	30.8%
和歌山県	34	12	35.3%
鳥取県	19	12	63.2%
島根県	21	13	61.9%
岡山県	27	14	51.9%
広島県	30	22	73.3%
山口県	21	16	76.2%
徳島県	27	10	37.0%
香川県	17	4	23.5%
愛媛県	20	19	95.0%
高知県	40	23	57.5%
福岡県	83	43	51.8%
佐賀県	28	20	71.4%
長崎県	23	16	69.6%
熊本県	47	37	78.7%
大分県	27	10	37.0%
宮崎県	32	18	56.3%
鹿児島県	45	14	31.1%
沖縄県	30	14	46.7%
計	2,336	1,154	49.4%

(b) 地域の団体の連携推進、地域の防災教育の充実

(必要性)

地域住民の連帯意識に基づく組織である自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の普及、災害危険箇所等の巡視、資機材の整備等を行っており、災害時には、出火防止や初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、情報収集・伝達、給食・給水等を行うなど地域における消防防災について非常に重要な役割を担っていることから、自主防災組織の結成促進が必要である。

また、自主防災組織、児童、生徒等の地域住民の防災意識高揚のため、消防職団員の指導のもと消火訓練・応急手当訓練等を実施する場の確保、小さな頃からの防災教育の充実が必要である。

(有効性)

消防庁では、ホームページ等による防災活動の普及啓発等を実施するとともに、自主防災組織活動を進めるための指針である「自主防災組織の手引」(冊子)等を作成、配布した。こうした媒体を用いた国・地方公共団体の取組の結果、自主防災組織の活動カバー率は平成 21 年 4 月 1 日現在で 73.5%と平成 20 年 4 月 1 日現在の 71.7%と比べて 1.8 ポイント向上したことから施策の有効性が認められる。

また、地方公共団体が消防職員・消防団員等を指導者として、自主防災組織、児童、生徒等に対して、防災活動や消防についての理解促進のための知識・技術を伝えることを通して、将来の地域防災を担う人材を育成する「地域防災スクール」の取組を推進しており、平成 21 年度は 44 市(区)町村でモデル事業を実施し、平成 22 年度は 33 市(区)町村で実施中である。さらに、消防庁では平成 21 年度、小中学生などに応急救護の実技などを伝える教材「チャレンジ! 防災 4 8」を計 17,000 部作成し、都道府県、市(区)町村、消防署等に配布した。こうした取組が自主防災組織、児童、生徒等の地域住民の防災意識の高揚につながっているところであり、有効性が認められる。

(c) 災害時要援護者の避難支援対策の促進

(必要性)

ここ数年の風水害や豪雪においては、犠牲者の大半が高齢者であった。災害時に犠牲となる人を減少させるためには、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人(以下「災害時要援護者」という。)一人ひとりに対して避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を地方公共団体が地域の実情に合わせて策定することが必要である。

(有効性)

災害時要援護者の問題に対しては、関係省庁が協力しつつ、有識者からなる検討会を立ち上げ検討を進め、平成 17 年 3 月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成 18 年 3 月に改訂)をとりまとめ、内閣府、消防庁、厚生労働省の連名で各地方公共団体に通知したところである。「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」においては「情報伝達体制の整備」、「災害時要援護者の情報の共有」、「災害時要援護者の避難支援計画の具体化」等を課題として挙げ、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「全体計画など」の策定及び一人ひとりの要援護者に対して複数の支援者を定める等の具体的な避難支援計画の策定等を市町村に対して要請している。

こうした取組により、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「全体計画など」を策定している市町村数の割合は平成 21 年度末現在で 63.1%と平成 20 年度末の 32.0%から 31.1 ポイント増

加した。また、「全体計画など」を受け、実際に災害時要援護者一人ひとりに対する避難支援計画を策定している市町村は平成 21 年度末現在で 72.7%と平成 20 年度末の 39.3%から 33.4 ポイント増加していることから、取組の有効性が認められる。

(d) 公共施設等の耐震化の促進

(必要性)

公共・公用施設の多くは不特定多数の利用が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められることから、災害応急対策を円滑に実施するために、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設などの公共施設等の耐震化が必要である。

(有効性)

防災拠点となる公共施設等の耐震化については、公共施設等耐震化事業（起債事業）による財政支援や地方公共団体の担当者のために「防災拠点の耐震化促進資料（耐震化促進ナビ）」を作成し、情報提供を行うことにより地方公共団体における公共施設等の耐震化について支援しているところである。

こうした取組の効果もあり、防災拠点となる公共施設等の耐震率は、平成 19 年度末に 62.5%だったが、平成 20 年度末には 65.8%となり、目標値である 25 年度末までに 85%に向けて着実に進捗していることから、耐震化促進のための取組に有効性が認められる。

(B) 危機管理体制の充実

(a) 緊急消防援助隊の充実強化

(必要性)

東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震等の発生が危惧されていることや、活断層等により局地的に甚大な被害をもたらす地震の危険性が指摘されるなど、近年、大規模地震等の災害への対応力の強化が緊急の課題となっているため、大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の充実強化が必要である。

(有効性)

東海地震活動計画や首都直下地震等の最新の被害想定等を踏まえ、緊急消防援助隊に関する基本計画において平成 25 年度末を目処に登録部隊数を 4,500 隊規模へ増強することとした。この目標に向け増強整備を促進した結果、平成 22 年 4 月 1 日現在で 4,264 隊の登録となり平成 21 年 4 月 1 日現在の 4,165 隊から 99 隊増加しており、目標の隊数に向けて着実に進捗していることから施策の有効性が認められる。

また、緊急消防援助隊全国合同訓練や、6 ブロックの地域ごとに行う緊急消防援助隊ブロック合同訓練の実施のほか、緊急消防援助隊の装備の充実強化を図るため、特殊災害対応自動車、ヘリコプター動態管理システム及び燃料補給車等の資機材や車両等を無償使用制度により配備した。こうした取組を通じて、災害発生時の対応力の強化に有効な施策を実施しているところである。

(b) 消防の広域化の推進

(必要性)

災害の多様化・大規模化や住民ニーズの変化など、消防を取り巻く環境が急速に変化する中で、特に小規模な消防本部においては、出動体制、消防車両・専門要員の確保等に限界があることや、

組織管理や財政運営面で厳しい状況にあることが指摘されている。そのため、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることが必要である。

(有効性)

消防の広域化を推進するため、平成 18 年 6 月に改正された消防組織法に基づき、同年 7 月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定した。また、消防広域化アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催などにより、国民への消防の広域化の普及啓発や消防の広域化を検討・推進する市町村等への助言等を行うとともに、広域化を支援する財政措置を講じてきたところである。

これにより、各都道府県において広域化推進計画の策定が進められる(平成 22 年 3 月 31 日現在、44 都道府県で策定済み。)とともに、平成 22 年 4 月 1 日までに 4 件の市町村の消防の広域化が実現され、都道府県の広域化推進計画により広域化が計画されている全 140 ブロック中、20 のブロックにおいて市町村の消防の広域化に向けた協議会や協議組織等が設立されるなど、消防の広域化に向けた取組みが着実に進行していることから、施策の有効性が認められる。

(c) 消防救急デジタル無線整備の推進

(必要性)

消防救急無線は、消防本部(消防指令センター)・消防署と消防隊・救急隊を結ぶ通信網である。現在のアナログ通信方式では、秘話性が確実に担保されずプライバシーの保護に問題があるほか、使用できるチャンネル数に限りがある等の課題があるが、デジタル化によって、暗号化が可能となり秘話性が増す上、デジタル・ナロー化によりチャンネル数が増加し、大規模災害時等の広域応援体制でも確実な情報伝達が行えるほか、音声のみならず文字情報等のデータ伝送も可能となる等のメリットが大きい。このため、アナログ通信方式による周波数の使用期限である平成 28 年 5 月 31 日までに、消防救急無線のデジタル化を円滑に推進する必要がある。

(有効性)

平成 20 年度は大規模災害時等における広域応援に対応可能となるよう、消防救急デジタル無線の全国共通の仕様の検討や、技術的な提案・助言を行うための技術アドバイザーの派遣等の技術的支援等により、消防本部において整備に向けた本格的な設計が開始されたことから、施策の有効性が認められる。また、平成 21 年度補正予算(第 1 号)においては、各消防本部での整備に先駆けて実証試験を行い、整備のためのモデルケースを示すことで整備促進を図ることとしている。

(効率性)

消防救急無線のデジタル化により、秘話性の向上、チャンネル数の増加のほか、音声のみならず文字情報等のデータ伝送も可能となることから、消防指令業務・消防救急業務の効率化が図られる。

(d) 消防防災に係る科学技術の高度化

(必要性)

複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、新技術等を消防防災分野に積極的に導入するための研究開発が極めて重要であり、より災害現場に密着した実践的な技術開発・応用研究等を行い消防防災科学技術の高度化を図り、消防防災活動や火災予防等の業務に利活用することが必要である。

(有効性)

平成 19 年 2 月に「消防防災科学技術高度化戦略プラン」を改訂するなど、特殊・特異化する災

害等に対し迅速かつ高度で効果的な消防防災活動を可能にする科学技術の推進を戦略的に実施している。

これらの成果は、同時多発火災時の消防力運用支援システムの消防機関での導入、再生資源燃料等の危険性評価、大容量泡放水砲用消火薬剤の基準作成、石油タンクの液面揺動に係る地震動評価、浮き屋根強度評価など、危険物施設の地震安全確保施策への反映、開発した資機材の救助装備を定める政令への追加等、行政施策、消防機関での活動支援に反映されたことから、施策の有効性が認められる。

また、消防防災科学技術に係る研究の提案公募型の助成制度である消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）を引き続き推進している。当制度が創設された平成 15 年度から平成 21 年度までに 82 件の研究課題を採択し、予算額としては約 21.0 億円を措置している。また、終了した研究課題は 61 件あり、主な研究課題としては、平成 17 年度において「2 流体ノズル P A G を用いた水損低減型消火システムの研究開発」、平成 19 年度において「少水量型消火剤の開発と新たな消火戦術の構築」、さらに平成 20 年度において「高圧水駆動カッターの研究開発」等があり、すでに実用化・製品化されている。また、得られた研究成果については、研究結果報告会を開催したり、研究開発事例集を作成するなど、研究結果の還元に努めている。こうした取組を実施し、産学官の連携を強化していることなどから、消防防災科学技術の向上により、効果的な消防防災活動等の実施による被害の予防、軽減等を図るための施策として有効性が認められる。

（効率性）

消防防災に係る科学技術の研究・開発について、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）を引き続き推進し、火災等の災害時の消防防災活動等を行う消防本部等のニーズ等が反映された緊急性や迅速性が求められる研究開発課題に重点化を図るとともに、産学官連携により効率的な研究を実施している。

（e）ICT を活用した効果的な人材育成の推進

（必要性）

大規模地震の発生等が懸念される中、国内における防災・危機管理体制の充実が急務とされており、消防職団員をはじめ、地方公共団体の幹部職員の危機管理能力及び防災担当職員の実践的対応能力の向上、さらには住民や地域の防災リーダー等の防災力の強化を図ることは緊急の課題である。そのため、ICT 技術を活用することにより、限られた人員、施設及び時間の下、効果的な教育訓練を行う必要がある。

（有効性）

消防大学校において、大規模災害対応訓練システムを使用し、大規模災害発生時の緊急消防援助隊の受援・応援体制を想定した指揮シミュレーション訓練を実施した。これにより、消防大学校の教育訓練をより実践的なものとすることができた。また、大学校幹部科では、学生 272 名に対して e ラーニングによる事前学習を実施し、入校前に必要な知識の習得ができるようにした。これにより、入校後の集合教育のレベルを高めるとともに、入校期間の短縮を行い、受講者数を増加させるとともに学生を派遣する消防本部の負担を軽減することができたことから、施策の有効性が認められる。

(f) 国際緊急援助活動の活動体制の充実強化、国際セミナーの開催

(必要性)

災害から国民の生命、身体及び財産を守るということは万国共通の課題であり、消防防災分野における国際協力は必要性の高い分野である。都市型災害救助技術を駆使しての災害救助活動は、今日の国際救援において主たるものとして要請されるものであるが、我が国が実施する国際災害救助活動に、主体的に当たる消防庁の役割は国内外から大きく期待されているところである。

また、過去の様々な災害を経験している我が国では、消防防災分野における制度、技術の改善を重ねてきており、積極的な国際社会への貢献が求められている。特にアジア諸国は、人口の増大と都市化が進む一方で、各種の災害に対しぜい弱であることに鑑み、我が国は、同域内における各国から消防防災施策の向上やこれに資する体制整備への支援について大きく貢献することが要請されている。

(有効性)

消防庁では昭和 61 年に国際消防救助隊（I R T－J F）を整備。その翌年の「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の公布、施行に伴い、これ以降国際消防救助隊は、国際緊急援助隊の救助チームの主力として、被災国からの救援要請が寄せられるたびに、各地での緊急救助活動要員として常に派遣され、活動に当たってきているところである。近年では、平成 17 年 10 月のパキスタン・イスラム共和国地震災害、平成 20 年 5 月の中国四川省における大地震災害の際に派遣し、また、平成 21 年 9 月のインドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害においては国際消防救助隊員 17 名を他の救援国に先駆けていち早く被災地に派遣し、持てる都市型災害救助技術を発揮し活動を行った。

また、国際緊急援助隊の救助機能の向上のため、外務省、警察庁、海上保安庁、J I C A の各関係省庁・機関との機能向上のための討議、実技訓練等の諸機会に経常的に参加するほか、消防庁独自の取り組みとして、国際緊急援助隊の主力たる国際消防救助隊（I R T－J F）員研修・訓練を、各消防本部の同隊登録隊員を対象に毎年度実施し、国際緊急援助活動に臨むための知識、実技の向上に努めている。

さらに、平成 22 年 3 月には国際消防救助隊を含む国際緊急援助隊救助チームが国際搜索救助諮問グループ外部評価分類を受験し、評価員から高い評価を受け、「H e a v y」認定を受けた。

こうした取組により、国際消防援助体制の充実が図られていることから、当該施策の有効性が認められる。

国際セミナーの開催については、アジア域内の近隣諸国を主たる対象とし、対象国の個別の実情にも十分即した形で我が国の消防防災に関する技術や知見に関する情報を提供し、その過程を通じて広域的な消防防災のための人的ネットワーク形成、広域的な災害能力向上の発現を期して、平成 19 年から定期的にアジア国際消防フォーラムを開催している。平成 21 年度はタイ国バンコク市において「日本・タイ消防フォーラム」を開催し、我が国の国・地方における消防防災施策拡充の取組、消防法の概要等を紹介した。また、東京、大阪、北九州の各消防本部等において発展途上国からの研修員を迎え、消防技術研修を実施した。その他にも発展途上国からの随時の要請に応じ、我が国の消防行政等について、研修等を通じて知見を提供している。

これらいずれの措置についても、各国からは、我が国消防防災施策の実際を理解する上で有効な機会を得られたとの評価を得ており、こうした取組から施策の有効性が認められる。

(g) 国民保護体制等の充実強化、情報伝達媒体の多様化の推進

(必要性)

平成 16 年 9 月 17 日の国民保護法の施行により、消防庁は、地方公共団体との連絡調整に関する重大な役割を担うこととされ、地方公共団体においても、武力攻撃事態等が発生した際には、警報や避難の指示の住民への伝達、安否情報の収集・提供等、国民保護措置の多くを実施する責務を有することとなった。また、各地方公共団体は国民保護事案に対する体制の整備はもとより自然災害や新たな感染症など、住民の安心・安全を脅かす様々な危機管理事案に対しても的確かつ迅速な対応が求められている。このことから、消防庁では、国・地方が密接に連携した国民保護体制、危機管理体制の構築を進める必要がある。

また、国民保護法においては、警報の発令等の住民への情報伝達に関する規定が設けられており、いかに迅速に情報伝達できるかが被害の最小化のために極めて重要な要素である。そのため、消防庁から衛星通信回線等を用い市町村防災行政無線（同報系）等を通じて、情報等を人手を介さず、瞬時かつ自動的に住民に伝達する全国瞬時警報システム（J－ALERT）の整備を進めることが必要である。

(有効性)

消防庁では、国民保護事案に対応するための対処能力の向上や関係機関との連携の強化を図るため、国民保護訓練を実施している。平成 21 年度は、国と地方公共団体の共同訓練及び単独訓練が合わせて 78 件実施され、昨年の 66 件を上回っている。なお、共同訓練については平成 17 年度開始以来、全都道府県が実施済みとなった。

防災基盤整備事業の対象として、デジタル方式について起債充当率 90%、交付税算入率 50%と通常より有利な財政支援措置を講じてきたこと等により、市町村防災行政無線（同報系）の整備率は、平成 21 年 3 月 31 日現在で 75.7%（対前年度比 0.2 ポイント増）となっている。

また、全国瞬時警報システム（J－ALERT）については、平成 21 年度補正予算（第 1 号）により、柔軟な音声放送や稼働状況のより適切な管理を可能とするシステムの高度化を行うほか、新設される防災情報通信設備整備事業交付金により、高度化された J－ALERT を全国の都道府県及び市区町村に一斉に整備することとしている。

こうした取組により、国民保護事案への対処能力の向上や、有事における国民への情報伝達体制の強化が図られ、国民保護体制、危機管理体制の充実につながることから、当該施策の有効性が認められる。

(効率性)

市町村防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）などの情報伝達・提供手段を整備することで、効率良く迅速かつ確実な情報を国民に伝達・提供することが可能となっている。

(C) 身近な生活における安心・安全の確保

(a) 住宅防火対策の推進

(必要性)

住宅火災による死者数は、平成 15 年以降連続して 1,000 人を超えるなど、高水準が続いており、住宅防火対策の一層の推進が必要である。

(有効性)

住宅火災による死者の多くは65歳以上の高齢者であること、また、約6割は逃げ遅れによるものであることなどの状況を踏まえ、平成16年6月に、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法改正を行った（新築住宅については、平成18年6月1日から、既存住宅については、各市町村条例で定める日から適用され、平成23年6月には全ての市町村で適用される。）。また、住宅用火災警報器等の設置及び適切な維持管理等に係る普及啓発のため、シンポジウムの開催や各種関係機関・報道機関に情報提供を行い、地域に密着した組織（消防団、婦人（女性）防火クラブ等）と連携して官民一体となった活動をしている。さらに平成20年度には、住宅用火災警報器の早期普及を国民の安心・安全を守る極めて重要な課題として国民運動的に展開するため、住宅用火災警報器設置推進会議を設置し、平成23年6月までに全ての住宅に住宅用火災警報器を設置し住宅火災の死者数を半減することを目指すという目標を掲げたところである。

こうした住宅防火対策の結果、住宅火災による死者数は平成18年の1,187人から、平成19年の1,148人、平成20年の1,123人、平成21年の1,023人と着実に減少しており、施策の有効性が認められる。

(効率性)

住宅用火災警報器等設置義務化の普及啓発については、政府広報等の広報手段だけでなく、住宅防火対策推進シンポジウムの開催や各関係機関及び報道機関への情報提供、更には地域に密着した組織（消防団、婦人（女性）防火クラブ等）と連携した広報活動により、国民への周知を効率的に実施した。

(b) 製品火災調査の充実

(必要性)

最近の火災の出火原因は多様化しているが、その中で自動車等、電気用品及び燃焼機器といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる火災が多発しており、国民生活あるいは消費者の安心・安全が強く求められている。

(有効性)

消防庁では、製品火災の調査を実施しており、平成21年中に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災のうち、「製品の不具合により発生したと判断される火災」は136件で、「原因を特定できない火災」は691件であった。これらの情報については収集した情報を関係機関と共有し、連携して製品火災対策を推進するほか、特徴的な火災については再現実験を行い、国民へ注意を喚起している。

また、調査結果から「原因を特定できない火災」が多くあるが、消防本部の依頼に応じて消防研究センターで技術支援するほか、火災原因の詳細な分析を行う機器を現地で調達することが困難なことから、高度な調査分析装置（デジタルマイクロスコープ、X線透過装置等）を搭載した車両を平成20年度補正予算（第1号）で消防研究センターに整備し、現地において機動的かつ効果的な調査を可能としたところである。

これらの取組により、製品火災対策の充実強化が図られたことから施策の有効性が認められる。

(c) 大規模建築物等の消防防災対策

(必要性)

多数の人を収容する防火対象物については、火災が発生した際、甚大な人的被害を及ぼす可能性があるため、平成 15 年 10 月の消防法改正により、防火対象物のうち収容人員が 300 人以上の特定用途のもの等に、1 年に 1 回、防火対象物点検資格者による防火対象物定期点検報告を義務付けたところである。

また、特定違反对象物（床面積 1,500 m²以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が 11 以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）についても、火災発生時における人命の危険性が大きいことから、その早急な違反是正が必要である。

(有効性)

近年の防火対象物の大規模化・複雑化等の進展による利用形態の複雑化に鑑み、「予防行政のあり方に関する検討会」の下部組織として「大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会」を開催し、大規模化・複雑化した防火対象物の防火安全対策のあり方について、平成 19 年 6 月の消防法の一部改正等を踏まえ、幅広いニーズ等について実態調査を行い、主な検討課題を取りまとめた。

また、大規模化・複雑化した防火対象物に限らず、社会情勢の変化に対応して火災予防行政の枠組みについて総合的な検討を行うため、平成 22 年 4 月から「予防行政のあり方に関する検討会」の下部組織として「基本問題に関する検討部会」を開催し、火災予防の実効性の向上・規制の合理化のための火災予防規制の再構築に向けて検討を開始したところである。

防火対象物定期点検の実施については、平成 20 年 3 月 31 日現在で 48.5%の実施率であったが平成 21 年 3 月 31 日現在で 50.0%と 1.5 ポイント増加しており、施策の有効性が認められる。

特定違反对象物については、平成 9 年度末には 360 件あった違反对象物数が、平成 21 年 3 月 31 日現在では 225 件と大きく減少したが、平成 20 年 3 月 31 日現在の 134 件と比較すると大幅に増加していることから、引き続き重点的な違反是正の徹底を図っていくことが必要である。

(d) 小規模施設における防火安全対策の推進

(必要性)

近年、社会情勢の変化に伴い建物利用の多様化・複合化が進展し、新たな建築構造や利用形態等を有する建物が次々と出現し、それらの建物において多数の人的被害を伴う火災が発生していることから、早急な防火安全対策の推進が必要である。

(有効性)

近年、新たな形態の小規模施設（グループホーム等）において多数の人的被害を伴う火災が発生していること等を踏まえ、平成 20 年度より「小規模施設に対応した防火対策のあり方に関する検討会」を開催した。平成 21 年度は①群馬県渋川市老人ホーム火災を踏まえた小規模福祉施設等への対応、②新たな形態の小規模児童施設等への対応、について検討し報告書を取りまとめたところ。

特に①については、平成 21 年度補正予算により、就寝を伴う火災危険性の高い小規模な社会福祉施設等に対し、連動型の住宅用火災警報器を配備するとともに、全国消防長会に協力して、避難誘導體制の確保の徹底を図ることを目的に「小規模福祉施設用避難訓練マニュアル」を策定し、全国の消防機関へ配布する等の防火安全対策を推進しており、施策の有効性が認められる。

(e) 危険物施設における事故対策

(必要性)

ひとたび事故が発生すると、甚大な被害をもたらす危険物施設における火災・流出事故の件数は、昨年度より減少したものの、依然として高い水準で推移していることから、引き続き危険物事故防止対策を推進していく必要がある。

また、温暖化対策推進のため、化石燃料の代替品としてバイオマス燃料の開発、普及が進んでいることから、それらの新技術・新素材に関する安全対策に取り組むことが必要となっている。

さらに、大量の石油又は高圧ガスを取り扱う事業所が集積している石油コンビナート等特別防災区域における事故が近年増加傾向にあること、平成 19 年 7 月の新潟県中越沖地震に伴い発生した原子力発電所内変圧器火災の際に自衛消防等における課題等が明らかになったこと等から、引き続き、石油コンビナート災害対策及び原子力災害対策の充実強化を図っていくことが必要である。

(有効性)

「危険物事故防止アクションプラン」を定め、危険物事故防止のための情報や認識を共有するとともに、平成 20 年 5 月に改正された消防法（平成 20 年 8 月施行）に基づき危険物流出等の事故原因調査ができるようにするなど、危険物事故の減少を図るための施策に取り組んだ結果、平成 21 年中の危険物施設における火災・流出事故の件数は、522 件（前年 560 件）に減少したことから、危険物施設等に対する安全対策の強化の有効性が認められる。

バイオマス燃料の安全対策としては、高濃度エタノール混合ガソリン等に関する安全性の評価、火災予防上有効な対策の検討を実施している。

石油コンビナート災害対策として、引火点の低い危険物を貯蔵することが多い内部浮きぶた付き屋外タンクの異常時における防災活動上の留意点等について調査検討報告書を取りまとめ、関係機関に提供したところ、平成 22 年 6 月に油槽所において当該タンクの異常が発生した際に、当該報告書を参考に防災活動が実施され、事故を未然に防いだことから、有効性が認められる。

また、原子力災害対策として、平成 21 年度に、現場指揮本部を中心とした自衛消防隊と消防機関との一層の連携強化について調査検討を行い、「原子力施設等における現場指揮本部の設置・運営マニュアル」を作成し関係機関に提供し、関係機関等が連携した消防活動体制の充実強化が図られたことから、施策の有効性が認められる。

(D) 消防と医療の連携による救急救命体制の充実

(a) 消防と医療の連携の推進

(必要性)

現在、少子高齢化の進展や住民意識の変化等に伴って救急需要が増大しており、平成 20 年中の救急出動件数については、510 万 370 件となっており、平成 16 年から連続して 500 万件を超えている。救急出動件数の増加に伴い、救急自動車の現場到着時間（救急事故の覚知から現場に到着するまでに要した時間が）が 7.7 分（対前年 0.7 分増）、救急自動車による病院収容時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）が 35.0 分（対前年 1.6 分増）と延びているほか、救急搬送において受入医療機関が速やかに決定しない事案が全国各地で発生し、社会問題となっている。こうした状況を踏まえ、地域における現状の医療資源を前提に、消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から質の高い、

傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制の構築が必要となっている。

(有効性)

救急搬送において、搬送先医療機関が速やかに決まらない事案があること、病院収容時間が延びていることから、都道府県が傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準を策定し公表すること、都道府県に当該実施基準に関する協議等を行うために消防機関と医療機関等を構成員とする協議会を設置すること等を内容とする消防法の一部改正を行い、平成 21 年 5 月 1 日に公布し、平成 21 年 10 月 30 日に施行したところである。

改正消防法で策定が義務付けられた実施基準においては、傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われるように分類された医療機関のリスト、受入医療機関が速やかに決定しない場合における受入医療機関を確保するためのルール等を定めることとなっており、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施に有効性が認められる。

(b) 救急業務実施体制の充実

(必要性)

より高度化する救急需要に応えるため、引き続き救急救命士の養成を促進するとともに、救急搬送時における救急救命士や救急隊員による質の高い救急救命処置等の実施を確保するため高規格救急自動車の整備促進を図る必要がある。また、傷病者の救命率を向上させるため、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大等救急業務の高度化を図ることも必要である。

(有効性)

救急隊に配備されている救急救命士の数は平成 21 年 4 月 1 日現在において 19,368 人（対前年比 1,032 人増）であり、救急隊員に占める割合も 32.8%（対前年比 1.8%増）と増加している。また、救急救命士が配置された救急隊の割合は 91.0%（対前年比 2.5%増）となっており、平成 23 年度に目標としている 90%を達成した。さらに、救急救命士の処置範囲も拡大しており、平成 15 年 4 月から医師の包括的指示下での除細動が、平成 16 年 7 月からは気管挿管が、平成 18 年 4 月からは薬剤投与が、平成 21 年 3 月には自己注射が可能なエピネフリン製剤の投与をそれぞれ行うことができることとなった。これらの結果、救急救命士によって処置された特定行為の件数は、年々増加しており、平成 20 年においては、92,777 件（対前年比 8,461 件増）となっている。

高規格の救急自動車の配備台数は、平成 21 年 4 月 1 日現在 4,722 台で、全体の 79.6%（対前年度比 3.3%増）を占めており、救急救命士の運用体制の充実に係る財政措置（緊急消防援助隊設備整備費補助金、地方交付税措置等）等の取組の成果は上がってきている。これらの取組により、救急業務の高度化など救急業務実施体制が充実し、救命率の向上・予後の改善が図られるなど、施策の有効性が認められる。

(c) 新型インフルエンザ対策の推進

(必要性)

平成 21 年 4 月に発生した豚由来のインフルエンザ（H1N1 型）を受けて、消防庁においては、消防庁新型インフルエンザ対策本部を設置し、各消防機関に対し、都道府県衛生主管部局等との連携を強化すること、新型インフルエンザ患者を救急搬送する可能性があることを想定し、感染防止対策を要請したところである。今後は、強毒性の新型インフルエンザ（H5N1 型）の発生に備え、業務

継続計画の見直しや、医療機関、衛生主管部局との連携体制を改めて確認しておくこと及び感染防止用資機材の整備等の対策の支援を行っていくことが必要である。

(有効性)

消防機関においては、消防庁が平成 20 年 12 月に発出した「消防機関における新型インフルエンザ対策業務継続計画ガイドライン」に基づき作成した業務継続計画に従い、対応を行ってきた。平成 21 年 11 月現在、730 本部（90.9%）が策定済みであり、73 本部（9.1%）が策定中又は策定予定である。業務継続計画を策定したことにより、新型インフルエンザ発生時に消防機関が必要な業務を継続することが可能となり、施策の有効性が認められる。

(d) 救命講習の充実

(必要性)

平成 20 年中の救急自動車による平均現場到着所要時間は 7.7 分（対前年比 0.7 分増）と年々延びる傾向にある。心肺機能停止傷病者は、応急手当等を実施しない場合の救命率は著しく低くなることから救急自動車到着前のバイスタンダーによる応急手当の実施は、救命率の向上のために必要である。

実際、心肺機能停止傷病者に対する家族等による応急手当の実施有無別 1 か月後の生存率を見ると、応急手当が実施されている場合は、実施されていない場合よりも 1.4%高くなっている。また、心原性でかつ心肺機能停止の時点が一般市民に目撃された症例のうち一般市民による除細動が実施された場合（AEDを使用した場合）は実施されない場合と比較して 34.0%高くなっており、これらのデータから応急手当の実施の有効性が確認できることから、応急手当の普及が必要である。

(有効性)

平成 20 年中は、約 162 万人が救命講習を受講し、心肺機能停止傷病者への応急手当の実施率も、前年比 1.5%増の 40.7%となるなど、消防機関による応急手当の普及啓発活動が一定の成果を上げていることから、取組の有効性が認められる。

(e) 市民の救急相談に応じる窓口の設置

(必要性)

近年、救急出動件数が増加しているが、救急要請をすべきか、病院へ行くべきか否かの判断に迷った場合に 119 番するケースも相当数にのぼると考えられている。救急搬送を要請すべきかどうか等の住民の不安や悩みにこたえるため、住民の安心・安全の確保を担う消防機関と医療機関とが連携し、救急相談サービスの提供や救急患者の医療機関による円滑な受入れを推進することが求められている。

なお、平成 22 年 6 月に行われた行政事業レビューにおいて、廃止との評決を受けたことを踏まえ、国としてのモデル事業は廃止するが、今後は、救急相談事業を実施する地方公共団体に対する支援策を検討する。

(有効性)

平成 21 年度においては、地方公共団体による相談窓口設置を支援するため、3 団体に救急安心センターモデル事業を行っていたところである。3 団体合計で、総受付件数は 91,257 件、このうち救急相談は 34,693 件、救急相談の結果救急要請となった件数は 2,111 件である。また、軽症傷病者

の搬送割合については、平成 21 年度中と比較して、平成 22 年 1 月から 3 月までは、3 団体とも 2 ポイント程度低下しており、東京消防庁においては、相談事業開始前の平成 18 年中と比較して、5 ポイント以上低下している。さらに、救急相談の結果救急出動することとなり、搬送先病院でくも膜下出血が判明し一命を取り留めたものなど、奏功事例も多数報告されている。このように、施策の有効性は認められる。

(2) 総括的な評価

本政策について、指標の達成状況をみると、「緊急消防援助隊の隊数」や「住宅火災による死者数（放火自殺者を除く。）」など目標年度に向けて着実に実施しており、「国民保護訓練の実施件数」や「消防団協力事業所表示制度導入市町村数」など平成 21 年度に目標年度を迎えた指標については概ね半数の指標において目標を達成していることから、政策の基本目標に向け取組の効果が現れていることが認められるが、目標を達成できていない指標については、今後の対応について検討する。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

ア 消防団の入団促進、活動支援

地域の防災力の低下を招かないよう消防団員数の減少傾向に歯止めをかけ、地域防災の中核的存在である消防団の強化のため団員数が増加に転じるような方策を引き続き検討することが課題となっている。

今後も、消防団の充実に関しては、引き続き団員数の増加を図るため、資機材等の整備、団員の処遇等の改善、事業所との連携、マスメディア等を活用した広報の実施を図るなど、消防団員の確保・活動環境の整備を行っていくとともに、消防団の活動の多様化に対応した充実強化策を実施していく。

	方向性の内容	
予算要求	○▲	消防団の活動の多様化を踏まえた事業の改善を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

イ 地域の団体の連携推進、地域の防災教育の充実

自主防災組織については、活動カバー率が低い地域の結成促進を図るとともに、住民意識の向上や、他の自主防災組織など他団体との連携を通して、地域防災力の強化につなげることが課題となっている。

今後も、自主防災組織連絡協議会の設置促進、地域防災スクールの取組等による将来の地域防災を担う人材の育成の推進、消防庁 HP 等による防災知識の普及啓発等を引き続き実施し、自主防災組織の充実強化を図っていく。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

ウ 災害時要援護者の避難支援対策の促進

近年の風水害等では、犠牲者の大半が高齢者であった。災害時の犠牲となる人を減少させるためには、災害時要援護者（高齢者、障害者等）の避難支援対策が急務であり、市町村において避難支援プランの策定を促進することが必要である。

今後も、引き続き、災害時要援護者の避難支援プランの策定を促進していく。

	方向性の内容	
予算要求	—	
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

エ 公共施設等の耐震化の促進

耐震化の緊急性の高い公共施設等に加え、防災拠点となる公共施設等全体の耐震化を着実に推進していくことが課題となっている。

今後も、引き続き、公共施設等耐震化事業（起債事業）等を活用し、防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進していく。なお、平成 21 年度より、地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び避難場所となる公共施設（Is 値 0.3 未満）について、公共施設等耐震化事業（起債事業）の地方財政措置を拡充した（起債充当率 90%のうち交付税算入率 50%→2/3に拡充）。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

オ 緊急消防援助隊の充実強化

緊急消防援助隊については、見直し後の基本計画に基づき、施設の整備と登録部隊数の増強を図り、大規模災害発生時における消防の応援体制を強化すること及び、過去の緊急消防援助隊の出動時の教訓を踏まえ、災害発生直後の情報収集体制の強化を図ることが課題

今後も、基本計画に基づき、登録部隊数 4,500 隊規模に向けた計画的な増強及び施設・設備等の充実強化を推進する。

	方向性の内容	
予算要求	◎	予算枠の拡大を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

カ 消防の広域化の推進

災害の多様化・大規模化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、市町村の消防の広域化を推進することにより、消防体制の充実強化を図ることが課題となっている。

今後も、消防体制の充実強化が求められる中で、消防の広域化については、市町村が消防の広域化を検討する際にきめ細かく助言する方向で推進していく。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

キ 消防救急デジタル無線の整備の促進

平成 28 年 5 月末までに、各消防本部における円滑なデジタル化を図ることが課題となっている。

平成 21 年度補正予算（第 1 号）において実施する実証試験の結果も踏まえ、技術面・財政面の両面から支援を行い、アナログ通信方式による周波数の使用期限である平成 28 年 5 月末までに、各消防本部における円滑なデジタル化を推進していく。

方向性の内容		
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

ク 消防防災に係る科学技術の高度化

今後、複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、新技術等を利活用した消防防災に関する研究開発のより一層の推進が課題となっている。また、競争的研究資金制度については、効果を最大限に発揮させるために、消防機関等の現場ニーズに即した研究開発及び行政上解決すべき具体的研究課題に重点を置くなど制度の充実を図るとともに、今後も採択課題の早期決定等必要に応じ制度の改革を行うことが課題となっており、研究が終了したものについては、事後・追跡評価等を行い、施策等に反映していくことが課題となっている。

消防防災に関する研究開発については、日々刻々と進化する科学技術等の動向を踏まえた上で、多種多様な消防防災の課題について研究し、課題解決を図る方向で推進していく。競争的研究資金制度については、年度ごとの契約という事務手続を踏まえた上で、研究の連続性、円滑な研究支援体制を確立する方向で推進していく。

なお、行政事業レビューにおいて「更なる見直し、改善が必要」という所見を受け、事業内容を重要性、緊急性の高いものに絞り込み、事業の重点化を図る。

方向性の内容		
予算要求	○▲	事業の継続を検討。（予算の重点化・効率化により縮減）
制度	○▲	従来の「テーマ設定型」に代えて「課題解決型」を導入し、運用を見直す。
実施体制	◎	成果の施策への反映に向け、関係各課室との連携強化とプログラムオフィサーの充実を図る。

ケ ICTを活用した効果的な人材育成の推進

消防大学校における教育訓練の効率的・効果的な実施及び、住民や地域防災のリーダー等を対象とする防災・危機管理教育を充実することが課題となっている。

今後も引き続き、消防大学校において大規模災害対応訓練システムを活用した指揮シミュレーション訓練及びeラーニングによる事前学習を実施するとともに、インターネットを活用した遠隔教育（防災・危機管理e-カレッジ）により、住民や地域防災のリーダー等を対象とする防災・危機管理教育を充実する。

方向性の内容		
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

コ 国際緊急援助活動体制の充実強化

国際緊急援助活動に資するより良い国際消防救助隊体制の構築、技術・知識の維持が課題となっている。

今後も、消防庁が設ける国際消防救助隊機能の恒常的な拡充・向上に資する研修等の実施に加え、外務省ほか関係機関との技術の共有、連携の強化に資する協議、訓練への参加を行っていく。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	◎	いかなる態様・規模の災害救援要請にも機動的に対応できる体制を整備する上から、当庁独自に実施する研修について、今後より多くの登録隊員を受講させることが可能となるよう体制の充実を図る。

サ 国民保護訓練の実施

国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進していくことが課題となっている。

今後も、共同訓練については、引き続きシナリオ作成に関する助言や、訓練の検証、財政支援を行うこと等により積極的に支援していく。また、単独訓練については、地方公共団体が単独で訓練を実施することが出来るようマニュアルを作成し各自治体に配布してきた。今後は、地方公共団体が単独で実施する訓練についても、会議等の機会を通じて要請していく。

なお、行政事業レビューにおいて「更なる見直し、改善が必要」という所見を受け、訓練内容等の見直しを行う。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○▲	訓練の内容について見直しを行う。
実施体制	○	従来どおり。

シ 国民への情報伝達体制の強化

対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を国民に瞬時に伝達するため、引き続き市町村防災行政無線（同報系）及びJ-ALERTの整備・普及を推進することが課題となっている。

市町村防災行政無線（同報系）については、防災基盤整備事業等により全国的な整備・普及を図る。また、J-ALERTについては、平成21年度補正予算（第1号）により全国の市区町村等に一斉整備を行うこととしていることから、今後は市町村防災行政無線（同報系）以外の伝達媒体の多様化を図るとともに、安定的な運用体制の構築及び効果的な活用を図る。

	方向性の内容	
予算要求	◎	予算枠の拡大を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	◎	J-ALERTの安定的な運用とその効果的な活用を図るため、体制の拡充等について検討。

ス 消防の国際協力及び国際交流の推進

我が国の消防防災に係る知見・技術の広域的な普及を通じた近隣国支援を行っていくことが課題となっている。

今後も、消防防災分野からの協力・支援を通じての近隣諸国に対する国際協力・交流の推進を主眼に、二国間協力といった発展的な支援関係の構築も選択肢と想定して事業を継続していく。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

セ 住宅防火対策の推進（住宅防火の普及啓発等）

住宅火災による死者数の減少を図るため、住宅用火災警報器等の既存住宅への早期設置や、防火安全性の確保のため、着火抑制の機能を持つ防災品の普及の促進が課題となっている。

今後も、住宅防火対策については、高齢化の進展に伴い死者数の増加が懸念される状況を踏まえた上で、住宅用火災警報器等の設置、防災製品導入等の総合的な住宅防火対策を普及促進する方向で推進していく。その際、平成 20 年度に決定した住宅用火災警報器設置推進基本方針に基づき、住宅用火災警報器を強力に普及促進する。

	方向性の内容	
予算要求	○▲	事業の継続を検討。（予算の重点化・効率化により縮減）
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

ソ 製品火災調査の充実

製品火災の原因調査結果の公表を行うとともに、当該情報を関係機関と共有し、製造業者等における自主回収等の対応の徹底や火災を起こす危険な製品の流通防止に向けて活用することで、消費者生活の安全・安心を実現することが課題となっている。

平成 21 年中においては、製品火災の原因等が未解明のものが 691 件にのぼっており、製品火災のリスクを低下するため、今後においても製品火災の原因調査・分析体制の充実・強化を行う。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○▲	原因調査の権限拡大に係る全国消防長会からの要望を踏まえ、有識者等による検討会にて、出火防止対策の強化のための方策について検討中。
実施体制	○	従来どおり。

タ 火災予防に係る規制体系の再構築

火災被害の中心がデパート等の大規模事業所から小規模事業所、福祉施設、一般住宅等に移っている状況等を踏まえ、火災予防に係る規制体系を再構築し、その実効性の向上を図ることが課題となっている。

過去の大火災ごとに新たな制度を積み重ね、複雑化した防火管理体制や消防用設備等の規制について、施設ごとに求められる防火安全性能に着目した簡明な規制体系に再構築するほか、消防用機器の公的認証制度等についても見直しを行う。

	方向性の内容	
予算要求	◎	予算枠の新規要求を検討。
制度	◎	消防法や消防法施行令、関係省令の改正を検討。
実施体制	◎	職員の増員を検討。

チ 危険物施設における事故対策

「危険物事故防止アクションプラン」に基づく官民一体となった総合的な事故防止対策、危険物流出等の事故原因調査の効果的な活用、危険物施設の腐食防止・抑制対策、屋外タンク貯蔵所の安全対策の充実等、危険物事故防止対策の充実強化を図ることが課題となっている。

危険物施設における事故件数は昨年度よりも減少したものの、依然として高い水準で推移していることから、危険物事故対策については、引き続き総合的な対策強化の方向で推進していく。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	◎	安全対策を強化するための政省令の改正について検討。
実施体制	○	従来どおり。

ツ 石油コンビナート災害対策の充実強化

石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の充実強化を図り、事故発生防止対策の更なる推進や事故発生時の対応力をさらに強化していくことが課題となっている。

今後も、石油コンビナート等特別防災区域における災害発生の防止や被害の軽減など、引き続き、防災体制の充実強化を推進する。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

テ 原子力災害対策の充実強化

放射性物質事故発生時の消防活動対応能力の更なる向上が課題となっている。

今後も、放射性物質事故発生時に、消防機関が迅速かつ的確に消防活動を行うことができるよう、対応能力の更なる向上を図る。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

ト 消防と医療の連携の推進

改正消防法における協議会の設置促進、傷病者の搬送及び受入れの実施基準の策定支援等によって消防機関と医療機関の連携体制を確立することが課題となっている。

平成 21 年の消防法改正を受け、消防機関と医療機関が連携する体制が法的に位置づけられたことから、地方における制度運用及び消防機関と医療機関の連携の円滑化に精力的に取り組む。

	方向性の内容	
予算要求	◎	予算枠の拡大を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	平成 21 年消防法改正によって、各都道府県に消防機関と医療機関等が参画する協議会の設置並びに搬送及び受入れの実施基準の策定が義務づけられたため、今後協議会の運用と、搬送及び受入れの実施基準の策定の支援を図ることで、救急搬送の円滑な実施を目指す。

ナ 救急業務実施体制の充実

気管挿管、薬剤投与等の実施可能な救急救命士の更なる養成のため、講習及び実習の推進を図り、救命率を向上させることが課題となっている。

平成 21 年度救急業務高度化推進検討会報告書を踏まえ、救急隊員の教育体制の充実、救急業務の質の向上を図るとともに、救急業務高度化のため、メディカルコントロール体制の一層の強化を推進する。

	方向性の内容	
予算要求	○▲	事業の継続を検討。(予算の重点化・効率化により縮減)
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	救急救命士による救命処置については、求められる活動の質が高度化しており、さらに処置範囲の拡大等が行われることが予想されるため、救急業務高度化検討会における検討を継続して実施するとともに、教育体制の充実を図る。

ニ 新型インフルエンザ対策の推進

強毒性の新型インフルエンザの発生に対応するための、消防機関における業務継続計画の見直しが課題となっている。

強毒性の新型インフルエンザ発生に備え、業務継続計画の見直しや、医療機関、衛生主管部局との連携体制を改めて確認しておく。

	方向性の内容	
予算要求	○▲	事業の継続を検討。(予算の重点化・効率化により縮減)
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

ヌ 応急手当の普及啓発の推進

現場における住民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、救命講習会等の一層の推進が課題となっている。

今後は、2010年秋に発表される予定の救急蘇生ガイドライン2010を踏まえ、救急隊員および救急隊員以外の消防職員が行う心肺蘇生法について検討を行うとともに、住民による応急手当の実施促進のために、実施環境の充実、普及啓発を図る。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	◎	新たなガイドラインを踏まえ、検討。
実施体制	◎	新たなガイドラインを踏まえ、検討。

ネ 市民の救急相談に応じる窓口の設置

市民が救急車を呼ぶべきか否か迷うような場合の不安に応える体制を作ることが課題となっている。

行政事業レビューの結果、救急安心センターモデル事業については廃止の評決を受けた。評決を踏まえ、国のモデル事業としては廃止となるが、今後の事業のあり方を再検討する。

	方向性の内容	
予算要求	▲	行わない。
制度	▲	国のモデル事業としては廃止。
実施体制	○▲	地方公共団体における取組を支援することを検討。

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

地域における総合的な防災力の強化のためには、消防団や自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ等の地域に密着した団体の活動支援、連携強化とともに、民間企業とも協働し、住民と行政が一体となった地域防災力を向上させることが課題である。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進（目標値：平成25年度に防災拠点となる公共施設等の耐震率85%）など災害に負けない施設等の整備も課題となっている。

全国各地で自然災害による被害が発生していることや、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震の発生の切迫性が指摘されていることもあり、今後とも緊急消防援助隊の部隊・資機材の増強（目標値：緊急消防援助隊の隊数を平成25年度に概ね4,500隊）を進めるとともに、様々な災害を想定した訓練の実施、関係機関との連携を積極的に推進すること及び、消防の広域化の推進、消防救急無線のデジタル化推進などにより国内の消防防災体制の一層の充実を図ることが課題である。また、地方公共団体における国民保護の取り組みについて、国民保護計画等の検証や職員の対処能力の向上及び国等関係機関との連携強化を図るために、地方公共団体それぞれにおける国民保護への取組状況を勘案しながら、新たな事態の想定など訓練内容を充実させるとともに繰り返し国民保護共同訓練を実施していくことが課題となっている。さらに、北朝鮮のミサイル発射事案や海外での大地震などの国際情勢に対応し、国民保護体制の強化や海外への支援体制の強化も重要な課題となっている。

昨年施行された改正消防法を踏まえ、消防機関と医療機関の連携を一層強化させるとともに、医療技術の進歩や、救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、救急業務の高度化を引き続き推進することが重要な課題となっている。また、現場における一般市民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、応急手当の普及促進（目標値：平成23年度に心肺機能停止傷病者への応急

手当実施率（救急現場において住民により実施されたもの）の向上）についても課題となっている。

年間1千人を超える住宅火災による死者を半減させるため（目標値：平成23年度に平成17年の1,220人からの半減）、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の一層の推進が課題となっており、特に、住宅用火災警報器については平成23年6月までには全国で義務化されることから、普及促進の取組を推進している。また、近年発生した小規模な認知症高齢者グループホーム及びカラオケボックス店等における火災を踏まえ、火災の検証や研究を行うとともにその対応策を検討するなど建築物における防火安全対策が重要な課題となっている。また、危険物施設における事故対策についても重要な課題となっている。

これらの課題に対し消防庁では、引き続き効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、国民への普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。

6 学識経験を有する者の知見の活用

- ・全国消防長会の新井会長より、指標のうち緊急消防援助隊の隊数や消防団員数について、「数だけでなく質の向上についても重要である」とご意見をいただき、評価書とりまとめの参考にした。
- ・消防審議会の委員である東京経済大学の吉井教授より、消防防災体制に関する広報の充実、意見の反映、国民の参加促進も重要であるとのご意見をいただき、来年度以降の政策評価に反映できるよう検討することとした。

7 評価を行う過程において使用した資料

- ・平成21年版消防白書（平成21年11月27日閣議報告 消防庁）
<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h21/index.html>
- ・平成21年版救急・救助の現況（平成21年12月3日報道発表 消防庁）
<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2112/211203-1houdou.pdf>
- ・救急蘇生統計（2008年）（平成21年12月15日報道発表 消防庁）
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2112/01_houdoushiryou.pdf
- ・平成21年中の危険物に係る事故の概要の公表（平成22年5月28日報道発表 消防庁）
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2205/220528_1houdou/01_houdoushiryou.pdf
- ・平成21年（1月～12月）における火災の状況（確定値）（平成22年6月4日報道発表 消防庁）
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2206/220604_1houdou/03_houdoushiryou.pdf
- ・災害時要援護者の避難支援対策の調査結果（平成22年6月30日 消防庁）
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2206/220630_1houdou/02_houdoushiryou.pdf

電気通信主任技術者及び工事担任者資格試験事業に関する政策評価

1 事務・事業等

電気通信主任技術者資格試験

工事担任者資格試験

2 事務・事業の背景等

(1) 背景等

昭和 60 年に電気通信事業法が制定され、それまで電電公社の独占事業であった国内電話事業が民間に開放されることとなった。ただし、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするため、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その事業用電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するよう維持するため、電気通信主任技術者を選任し、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用の監督を義務づけることとなった。また、利用者による端末設備又は自営電気通信設備の接続は、電気通信に関する知識を要し、その良否は電気通信回線設備を通して他に与える影響が大きいことから、電気通信回線設備の損傷を事前に防止するとともに、人体の保護を確実にならしめるため、工事担任者にこれに係る工事を行わせ、又は実地に監督させることを義務づけることとなった。

これら電気通信主任技術者及び工事担任者の資格試験の実施は、上記選任等に必要な資格者を選定するために必要となるものであり、制度開始当初より、当該資格試験の試験事務を行う指定試験機関として財団法人日本データ通信協会を指定している。

(2) 根拠法令

電気通信事業法第 45 条、第 71 条、第 74 条

(3) 関係公益法人

財団法人 日本データ通信協会

3 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法及びその結果

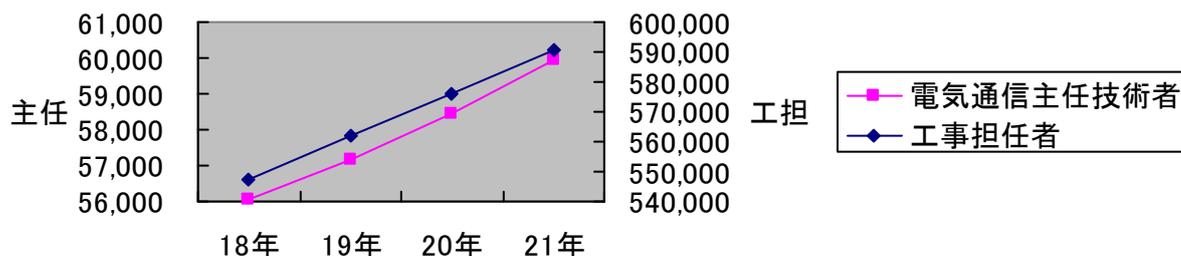
(1) 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法

電気通信主任技術者は事業用電気通信設備の工事・維持及び運用の監督について、また、工事担任者は端末設備及び自営通信設備の接続の実施又は監督について、それぞれ必要とされており、当該資格の取得のための試験が公正かつ安定的に実施されているかという観点から実施した。

(2) 結果

法令に基づく試験事務の実施事項については、総務大臣が認可した試験事務規程に従い公正かつ安定的に実施されており、平成 21 年度は、電気通信主任技術者が 7,472 人（累計 284,988 人）、工事担任者が 50,337 人（累計 2,344,524 人）の受験者数があり、いずれも試験事業として適正であると認められる。

資格取得者数の推移(累計)



4 政策評価の結果

(1) 電気通信主任技術者試験

- 平成 17 年 10 月 31 日付け諮問第 2020 号「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」について、情報通信審議会（会長：大歳 卓麻 日本アイ・ビー・エム株式会社会長）において審議し、総務省は、同審議会から「ネットワークの IP 化に対応した安全・信頼性対策に関する事項」（平成 19 年 5 月 24 日）の一部答申を受けた。同答申の中で、「電気通信主任技術者は、引き続き相互接続の拡大や情報通信ネットワークの安全・信頼性確保のため監督機能を果たすことが必要である。」とされ、その**必要性**が認められたところである。
- また、平成 17 年度以降の受験者数は毎年増加しており、事業用電気通信設備の工事・維持及び運用の監督における本資格の**必要性**を表したものであると考えられる。
- 制度については、養成課程の非営利要件の撤廃、科目合格者に対する試験科目免除期間の延長、資格取得者に対する専門的な知識及び能力向上に関する努力義務規定の追加等を目的とした電気通信主任技術者規則の一部改正（平成 21 年 6 月 30 日）、電気通信主任技術者の配置要件の見直し、資格者証のカード化等を目的とした電気通信主任技術者規則の一部改正（平成 22 年 2 月 26 日）を行うなど、常に見直しを実施してきているところである。

(2) 工事担任者試験

- 平成 20 年 4 月から「IP ネットワーク管理・人材研究会」（座長：後藤 滋樹 早稲田大学理工学術院教授）を開催し、IP 化するネットワークのシステム管理・人材の在り方について意見を集約し、制度への反映等の検討を行った。同研究会の中で工事担任者の養成課程の非営利要件の撤廃、科目合格者に対する試験科目免除期間の延長等についての検討が行われたが、これは工事担任者制度の有効性、工事担任者の**必要性**が認められたものと考えられる。

- ・ また、平成 17 年度以降の受験者数は概ね増加傾向にあり、端末設備及び自営通信設備の接続の実施又は監督における本資格の**必要性**を表したものであると考えられる。
- ・ 制度については、養成課程の非営利要件の撤廃、科目合格者に対する試験科目免除期間の延長等を目的とした工事担任者規則の一部改正（平成 21 年 6 月 30 日）、資格者証のカード化等を目的とした工事担任者規則の一部改正（平成 22 年 2 月 26 日）を行うなど、常に見直しを実施してきているところである。

このように、事業用電気通信設備の安定した運用並びに端末設備及び自営電気通信設備の接続を確保するため、電気通信主任技術者の適切な配置並びに工事担任者による工事の実施及び監督が求められている状況において、電気通信設備等に関する知識・技術を有する技術者の選出のための試験を、公平かつ安定的に提供し実施することについては、その**必要性**が認められるものである。

実施にあたっては、地域的・時間的な**公平性**と業務の**効率化**による安定した業務運営が求められるが、受験者数が減少傾向にある中、法人の**効率化**努力により受験機会の**公平性**を維持しているものと認められ、**有効性**があるものとして評価できる。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

上述の答申を踏まえ、IP 化するネットワークのシステム管理・人材の在り方について検討を行った際は、「IP ネットワーク管理・人材研究会」を開催し、学識経験者の知見を活用した。

「IP ネットワーク管理・人材研究会」資料等

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/ip_network/index.html

また、同研究会で作成が必要であるとされた「電気通信主任技術者スキル標準」についても、「電気通信主任技術者スキル標準検討会」（委員長：苗村 憲司 駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授）を開催し、電気通信主任技術者スキル標準の作成に際して学識経験者の知見を活用した。

「電気通信主任技術者スキル標準」

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban05_01000003.html

その他、電気通信主任技術者及び工事担任者等に係る各省令の改正においては、総務省においてもパブリック・コメントにより広く一般からの意見を募集して、施策の参考としている。

「電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果」

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban05_000021.html

「電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果」

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban05_000033.html

6 評価に使用した資料等

財団法人日本データ通信協会の事業報告・収支決算等

<http://www.dekyo.or.jp/data/h21jigyohoukoku.pdf>

無線従事者資格の取得のための試験・ 講習等の安定的実施事業に関する政策評価

1 事務・事業等

- ① 無線従事者国家試験
- ② 主任無線従事者講習
- ③ 無線従事者養成課程
- ④ 無線従事者認定講習課程
- ⑤ 船舶局無線従事者証明のための認定訓練

2 事務・事業の背景等

(1) 背景等

ア 制度の背景等

混信のない良好な電波利用環境を維持し、電波の有効利用を確保する観点から、無線設備の操作は、原則として、無線従事者資格を有する者でなければできないこととされている（国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則、電波法第 39 条、第 39 条の 13 等）。

なお、主任無線従事者の監督の下であれば、無資格者でも無線設備を操作できる。

主任無線従事者は、無資格者による無線設備の操作の監督を行うという重要な地位にあることから、主任講習を受講しなければならないこととされている（電波法第 39 条第 1 項、第 39 条の 2 等）。

また、一定以上の船舶局の無線設備の操作は、無線従事者資格に加え、総務大臣が行うより実際的な訓練（遭難通信の方法等）を修了していることの証明（船舶局無線従事者証明）を受けた者でなければならないこととされている（船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW 条約）、電波法第 39 条第 1 項、第 48 条の 2 等）。

イ 制度の内容等

無線従事者資格は、①総務大臣（指定試験機関）が実施する無線従事者国家試験に合格する、③総務大臣の認定を受けた無線従事者養成課程を修了する、④一定の資格・業務経歴のある者が、総務大臣の認定を受けた上位資格取得のための講習（認定講習課程）を修了する等により、取得することができる。

また、②主任無線従事者として届出されている者は、総務大臣（指定講習機関）が実施する講習を定期的を受けなければならない。船舶局無線従事者証明は、総務大臣が行う訓練又はこれと同等であると認定された訓練（⑤）を修了することにより、証明を受けることができる。

①の国家試験の実施事務については、行政事務の効率化の観点から指定試験機関制を採っているが、国家試験は試験内容・レベル等における公正性の確保が極めて重要であり、複数機関による競争原理になじまないことから、指定試験機関は非営利の一般社団法人又は一般財団法人であることを要件とし、資格ごとに一を限り指定することとされている。

②の主任無線従事者講習の実施事務については、行政効率化の観点から指定講習機関制を採っているが、主任無線従事者の役割は重要であり、公正な講習を実施するため、①と同様、非営利の一般社団法人又は一般財団法人であることを要件としている。

③の養成課程、④の認定講習及び⑤の認定訓練は、実施しようとする者の判断により、実施の都度、申請により法令の定める条件を満たしていることを認定しているが、この認定は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）を受け、認定基準に適合すれば国の裁量の余地なく認定するといういわゆる「登録制度」を採っている。

(2) 根拠法令

- ① 無線従事者国家試験（電波法第 41 条第 2 項第 1 号、第 44 条～第 46 条）
- ② 主任無線従事者講習（電波法第 39 条、第 39 条の 2 条）
- ③ 無線従事者養成課程（電波法第 41 条第 2 項第 2 号）
- ④ 無線従事者認定講習課程（電波法第 41 条第 2 項第 4 号）
- ⑤ 船舶局無線従事者証明のための認定訓練（電波法第 48 条の 2 第 2 項第 2 号）

(3) 関係公益法人

①の国家試験及び②の主任無線従事者講習は、申請により総務大臣の指定を受けた財団法人日本無線協会が実施している。③の養成課程については公益法人では財団法人日本無線協会及び財団法人日本アマチュア無線振興協会が、④の認定講習及び⑤の認定訓練については公益法人では財団法人日本無線協会がそれぞれ実施の実績がある。

性格	施策名	実施者名	平成 21 年度実績（②～⑤は公益法人実施分）		
指定	①国家試験	(財) 日本無線協会	23 資格	11 カ所×年 2～3 回 (注)	47,854 名
	②主任講習	(財) 日本無線協会	3 区分	11 カ所×年 3 回	721 名
登録	③養成課程	(財) 日本無線協会	11 資格	11 カ所、延べ 937 件	33,876 名
		(財) 日本アマチュア無線振興協会	2 資格	延べ 394 件	15,501 名
	④認定講習	(財) 日本無線協会	3 資格	2 カ所、延べ 5 件	75 名
	⑤認定訓練	(財) 日本無線協会	—	4 カ所、延べ 12 件	548 名

(注) 上級 10 資格は年 2 回、下級 11 資格は年 3 回、全国 11 カ所（この他、受験者の見込める数カ所）で実施。

下級アマチュア 2 資格は全国 25 カ所（この他、受験者の見込める数カ所）で延べ 200 回実施。

3 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法及びその結果

(1) 政策評価の観点

無線従事者制度（船舶局無線従事者証明を含む。）は、条約の要請を踏まえて、国内法（電波法）でその具体的な実施が定められており、本件「無線従事者資格の取得のための試験・講習等の安定的実施」の各施策の政策評価は、試験、講習等が法令の求める基準を満たし、厳正・公正かつ効率的に実施されているかという観点から実施した。

(2) 政策効果の把握の手法

ア 国家試験（①）

(ア) 国家試験は指定機関により実施されており、電波法においては、指定機関に対して以下のような許認可、届出等を義務付け、総務大臣においては、その都度、法令への適合性等を審査している。

- ・総務大臣の許可・認可 → 役員の選任・解任、毎年度の事業計画・収支予算、試験業務規程の制定・変更、試験業務の休廃止

- ・総務大臣への届出 → 試験員の選任・解任、毎年度の事業報告・収支決算

(イ) また、総務大臣は次のような権限があり、法令への適合性を監督している。

- ・総務大臣の権限等 → 業務規程変更命令、役員・試験員の解任命令、監督命令、業務停止命令、報告徴収権、立入り検査権、指定取消し権

(ロ) さらに、試験の厳正・公正性を確保するため、指定機関に対して、次のような義務（権限）を課して（付与して）おり、不正受験に係る権限行使については、総務大臣への報告を義務づけている。

- ・義務等 → 秘密保持義務、公務員としての罰則適用（みなし公務員）

- ・権限等 → 不正受験者に対する受験停止命令、試験無効宣告権

イ 主任無線従事者講習（②）

(ア) 主任無線従事者講習は指定機関により実施されており、電波法においては、指定講習機関に対して以下のような許認可、届出等を義務付け、総務大臣においては、その都度、法令への適合性等を審査している。

- ・総務大臣の許可・認可 → 講習業務規程の制定・変更、講習業務の休廃止

- ・総務大臣への届出 → 毎年度の事業計画・収支予算及び事業報告・収支決算

(イ) また、総務大臣は次のような権限があり、法令への適合性を監督している。

- ・総務大臣の権限等 → 業務規程変更命令、監督命令、業務停止命令、報告徴収権、立入り検査権、指定取消し権

(ロ) さらに、講習の業務を適正かつ確実に実施するため、指定機関に対して、次のような義務（権限）を課している。

- ・義務等 → 公務員としての罰則適用（みなし公務員）

ウ 養成課程（③）、認定講習（④）及び認定訓練（⑤）

養成課程（③）、認定講習（④）及び認定訓練（⑤）は、法令の基準に適合している場合

は行政の裁量の余地なく認定されるといういわゆる登録制度であり、電波法上の権限（義務）は、国家試験（指定機関）と比較すると、認定に係る事項の変更承認、修了時の実施状況報告、臨時の資料提出命令等と少ないが、公益法人に対しては、総務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令（平成 12 年総理府、郵政省、自治省令第 1 号）により、毎年度の事業計画・収支予算、事業報告・収支決算の提出や役員の選任・解任の届出のほか、業務監督権が認められており、総務大臣はその実施状況を把握している。

（3）結果

ア 国家試験

平成 21 年度においては、平成 20 年度の事業報告・収支決算、平成 22 年度の事業計画・収支予算、役員の選任・解任について審査した。

イ 主任無線従事者講習

平成 21 年度においては、平成 20 年度の事業報告・収支決算及び平成 21 年度の事業計画・収支予算の提出があり、その内容を審査した。

ウ 養成課程、認定講習及び認定訓練

平成 21 年度においては、修了時の実施報告のほか、公益法人の設立及び監督に関する省令に基づく平成 20 年度の事業報告・収支決算及び平成 22 年度の事業計画・収支予算の提出があり、その内容を審査した。

4 政策評価の結果

無線従事者制度の運用上、その能力を確認する国家試験の実施は基本であり不可欠であり、主任無線従事者は、混信その他の障害が起こらないよう無資格者に対して監督・指示するという重要な役割を担っていることから、その資質の保持及び向上を図るための講習は不可欠である。

また、いわゆる登録制度として運用されている養成課程等も受験生の選択肢を広げるものであり、その**必要性（有効性）**が認められる。

実施に当たっては、業務の**効率性**（実施場所の集約、一元化等）と受験生等の利用しやすさ（実施箇所、回数の分散等）の均衡が求められるが、事業報告・収支決算からみて、受験生等が若干上昇傾向であるものの、法人の**効率化努力**により受験生等の利用しやすさを維持しているものと認められ、全体として**効率的**に実施されていると評価できる状態にあると認められる。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

無線従事者国家試験の実施に関する事項や養成課程等の認定の基準等を定める総務省令の制定・改廃は電波監理審議会への必要的諮問事項とされており、電波監理審議会においては広く利害関係者への意見聴取を実施した上で、総務大臣へ答申している。また、総務省においてもパブリック・コメントにより広く一般からの意見を募集して、施策の参考としている。

【平成 21 年度の実績例】

- 無線従事者規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集（平成 21 年 4 月 3 日発表）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban09_000004.html

- 無線従事者規則の一部を改正する省令案についての電波監理審議会への諮問及び意見募集（平成21年6月10日発表）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban09_000016.html

6 評価に使用した資料等

- 財団法人日本無線協会の事業報告・収支決算等
<http://www.nichimu.or.jp/gaiyou/index.html>
- 財団法人日本アマチュア無線振興協会の事業報告・収支決算等
http://www.jard.or.jp/media/info/what_is_jard/index.html

電気通信端末機器の技術基準適合認定等事業に関する政策評価

1 事務・事業等

電気通信端末機器の技術基準適合に関する認定
端末設備の接続の技術的条件の適合検査

2 事務・事業の背景等

(1) 背景等

昭和 60 年に電気通信事業法が制定され、それまで電電公社の独占事業であった国内電話事業が民間に開放されることとなった。これに伴い、端末機器についても売り切り制度が導入され国民は自由に端末機器を選択することが可能となった。

ただし、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするため、当該端末機器が電気通信事業者の設置する設備に対して障害を与えないかどうかの接続検査を義務づけることとし、同時に接続検査を省略する条件として認定を受けた端末機器を使用することを義務づけた。

この技術基準（電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。）に合致しているかどうかの認定業務は、当初、財団法人 電気通信端末機器審査協会のみが指定認定機関として行ってきたが、平成 13 年から公益法人以外の指定認定機関を指定できるようにし、また、平成 15 年度に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）を受けて認定機関については、指定制度から登録制度に法改正を行った。

現在では、民間 4 機関を含む 5 機関が登録認定機関として事業を行っている。

(2) 根拠法令

電気通信事業法第 69 条、第 86 条

電気通信事業法施行規則第 32 条第 1 項第 5 号

(3) 関係公益法人

財団法人 電気通信端末機器審査協会

3 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法及びその結果

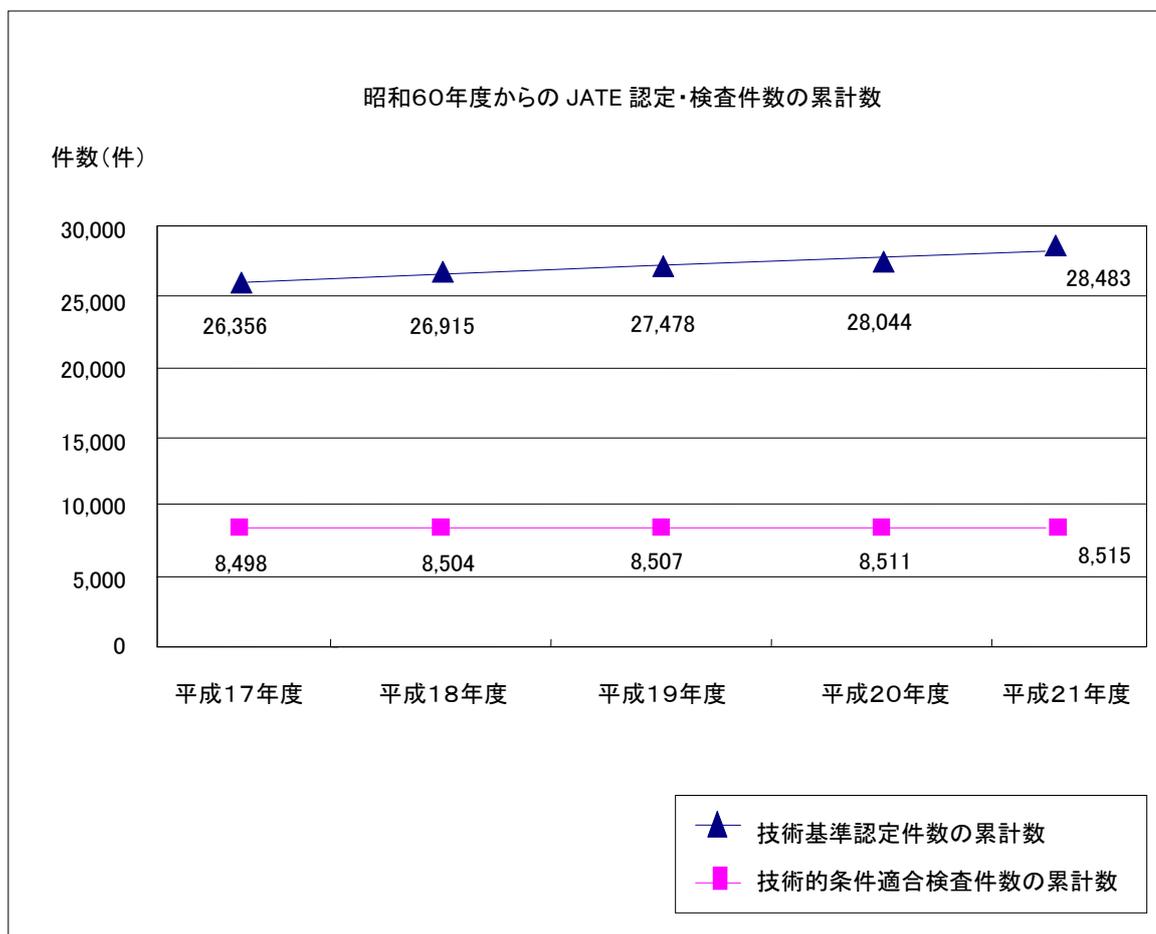
(1) 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法

当該事業の必要性及び有効性を、制度の利用実績の一指標となりうる端末機器技術基準適合認定の累計件数の把握により評価を行う。

(2) 結果

昭和 60 年度から平成 21 年度までの端末機器技術基準適合認定件数の累計は 28,483 件に上り、

十分な政策的必要性があったとともに、有効に活用されている。また、技術的条件適合検査件数の累計は 8,515 件となり、政策的必要性に代わりはなく、有効に活用されている。



4 政策評価の結果

○必要性

端末機器についても売り切り制度が導入され、国民は自由に端末機器を選択することが可能となった現状において、電気通信事業者の接続検査を省略し、国民が安心して電気通信事業者のネットワークへ接続可能とするための端末機器を試験する技術基準適合認定業務は、技術基準に適合していない通信端末が流通・使用されて利用者や他者に対して不利益を及ぼすことや、不正な端末の使用に起因するネットワークの重大な事故が発生する可能性を未然に防ぐため、**必要**な制度である。

○効率性

電気通信機器を利用するに当たっては、原則、電気通信事業者による技術基準に適合するかどうかの接続の検査を受けることとされているが、技術基準適合認定等の基準認証を受けたものについては、接続検査の手続を簡素化することが可能であり、それにより、電気通信事業者、サービス提供者、端末利用者等にとって負担軽減が図られる。また、技術基準（電気通信事業者が総務大臣の

認可を受けて定める技術的条件を含む。)に合致しているかどうかの認定業務を、当初、財団法人 電気通信端末機器審査協会のみが指定認定機関として行ってきていたが、更なる**効率性**のため、平成 13 年から公益法人以外の指定認定機関を指定できるようにし、また、平成 15 年度に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成 14 年 3 月 29 日閣議決定)を受けて、認定機関については、指定制度から登録制度に法改正を行った。現在では、民間 4 機関を含む 5 機関が登録認定機関として事業を行っている。

さらに、端末機器のうち電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信への妨害のおそれが少ないものについては、製造業者又は輸入事業者が自ら技術基準への適合性を確認できる技術基準適合自己確認制度が制定され、製造業者又は輸入事業者にとって一層**効率的**な手段の選択が可能となった。(電気通信事業法第 63 条 (技術基準適合自己確認等))

○有効性

技術基準適合認定制度による表示に基づき、利用者が自由に、かつ、安心して端末機器を購入・使用が可能となることや、不正な端末の使用に起因するネットワークの重大な事故が発生する可能性を未然に防ぐことから、技術基準適合認定制度の**有効性**が認められる。

○その他

新たな登録認定機関として、平成 18 年度と平成 20 年度には、それぞれ民間 1 機関が新たに登録されており、より**公平かつ透明**な制度運営に貢献しているものと認められる。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

○「IP 化時代の通信端末に関する研究会」報告書(平成 19 年 8 月)

「IP 化時代の通信端末に関する研究会」において、ネットワークの IP 化による通信端末に求められる役割の変化に対し、端末の認証のあり方を含めた各種制度面・技術面の環境整備に関する検討を行った。

○「情報通信審議会」答申(諮問第 2020 号「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IP 電話端末等に関する技術的条件及び電気通信事故等に関する事項」(一部答申))(平成 21 年 7 月 28 日)

ネットワークの IP 化に伴う動向を踏まえ、IP 電話サービスの進展や社会的な動向等を勘案しつつ、通話の用に供する IP 電話としての OAB~J IP 電話端末設備等の技術的条件について検討を行うとともに、端末設備の認証方法についても検討を行った。

6 評価に使用した資料等

○「IP 化時代の通信端末に関する研究会」報告書(平成 19 年 8 月)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/070806_4.html

○「情報通信審議会」答申(諮問第 2020 号「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IP 電話端末等に関する技術的条件及び電気通信事故等に関する事項」(一部答申))(平成 21 年 7 月 28 日)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000033806.pdf

電波監理に係る点検等事業に関する政策評価

1 事務・事業等

- ① 特定無線設備の技術基準適合証明
- ② 無線設備等の点検
- ③ 無線設備の点検に用いる測定器、その他の設備であって、総務省で定めるものの較正（以下「測定器等の較正」）
- ④ 国外適合性評価事業

2 事務・事業の背景等

(1) 背景等

そもそも無線局の開設に際しては、電波法に基づき、国の検査を経た上で、免許を受ける必要があった。

しかし、当該検査の簡略化のため、電波法の一部を改正する法律（昭和 56 年法律第 49 号）により技術基準適合証明制度を導入し、郵政大臣（当時）から指定を受けた指定証明機関による証明を受けた場合には、検査を簡略化することとした（平成 16 年から、当該指定の制度は、登録の制度に移行。）。

また、欧州共同体、シンガポール共和国及び米国と締結した相互承認協定に基づく輸出入の円滑化等に資するため、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成 13 年法律第 111 号）により国外適合性評価事業について規定し、総務大臣から認定を受け、相互承認協定に基づき登録を受けた認定適合性評価機関は、国外適合性評価事業を実施できることとした。

さらに、民間能力を更に活用するため、電波法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 47 号）により認定点検事業者制度を導入し、郵政大臣（当時）の認定を受けた認定点検事業者が点検を行った場合には、国の検査の一部を省略することとした（平成 16 年から、当該認定の制度は、登録の制度に移行。）。

なお、上記の認定点検事業者制度の導入に際しては、当該点検の正確性を確保する観点から、認定の要件の一つとして、点検に使用する測定器等については較正を受けなければならないこととした。こうした需要に対応するため、正確な較正を行い得る民間の能力を活用することとし、当該較正については、郵政大臣（当時）の指定を受けた指定較正機関が実施できることとした。

(2) 根拠法令

- | | |
|-------------------|---|
| ① 特定無線設備の技術基準適合証明 | 電波法第 38 条の 2 第 1 項 |
| ② 無線設備等の点検 | 電波法第 24 条の 2 第 1 項 |
| ③ 測定器等の較正 | 電波法第 102 条の 18 第 1 項 |
| ④ 国外適合性評価事業 | 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第 3 条第 1 項 |

(3) 関係公益法人

- | | |
|-------------------|---|
| ① 特定無線設備の技術基準適合証明 | 財団法人テレコムエンジニアリングセンター
財団法人日本アマチュア無線振興協会 |
| ② 無線設備等の点検 | 財団法人航空機安全運航支援センター（国土交通省所管。平成 18 年 7 月 4 日名称変更。） |
| ③ 測定器等の較正 | 財団法人テレコムエンジニアリングセンター |
| ④ 国外適合性評価事業 | 財団法人テレコムエンジニアリングセンター |

3 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法及びその結果

(1) 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法

いずれの事業も、無線局免許関係事務をはじめとする電波監理を円滑かつ効率的に実施することを目的に行われていることから、関連の制度改正等を考慮しつつ、当該事業が有する必要性、効率性及び有効性等について評価し、評価結果を導いた。

(2) 結果

本制度は、できる限り民間の能力を活用し、必要最低限の関与のみを残しているものである。また、近年の携帯電話や無線 LAN 等の多様な無線利用の急速な普及にも効率的に対応できている。さらに、実施主体については、いわゆる公益法人要件を撤廃しており、登録制度に移行するなど、公平性等の観点からも問題はなく、適切な制度整備、運用がなされていると考えられる。

4 政策評価の結果

○必要性

いずれの事業も、無線局免許関係事務をはじめとする電波監理を円滑かつ効率的に実施する上で必要不可欠なものであり、その目的に照らして妥当なものである。また、行政関与の在り方からみても、できる限り民間の能力を活用した結果、必要最低限の関与のみを残しているものであり、妥当なものである。以上から、これら事業についての**必要性**は高いと認められる。

○効率性

いずれの事業も、上記2（1）に記載された背景等のとおり、民間能力を活用し国自らの関与を最小限にすることにより電波監理を**効率的**に実施するために導入されたものであり、携帯電話や無線LAN等の多様な無線利用の急速な普及がなされていることから、**効率性**の観点から問題はないものと認められる。

○有効性

適正な電波監理が確保されながら、電波は**有効**に利用されていることから、いずれの事業も期待される効果が得られているものと認められる。

○その他

上記のほか、技術基準適合証明制度、登録点検事業者制度、較正制度及び国外適合性評価事業については、いわゆる公益法人要件の規定はなく複数機関の参入を認めている。加えて、技術基準適合証明制度及び登録点検事業者制度については、登録の制度に移行するなど、**公平性**その他の観点からも問題はないものと考えられる。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本評価に際しては、これら事業の根幹となる試験、測定及び較正の制度全般について高い識見を有する東北大学 杉浦 行 名誉教授にも評価いただき、次のとおり意見をいただいている。

「今や我が国の無線局総数は1億2千万に達しており、電波の公平かつ能率的な利用が一層重要になっている。特に、この様に多数の無線設備が利用されると、個々の無線設備が指定された技術基準を確実に満足することが必須であり、これを確保するために無線設備の性能証明や点検などの管理態勢が益々重要になっている。但し、この様に多数の無線設備を行政当局が管理することは極めて困難で不効率であるため、十分な技術を有する民間事業者の力を出来るだけ借りるべきである。

このような観点から無線設備の管理態勢を見ると、現在、民間活用のための法令や制度が相当整備されているようである。特に、前回の政策評価において法人参入のための一層の環境整備を要望したが、法改正等によって手続の簡略化に努めており、また登録証明機関及び登録点検事業者が増加の傾向にあるようなので、昨今の無線設備の監理行政を極めて高く評価できる。」

6 評価に使用した資料等

○ 特定無線設備の技術基準適合証明について

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/equ/index.htm>

○ 無線設備等の点検及び測定器等の較正について

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/proc/check/index.htm>

防火対象物点検資格者講習事業に関する政策評価

1 事務・事業等

建物用途の実態や消防計画に基づいた防火管理の実施状況等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習

2 事務・事業の背景等

(1) 背景等

平成 13 年 9 月に発生した新宿区歌舞伎町雑居ビル火災（死者 44 名）を契機に、消防審議会から防火対象物の防火安全対策として、消防機関による消防法令違反ビルの是正指導、ビル関係者による防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化について答申された。

これを受けて、平成 14 年に消防法の一部が改正され、一定の防火対象物については、消防法令及び火災予防等に係る専門的な知識を有する防火対象物点検資格者が、防火管理者の選任状況、避難訓練の実施状況、防火戸の開閉や避難階段等による避難の妨げとなる障害物の存置の有無など防火管理に係るソフト面の実施状況を総合的に点検し、その結果を防火対象物の管理権原者が消防機関に報告することが義務付けられた（防火対象物定期点検報告制度）。

このことから防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習（防火対象物点検資格者講習）が制度化され、総務大臣に登録された登録講習機関が実施する当該講習の課程を修了した者に対し、防火対象物点検資格者の資格を付与している。

(2) 根拠法令

防火対象物定期点検報告制度：消防法第 8 条の 2 の 2（平成 14 年施行）

防火対象物点検資格者講習制度：消防法施行規則第 4 条の 2 の 4 第 4 項（平成 15 年開始）

(3) 関係公益法人

(財) 日本消防設備安全センター

3 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法及びその結果

防火対象物点検報告制度の対象となっている防火対象物は、火災等の発生時に危険な状況に置かれる人数が多く、法令遵守されない場合に被害が甚大になる可能性が高いことから、防火対象物の関係者による火災予防上の維持管理及び消防法令への適合を一定の知識及び技術を有する者が点検することが重要である。そのためには、一定の知識及び技術を有する者として、防火対象物点検資格者を確保することが必要であり、登録講習機関による安定的な養成が求められている。

このことを踏まえ、受講者数の状況などから登録機関による講習業務の必要性等について検証した。

○登録講習機関分の受講者数の状況

年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
受講者数	2, 145 人	1, 349 人	1, 638 人	9, 912 人	5, 019 人

4 政策評価の結果

防火対象物点検資格者講習の受講者数は、再講習の開始に伴い一旦は増加しているが、新規受講者数は安定的に推移している。さらに、近年の個室ビデオ店火災、カラオケボックス火災、小規模社会福祉施設等の火災の発生を踏まえ、同様の被害を防止するため、消防庁では、新たな形態の建築物や施設等に対応した防火安全対策を推進しているところであることから、防火対象物点検資格者の果たすべき役割は大きい。

当該点検に関しては、必要な知識及び技能を習得することが求められることから、一定以上の講習内容の水準を確保する必要があるため、そのためには、講習の業務を適正かつ公正に行う事ができ、点検業務上に必要な助言等も与えることができる体制、人材の確保等が可能な第三者の登録講習機関で講習業務を実施することが必要である。

なお、消防庁においては、行政刷新会議における公益法人事業仕分け（平成22年5月）の評価結果を踏まえ、他講習既修者に対する科目免除の拡大等を内容とする省令・告示改正を行い、平成23年4月から施行する予定であり、これを受けて登録講習機関においても受講料の引下げを検討中であることを踏まえると、受講者負担の軽減にも一定の配慮をしている。

今後も、防火対象物定期点検報告制度の維持・推進を図り、国民の生命、身体及び財産等の被害の軽減に資するためにも、登録講習機関で講習業務を実施することが必要である。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

防火対象物点検資格者講習については、「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長：平野敏右東京大学名誉教授）やその作業部会である「基本問題に関する検討部会」（部会長：菅原進一東京理科大学教授）において、学識経験者や消防関係者等による議論、消防庁においても上記の省令・告示改正にあわせ実施したパブリック・コメントにより広く一般からの意見募集を実施した。

その結果、当該講習は一定水準の知識や技術力を維持・確保すべきとするご意見をいただき、政策評価の結果の分析に活用した。

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）、防火管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示（案）等に対する意見募集

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2209/220916_1houdou/03_houdoushiryou.pdf

6 評価に使用した資料等

財団法人日本消防設備安全センターの事業報告・収支決算等

<http://www.fesc.or.jp/09/index-e.html>

消防設備点検資格者講習事業に関する政策評価

1 事務・事業等

消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習

2 事務・事業の背景等

(1) 背景等

昭和 40 年代に続発した大阪千日デパート前ビル火災や熊本大洋デパート火災等の死者 100 名を越す大規模ビル火災の教訓を活かし、このような大惨事を二度と繰り返さないような対策が必要との社会的な要請等を受け、昭和 49 年に消防法の一部が改正された。

これにより、いついかなる時に火災が発生しても、スプリンクラー設備や自動火災報知設備等の消防用設備等がその機能を有効に発揮できるよう、消防用設備等の点検を一定の知識・技術を有する者に行わせ、その結果を消防機関に報告することが義務付けられた（消防用設備等点検報告制度）。

このことから、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関する必要な知識及び技能を修得することができる講習（消防設備点検資格者講習）が制度化され、総務大臣又は消防庁長官に登録された登録講習機関が実施する当該講習の課程を修了した者に対し、消防設備点検資格者の資格を付与している。

(2) 根拠法令

消防用設備等点検報告制度：消防法第 17 条の 3 の 3（昭和 50 年施行）

消防設備点検資格者講習制度：消防法施行規則第 3 1 条の 6 第 6 項（昭和 50 年開始）

(3) 関係公益法人

(財) 日本消防設備安全センター

3 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法及びその結果

消防用設備等点検報告制度の対象となっている防火対象物は、火災等の発生時に危険な状況に置かれる人数が多く、法令遵守されない場合に被害が甚大になる可能性が高いことから、消防用設備等についての維持管理及び消防法令への適合が重要である。そのためには、消防用設備等を正しく設置し維持することを点検することができる、一定の知識及び技術を有する消防設備点検資格者の確保が必要であり、登録講習機関による安定的な養成が求められている。

このことを踏まえ、受講者数の状況などから登録機関による講習業務の必要性等について検証した。

○登録講習機関分の受講者数の状況

年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
受講者数	23,960 人	25,286 人	25,953 人	25,471 人	24,550 人

4 政策評価の結果

消防設備点検資格者講習の受講者数は、安定的に推移している。

さらに、

- ① 平成 16 年より特殊消防用設備等の点検を行うことができる特種消防設備点検資格者が新たに創設された。
- ② 最近の個室ビデオ店、カラオケボックス、小規模社会福祉施設等における火災に伴い、新たな形態の建築物や小規模施設等に対応した消防用設備等(特定施設水道連結型スプリンクラー設備、特定小規模施設用自動火災報知設備等)の設置基準が規定された。
- ③ 地球環境に著しく影響を与える物質(ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)等)を含む消火薬剤を取り扱う場合の技術上の基準が定められた。

等の経緯もあり、消防設備点検資格者の必要性はますます増大している。

消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関しては、必要な知識及び技能を修得することが求められることから、一定以上の講習内容の水準を確保する必要があり、そのためには、講習の業務を全国的に適正かつ公正・継続的に行う事ができ、点検業務上の必要な助言等も与えることができる体制、人材の確保等が可能な第三者の登録講習機関で講習業務を実施することが必要である。

なお、消防庁においては、行政刷新会議における公益法人事業仕分け(平成22年5月)の評価結果を踏まえ、他講習既修者に対する科目免除の拡大等を内容とする省令・告示改正を行い、平成23年4月から施行する予定であり、これを受けて登録講習機関においても受講料の引下げを検討中であることを踏まえると、受講者負担の軽減にも一定の配慮をしている。

今後も、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検制度の維持・推進を図り、国民の生命、身体及び財産等の被害の軽減に資するためにも、登録講習機関で講習業務を実施することが必要である。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

消防設備点検資格者講習については、「予防行政のあり方に関する検討会」(委員長:平野敏右東京大学名誉教授)やその作業部会である「基本問題に関する検討部会」(部会長:菅原進一東京理科大学教授)において、学識経験者や消防関係者等による議論、消防庁においても上記の省令・告示改正にあわせ実施したパブリック・コメントにより広く一般からの意見募集を実施した。

その結果、当該講習は一定水準の知識や技術力を維持・確保すべきとするご意見をいただき、政策評価の結果の分析に活用した。

消防法施行規則の一部を改正する省令(案)、防火管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示(案)等に対する意見募集

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2209/220916_1houdou/03_houdoushiryou.pdf

6 評価に使用した資料等

財団法人日本消防設備安全センターの事業報告・収支決算等

<http://www.fesc.or.jp/09/index-e.html>

防災管理点検資格者講習事業に関する政策評価

1 事務・事業等

大規模・高層建築物等に義務付けられた防災管理業務の実施状況等の点検に関し、必要な知識及び技能を修得することができる講習

2 事務・事業の背景等

(1) 背景等

首都直下型地震、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生の切迫性が指摘されており、このような大規模地震が発生した場合には、避難誘導・救出救護、エレベーター停止に伴う閉じ込め事案、避難施設・消防用設備等の損壊、停電・断水・通信障害・交通障害及び同時多発的な被害の発生等、地震災害特有の対応が予想される。特に大規模・高層建築物等においては、人命安全の確保上、その対応に相当な困難が伴うことから、平成19年に消防法の一部が改正され、地震等の災害による被害の軽減を図るための消防計画の作成、当該消防計画における防災管理業務の実施状況等を消防法令及び防災管理に係る専門的な知識を有する防災管理点検資格者が、総合的に点検し、その結果を防火対象物の管理権原者が消防機関に報告することが義務付けられた。また、大規模事故やテロ等による毒性物質の発散等から在館者の安全を守るための防災対策も組み入れられた（防災管理点検報告制度）。

このことから防災管理点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習（防災管理点検資格者講習）が制度化され、総務大臣に登録された登録講習機関が実施する当該講習の課程を修了した者に対し、防災管理点検資格者の資格を付与している。

(2) 根拠法令

防災管理点検報告制度：消防法第36条第1項で準用する同法第8条の2の2（平成21年施行）

防災管理点検資格者講習制度：消防法施行規則第51条の12第3項（平成21年開始）

(3) 関係公益法人

(財) 日本消防設備安全センター

3 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法及びその結果

防災管理点検報告制度の対象となっている防火対象物は、火災等の発生時に危険な状況に置かれる人数が多く、法令遵守されない場合に被害が甚大になる可能性が高いことから、防火対象物の関係者による火災予防上の維持管理及び消防法令への適合を一定の知識及び技術を有する者が点検することが重要である。そのためには、一定の知識及び技術を有する防災管理点検資格者の確保が必要であり、登録講習機関による安定的な養成が求められている。

このことを踏まえ、受講者数の状況などから登録機関による講習業務の必要性等について検証した。

○受講者数の状況

年度	21年度（新設）
受講者数	3,950人

4 政策評価の結果

防災管理点検資格者講習の受講者数は、講習開始初年度の平成21年度が3,950人であった。

大規模地震発生の切迫性が指摘され、大規模・高層建築物等における人命安全の確保と二次災害の防止に係る対策の樹立が不可欠となっていることから、当該防火対象物の管理権原者が行う防災管理業務について、その実施状況等を点検する防災管理点検資格者の必要性は高い。

当該点検に関しては、必要な知識及び技能を修得することが求められることから、一定以上の講習内容の水準を確保する必要があるためには、講習の業務を適正かつ公正に行う事ができ、点検業務上の必要な助言等も与えることができる体制、人材の確保等が可能な第三者の登録講習機関で講習業務を実施することが必要である。

なお、消防庁においては、行政刷新会議における公益法人事業仕分け（平成22年5月）の評価結果を踏まえ、他講習既修者に対する科目免除の拡大等を内容とする省令・告示改正を行い、平成23年4月から施行する予定であり、これを受けて登録講習機関においても受講料の引下げを検討中であることを踏まえると、受講者負担の軽減にも一定の配慮をしている。

今後も、防災管理点検報告制度の維持・推進を図り、国民の生命、身体及び財産等の被害の軽減に資するためにも、登録講習機関で講習業務を実施することが必要である。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

防災管理点検資格者講習については、「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長：平野敏右東京大学名誉教授）やその作業部会である「基本問題に関する検討部会」（部会長：菅原進一東京理科大学教授）において、学識経験者や消防関係者等による議論、消防庁においても上記の省令・告示改正にあわせ実施したパブリック・コメントにより広く一般からの意見募集を実施した。

その結果、当該講習は一定水準の知識や技術力を維持・確保すべきとするご意見をいただき、政策評価の結果の分析に活用した。

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）、防火管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示（案）等に対する意見募集

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2209/220916_1houdou/03_houdoushiryou.pdf

6 評価に使用した資料等

財団法人日本消防設備安全センターの事業報告・収支決算等

<http://www.fesc.or.jp/09/index-e.html>

自衛消防業務講習事業に関する政策評価

1 事務・事業等

大規模・高層建築物等に自衛消防組織の設置が義務付けられ、その統括管理者の要件のひとつとして義務付けられている講習

2 事務・事業の背景等

(1) 背景等

首都直下型地震、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生の切迫性が指摘されており、このような大規模地震が発生した場合には、避難誘導・救出救護、エレベーター停止に伴う閉じ込め事案、避難施設・消防用設備等の損壊、停電・断水・通信障害・交通障害及び同時多発的な被害の発生等、地震災害特有の対応が予想される。特に大規模・高層建築物等においては、人命安全の確保上、その対応に相当な困難が伴うことから、平成 19 年に消防法の一部が改正され、その被害を軽減するために必要な業務を行う自衛消防組織の設置が義務付けられた。

この自衛消防組織は、大規模地震等による災害が発生した際、総力を挙げ、在館者等の避難に万全を期すなど、人命安全の確保を図る極めて重要なものであり、災害の発生と同時に人員、設備、資機材を有効に活用した組織的な自衛消防活動を行う必要がある。したがって、その統括管理者には、都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長若しくは法人であって総務大臣に登録されたものが行う自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者等を充てることとされた。

このことから総務大臣に登録された登録講習機関等が実施する自衛消防組織の業務に関し、必要な知識及び技能を修得することができる講習（自衛消防業務講習）の課程を修了した者に対し、講習修了証を交付している。

(2) 根拠法令

自衛消防組織の設置義務：消防法第 8 条の 2 の 5（平成 21 年施行）

統括管理者の要件：消防法施行令第 4 条の 2 の 8 第 3 項（平成 21 年講習開始）

(3) 関係公益法人

(財) 日本消防設備安全センター

3 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法及びその結果

自衛消防組織の統括管理者は、災害の発生と同時に人員、設備、資機材を有効に活用できるよう自衛消防活動を組織的に統括しなければならない。統括管理者の要件の一つとして、登録講習機関等が行う自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者等を充てることとされていることから、登録講習機関等による安定的な講習の実施が求められている。

このことを踏まえ、受講者数の状況などから登録機関による講習業務の必要性等について検証した。

○受講者数の状況

年度	20年度（開始年度）	21年度
受講者数	40人	27,875人

4 政策評価の結果

登録講習機関である安全センターが実施した自衛消防業務講習の受講者数は、講習開始初年度の平成20年度が40人、平成21年度27,875人であった。

大規模地震発生の切迫性が指摘される中、自衛消防組織は、大規模地震等が発生した場合、在館者等の避難に万全を期すなど、大規模・高層建築物等における人命安全の確保と二次災害の防止のために極めて重要なものであり、災害の発生と同時に人員、設備、資機材を有効に活用した組織的な自衛消防活動を行うことから、その統括管理者の重要性は極めて高い。

統括管理者の要件の一つとして、登録講習機関等が行う自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者等を充てることとされたことから、一定以上の講習内容の水準を確保する必要がある、そのためには、講習の業務を適正かつ公正・継続的に行う事ができる体制、人材の確保等が可能な第三者の登録講習機関で講習業務を実施することが必要である。

なお、消防庁においては、行政刷新会議における公益法人事業仕分け（平成22年5月）の評価結果を踏まえ、他講習既修者に対する科目免除の拡大等を内容とする省令・告示改正を行い、平成23年4月から施行する予定であり、これを受けて登録講習機関においても受講料の引下げを検討中であることを踏まえると、受講者負担の軽減にも一定の配慮をしている。

今後も、大規模地震等の災害から国民の生命、身体及び財産等の被害の軽減に資するためにも、登録講習機関で講習業務を実施することが必要である。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

自衛消防業務講習については、「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長：平野敏右東京大学名誉教授）やその作業部会である「基本問題に関する検討部会」（部会長：菅原進一東京理科大学教授）において、学識経験者や消防関係者等による議論、消防庁においても上記の省令・告示改正にあわせ実施したパブリック・コメントにより広く一般からの意見募集を実施した。

その結果、当該講習は一定水準の知識や技術力を維持・確保すべきとするご意見をいただき、政策評価の結果の分析に活用した。

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）、防火管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示（案）等に対する意見募集

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2209/220916_1houdou/03_houdoushiryou.pdf

6 評価に使用した資料等

財団法人日本消防設備安全センターの事業報告・収支決算等

<http://www.fesc.or.jp/09/index-e.html>

防火管理講習事業に関する政策評価

1 事務・事業等

防火管理者になるために必要な知識及び技能を修得させる講習

2 事務・事業の背景等

(1) 背景等

消防法では、多数の者が利用する建物において、国民の生命、身体及び財産を火災から守るため、その管理権原者に対して、防火のための知識・技能を有する資格者で、かつ、管理的・監督的立場にある者の中から防火管理者を定め、火気管理、消防用設備等の維持管理、消火及び避難訓練・教育等の防火管理業務を行わせることを義務付けている。

この防火のための知識・技能を習得させるための講習は、主として市町村の消防長が実施しているが、平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた防火安全対策の検討において、防火管理講習の実施頻度が少ないことなど、防火管理者が防火管理講習を十分に受けられる体制にないことが防火管理者の選任率が低い一つの理由になっているとの指摘があり、その対策として、消防長が実施する講習に加えて登録講習機関（当初は指定講習機関）にも講習を実施させ、講習を受ける機会の確保と講習内容の充実を図ることとしたものである。

(2) 根拠法令

消防法第8条第1項、消防法施行令第3条第1項、消防法施行規則第2条の3

(3) 関係公益法人

(財)日本防火協会

3 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法及びその結果

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理権原者に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者に、自らの事業所等の消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けており、適正な防火管理業務を遂行するためには、防火管理者の確保が必要であり、登録講習機関による安定的な養成が求められている。

このことを踏まえ、受講者数の状況などから登録機関による講習業務の必要性等について検証した。

○登録講習機関分の受講者数の状況

年度	受講者数
平成17年度	16,570人
平成18年度	23,875人
平成19年度	27,848人
平成20年度	32,745人
平成21年度	38,441人

4 政策評価の結果

防火管理講習の受講者数は、安定的に推移している。さらに、近年の個室ビデオ店火災、カラオケボックス火災、小規模社会福祉施設等の火災の発生を踏まえ、同様の被害を防止するため、消防庁では、新たな形態の建築物や施設等に対応した防火安全対策を推進しているところであることから、防火管理者の果たすべき役割は高い。

当該管理に関しては、必要な知識及び技能を習得することが求められることから、一定以上の講習内容の水準を確保する必要がある、そのためには、講習の業務を適正かつ公正に行う事ができ、管理業務上に必要な助言等も与えることができる体制、人材の確保等が可能な第三者の登録講習機関で講習業務を実施することが必要である。

なお、消防庁においては、行政刷新会議における公益法人事業仕分け（平成22年5月）の評価結果を踏まえ、他講習既修者に対する科目免除の拡大等を内容とする省令・告示改正を行い、平成23年4月から施行する予定であり、これを受けて登録講習機関においても受講料の引下げを検討中であることを踏まえると、受講者負担の軽減にも一定の配慮をしている。

今後も、防火管理者の維持・推進を図り、国民の生命、身体及び財産等の被害の軽減に資するためにも、登録講習機関で講習業務を実施することが必要である。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

防火管理講習については、「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長：平野敏右東京大学名誉教授）やその作業部会である「基本問題に関する検討部会」（部会長：菅原進一東京理科大学教授）において、学識経験者や消防関係者等による議論、消防庁においても上記の省令・告示改正にあわせ実施したパブリック・コメントにより広く一般からの意見募集を実施した。

その結果、当該講習は一定水準の知識や技術力を維持・確保すべきとするご意見をいただき、政策評価の結果の分析に活用した。

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）、防火管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示（案）等に対する意見募集

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2209/220916_1houdou/03_houdoushiryou.pdf

6 評価に使用した資料等

財団法人日本防火協会の事業報告・収支決算等

<http://www.n-bouka.or.jp/about/publication.html>

防災管理講習事業に関する政策評価

1 事務・事業等

防災管理者になるために必要な知識及び技能を修得させる講習

2 事務・事業の背景等

(1) 背景等

近年、東海地震、東南海・東海地震や首都直下地震の発生の切迫性が指摘されていることに対応するため、消防法では、不特定多数の者が利用し、災害発生時には円滑な避難誘導が求められる大規模・高層の建物の管理権原者に対して、地震等の災害による被害を軽減するための知識及び技能を有する資格者の中から防災管理者を定め、防災管理業務を行わせることを義務付けている。

この講習は、防災管理者に必要な知識及び技能を習得させるためのもので、市町村の消防長が実施する講習開催数を補完し、受講機会を確保するため、登録講習機関においても実施できることとしたものである。

(2) 根拠法令

消防法第 36 条第 1 項、消防法施行令第 47 条第 1 項、消防法施行規則第 51 条の 7

(3) 関係公益法人

(財)日本防火協会

3 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法及びその結果

消防法では、不特定多数の者が利用し、災害発生時には円滑な避難誘導が求められる大規模・高層の建物の管理権原者に対して、地震等の災害による被害を軽減するための知識及び技能を有する資格者の中から防災管理者を定め、防災管理業務を行わせることを義務付けており、適正な防災管理業務を遂行するためには、一定の知識及び技術を有する防災管理者の確保が必要であり、登録講習機関による安定的な養成が求められている。

このことを踏まえ、受講者数の状況などから登録機関による講習業務の必要性等について検証した。

○登録講習機関分の受講者数の状況

年度	受講者数
平成 20 年度（開始年度）	553 人
平成 21 年度	12,994 人

4 政策評価の結果

防災管理講習の受講者数は、講習開始初年度の平成20年度が553人、平成21年度が12,994人であった。防災管理者は、大規模な防災管理対象物において防災管理業務を推進する責任者であり、防火対策と防災対策との一元化を図るため、防災管理対象物においては防火管理者が行うべき防火管理業務は、防災管理者に行わせなければならないとされており防災管理者の果たすべき役割は大きい。

防災管理講習は、対象となる建物規模が大きく、地域によっては受講者数が少ないことから、市町村レベルで多くの回数を実施することは困難であり、また効率的ではない。また、都市部では、対象となる建物が多く、消防機関においては講習需要に十分には応えられない場合がある。

このため、登録講習機関が都道府県又は広域市町村単位で講習を実施することにより、各消防機関にとっては講習実施の負担が軽減され、受講者にとっては受講の機会が増えるといった効果があり、本講習の必要性や有効性が認められる。

なお、消防庁においては、行政刷新会議における公益法人事業仕分け（平成22年5月）の評価結果を踏まえ、他講習既修者に対する科目免除の拡大等を内容とする省令・告示改正を行い、平成23年4月から施行する予定であり、これを受けて登録講習機関においても受講料の引下げを検討中であることを踏まえると、受講者負担の軽減にも一定の配慮をしている。

今後も、防災管理者の維持・推進を図り、国民の生命、身体及び財産等の被害の軽減に資するためにも、登録講習機関で講習業務を実施することが必要である。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

防災管理講習については、「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長：平野敏右東京大学名誉教授）やその作業部会である「基本問題に関する検討部会」（部会長：菅原進一東京理科大学教授）において、学識経験者や消防関係者等による議論、消防庁においても上記の省令・告示改正にあわせ実施したパブリック・コメントにより広く一般からの意見募集を実施した。

その結果、当該講習は一定水準の知識や技術力を維持・確保すべきとすることをご意見をいただき、政策評価の結果の分析に活用した。

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）、防火管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示（案）等に対する意見募集

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2209/220916_1houdou/03_houdoushiryou.pdf

6 評価に使用した資料等

財団法人日本防火協会の事業報告・収支決算等

<http://www.n-bouka.or.jp/about/publication.html>

消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等についての認定事業 に関する政策評価

1 事務・事業等

消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等についての認定

2 事務・事業の背景等

(1) 背景等

火災発生時の被害軽減のため、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条においては、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める基準に従って、設置し、及び維持しなければならないとされている。

また、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等は、①実際の火災の際に、その機能を正常に発揮できない場合には、関係者の生命、身体及び財産等に大きな被害をもたらし、②実際の火災の際に、初めて使用されるものであることから、国民は消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等の良否を事前に正しく判断できず、市場原理が有効に機能しないものである。これらのことから、設置される前にあらかじめ一定水準以上の性能を有する必要があるため、消防法令上で定められている設備等技術基準の全部又は一部に適合していることについての認定を行う。

これら消防用設備等の認定については、①原則として、対象となる消防用設備等の設置の際に、工事完了後消防用設備等が技術上の基準に従って設置されているか否かを、設置者から提出された消防設備士による試験結果報告書が添付された設置届を受けて、消防機関が検査することとされており、②他方で、一定の要件を満たすものとして総務大臣又は消防庁長官に登録された第三者機関により、当該消防用設備等が技術上の基準に適合している旨の認定を受け、かつ、表示が付されている場合は当該認定に係る設備等技術基準に適合するものとみなすこととされている。

(2) 根拠法令

消防法施行規則第 3 1 条の 4 第 1 項

(3) 関係公益法人

(社) 日本消防放水器具工業会、(財) 日本消防設備安全センター、(社) 全国避難設備工業会
(社) 電線総合技術センター、(社) 日本電気協会、(社) 日本内燃力発電設備協会

3 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法及びその結果

消防用設備等は、国民の生命、身体及び財産の安全に直結し、火災時に一定水準以上の性能を確実に発揮することが必要である。このことを踏まえ、認定数の状況などから登録機関による認定業務

の必要性等について検証した。

平成21年度の個別認定数は1,918,443個に上り、十分な政策的必要性があったとともに、有効に活用されていると考えられる。

○個別認定数の状況（公益法人分）

年度	個別認定数（個）
H17	1,537,565
H18	2,481,075
H19	2,612,422
H20	2,215,095
H21	1,918,443

4 政策評価の結果

認定制度により防火対象物に一定水準以上の性能を確実に発揮できる消防用設備等の設置が可能となっており、消防用設備等の複雑化、高度化が進む中、認定制度の必要性はますます増大しているといえる。

消防用設備等は、前述のとおり、①実際の火災の際に、その機能を正常に発揮できない場合には、関係者の生命、身体及び財産等に大きな被害をもたらし、②実際の火災の際に、初めて使用されるものであることから、国民は消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等の良否を事前に正しく判断できず、市場原理が有効に機能しないという特殊性を有しており、その性能については適切に保証を行っていく必要がある。

さらに、消防機関や各設置者等が個別に性能を試験・検査した場合、必要とされる設備や人材に係る投資・手間が分散され、経済的にも合理的ではなく、公正な第三者機関による認定が国民の信頼確保に資すること等から、認定機関による認定業務は公正で効率性という面でも貢献している。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

消防用設備等の認定に関しては、「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長：平野敏右東京大学名誉教授）やその作業部会である「基本問題に関する検討部会」（部会長：菅原進一東京理科大学教授）において、学識経験者や消防関係者等による議論・検討を実施した。

その結果、消防用設備等については、火災時に一定水準以上の性能を確実に発揮できることが必要であり、その性能については、認定制度等により適切に保証を行っていく必要がある旨のご意見をいただき、政策評価の結果の分析に活用した。

6 評価に使用した資料等

財団法人日本消防設備安全センターの事業報告・収支決算等

<http://www.fesc.or.jp/09/index-e.html>

社団法人日本消防放水器具工業会の事業報告・収支決算等

<http://www.jfe.or.jp/disclose.htm>

社団法人全国避難設備工業会の事業報告・収支決算等

<http://www.zenkoku-hinan.or.jp/>

社団法人電線総合技術センターの事業報告・収支決算等

<http://www.jectec.or.jp/disclose/index.html>

社団法人日本電気協会の事業報告・収支決算等

<http://www.denki.or.jp/about/disclosure.html>

社団法人日本内燃力発電設備協会の事業報告・収支決算等

<http://www.nega.or.jp/outline/disclosure/index.html>

特殊消防用設備等の性能評価事業に関する政策評価

1 事務・事業等

特殊消防用設備等の性能評価

2 事務・事業の背景等

(1) 背景等

超高層ビル、巨大複合建築物、大空間を有する施設等で、現行の消防用設備等の技術上の基準では想定していないような防火対象物を建築する場合等には、その防火安全性の向上を目指し、「通常用いられる消防用設備等」の基準に適合しない「特殊の消防用設備等その他の設備等（特殊消防用設備等）」について、通常用いる消防用設備等と同等以上の性能を有していることを認定し、その設置を円滑に認めていくこととするため、平成 15 年に消防法第 17 条第 3 項に基づく総務大臣認定制度を設けた。

これは、技術基準が確立されていない「特殊消防用設備等」を設置しようとする場合には、防火対象物ごとに、高度な技術的識見を有する性能評価機関の評価結果に基づき、総務大臣がその性能を審査し、認定を行うことで技術革新に対して柔軟に対応するものである。

性能評価は、日本消防検定協会及び法人であって総務大臣の登録を受けたもの（以下「登録検定機関」という。）が行うこととされており、(財)日本消防設備安全センターが平成 16 年 6 月 1 日に総務大臣に登録された登録検定機関となっている。

(2) 根拠法令

消防法 17 条の 2 第 1 項

(3) 関係公益法人

(財) 日本消防設備安全センター

3 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法及びその結果

消防用設備等は、国民の生命、身体及び財産の安全に直結し、火災時に一定水準以上の性能を確実に発揮できることが必要である。しかし、技術基準が確立していない「特殊消防用設備等」を設置しようとする場合、防火対象物ごとに通常用いる消防用設備等と同等以上の性能を有するか否かを評価するためには、高度な技術的識見を有する性能評価機関による評価が必要である。

このことを踏まえ、評価件数の状況から登録検定機関による性能評価業務の必要性について検証した。

○性能評価件数

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
評価件数	10件	2件	10件	9件	3件

4 政策評価の結果

性能評価制度の発足以来、(財)日本消防設備安全センターでは34件を評価し、加圧防煙設備やハロカーボン系FK-5-1-12消火設備など6種類の新たな技術による特殊消防用設備等が評価されている。

一方で、一定の知見が得られた特殊消防用設備等は通常用いられる消防用設備等と同等以上の防火安全性能を有する設備等として技術基準化することにより、消防用設備等の技術革新に対応しているところである。

このようなことから、防火対象物の複雑化、消防用設備等の高度化が進む中、性能評価制度を踏まえた総務大臣認定の必要性は今後ますます増大していくものと考えている。

また、特殊消防用設備等は、前述のとおり、実際の火災の際に、その機能を正常に発揮できない場合には、関係者の生命、身体及び財産等に大きな被害をもたらしてしまうことから、その性能については適切に評価を行っていく必要があり、かつ、登録検定機関による性能評価業務は公平性・効率性という面でも貢献できるものである。

今後も、消防用設備等に係る技術革新に柔軟に対応していくため、特殊消防用設備等の性能評価制度の趣旨・必要性について、広く普及啓発していくことが必要である。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

特殊消防用設備等の性能評価に関しては、「予防行政のあり方に関する検討会」(委員長：平野敏右 東京大学名誉教授)やその作業部会である「基本問題に関する検討部会」(部会長：菅原進一 東京理科大学教授)において、学識経験者や消防関係者等による議論・検討を実施した。

その結果、特殊消防用設備等については、火災時に一定水準以上の性能を確実に発揮できることが必要であり、その性能については、適切に保証を行っていく必要がある旨のご意見をいただき、政策評価の結果の分析に活用した。

6 評価に使用した資料等

財団法人日本消防設備安全センターの事業報告・収支決算等

<http://www.fesc.or.jp/09/index-e.html>

防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認事業 に関する政策評価

1 事務・事業等

防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認

2 事務・事業の背景等

(1) 背景等

防災対象物品又はその材料（以下「防災物品」という。）について消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）に規定する防災性能を有することについての確認を行うこととされている。

消防法令においては、高層建築物及び地下街、劇場、キャバレー、旅館及び病院等の不特定多数の者が利用する防火対象物において使用するカーテンやどん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品又はその材料には、所定の防災性能を有するものを使用することが義務付けられており、またその性能を有することの表示（以下「表示」という。）が附されているものでなければ販売等ができないこととされている。

防災物品は、①実際の火災の際に、その防災性能を正常に発揮できない場合には、関係者の生命、身体及び財産等に大きな被害をもたらすものであること、②実際の火災の際に、初めてその機能が確認されるものであるため、国民はその良否を事前に正しく判断できず、市場原理が有効に機能しないものであること等から、販売される前にあらかじめ一定水準以上の防災性能を有することを確認しておく必要があるとの観点から、政令に規定する防災性能を有することについての確認業務が実施されているところである。

この確認業務に関しては、総務大臣の登録を受けた第三者機関の確認を受け、その旨の表示を附することができるのとするとともに、消防庁長官の登録を受けた防災物品の製造業者等が防災性能について自主確認を行い、その旨の表示を附する防災表示制度が整備されている。

(2) 根拠法令

消防法第8条の3、消防法施行規則第4条の5第1項

(3) 関係公益法人

(財)日本防災協会、(財)日本繊維製品品質技術センター

3 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法及びその結果

防災性能を有するか否かの確認に関しては、一定の要件を満たせば製造業者等が自ら表示を附することができることとされているほか、登録確認機関に確認・表示を依頼することもできるとされている。

これを踏まえ、登録機関による防災物品の試験件数、登録機関に不適合とされた件数から、登録確認機関による確認業務の必要性について検証した。

平成21年度の試験件数は1,725件に上り、一方で不適合件数は184件確認されたことを踏まえると、十分な政策的必要性があったとともに、有効に活用されていると考えられる。

①防災物品の試験件数

年度	H17	H18	H19	H20	H21
試験件数	1,788件	1,666件	1,844件	1,895件	1,725件

②不適合とされた件数

年度	H17	H18	H19	H20	H21
不適合件数	181件	152件	209件	240件	184件

4 政策評価の結果

防災物品の試験の件数は、平成20年度1,895件、21年度1,725件であり、対象物品等の改正や経済状況により増減があるものの、安定的に継続して推移している。

このような中で、登録機関により政令に定める防災性能を満たしていないとされたものは、平成20年度に240件、平成21年度に184件発生しており、防災物品のもつ防災性能を担保し、出火を防止し、又は延焼拡大を抑制するためには、登録機関による精度の高い確認が必要であり、かつ、現実にこのチェック機能が有効に働いているものと考えられる。

さらに、市場からのニーズや効率性を考慮して、第三者機関による公正な確認を求める製造事業者は多く、かつ、登録機関による確認業務は公正・効率的であり、精度の高い確認を行いながらも手数料を長年据え置き安価に抑えているため、市場におけるコスト抑制、効率性の向上に貢献している。

今後も、防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認の維持・推進を図り、国民の生命、身体及び財産等の被害の軽減に資するためにも、登録確認機関で確認業務を実施することが必要である。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

防災物品の性能確認に関して、東京理科大学大学院教授関沢愛先生より、国民の安心・安全を守る防災物品等の性能の確保は重要であり、これら事務に係る機関は一定水準以上の知見及び技術力を維持・確保すべきというご意見をいただき、政策評価の結果の分析に活用した。

6 評価に使用した資料等

財団法人日本防災協会の事業報告・収支決算等

<http://www.jfra.or.jp/kyoukai/index.html>

財団法人日本繊維製品品質技術センターの事業報告・収支決算等

<http://www.qtec.or.jp/jp/index.php?id=87>